

新制

人

72

# 土地所有と富の分配をめぐる人類学的研究

—エチオピア西南部・コーヒー栽培農村の事例から—

松村 圭一郎

# 土地所有と富の分配をめぐる人類学的研究

— エチオピア西南部・コーヒー栽培農村の事例から —

松村 圭一郎

2005年3月 京都大学大学院人間・環境学研究科に提出

## はじめに

話は一枚の地図との出会いからはじまる。八重山諸島にある黒島という島の地籍図である。わたしはそこで牛の共同牧場の調査をしていた。あるとき町役場で手にした一枚の地図には、島の土地の境界がすべて記されていた（図1）。人口200人あまりの島で、なぜこれほど微細な境界が引かれているのか。島の土地には歴史が刻まれている。この地籍図を目にしたときの衝撃が、わたしを土地所有という問題にいざなうことになった。

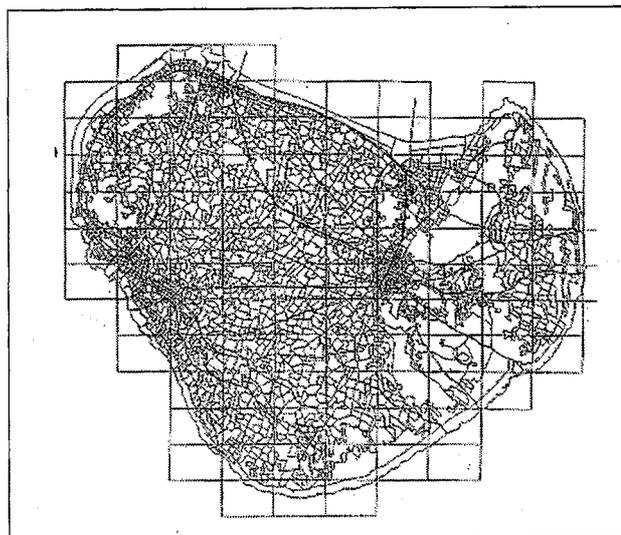


図1 沖縄県・黒島の土地分筆図

ところが、じっさいに共同牧場内の土地登記を一筆ずつ調べていくと、予想もしなかったような状況が見えてきた。本来、共同牧場を利用するには、「牧場内に土地を所有していること」が条件とされていた。それなのに牧場内の土地には、牧場とは何の関わりもない人の所有地がいくつもあった。さらに牧場を利用している人の半数くらいは牧場内にまったく土地を所有していなかった。所有を規定し、資源利用の基盤になるはずの土地登記という制度が、なぜこれほどまで実態とかけ離れているのか。このときから、「法」や「制度」という枠組みではとらえきれない「所有」という問題が、わたしにとって考えていくべき大きなテーマとなった[松村 2000]。

思い返してみれば、黒島で味わったさまざまな出来事がこの論文の土台にある。それらはどれも「所有」という問題を考えさせられるきっかけになった。あるとき、島で敬老会が催された。わたしは民宿からもたされた弁当を手に、中年の男性たちのテーブルに加わった。昼食の時間になっても、男たちはテーブルにそれぞれの持ってきた弁当をひろげたまま、誰も手をつけようとしない。わたしは朝から何も食べていなかったのも、お腹がすいてたまらなかつた。ついにもってきた弁当を手にとり、ひとりで食べはじめた。テーブルを囲む男たちの驚いたような、きまり悪そうな視線を感じたものの、我慢できなかった。そして、わたしが自分の弁当をひとりで平らげてしまったころ、男たちは持ってきたそれぞれの弁当を中央に寄せあい、みんなでつまみ合うようにして食べはじめた。自分の弁当を自分だけで食べてはいけない。わたしのものをわたしが独り占めしてはいけない。自分があたりまえだと思っていた感覚が島ではまったく逸脱した行為だったことにショックを受けた。ずいぶんあとになってからも「おまえ、あのとき弁当ひとりで食ってたやつだろ！」と言われて恥ずかしい思いをした。今でもあのときのことを思い出すと、みぞおちのあたりにほろ苦いものがひろがる。

また、こんなこともあった。牛をトラックの荷台に積み込むとき、牛が下を見て怖がらないように、網目状になっているスロープに毛布などの布をかぶせる。わたしがお世話になっていた牧場で、その布を張り替えることになった。よくいっしょに働いていた男性が「うちに使わなくなったシーツがあるから、もっていけ」と言ってくれた。そのもらったシーツを針金でスロープに括りつけていくと、1枚のシーツがあまった。わたしが「じゃあ、これは倉庫に置いておきましょうか」というと、牧場主の男性は次のように答えた。「そんなの、置いといたら、また誰か来たときにあげることになるだろ。それも全部、張りつけてしまうぞ」。あまっているというのでもらってきたシーツは、もはや自分たちのもの、いつか使えるときまで保管しておいて、また自分たちで使えばいい。わたしにはそういう考えがあった。しかし牧場主の男性には、「もらって手元に残ったものは、また必要とする人にまわすべきもの」という感覚があるようだった。なんだが「クラ」みたいだな。わたしの頭のなかには、島の牛飼いたちのあいだでシーツがぐるぐると循環していくイメージが浮かんでいた。

同じ日本という国に生きていながら、わたしと黒島の人びととは「所有」の感覚が違うのではないか。そんな思いをどこかで感じながら、牧場の調査を行っていたのを思い出す。そしてその後、機会があってエチオピアに行くことになった。そこでもしばしば「所有」に対する感覚の違いのようなものを経験することになる。それでも最初は、放牧されている牛のあとをついてまわって数をかぞえたり、村の土地利用図をつくるために藪のなかまでかきわけていったり、そんなことばかりしていた。わたしと彼らとのあいだで「所有」についての何かが違うことは強く感じながらも、それがいったい何なのか、うまく理解することができなかった。「所有」というテーマでは何も書けそうにない、というのが正直なところだった。ところが、人びとと日常的に接するなかで感じるささいな違和感に目を向けていくことで、少しずつその糸口が見えはじめた。ずっと心のなかで問いつづけてきた問題に、やっと筋道をつけるような文章を書くことができる。いまこの論文を書きはじめられることに、ささやかな幸せを感じている。ただ、その糸口は「所有感覚の違い」といった最初のころの直感とは、まるで違うものになりそうだ。ここでは、「所有を成り立たせているものの違い」とだけ言っておこう。

もちろん、この論文が個人的な思いに答えるためだけのものならば、人類学の研究とは言えないだろう。世の中が直面している課題に少しでも貢献できるものでありたいし、学問とは無縁なところで生活している人の関心にもそえるようなものでありたい。そういう願いはある。そこまで一足飛びには行けないとしても、何らかの展開を見出していくことは不可能ではない気がする。所有という問いは、いまの世界を見渡してみると、かなり重大な問題にもつながりうるからだ。

数年前、「百人の村」という話が話題になった<sup>1</sup>。「もしもこの地球が100人の村だとしたら」のあとに、こんなフレーズがつづく。

「57人のアジア人、21人のヨーロッパ人、14人の南北アメリカ人、8人のアフリカ人がいる。52人の女性と48人の男性。70人が有色人種で、30人が白人。70人がキリスト教以外の人で、30人がキリスト教徒。89人が異性愛者で、11人が同性愛者。6人が全世界の富の59%を所有し、その6人ともがアメリカ国籍。80人は標準以下の居住環境に住み、70人は読むことができない。50人は栄養失調に苦しみ、1人が瀕死の状態にあり、1人はいま生まれようとしている。たった1人が大学教育を受けていて、1人だけがコンピューターを持っている」。

長い歴史のなかで、人類は「自分のもの」という寓話をくり返し語りつづけてきた。この土地はわれわれのもの、川から向こうは彼らのもの、彼らを打ち負かせば、それは自分たちのものになる。最初は誰のものでもなかった土地を、そしてそこから生み出される富を「誰かのもの」にしてきた。そして今、みんなが自分のものだといって手にしているものを前に愕然としている。なぜ100人のうち6人だけで全世界の6割の富を手にするようになったのか。どうしてそれが正当なものとして認められているのか。誰にもわからなくなっている。

「所有」が問題となるのは、土地や資本のようなわかりやすい「富」だけではない。とくに科学技術の発達は、これまでけっして問題にならなかったような「所有」という問いをわれわれに突きつけている。それは、「知的財産」であり、「身体」あるいは「命」の所有という問いである。デジタル化された音楽や映像は、インターネット上で簡単にコピーされ、世界中に拡散する。著作者の所有権はどこまで認められるのか。そもそもそれをどれほど強制できるのか。ゲノム情報を解読したバイオ会社が、そのゲノム情報への所有権を主張することは、はたして正当なのだろうか。代理出産で生まれた子供にとって、「真」の母親は誰なのか。他人から精子や卵子の提供を受けた場合、その提供者は親として認められるのか。自分の臓器だからといって、それを他人に売却することは許されるのか。誰がどういう権限で、その臓器の移植を認めることができるのか。現在、われわれは、こうしたさまざまな「所有」をめぐる重大な問いを考えなければならない時代に生きている。

ひとつの論文で、そんな壮大なテーマに真っ向から挑むことはできない。そこに至るには、まだ遠い道のりがある。わたしにできるのは、エチオピアのひとつの農村社会における「土地所有」という問いを考えていくことにすぎない。ただ、それを通して、「誰かのもの」にしてしまう「所有」という装置が現実の場面でどのように生成しているのか、どういう手順をへてそれが「誰かのもの」になっているのか、その過程をつぶさに描いていけたらと願っている。

# 目次

## 第1章 序論：土地所有という問い

1. 人類学における「所有」：アフリカの土地所有をめぐる議論を中心に・・・1
2. 富の所有と分配：狩猟採集民研究と農村研究における議論を中心に・・・7
3. 用語の翻訳と概念をめぐる問題・・・11
4. 本論の視座：「権威の所在」からみる「所有の力学」・・・16

## 第2章 対象と方法

1. 調査対象の村：ゴンマ地方北部・コンバ村・・・19
2. 多民族農村社会の「民族」という現象・・・24
3. 論文の主人公たち・・・29
4. 複合社会のモノグラフをめざして・・・33

## 第一部 国家のなかの土地所有

### 第3章 国家との遭遇：ゴンマ王国から帝政、そして社会主義へ

1. ゴンマ王国時代の土地所有・・・38
2. 帝国への編入：アムハラによる土地収奪・・・42
3. 革命までの道り：資本家地主層の形成・・・45
4. 農民の組織化：土地の再分配と農民組合の結成・・・48
5. 農業の社会主義化の進展：国営コーヒー農園と生産者協同農場の創設・・・50
6. EPRDF新政権の樹立・・・52

### 第4章 土地の所有をめぐる国家と農民

1. 20世紀初頭から1970年代初頭までの土地所有の変遷・・・56
2. 社会主義革命以降の土地所有動態・・・59
3. ある農民が関わってきた土地の歴史・・・64
4. 国家の法をめぐる土地争い・・・68

### 第5章 考察：土地所有をめぐる国家と法

1. 小作制改革という残された課題・・・71
2. 農業の社会主義化がもたらしたもの・・・73
3. 権威の多元化としての国家・・・75

## 第二部 コミュニティにおける土地の所有と利用

### 第6章 土地の利用が「所有」をつくる

1. 作物を育てる土地：コーヒー林 *buna* とトウモロコシ畑 *maasii*・・・78
2. 牛を放牧する土地：低湿地 *bakkee* と丘陵地 *tabba*・・・81
3. 生活するための土地：集落 *ola* と屋敷地 *ge'e*・・・86

### 第7章 土地の所有者と利用者の重層的関係

1. 畑：土地をもつ者、牛をもつ者、耕す者・・・90
2. コーヒー林：土地をもつ者、借りる者、摘みとる者・・・95

## 第8章 せめぎあう所有

1. 土地争いの調停と解決の手続き：カバレの裁定 *shongo* と年長者 *jarsa biya* . . . . . 99
2. 地主と小作の争い . . . . . 100
3. 確認されつづける境界 . . . . . 104
4. 「家族」のあいだの土地をめぐる対立 . . . . . 109

## 第9章 考察：土地所有の規則性と不規則性

1. 土地所有の規則性を支えるもの：資源利用形態からみる「なわばり論」 . . . . . 113
2. 土地所有の不規則性としての「争い」：権威の所在からみる土地争い . . . . . 117

## 第三部 土地から生み出される富の所有と分配

## 第10章 富の贈与と分配

1. 乞われる食べもの . . . . . 122
2. トウモロコシの収穫直後の分配 . . . . . 125
3. 日常的な贈与と分配 . . . . . 126
4. 「分け与える」への両義的感情と宗教的規律 . . . . . 131

## 第11章 「贈与」と「商品」のはざままで

1. 他人に売られたサトウキビ . . . . . 135
2. とりつくされるオレンジ . . . . . 136
3. カネになる作物：コーヒー . . . . . 138
4. カネと神につながる作物：チャット . . . . . 141
5. 社会関係としての「贈与」と「商品」 . . . . . 143

## 第12章 「豊かさ」をめぐる葛藤

1. 望まれない「豊かさ」 . . . . . 147
2. 「豊かさ」へのまなざし . . . . . 149
3. 強いられる「寛容さ」 . . . . . 152

## 第13章 社会関係の距離とおそれの喚起

1. 「親族」という領域 . . . . . 155
2. 「異人」という存在 . . . . . 157
3. 異民族の流入と呪術の「力」 . . . . . 160

## 第14章 考察：「思い」の力学としての富の所有と分配

1. 何が贈与・分配をうながしているのか . . . . . 163
2. 富をめぐる交錯する「おそれ」と権威の多元性 . . . . . 167

## 第15章 結論：所有の力学

1. 多元的権威社会の土地所有論 . . . . . 171
2. エチオピアにおける土地制度問題をめぐって . . . . . 178

おわりに . . . . . 181

註 . . . . . 184

参照文献 . . . . . 194

## 図・索引

図 1	沖縄県・黒島の土地分筆図	i
図 2	調査対象地域：エチオピア西南部	19
図 3	調査村周辺の月別平均雨量	20
図 4	調査対象地：コンバ村と国営コーヒー農園(ゴンマ・フラト)	20
図 5	コンバ村における集落の配置	21
図 6	コンバ村・10 集落における世帯主の民族構成	21
図 7	コンバ村の「農民の土地」における土地利用図	22
図 8	コンバ村における集落別の民族構成	24
図 9	ある 20 代男性の系譜と民族的背景：民族意識についての事例	26
図 10	アッバ・オリたちイル・クランの親族関係図	29
図 11	アッバ・オリたち家族の屋敷地（コンパウンド）模式図	32
図 12	イル・クランの系譜	33
図 13	19 世紀後半におけるコンバ村のクラン別土地所有の概略図	39
図 14	コンバ村における土地の歴史 1：20 世紀初頭から社会主義革命(1974 年)前まで	43
図 15	コンバ村における土地の歴史 2：社会主義革命(1974 年)以降	50
図 16	1993 年の再分配において土地を没収された者と供与された者	54
図 17	丘陵地（タッバ）における土地所有の模式図	56
図 18	丘陵地の土地所有動態の事例とした場所	56
図 19	社会主義革命以降の土地所有の変遷（イル集落の事例）	59
図 20	社会主義革命以降の土地所有変化の経緯	61
図 21	コンバ村・南部 6 集落における世帯主の流入時期	62
図 22	ある農民（アッバ・オリ）が関わってきた土地の歴史	64
図 23	購入された土地をめぐる争い：関係者の親族図	69
図 24 - 1	放牧集団 B の雨季（播種から収穫前まで）の放牧行動	83
図 24 - 2	放牧集団 B の乾季（収穫後から播種まで）の放牧行動	83
図 25	低湿地におけるユーカリ植林地の増減と柵の有無	84
図 26	低湿地に植えられたユーカリの増減と柵の有無（グラフ）	85
図 27	集落の土地の成り立ち：イル集落の事例	87
図 28	畑地の土地の所有と利用の関係をめぐる事例	92

図 29 - 1	コーヒー栽培に従事する者との関係：コーヒーの摘みとり作業	97
図 29 - 2	コーヒー栽培に従事する者との関係：下草刈りの作業	97
図 30	畑地における境界画定の模式図	105
図 31	コーヒー林の境界争いの模式図	107
図 32	「親子」の関係をめぐる論争：関係者の親族図	109
図 33	ザンナベチの遺言書に記された土地の相続方法	111
図 34 - 1	物乞いの事例 1	122
図 34 - 2	物乞いの事例 2	123
図 34 - 3	物乞いの事例 3	123
図 35	アッパ・オリのトウモロコシ畑の収穫作業：参加者・労働時間・労働返済時間・トウモロコシの分配量	124
図 36 - 1	小作世帯の収穫量に占めるトウモロコシの分配量	125
図 36 - 2	小作世帯の世帯外へのトウモロコシの分配量	125
図 37	乾季における贈与（現金換算額）の相手別割合	129
図 38	雨季における贈与（現金換算額）の相手別割合	129
図 39	物乞いの事例 4	132
図 40	「分配される富」と「独占される富」：ふたつの経済領域の相互関係	144
図 41	「豊かさ」をめぐる「思い」の力学	168
図 42	財産観念の進化としての所有	171
図 43	概念の違いとしての所有	172
図 44	権利構成の違いとしての所有	172
図 45	「国家の法」の一元的支配にもとづく所有	173
図 46	交渉にねざした所有	173
図 47	本論の視座：所有の基本モデル	174
図 48	第一部：国家のなかの土地所有	175
図 49	第二部：コミュニティにおける土地の所有と利用	176
図 50	第三部：土地から生み出される富の所有と分配	177

## 表・索引

表 1	おもな栽培植物の生業サイクル	23
表 2	民族間の婚姻関係	25
表 3	イル集落における民族・性別・年代別の言語使用能力	27
表 4-1	「農民の土地」における土地所有の変遷 1: 20 世紀初頭 (1900 年代から 1920 年ごろ) ~ 1970 年代 (社会主義革命以前)	57
表 4-2	「農民の土地」における土地所有の変遷 2: 20 世紀初頭 (1900 年代から 1920 年ごろ) ~ 1970 年代初頭 (社会主義革命以前)	58
表 5	社会主義革命以降の土地所有の変遷	60
表 6	社会主義革命以降の土地所有変化の経緯	61
表 7	社会主義革命以降の土地所有者の民族構成	63
表 8	コンバ村・南部 6 集落における世帯主の民族別移住時期	63
表 9	アッバ・オリが関わってきた土地の履歴 1	65
表 10	アッバ・オリが関わってきた土地の履歴 2	67
表 11	分益耕作の変遷	91
表 12	畑地における土地の所有と利用との関係	92
表 13	畑地の所有者・利用者関係についてのサンプル調査結果	93
表 14	コーヒー摘みに関する労働慣行	96
表 15	農民世帯 (ヤスイン) の贈与リスト - 乾季	127
表 16	農民世帯 (ヤスイン) の贈与リスト - 雨季	127
表 17	農民世帯 (ヤスイン) への反対給付のリスト	132
表 18	トウモロコシとコーヒーの比較	139
表 19	アッバ・オリたちのコーヒー・セレモニーの事例	140
表 20	世帯主の民族別の平均土地保有面積	160

## 凡例

1. 本文中のローカル・タームは基本的に多数派であるオロモ語を *qubee* (オロモ語の表記法) で表記し、アムハラ語のときには (Am.) と明示している (アムハラ語の第1母音から第7母音までは次のように表記する。1<sup>st</sup> *ä* 2<sup>nd</sup> *u* 3<sup>rd</sup> *i* 4<sup>th</sup> *a* 5<sup>th</sup> *e* 6<sup>th</sup> *ë* 7<sup>th</sup> *o*)。アムハラ語とオロモ語ともに同じ語彙が使われている場合は、(Am./Or.) と記す。「人名」・「地名」・「クラン名」・「民族名」など固有名詞の表記にあたっては、とくに何語由来であるかが重要でない場合、あるいは明確でない場合は、いずれも先頭を大文字にした英語表記とする。この場合、イタリック体にはなっていない。
2. エチオピアでは、9月11日 (あるいは12日) を新年としてグレゴリオ暦と7-8年ずれのある暦が使われているが、本文中ではグレゴリオ暦に換算して表記している。たとえば、エチオピア暦の1991年は、「1998/99年」となる。

## 第1章 序論：土地所有という問い

土地所有という問題を考えるとき、われわれはつねに「法」のパラダイムにつきまといられる。その土地の所有体制は、「私的所有」なのか、「共同所有」なのか。その土地への権利は、「用益権」なのか、「所有権」なのか、そこには「可処分権」はあるのか。慣習では、その土地の所有についてどんな「規則」が定められているのか。「権利」や「規則」という言葉で暗に想定されている「法」というシステム、あるいは論理から、われわれはなかなか自由になれない。この序論の大部分は、所有という問いをこうした「法」の枠組みのなかでとらえることの限界を論証し、それを超えるあらたな視点を模索する試みにあてられている。

第1章では、人類学を中心に所有という問いが「法」のパラダイムのなかでとらえられてきたかを概観していく。とくにアフリカの土地所有をめぐる議論をたどると、所有という問いが、長い間、財産所有を支える「概念」の問題として、そして土地への「権利」をかたちづくる「制度」の問題として論じられてきたことがわかる。さらに、狩猟採集民研究における富の所有と分配に関する議論をふりかえり、そこでも「権利」としての所有というとらえ方が優勢になっていることを示す。また農村研究においては、富の分配という行為が、農村社会の文化的な特質や志向性に支えられているとする立場がとられてきた。いくつかの用語上の問題を整理したうえで、本論文がそれらの視座を克服する試みであることをあきらかにする。

### 1. 人類学における「所有」：アフリカの土地所有をめぐる議論を中心に

人類学において、所有というテーマは歴史が古い。モルガンの『古代社会』のなかでも、財産をめぐる所有観念の発達には重要なエッセンスのひとつであった。

「蓄積された生活資料の代表としての財産の所持に対する情熱は、野蛮状態における零(ゼロ)に始まり、いまや文明種族の人間精神を支配するにいたった」[モルガン1961(1877):上21]。

そこでは、財産という観念自体が文明の開始を告げるものであり、その所有形態の段階が進化の指標とされた。なかでも土地の所有については、ひとつの図式がくり返し示されている。それは土地の「共同所有」から「私的所有」への漸進的進化という図式である。モルガンは、「未開時代の下期の終わり」に生じた土地保有の変化として、古代アテネやローマ社会で公有地や私有地といった複数の所有形態が並存していたことを示して、次のように述べている。

「これら数個の所有権の形態は次のことを有力に指示する。土地が所有されたもっとも初期の保有形態は諸部族の共有によるものであったこと、土地の耕作が始められた後は、部族地の一部は氏族員間に分割され、それぞれが自己の分け前を共有したこと、そしてまたこれは、時の経過に従って、個人への割当てによって承継されたが、その割り当てはついには単独の個人的所有権に成熟したのであったということを示すのである」[モルガン 1961(1877): 下 378]。

モルガンのこうした議論は、エンゲルスによってさらに洗練されることになる。エンゲルス[1965(1891)]は、『家族・私有財産・国家の起源』のなかで、モルガンの進化論的枠組みが「マルクスと同一の結論に到達した」唯物史観であるとしたうえで、土地や財産の共産制的な「共同体所有」から「私有財産制」への移行が、氏族制度の崩壊、商品経済や社会的分業の進展、国家の発明といった歴史過程において生じてきたことを示した<sup>2</sup>。

モルガンやエンゲルス、あるいはマルクスなどによって、こうした図式が提示されてきた背景を理解するためには、その文明批判としての意味を無視するわけにはいかない。モルガンは「財産がその究極目的である」ような社会情勢を批判し、次のように述べている。

「人間の知性が財産を支配するまで高められ、国家とその保護する財産との関係、そして、それとともにその所有者の義務と権利の限界を定める時が来るであろう。社会の利益は個人的利益に優先する。そしてこの両者は正当でかつ調和ある関係にもたらされなければならない。(中略)それは古代氏族の自由、平等および友愛のより高度の形態における復活であろう」[モルガン 1961(1877): 下 389]。

このモルガンの宣言は、エンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』の結びにそのまま引用されている。資本主義の浸透にとまなう階級搾取の深刻化という社会状況において、古代の「共産制共同体」による財産の所有形態は、「私的所有」の問題性を浮かび上がらせる対概念としての役割を担わされていた<sup>3</sup>。思想史的にも、人間社会の原初的な土地所有形態として共同体所有を想定する立場は、私的所有の正当性を主張してきたロック以来のリベラル・パラダイムに対抗するひとつの流れとなった<sup>4</sup>。

しかし、人類学の研究が進むにつれて、モルガンやエンゲルスの一元的な進化論や「共同所有」と「私的所有」の二項対立的な所有形態の図式は批判にさらされていくことになる。人類の原初的な所有形態には、多様なタイプが存在する。人類学者によって記述されていたのは、西洋の所有概念と同一線上で論じることのできない「未開社会」の特異な所有のあり方であった。マリノフスキーは、トロブリヤンドにおけるカヌーの所有について論じるなかで、「純粹の個人所有と共有制とのあいだには、あらゆる中間混合型や組合せが存在する」と指摘し、次のように述べている<sup>5</sup>。

「所有 (ownership) という語にわれわれ自身の社会が与えている一定の意味あいでのこの語を使うのは、重大な誤りである。というのは、この意味内容は、われわれの社会のように、高度に発達した経済、法律の条件が存在することを前提とするのであるから、われわれが使う『own 所有する』という語は、原住民社会に適用しても意味をなさない。もっとわるいことには、このような適用をすると、たくさんの先入観念がわれわれの記述にはいりこんできて、原住民の実態を説明するまえに、読者の見方を曲げてしまうからである」[マリノフスキー 1980(1922):177]。

西洋の所有概念をそのまま他の社会に適用することはできない。この主張は、人類学者によってくり返し唱えられてきた。とくにアフリカを調査する人類学者によって提示されたのは、ひとつの土地に対して同時に複数の「権利」が結びつけられている、という独特な所有のあり方だった。たとえばグラックマンは、アフリカのロジ社会を事例として、土地に対してそれを利用する者から、家族や村、国家の代表へとそれぞれの身分に応じた「権利の束」が重なりあう「領有地の階層性 hierarchy of estate」という概念を示した[Gluckman 1965:36-42]。このグラックマンの概念は、アフリカの典型的な土地所有のあり方として、大きな影響力をもつことになった。

ナイジェリアのティブについて研究したボハナンは、さらにふみこんで「土地保有 land tenure」という概念そのものが西洋社会とは異なると論じた[Bohannan 1968]。ティブ社会では、父系リネージの「系譜地図」という社会組織の観点から、「土地」を「ゴムシート」のように伸縮するものととらえている。そして、コンパウンドの長、成人男性、その妻といった者たちが、それぞれ系譜上の権利として、ひとつの畑に対して耕作期間だけ継続して耕すための「耕作保有権 farm tenure」をもっている。ボハナンは、それが土地を固定的な準拠点として社会組織を変化させる西洋の観念とはまったく逆の「民俗地理学 folk geography」であるとし、次のように述べている。

「ownership や property という概念は、きわめて特殊化されており、特定のけっして普遍的ではない技術や社会、法的な制度に依存している。それでも、土地所有について扱っている多くの著作がイギリスやアメリカの特殊性を前提とし、その観点から一般社会とエキゾチックな社会について理解しようと試みている。いうまでもなく、それはうまくはいかない」[Bohannan 1968:77]。

人類学的研究の多くは、西洋の所有概念が特殊なものであり、「エキゾチックな社会」にはそれとは別の所有概念、あるいは土地や社会組織への異なるとらえ方にもとづいた土地所有がみられることを指摘してきた[cf. リーチ 1995(1970)]。当時のアフリカの土地所有に関する研究について、シプトンは次のようにまとめている。

「アフリカの土地所有は、共産主義的でも個人主義的でもない。土地への重層的で連動的な権利は、人びとが社会的な構造と考えるものの一部であり、親族や官僚階級、年齢階梯などの原則の周りに織り込まれている。この事実は、アフリカの土地所有のエッセンスだと長いあいだ思われてきた」 [Shipton 1994:349]。

しかし、「共同所有」と「私的所有」という単純な図式から脱却し、西洋の所有権概念ではとらえられない「所有」のあり方が描かれながらも、じつは、それはアフリカにおける土地所有を「慣習法」といったエキゾチックな「もうひとつの制度」として固定的にとらえるものでしかなかった<sup>7</sup>。ティブ社会の「民俗システム」を示したボハナンにしても、その土地所有の記述のなかには、権利や規則といった「法」にまつわる用語がちりばめられている。たしかに西洋の所有権とは内容が異なるものの、そこには権利と義務を定めるある種の制度が存在し、人びとはその制度的秩序にしたがって生活していることが含意されていた。それはシプトンの次のような言葉にもあらわれている。

「人類学者がアフリカの土地所有において認識してきたのは、所有権 (ownership) 自体ではなくて、利用や移転、管理の権利と義務、そしてアクセス、占有、復帰権のあるコントロールの権利と義務である。これらがヨーロッパや北米で慣習的に理解されているような財産権 (property) や所有権 (ownership) とは異なるような方法で結合しているということであった」 [Shipton 1994:349]。

1970年代以降、このように土地所有を固有の所有概念とそれにもとづく制度化された構造としてとらえる見方は、構造内の複雑な要素間の関係や変化するプロセスを重視する視点によって批判されていく。なかでも法人類学の研究は、「法」そのものの複合性や流動性を指摘することで、「慣習法」として実体化されてきた土地所有の問題に対してもあらたな視点を提起するものであった。

法人類学の体系的な理論をまとめたポスピーシルは、すべての社会には複合的な法システムと法レベルがあることを指摘した [Pospisil 1971:97-126]。家族からリネージやコミュニティ、国家にいたるまでそれぞれのサブ集団はそれぞれの法をもっており、そのなかで個人が違うレベルの規則に同時にしたがうこともあれば、その規則自体が争われたり、同じレベルのサブ集団の規則が異なっていたりすることもある。この議論は、「所有」が社会を覆いつくす慣習的な制度によって構成されるという単純な図式を克服する視点を提供するものであった。

サリー・ムーアの研究は、このポスピーシルの議論をふまえたうえで、さらに流動性やプロセスを強調するものであった [Moore 2000(1978)]。彼女は「部分的な秩序と部分的なコントロール」に焦点をあて、その「法的なコントロールが、一時的で、不完全で、その結果は完全には予想し得ない」不確定性に満ちたものであることを指摘した。彼女は、タンザニアのチャガ社会における土地所有の変化をとりあげ、タンザニアという国家の法的な変化とロー

カルな場における慣習法との相互関係を理解するモデルとして、「半自律的な社会フィールド semi-autonomous social field」という概念を提示した。

「これらの事例すべてには、ふたつの種類の規則がある。立法府や裁判所など公式の機関によってある意図された効果をうみだすために意識的につくられた規則。そして、社会生活のなかから『自発的に』進化してきたといえるような規則。団体組織における規則は、それらが国家組織の法律であれ、そこに含まれる組織の規則であれ、しばしば意図的にある関係を固定するための試みを含んでいる。しかし、社会生活のなかでおこる、引き続く競合や協力、交換といったものもまた、それ独自の正規の関係や規則、効果的な制裁を、かならずしも前もった設計などがなくともうみだす。国家が強制する法律がこれらのプロセスに影響を与えることは、しばしば誇張され、逆にその法律がそれらによって影響されることは、しばしば過小評価される。こうした半自律的な社会フィールドには、きわめて永続的なものもあれば、とても短い間だけ存在するものもある」[Moore 2000(1978):80]。

このムーアの観点は、国家の法という大きな構造のなかに、それぞれの規則をもった小さな構造が生成し、大構造が小構造に影響を与えるというよりは、むしろそれらが相互に作用し合って予想できない結果を招くことを強調するものであった。それは、一元的な法に統治された社会秩序という観念そのものへの挑戦であった。ただ、すべての「半自律的な社会フィールド」が「規則」を軸に変化するという意味では、ローカルな場での土地所有がある種の「法」によって規定されるという枠組みは維持されている。

その後、アフリカにおける土地所有という問いは、さらにダイナミックに流動する過程をとらえる方向へと進んでいく。早魃や食糧危機、国家政策や開発プロジェクトの影響、農業の社会主義化や私的所有権の導入、人口密度の高まり、商業資本主義の浸透。1980年代以降のアフリカにおいて、土地所有は、こうした急速に変化するコンテクストのなかで論じられる現代的テーマになった[Downs & Reyna 1988; Shipton & Goheen 1992; Basset & Crummey 1993; Shipton 1994]。

土地をめぐるさまざまな要素は、複雑に絡み合い、流動的に変化し、予想しがたい結果をもたらす。サラ・ベリーの歴史研究は、ムーアも指摘したような不確定な状況において、アフリカの人びとが社会関係のネットワークを駆使しながら、いかにあいまいな国家の法や規則、慣習といった制度を再解釈し、交渉し、操作してきたのか、その歴史過程を分析するものであった[Berry 1993]。そこでは、土地所有をめぐる「法」は、交渉されるべきアジェンダになった。

「人びとは相互に作用し合う。さまざまな社会的境界のなかで、あるいは、それを超えて、複合的な方法で。そしてそれらの関係は、書かれたものであれ、そうでないものであれ、ルールの画一的な適用といったものにはあまり影響されない。むしろ、交渉と競合がともに起こるような複合的なプロセスを通じて行われる。それは、画一化するわけでも、互いに首尾一貫しているわけでもない」[Berry 1997:1228]。

ベリーは、アフリカのいくつかの事例をもとに、植民地期や独立後の土地政策をめぐる過程を分析し、こうした規則と関係の「交渉可能性」がアフリカ社会の根本的な特徴のひとつであると論じた [Berry 1993]。ムーアたちによって批判された法の一元的秩序という観点は、ほとんど原型をとどめないほどに解体されることになった。この論調の背景には、アフリカにおいて国際機関や援助国などのイニシアティブで推進された私的所有権の導入や土地登記の普及といった政策がことごとく期待された結果をもたらさなかったことへの失望や不信感がうかがえる [Moore 1998]。ある意図をもって定められたり、生起したりする規則そのものよりも、それを解釈したり、再編成したり、操作する個人や集団のあり方に、ますます目が向けられるようになった。そこでキーワードとなっているのは、「交渉 negotiation」という言葉である。

「すべてにおいて鍵となる言葉は、『交渉』というものである。われわれはつねに交渉している。たとえ交渉しているつもりはなくとも。いかなる対立する社会的状況においても、どんなに瑣末にみえるものであれ、破壊や服従、抵抗や支持、回避や確認、逸脱や説得、これらの行動はすべて特定の秩序を（再）交渉する方法である。この観点において、所有権は、『もの』へのアクセスやその利用、コントロールに関わる人びとの社会的関係が、同時にこれらの社会関係の再構築と転換における規則化と状況的な調整の過程を構成しているような、ひとつの領域と考えることができる」 [Juil & Lund 2002:4-5]。

たしかに、マクロなレベルにおいても、ミクロなレベルにおいても、「交渉」がきわめて重要であることは間違いない。本論でも、所有をめぐるさまざまな交渉の過程をとりあげる。しかし、あまりに「交渉」という概念にひきずられると、われわれは所有のあり方を理解する足場を失ってしまう。「交渉」は過程そのものであって、分析のための枠組みではないからだ。さらに重要なことは、「交渉」という言葉では、交渉の主体のあいだに潜んでいる権力関係が中和されて見えなくなってしまう。土地や富の所有をめぐる相互行為には、対等な関係を示す「交渉」という語ではとらえきれない「力学」が潜んでいる。個人の操作や交渉がどのような「力」にもとづいて行われているのか、そのことのほうがむしろ所有を考えるときに大切な視点になる。「法」の概念と「所有」との関係をきちんと整理することなく、それらをすべて「交渉」の産物にしてしまうのは、やや性急であろう。

「共同所有」と「私的所有」という所有形態の議論から、「権利の束」といったエキゾチックな所有の表象にいたり、近年、制度としての土地所有という問題設定は、動的な分析の視点によって解体されはじめている。本論では、「所有」という現象を分析する足がかりをとりもどすためにも、これまで無批判につかわれてきた「権利」という概念を再検討することで、土地や富の所有をとらえるあらたな枠組みを模索していく。そのまえに、土地所有と密接な関わりのある「富の所有と分配」に関する議論についてもたどっておきたい。

## 2. 富の所有と分配：狩猟採集民研究と農村研究における議論を中心に

富の所有と分配をめぐる問題は、とくに狩猟採集民研究を中心にして、いまでも大きなテーマとして議論されている。狩猟採集社会では、獲得された食物が平等に分配されている。なぜそれほど頻繁に分配が起きるのか、その平等主義を支えるものは何なのか、長いあいだ議論がつづいてきた。

狩猟採集民の研究が本格化したのは、1950年代以降のことである。リチャード・リーらの研究は、狩猟採集民社会において、平等主義的システムにもとづいたバンド内での食物分配がひろくみられることを指摘した [Lee & De Vore 1968]。そこでは、資源への排他的な権利が確立されておらず、個人が私有財をもつことはほとんどない。こうした視点の背景には、モルガンやエンゲルスの「原始共産制」のイメージが垣間見えている。サーリンズ [1984(1972)] は、『石器時代の経済学』のなかで、さまざまな狩猟採集民についての研究を引用しながら、つぎのようにまとめている。

「あえていえば、狩猟民は『非経済人』にほかならない。(中略) 彼の欲求は稀少であって、その手段は(相対的に)潤沢である。したがって彼は、『物質的重圧から比較的に自由』で、『なんの占有欲』もなく、『所有意欲が未発展』で、『物質的切迫にまったく無頓着』であり、テクノロジー装備の開発にはあきらかに『関心を欠いて』いる。狩猟民のこの世の財に対するこの関係こそ、巧妙かつ卓越した要点なのである」[サーリンズ 1984(1972):23]。

このサーリンズが描いた狩猟採集民像では、彼らがまったく富を所有することに無頓着であるからこそ、食物がみなに分配される、といった説明になる。しかし、その後のさまざまな人類学者による調査によって、狩猟採集民が食物などの富の所有や分配に対して強いこだわりと細やかな配慮をみせていることが指摘されるようになった。つまり、富を個人的に所望しないのではなく、個人が富を独占しないよう社会のなかで周到に働きかけることで、平等な分配が達成されているというのである<sup>8</sup>。

なかでもジェームズ・ウッドバーンは、ハッザやクンなどの研究をもとに、彼らが獲物に対して単一の所有権という観念をはっきりと保持していることを示している。しかし、そのことが肉の分配などから他者を排除する「排他的所有」にはつながらないと論じている [Woodburn 1998: 51]。さらにウッドバーンは、この平等主義はすべての狩猟採集民社会の特徴ではなく、即時リターン経済をともなった社会の特徴であると論じた [Woodburn 1980]。遅延リターン経済の社会では、わなの設置や貯蔵施設など、生産プロセスにおける投資を必要としている。これらの投資は排他的な権利の焦点となりうるし、その権利は集団内の分け合いと社会的平等の原則に反する。いずれにしても、現在の狩猟採集民研究においては、西洋的な所有権のあり方とは異なるものの、権利としての所有にもとづいて平等社会が成立していることが論じられるようになった。

とりわけ、ティム・インゴルドらが編集した *Hunter and Gatherers Vol.2: Property, Power and Ideology* は、そうした明確な視点に貫かれている [Ingold et al. 1988]。ここで、その序論から重要な部分を引用しておきたい。

「われわれは、所有権が根本的であるという考えをもっている。すなわちこれらの社会では、財産への権利を通して、そしてそうした権利とつながるイデオロギーを通して、平等性と不平等の構造がつくられ、維持されていると考えている」 [Barnard & Woodburn 1988:10]。

「所有権」が根本的な分析概念であることがはっきりと宣言されている。これは、原始共産制のように、狩猟採集民を所有権のない社会としてとらえることへの明確なアンチ・テーゼであった。さらに、グラックマンの「権利の束」概念（「同じ財産のなかに、しばしば分析的に区別される個人的な権利と集団の権利がともに存在している」）が引用されたうえで、次のように述べられている。

「これらの（狩猟採集民）社会の多くにおいて、獲物の肉は、個人的に所有されるものとして認知されている。しかし同時に、キャンプのさまざまなメンバーがその肉の分け前をもらう社会的に認められた権利をもっていて、それを所有者が否定することはできない。所有権の政治的な妥当性をみると、われわれにとって重要な問いは、これらの権利が個人によってもたれているのか、集団によってもたれているのかということではない。根本的な問いは、狩猟採集社会で望まれたり価値づけられたりしているさまざまな物財に対して、男性や女性、子供がアクセスするときの平等と不平等の度合いである」 [Barnard & Woodburn 1988:11]。

狩猟採集社会の所有についての議論でも、「共同所有」なのか、「私的所有」なのか、という二項対立的な議論が行われてきた。こうした二元論を乗り越えたうえで、平等主義的な分配という現象をその社会で設定されている所有権にもとづいて議論していこうという姿勢が表明されているのである。この方向性は、土地所有の議論が進んできた道のりと驚くほど重なっている。

しかし、そこには大きな違いもある。「土地」は、植民地支配や国家建設の基盤となるきわめて政治的な富であった。一方、狩猟採集民がバンド内で分配するような富は、国家など外部世界にとっては、とるに足らないものでしかない。もちろん、それが政治的な大きな枠組みで争点となることはない。現在の土地所有をめぐる議論が、国家の政策や開発援助といったきわめ流動的で不確実性にみちたマクロな影響を考慮に入れなければならないのに対し、狩猟採集民における富の所有や分配の問題は、かなり閉じた社会的条件のなかで議論が進められている。そのため、いまでも分配方法を規定する「権利」や「規則」という静態的な「法」の枠組みが優勢になっている<sup>9</sup>。

農村研究における富の分配の問題は、こうした狩猟採集民研究とはやや異なる視点から論じられてきた。所有観念の有無や所有権の問題というよりは、むしろ農民の文化慣習や行動規範に関連づけて議論されることが多かった。

たとえばギアツ[2001(1963)]は、人口増加とプランテーション経済というふたつの圧力にさらされた植民地期のジャワ農村社会において、限られた経済的パイを細分化することで社会経済的な同質性が維持されてきたことを、「農業のインボリューション」と「貧困の共有 shared poverty」という言葉で表現した。これは同質的な土地所有の全体構造を変化させることなく、分益小作制の精巧化と拡張によって、労働の分散と生産物の分配を図るものであった。ギアツは、こうした農業の特質が、ジャワ農村の伝統的パターン全体の輪郭が維持され、ある面では強化されてきた結果であると指摘している [ギアツ 2001(1963): 142-4]。

スコット[1999(1976)]は、こうした農村社会における富の平準化を「モラル・エコノミー」としてとらえた。東南アジアの農村共同体においては、村内のすべての家族が最低限の生活を保障されなければならないという原則が共有されている。こうした原則のもとで互酬的な社会交換が行われ、一種のインフォーマルな社会保障がかたちづくられている。アフリカの農村社会研究においても、こうした「モラル・エコノミー論」の視点を共有するものは多い。なかでもハイデンは、アフリカの小農的生産様式のもとでは、彼が「情の経済 economy of affection」と呼ぶ、血縁・地縁にもとづいた紐帯や互酬的交換のネットワークが形成されていることを指摘している [Hyden 1987]<sup>10</sup>。そこに共通しているのは、共同体・親族・村といった社会関係の親密な場では、お互いの生存を維持するために食物を融通しあう互酬的な「モラル／倫理／情」が育まれている、という認識である。

農村社会の富の平準化について農民の「認識的志向性」に注目して論じたのが、メキシコで調査を行ってきたフォスターである [Foster 1988]。彼は、農民たちが「限られた財のイメージ the image of limited good」をもっており、誰もが小さなパイの共有のバランスを壊すことを恐れているという。土地や富といった欲望の対象はつねに限られており、ある者が豊かになるということは、他の誰かの本来もつべき富が奪われたことになる。モラル・エコノミー論の相互扶助的なイメージとは対照的に、人びとは猜疑心が強く、相互に協力することがない。あきらかに成功した者に対しては妬みと敵意をあらわにし、悪い噂を流すなどの制裁をくわえて、経済的な差異が生じないようにバランスを保持しようとする。

描かれている農民像はそれぞれ異なるものの、これらの議論は、富の分配がその社会の文化的な特質や志向性に支えられているという点では共通している。しかし、こうした「文化」にもとづいた説明が、どの程度まで地域固有のもので、どれほど他の社会にも適応可能なかは、かならずしも明確ではない [Cancian 1989]。たとえば、ギアツの指摘する分益小作制の精巧化と労働の分散による資源制約への対応は、エチオピアの調査地でも広くみられる（7章で詳述）。またフォスターのいう「成功した者への妬みや敵意」という傾向も、同じようにエチオピアでは顕著である（12章）。ギアツがジャワ文化の特質として描いたインボリュー

ジョン、モラル・エコノミー論が「農村共同体」の性質として指摘した互酬性規範、そしてフォスターが「ペザント文化」の行動原理として指摘した認識的志向性、これらは、いずれも文化的に均質な構造をもつ農村社会、そして伝統的な価値観を共有するような共同体や農民の特徴として描かれている。こうした特徴は、商品作物を栽培する移住村のような村落ではみられないことなのか、多様な文化を内包する都市的社会には当てはまらないことなのか。市場経済や賃労働への依存を高め、都市と農村を越えた人口移動も活発になっている今日の世界において、農民の経済行動を「農村社会」の文化的特質をもとに説明する視点は、その方法論的な見直しを迫られている [Roseberry 1989]。

本論では、貨幣経済が浸透し、さまざまな民族が流入してきた開かれた農村社会の事例を検討する。文化的にも不均質で、変化の途上にあるような社会を対象とすることで、これまで狩猟採集民社会や伝統的な農村共同体という限られた枠組みのなかで議論されることが多かった「富の所有と分配」という現象を、より広がりのある問題としてとらえなおしていきたいと考えている。とくに、大きな政治経済の変動を経験してきた農村社会で土地から得られる富がいかに関係されているのか、分配される生産物のなかで自給作物と商品作物が、どのような関係にあるのか、多民族化してきた社会のなかで、富の分配がどのような原理に支えられているのか、考えていきたい。このように富の分配に注目することは、じつは土地所有を考えることと密接なつながりをもっている。

エチオピアの農村で土地所有について調べていくうちに、土地を誰がどのように使うのかという「利用」と、生産された作物が誰のものになるのかという「分配」、このふたつをあわせて考える必要があることに気づかされるようになった。土地は「利用」しなければ価値を生み出すことはない。そして土地から作りだされる富は、ときに人に贈られたり、自分たちのものとして蓄積されたり、そして売られたりする。「所有」の焦点となる「富」はかたちをかえながら、多くの人びとの関係をとおして流れていく。だからこそ、土地にもとづいた「富」が誰の手に渡っていくのかという「所有」・「利用」・「分配」のそれぞれの局面は、人びとの細かな配慮や抜け目のない思惑が絡みあう場となる。土地を所有すること、土地を利用すること、土地がもたらす富を分配すること、これらは「所有」という現象のまわりに絶ちがたく連関している。本論でも、第一部では「所有」、第二部では「利用」、第三部では「分配」にそれぞれ軸足をおきながら「所有」という現象を浮き彫りにしていく。所有・利用・分配、これらの関係をふまえながら「所有」という問いを考えるには、こういった枠組みから分析していけばよいのだろうか。キーワードになるのは、「権利」ではなく、「権威の所在」という視点である。

次の節では、所有をめぐる用語上の問題を整理したうえで、なぜ「権利」ではなく、「権威の所在」に着目するのか、そのあたりのことを論じていきたい。3つの論点がある。①なぜ、どういう意味で「所有」という言葉を用いるのか。②「所有」を概念上の問題として分析することの限界。③「所有」を「権利」という法のパラダイムで語ることの限界。

## 3. 用語の翻訳と概念をめぐる問題

人類学の調査を日本語の論文にすると、われわれはつねに二重にねじれた「翻訳」の問題にぶつかる。欧米の研究者が用いる英語などの（あるいはそれが日本語に翻訳されたうえでの）分析概念、そして現地の人びとの言葉であらわされている現象。これらをどのような日本語の語彙で表現することが適切なのか、とてもやっかいな問題である。まずこの用語上の問題を少し整理しておきたい。

所有というテーマに興味をもちはじめ以来、ずっと悩まされてきたのが、英語の *property* という語の訳である。一般的に、*property* という語は「財産」を意味するが、抽象的な概念としては「所有」という語をあてたほうが適切な場合も多い。英語の *property* には、価値あるものが「あること」とそれを「もつこと」がともに含意されている。しかし、日本語の「財産」には、「もつこと」は含まれない。「所有」という漢字には、「ユウスルトコロ」というように「もつもの」という意味も込められているが、じっさいの用法のなかではほとんど「もつこと」しか意味していない<sup>11</sup>。たとえば、英語の *own a property* を、「財産をもつ」とは言っても、「所有をもつ」とはいえない。つまり、*property* が日本語の「財産」ないし「所有」という言葉に置き換えられたとしても、それらが完全に同一の意味になることはない。

ほかにも、英語には *property* と関連したさまざまな用語がある。たとえば、*possession*, *holding*, *tenure*, *own(ownership)* といった複数の用語が、人が財産をもつことに関する言葉として使われている。日本語では、それぞれ「占有」、「保持」、「保有」、「所有（権）」などの訳があてられるものの、まったく同一の概念としてきちんと対応するものではない。たとえば *land tenure* という言葉は、一般的には「土地保有」という言葉で訳されることが多い。『コウビルド英語辞書（第三版）』によると、この *tenure* という言葉には、「建物にある一定期間住むことができたり、土地を利用したりすることのできる法的な権利」という意味がある。つまり、そのモノを売却したり、処分したりすることはできないが、ある期間だけは利用できる権利ということになる。ただし、じつは日本の民法ではほとんど「保有」という言葉は使われていない。代わりに、同じような意味を指す言葉として「占有」が用いられている。この「占有」はむしろ *possession* の訳として使われることが多いが、英語の *possession* には法的な権利の意味は含まれていない。この例は、法的に定義される用語と慣用表現とのねじれを示している。

日本語で書かれたアフリカの土地制度に関する研究では、「土地所有」ではなく「土地保有」という言葉が用いられることが多い<sup>12</sup>。これは、英語文献のなかで使われる *land tenure* の訳であるだけでなく、アフリカの「慣習法的」な土地制度を西欧の「所有権 *ownership*」概念とは明確に区別されるものとしてみなしてきたことを示している。一般に、アフリカにおける慣習的な土地制度では「共同体保有」が優勢で、そこでは個人の処分権が認められていないとされてきた<sup>13</sup>。しかし、前節までに見てきたように、アフリカの土地制度は

多義的であり、また変化の過程にある。ことさらに「保有」という言葉を使うことで、近代法のもとでの *ownership* と本質的な差異があるかのように含意させることのほうが、誤解を生む可能性が高い。本論でも「一時的に保持している」という意味を明確に表現するために「保有」や「占有」という語を使用するし、*land tenure* の訳としても「土地保有」という語をあてる場合もある。ただ、「土地をもつこと」をめぐる概念用語としては、一貫して「土地所有」という言葉を用いていきたいと考えている。この背景には、本論があつかうエチオピアの歴史的状況が関わっている。

わたしが調査の対象とした地域では、おそくとも20世紀初頭には土地の売買が行なわれていた。その意味では、かならずしも処分権を含まない「保有」が実践されてきたとは言えない。また、しだいに国家の法制度に取り込まれつつあるものの、じっさいの土地をめぐる動きは、いまだに法的な制度と完全に一致しているわけではない。エチオピアでは、現在、すべての土地は公有 (*public ownership*) であると宣言されている<sup>14</sup>。そのため法的には、農民は土地の「所有権」(占有権・用益権・処分権を含むものとしての)をもたない。土地を耕したり、相続したり、貸借することはできても、売却などによって処分することは禁止されている(社会主義政権時代には、貸借することも禁止されていた)。ところが場所によっては、ふつうに土地が売買されている。法的には「違法」であるが、現実には平然と行われており、行政村レベルでは黙認されている。こうした状況では、法的な定義だけにもとづいて「所有者」なのか、「占有者」なのか、「用益権者」なのかを区別してもほとんど意味がない。農民があたかも「所有権」をもった「所有者」のように振る舞って土地を売却しているのに、「法的な所有権は国にあるのだから、この農民は所有者ではなく用益権者だ」というのは、あまりに国家の法だけにとらわれ過ぎている。19世紀末以降、エチオピアはたび重なる政権交代を経験してきた。法的な立場から論じていけば、農民と土地との関係に変わりがなくても、国の政策ひとつでその「所有」が「保有」になったり、「所有」そのものが否定されたりすることになる。本論で注目していくのは、むしろそのずれが生じている状況にこそある。

さて、そのうえで、現地の人びとは「土地を所有する者」のことをどのように呼んでいるのか。調査村の多数を占めるオロモの言葉では、*abba lafa* と言われる。これは字義どおりに訳せば、「土地の父」となる。「父親」や「主」という言葉が土地を所有するメタファーとして用いられるのは、他の社会でもめずらしいことではない<sup>15</sup>。1970年前後にエチオピア西部のオロモ社会を調査したヤン・ハルティンは、この言葉が「出自集団と特定の領域とのあいだの関連」を示す言葉であると指摘している [Hultin 1984:454]。ハルティンは、父親が息子に土地を生前贈与する場合を例にあげ、「父親は彼自身が耕している土地だけでなく、息子が耕している土地に対しても *abba lafa* でありつづける」と述べている。つまり、父系の出自にそって譲渡・相続される特定の土地において、じっさいの利用者とその土地との関係だけでなく、その父親や祖父などのその土地への関係も意味していることになる。出自集団の土地の領域が数世代にわたって利用・相続されていたころには、こうした土地への系譜的な関

係を示す意味が強かったのかもしれない。しかし、わたしの調査地域では、19世紀末からの移民など外部者による土地取得の増加、1974年以降の社会主義時代の土地再分配や集村化政策といった大きな変動を経験するなかで、すでに土地と出自集団との関係はそれほど連続性のあるものではなくなっている。

現在、調査村では、*abba lafa* といった場合、ふつう土地を所有している者のことしか示していない。日本語でいえば「土地の持ち主」くらいの意味で使われている。たとえ、かつて *abba lafa* という言葉がハルティンの示したような概念であったとしても、それを支えていた出自集団にもとづく土地所有が崩れてしまった現在まで、その概念がオロモの人びとの土地との関係を規定しつづけているとは考えにくい。経験的にいえば、*abba lafa* が意味する農民と土地との関係は、ひとつの概念で表象できるほど単純ではなく、その利用形態などによって異なる複数の関係のかたちを含んでいる。いずれにしても、*abba lafa* とされる者が土地とどのような関係にあるのか、その具体的な場面を詳しくみていくより他にない。本論では、基本的に、「法的な所有権をもつ者」という意味ではなく、ローカルな文脈で *abba lafa* として言及される者のことを「所有者」と表現している。あえて法的な権利のことを話す場合は、「所有権者」、「用益権者」というように「権」という語を入れて表現する。

オロモ語では、なんらかのモノをもっている場合、ふつうはたんに「もつ *qabuu*」という語が用いられるか、あるいは「所有格を意味する接頭語 *kan*」+「人称の所有格」+「接尾語 *tii*」によって、「誰それのもの」ということが意味される。同じく村で使われているアムハラ語には、「もつ」という意味の語彙はなく、ふつう「ある *allä*」という語で「もつ」という意味も含意される。所有という問題を考えるにあたって、*abba lafa* がどういう範疇の者を指す概念なのか、あるいは彼らにとって「もつ *qabuu*」あるいは「財産 *qabiyye*」がどういう意味内容を含んだ概念なのか、問われるかもしれない。このように現地語の言語体系から民俗概念を抽出する手法は、これまでも人類学でよく使われてきた<sup>16</sup>。しかし、さまざまな民族が生活し、ほとんどの者が複数の言語を日常的に用いている調査村のような場所では、ある特定の言語の語彙から土地所有のあり方を定義づけることはあまり有効とはいえない（第2章2節参照）。土地や財産をめぐる語彙も、アムハラ語起源のものがオロモ語のなかに入り込んでいたり、その逆もあつたりと、単純に「言語＝文化＝民俗概念」という構図が成り立たない。ところが、所有という現象がこうした言語的な「概念」だけによって構築されると考えることには、歴史的变化や多言語使用の状況という以外にも、そもそも限界がある。

たとえば、われわれ日本人が「わたしが所有するもの」という場合、その「所有」をどういう概念として認識しているだろうか。「わたしが所有するもの」は、わたしが自由に使用することができるし、それで何らかの利益を得ることもできるし、売却することもできる。わたしの許可なしに他人がそれを勝手に使用したり、利益をあげたり、処分したりすることはできない。古代ローマ法にはじまって、日本の民法でも規定されてきたように、所有という概念を「使用する権利（使用権）」、「利益を享受する権利（収益権）」、「処

分する権利（可処分権）」という三つの権利とそこからの「他者の排除」によって構成されると考えるのは、われわれの日常感覚からしても、それほどかけ離れたことではない<sup>17</sup>。

しかし、たとえわれわれがそうした「所有」の概念をもっていても、じっさいに現象としてあらわれる「所有」はその通りにはいかない。「わたしが所有するもの」の「もの」に、いろんな言葉を入れてみれば、それがよくわかる。「土地」であれば、そのまま当てはまるかもしれない。ところが、それが「臓器」だと同じようにはいかない。さきほどの「所有」の概念からすれば、わたしは自分の所有する「臓器」を使用したり、利益をえたり、売却したりできることになる。しかし、社会の制度や倫理といった制約のなかで、少なくとも日本では「売却」することは許されない。所有の概念がどのようなものであろうと、それが対象とする「もの」によって、その所有のあり方はまったく違ってくる。所有はその概念だけでなく、「もの」のもつ社会的価値や意味に制約されているのである。

さらに、「わたし」というところに「未成年」を、「もの」に「煙草」を入れてみよう。「未成年が所有する煙草」となる。未成年が自分のお金で購入した煙草を吸う（使用する）ことは、これも法律で禁じられている。ここでは所有の概念が、その「主体」の性質の違い、あるいは「主体」と「もの」との関係によって制約を受けることになる。法律や制度のほかにも「所有」を制約するものはいくらでもある。「わたし」に「男」を、「もの」に「化粧品」を入れると、「男が所有する化粧品」となる。もちろん、男が化粧することを禁じる法律はない。ただ、たとえば大学院のゼミに男子学生が化粧をして（使用して）あらわれたら、それは異様な逸脱の行為となる。この背後には「男は化粧をするものではない」という暗黙のうちに共有された規範があって、「男」の「化粧品」に対する所有のあり方を制約している。もちろん、歌舞伎役者が化粧をして舞台にあがることは何の逸脱行動でもない。それは、「主体」と「もの」との関係にくわえ、その「場」によっても「所有」が違ったあらわれ方をすることを示唆している。

こうした例から強調しておきたいのは、「所有」という現象が、かならずしも単一の概念から構成されているわけではないということである。人類学では、ロックの身体と労働の自己所有という考えが西洋近代の私的所有概念を形成していることが前提とされ、それとは異なる非西洋の所有概念を抽出する試みがなされてきた[杉島 1999]。しかし、「所有」は社会の多様な要素によってかたちづくられており、たとえ近代社会であっても私的所有概念だけにもとづいているわけではない。そこには「概念としての所有」と「実践としての所有」との混同がある。人びとの「所有」にまつわる語彙の意味範疇を分析することは重要である。しかし、それだけでは「所有」という現象を十分にとらえることはできない。くり返しになるが、「所有」を「保有」と言い換えても、現地語の概念をひとつひとつ定義しても、「所有」をうまく理解できるわけではない。むしろ、その「もの」や「主体」、「場」によって、あるいはそれらの関係によって、さまざまな制約を受けて異なる様相を呈する「所有」のあり方に焦点をあてることのほうが有意義だと思われる。

最後に、「権利」という言葉についても検討しておきたい。前節までの先行研究のレビューのなかで、なぜ「法のパラダイム」という点にこだわってきたのか、その理由がこの語の意味するところに対して感じてきた違和感にある。まず、われわれは「権利」という言葉を用いるとき、そこに他者との競合がおきる可能性を感じとっている。たとえば、「わたしには公園で足を高くあげる権利がある」とは言わない。足をあげたければ、いつまでもあげていけばよい。その行為が他者と競合することはない。しかし、「われわれには公園で野球をする権利がある」という言い方はできる。公園のなかで野球をすることで、他の人の利用を妨げてしまう可能性があるからだ。ここでは、この「権利」という言葉によって、野球をする正当性が誰にあるのかが示されることになる。つまり「権利」とは、限られた関係／状況において意味をもつのであって、ある事物につねに内在しているわけではない。

そこで考えなければならないのは、その正当性を認証する主体がどこにあるのか、ということだ。たとえば、そこが市営の公園だとしよう。この場合、公園で野球をする権利を認証するのは市役所かもしれない。しかし、市役所によって認定された「権利」が有効となるのは、市営の公園においてである。府営の運動公園では、通用しない。つまり、この「公園で野球をする権利」というのは、ひとつの正当性を認証する枠組みにおいてのみ作用するものに過ぎない。それでは、この権利を認証する主体が複数存在したら、どうなるだろうか。ある日、野球をしに公園に行くと、すでに他の野球の試合が行われている。わたしたちは、市役所の福祉厚生課からその日に公園で野球をする権利を認められていた。彼らは市の教育委員会から野球をする権利を認められているという。このふたつの並存する権利の競合は、解決されない。どちらも「権利」と呼ぶことさえできなくなる。

「野球をする権利」は、普遍的な「権利」ではない。それは、市の行政という、ある限られた範囲の権威の枠組みを抜きにしては考えられない。しかも、その認証する主体が同じ枠組みのなかに複数存在してしまうと、「権利」はその実効性を失い、ひとつの「主張」になってしまう。「所有」について語る時、たんにそこにある「権利」がどのような性質のものであるかを論じていても何も理解できない。むしろその「権利」を可能にしている権威の枠組みの方に目を向ける必要がある。

われわれが「権利」という言葉を用いるとき、ひとつの「法」のもとに構成された一元的な秩序の世界を想定している。しかし、そこが多元的な法／権威が並存する場であれば、「権利」という言葉はとたんにむなしなものになる。国家の法では、土地を売却してはならないという。ところが、ローカルな社会のなかでは、土地の売却が公然と認められている。ここにはふたつの権威の枠組みが並存している。もちろん、裁判ということになれば、国家の法が優勢する。しかし、じっさいの土地争いは、かならずしも裁判という公的な枠組みだけを通して解決されるものではない。土地を売却する「権利」という言葉を使うためには、それを認証する権威の所在がどこなのか、その権威が有効に作用する枠組みが何なのか、を問わなければならない。「権利」という、土地所有や富の所有に関するほとんどの研究のなかで

無批判に使われてきた言葉には、慎重でなければならない。「規則」や「義務」といった言葉にも同じことがいえる。これが、「所有」という問題を考えるときに「法」のパラダイムを乗り越えなければならないと主張する理由である。

#### 4. 本論の視座：「権威の所在」からみる「所有の力学」

ここまでの議論で、すでに本論の視座の大枠は示してきた。この序論のねらいは、「所有」という現象を語るときに、いかに「権利」や「規則」といった法のパラダイムを克服することができるか、その代わりにどういった分析の枠組みをもつことができるのか、という問題に道筋をつけることであった。

先行研究では、「権利」や「規則」という用語がつかわれるとき、そこに一元的な法の権威が隅々にまでいきわたる、ひとつの境界に区切られた「社会」の存在が想定されていた。「ロジ王国では」、「ティブの社会では」、「狩猟採集民ハッザでは」、といった言葉で記述される「所有」は、ひとつの「権利」や「規則」が整合性をもって継続的に実践される枠組みを暗に前提としている。本論では、むしろそれぞれにある種の権威をもった複数の枠組みが社会のなかで並存したり、拮抗したりしていることに焦点をあてることで、「所有」という現象の動的な側面を浮かび上がらせていきたいと考えている。これは、「所有」がある種の「制度」にもとづいて成り立っていると考える構造論的な見方を乗り越える試みでもある。ただ、すべてを個人の主体的な「交渉」の産物とみなすような極端な立場にも問題がないわけではない。

調査村における土地所有のあり方をみると、一定の状態がくり返される規則性のなかに変化をうながす転換点がたびたびあらわれているのがわかる。ある者が耕している畑が、急に他人のものになってしまうことはない。基本的には毎年、同じように耕され、種が蒔かれ、収穫される。個人が所有し、利用する土地をむやみに侵害してはならないという認識は共有されている。その認識を確認するために毎回、交渉が重ねられているわけではない。ところが、土地の所有者が亡くなって親族の者が相続する状況になったりすると、これまで保たれていた安定的な関係がくずれてしまう。もちろん、相続に関する「慣習」もある。しかし、じっさいに相続の方法を決定する過程では、いくつもの権威の枠組みが噴出しはじめ、規則性を支えてきた「慣習」という権威は争われるべき枠組みのひとつとして後退してしまう。たとえば、ある年長者はイスラームでは「遺言は必ず守らなければならない」という決まりがあると主張する。別の者は、「子供に平等に分配しなければならない」と定めるエチオピアの法律をもちだす。そしてある者は、その子供の「定義」をめぐる異議を申し立てる。この土地の相続をめぐる争議は、複数の権威が競合し、拮抗する場となる。

このとき注目しなければならないのは、それぞれの主張が参照している権威がどのような枠組みなのか、そして個人の行動がいかにかその権威の作用するプロセスに関わっているのか、というふたつの側面である。社会のなかで権威をもちうるいくつかの枠組みは、「所有」をめぐる争う「主体」や対象とされる「もの」、その争いがもちだされる「場」によって拘束力をもったり、失ったりする。それらはかならずしも個人の「交渉」によって容易に操作されるようなものとは限らない。変化をもたらす転換点は、国家の政策であったり、村を離れていた者の帰還であったり、コーヒーの収量の増減であったり、少雨であったりと、つねにどこにでも生じうるようなものである。規則性と不規則性は、交錯をくり返しながら進んでいく。本論では、こうした規則性と不規則性がどのような局面で生じているのか、そして、この規則性と不規則性が連続／途絶するプロセスのなかで、どのような権威の枠組みが力を作用させているか、見定めていきたいと考えている。

それでは、ここでいう「権威」とは、どのようなものとして定義できるだろうか。本論では、あたかもそこに「権利」や「義務」が存在しているかのように見せている拘束力のことを「権威」と呼びたいと考えている。それは、ある行為の正当性を主張することを可能にしている源であり、何らかの行動が妥当だとか、妥当ではないとか判断する材料を提供している根拠のことである。具体的に土地相続の例でいえば、その社会の慣習やイスラームの規律、国家の法、親族関係の原則などのように、ある主張をもっともらしくみせるためにもちだされる影響力をもった枠組みと考えることができる。

こうした意味では、本論は「法的多元主義 legal pluralism」を掲げた研究と同じような問題意識をもっている。この立場は、所有権の主張が、さまざまなレベルの違う法（国家の法、共同体の慣習法、宗教の法）によって多元的に支えられていることに焦点をあてるもので、近年も新たな研究が積み重ねられている [Guillet 1998; Meinzen-Dick et al. 2002; 宮本 2003]。エチオピアのアルシ・オロモの土地争いについて研究したマモ・ヘボの視点も、国家とローカルの法のずれを指摘しており、この立場に近い [Mamo 2004]。ただし、これまでも論じてきたように、法やそれにもとづく権利は、ある限られた権威の枠組みのなかでのみ有効に作用する。「法」が多元的に存在する状況を描くときには、この法のパラダイムの限界をきちんと認識したうえで記述していく必要がある。もし不用意に「権利」や「規則」といった語を用いれば、それらが普遍的な効力をもっているかのような印象を与えかねない。本論では、土地をめぐる複数の相容れない「権利」の主張が行われている現実を理解するために、その「主張」が依拠している「権威の所在」に注目することこそが重要であると論じていく。

こうした視点をとることには、ふたつの理由がある。ひとつは、近代法としての「国家の法」からローカルな場での「慣習」や「規範」のようなものまでを、すべて「法」の相似形としてとらえることがはたして妥当なのか、ということがある<sup>18</sup>。それらがなんらかの拘束力をもつ枠組みであることは確かだが、その作用を「法」という特定の構造をもった制度的枠組みとして同列に論じることはできない [Comaroff & Roberts 1981]。本論では、複数の「権

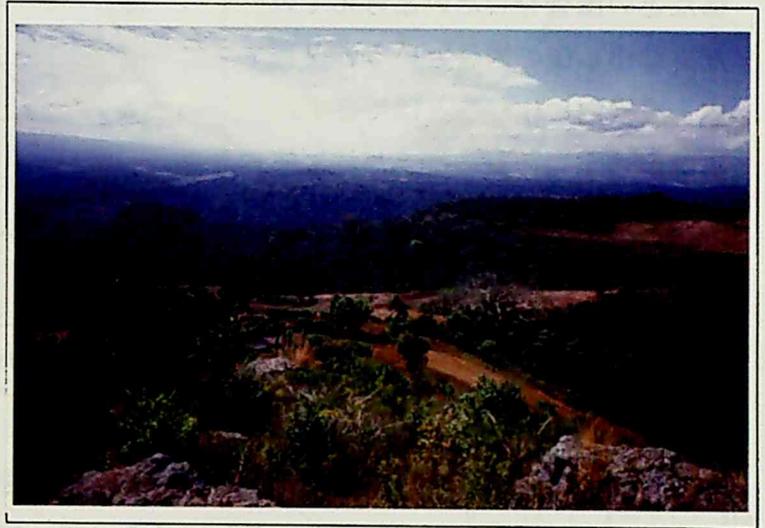
威の枠組み」がそれぞれの場面でどのように拘束力をもったり、失ったりしているのか、その過程に注意しながら、規則性と不規則性とが交錯する状況を描いていく。ふたつめは、これまで「法」という用語に固執することで排除されてきた要素も含めて、土地や富の所有をかたちづくっている多様な枠組みについて考慮に入れたいということがある。具体的には、「他者の豊かさへのまなざし」や「異人へのおそれ」といった、人の行動を制約したり、その妥当性を保証したりするような、法のパラダイムにはおさまりきれない拘束力についても、権威の枠組みのひとつとして連続的にとらえていきたいと考えている。こうした視点は、法的多元主義の議論をさらに洗練させることにもつながるだろう。

日本において、「土地所有」という問題を真正面からとりあげた人類学の研究は、それほど多くはない。近年の研究として言及しておかなければならないものに、杉島[1999]が編集した『土地所有の政治史—人類学的視点』がある。杉島は、その序論のなかで、「歴史をもつれあい」という概念を示して、『中核』諸国起源の規則や信念と『辺境』の地域社会の規則や信念が多様な解釈を介してせめぎあい、からみあう過程」を描くことを提起している。同書に所収されているほとんどの論文でも、在来の土地制度と近代起源の土地政策という、ふたつの「制度」ないしその「言説」が相互に作用しあって、あらたな状況を生みだしている過程が描かれている。こうした視点は、『辺境』の地域社会が『中核』諸国起源の規則や信念によって染めあげられてきたという『歴史ヴィジョン』を自明の事実」とする近代化や文化変容概念への批判として、重要な示唆を含んでいる[杉島 1999: 28]。ただし、杉島自身が言及している「社会生活は多中心的な政治のうずまきからなり、そのそれぞれにおいて規則や信念が多様に解釈され、その承認をせまる教育や訓練がおこなわれることはさげがたい」[杉島 1999:27]といった社会内部の多中心性は、国家のなかの多中心性（国家の政策と地域社会の制度）に主眼を置くものになっている。ローカルな社会が「在来の土地制度」という規則や信念をもったひとつの「制度」として描かれている点では、先に紹介したサリー・ムーアの「半自律的な社会フィールド」と同じような視座に立っている。

本研究では、まさにその「多中心性」がローカル社会内部にもあることを見出してきた。調査対象としてとりあげるのは、ひとつの村というきわめて限られた社会空間に過ぎない。ただし、そこに暮らす人びとは、国家や地域社会という枠組みにとどまらず、さまざまな民族や宗教、クラン、家族といった複数の境界に囲まれた社会に生きている。そこはまた、多元的な権威が潜む世界でもある。小さな村のなかには、明確なものから、あまりはっきりとしないものまで、いくつもの境界や枠組みが重なり合って存在している。まさにそうした「多中心性」をはらんだ複合的な農村社会のあり方をどのように描いていけばよいのか。次の章では、わたしが調査してきた村を紹介しながら、こうした点について述べることにする。

## 第2章 対象と方法

第2章では、調査対象としたゴンマ地方北部のコンバ村の概観を述べたうえで、どのような方法で本論文を描いていくのかを論じていく。さまざまな民族が居住するコンバ村の「民族」をめぐる状況を説明したあと、論文のなかで中心적으로とりあげる農民世帯や集落について紹介する。そして、本論文が目指す「複合社会のモノグラフ」について論じ、本論文の構成とその要旨を示す。



<写真1>

### 1. 調査対象の村：ゴンマ地方北部・コンバ村

首都のアジスアベバから南西に340kmほど離れたところにあるジンマという街は、エチオピアでも古くからコーヒー栽培やその交易の中心地であった場所として名高い。このジンマから北西に45kmほど離れたところにアガロという町がある(図2)。アガロは人口3万人ほどの小都市で、ゴンマ地区(wärāda, Am.)の役場などがおかれている。このあたり一帯は、なだらかな丘陵地帯がつづいており、その斜面にはコーヒーが植えられた森がひろがっている(写真1)。年間に1400mmから1700mmほどの降水量があり(図3)、エチオピアでも有数の緑豊かな地域でもある。調査地として選んだのは、このゴンマ地方の北部で、標高が1400mから1600mほどの場所にあるコンバ村周辺である(図4)<sup>19</sup>。

わたしが最初に村を訪れたのは、1998年の8月のことである。当初、コンバ村に隣接する国营のコーヒー農園にねらいを定め、農園内

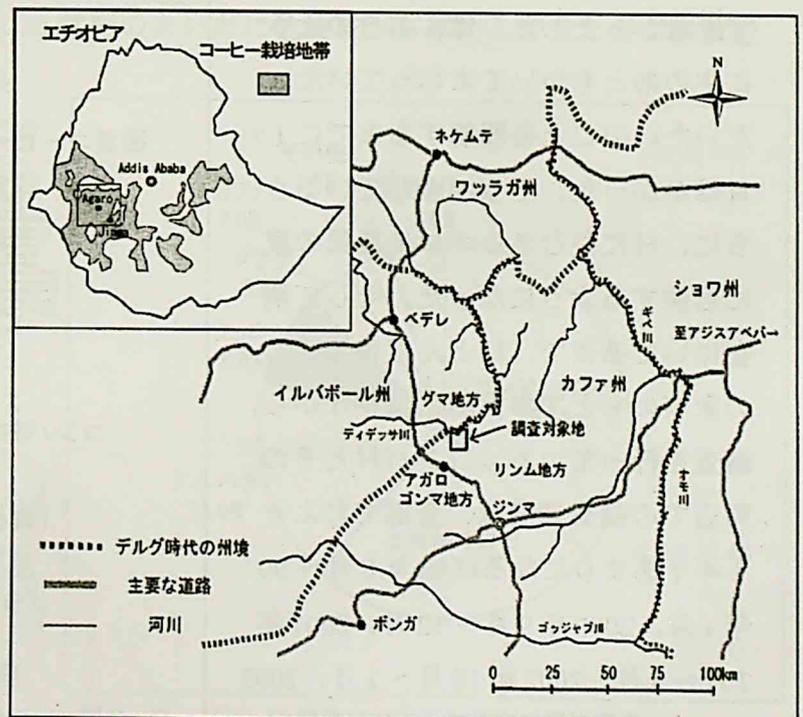


図2 調査対象地域：エチオピア西南部

の労働者村に住み込んでコーヒー農園の成立過程や労働者の社会関係などの調査をしたいと考えていた。しかし国の施設ということで、農園内に住むことはできず、農園からすぐ近くのコンバ村に部屋を間借りして住みはじめた。ところが当時、黒島で牛の共同放牧について調査をしていたこともあって、わたしの足はしだいに村で放牧されている牛の群れに向くようになった。コーヒー農園のなかを歩きまわって聞き取りなどをしても、それほど胸躍るようなことには出会わなかった。それに比べて、3つにわかれている村の牛の群れがどのように放牧されているのか、そちらのほうがずいぶんと興味をそそられた。柵もなにもない場所で、村の共有地のような草地から個人の刈り後の畑、ときにコーヒー林のなかまで、さまざまな土地で牛の群れが放牧されている様子は、黒島で石垣と有刺鉄線に囲まれた牧場ばかりを見てきたわたしには一種のカルチャーショックだった。放牧されている牛がいったい誰のもので、誰の土地で放牧することが許されているのか。言葉もろくにできなかったわたしは、毎日のように牛のあとをついてまわっていた。だいたいのことを理解するまでに1ヶ月はかかった。そうこうしているうちに、村に住むあるオロモ農民の家に居候するようになった。そして現在にいたるまで、ほとんど毎年、この家族のもとでお世話になりながら、調査を行っている。コンバ村とその周辺での調査期間は、全部でおよそ1年半あまりになる(98年8月～99年1月、2000年9月～12月、2001年7月～8月、2002年10月～1月、2003年9月～11月)。

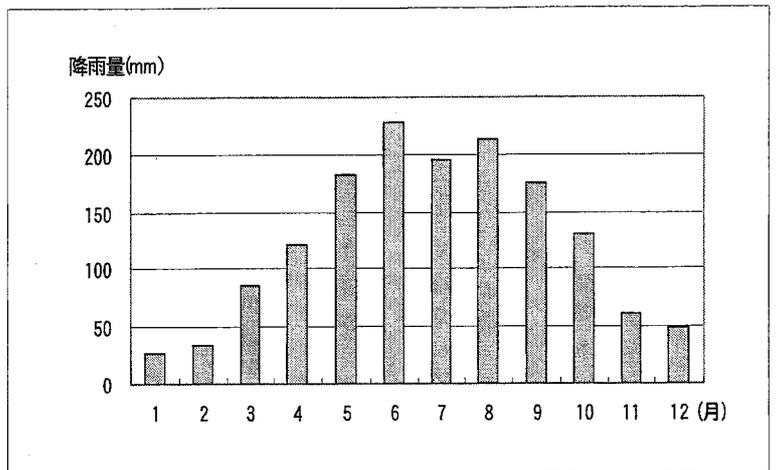


図3 調査村周辺の月別平均雨量 (1987～2000年の平均値)  
 註 国営農園 (Gomma II Planning Office) の統計資料をもとに作成

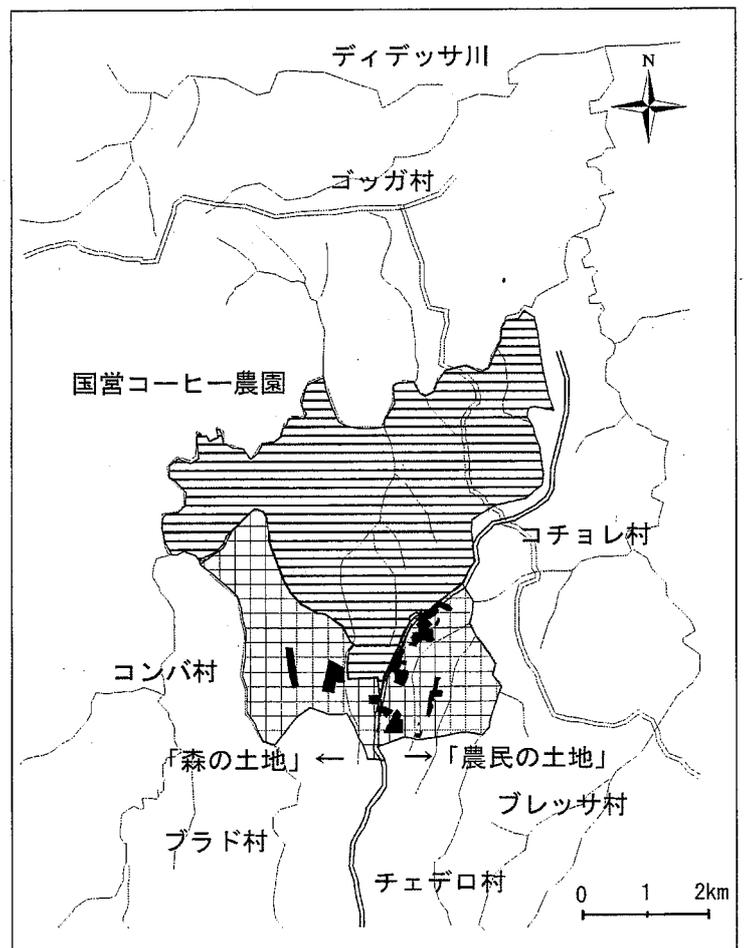


図4 調査対象地：コンバ村と国営コーヒー農園 (ゴンマ・フラト)

1994年のセンサスによると、コンバ村の人口は451世帯・1987人（男1011人・女976人）とされている[CSA 1996]。これをもとに算出した村の人口密度は1km<sup>2</sup>あたり293人となる。隣接するコーヒー農園の労働者たちも居住しているため、一概にはいえないのだが、農村部としてはきわめて高い水準にある。民族的には、エチオピア最大の民族集団

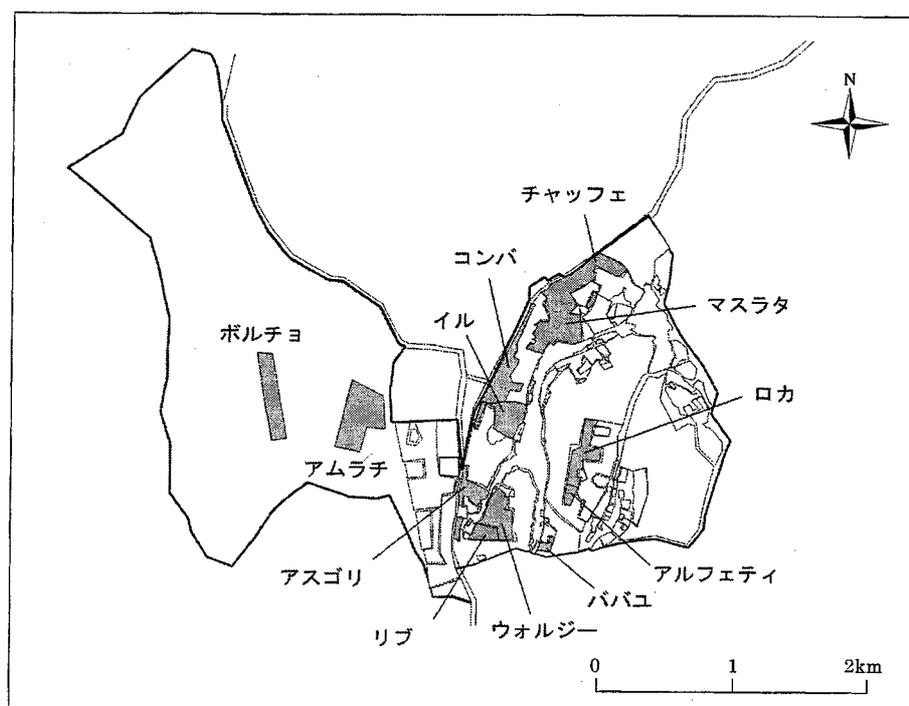


図5 コンバ村における集落の配置

で、南部を中心にひろく居住するオロモの地域にあたる。この地域に居住するオロモの多くがムスリムである。また76年ごろ、近くに国営コーヒー農園が建設されて移民が急増したこともあって、調査村では他民族の割合が比較的大きい。

コンバ村には大小あわせて12あまりの集落がある(図5)。このうち2002年に世帯調査を行った10集落(404世帯・1650人)における「世帯主」の民族構成は、オロモが61.4%、つづいてアムハラが18.0%、「クッコ」が8.0%、その他が12.6%となっていた(図6)<sup>20</sup>。オロモがもっとも多いが、このうち20世紀のあいだに他地域から移住してきた者が半数近くを占めており、オロモといっても

けっして一枚岩ではない。移住してきたオロモのなかにはエチオピア正教徒も含まれている。本文中では、所属するクランがゴンマ王国時代までさかのぼれるゴンマ地方のオロモを「ゴンマ・オロモ」、20世紀になってアジスアベバ周辺のショワ地方や、西部のワッラガ地方、隣接するギベ地方など他地域から移住してきたオロモを「他地域オロモ」として区別している。

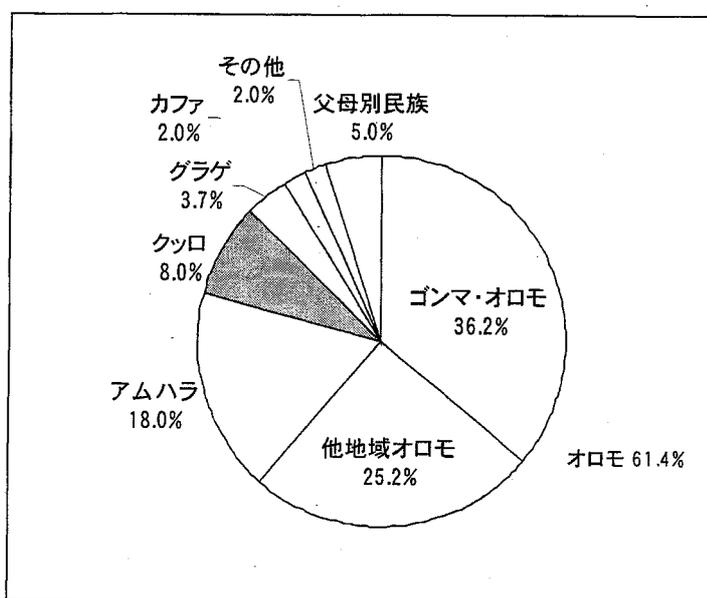


図6 コンバ村・10集落における世帯主の民族構成 (n=404人)

2番目に多いアムハラは、北部高地のキリスト教王朝の歴史をもつ人び

とで、長い間エチオピアの支配的民族であった。とくにこの地域がエチオピア帝国の支配下に入った19世紀末から1960年代にかけて、多くのアムハラが流入してきた。

「クッコ」とは、南部オモ川北岸に居住するダウロやコンタという小規模な民族集団のことを指す呼称で、おもにコーヒーを摘みとる出稼ぎ民として流入してきた人びとである。社会主義政権が樹立される1974年以降にこの地に移住してきた者が多い。調べてみると、ほとんどの者がダウロ出身者であることがわかっているが、現地では区別されていないので、本論でも「クッコ」という名称をそのまま使用する。その他には、グラゲ、カファ、カンバータ、ワライタ、ティグレといった民族集団のほか、父母が異なる民族出身である者が5%含まれている。最近、異民族どうしの結婚もめずらしくなく、現在の夫婦の約25%が異なる民族どうしでの結婚となっている。こうした民族的な多様性がコンバ村のひとつの特徴でもある。詳しくは次の節で説明する。

コンバ村周辺の生態環境や人びとの生業についても概説しておこう。村の北方10kmあまりのところを青ナイルにそそぐディデッサと呼ばれる大きな川が西から東へと流れている(図4参照)。この川に向かって南から北へ無数の小さな川が流れこみ、この小川にそって低湿地と丘陵地が交互に带状にのびて、調査地域の景観をかたちづけている。このうち低湿地がバッケエ *bakkee* といわれ、おもに放牧地としてつかわれてきた。またバッケエから50~60mほど高度差のある小高い丘陵



<写真2>

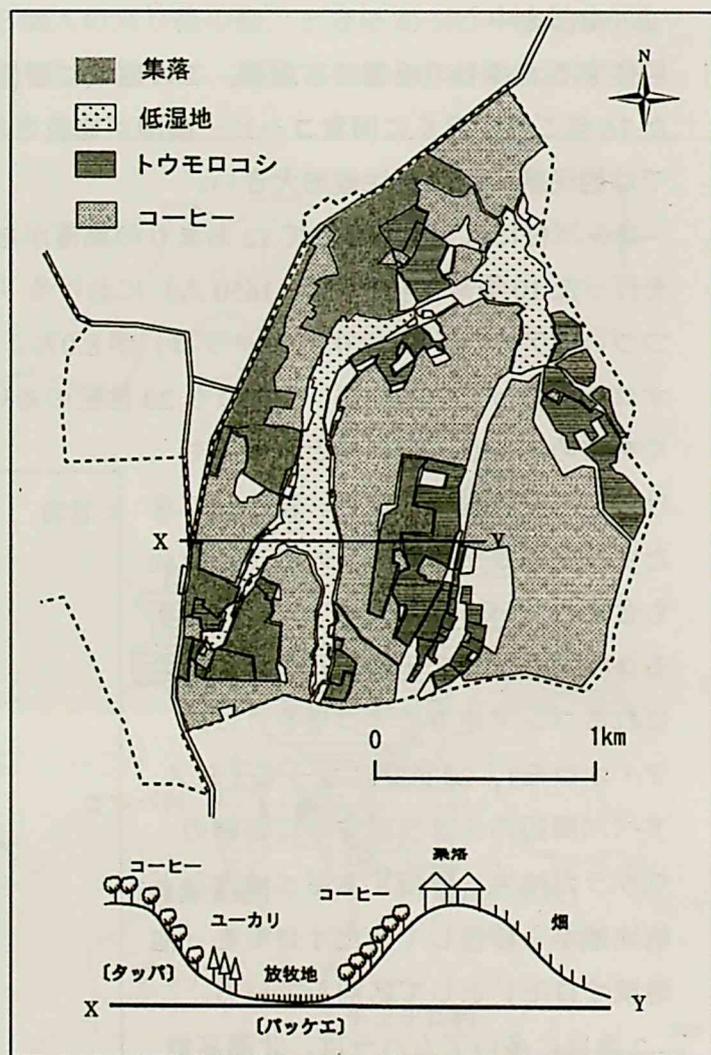


図7 コンバ村の「農民の土地」における土地利用図

地のことをタッパ *tabba* といい、畑や居住地として利用されている (写真2)。この地域の土地利用のあり方には、このバツケエとタッパとで大きな違いがあり、これらがふたつの特徴的な空間を構成している (図7)。雨季の激しい雨のあとには浸水してしまうバツケエが、集落の共同放牧地として誰もが利用できる空間なのに対し、タッパの土地は基本的に境界で区切られた個人の土地として利用されている。農民のほとんどがコーヒー栽培に生計を依存しており、同時にトウモロコシ栽培を行うことで食糧を確保している。乾季のあいだにコーヒーの採集を行い、乾季の終わりから雨季の終わりまではトウモロコシの栽培に従事する (表1)。これが農民たちの一般的な生活サイクルとなっている。ふつうは、コーヒーの摘みとり時期 (9月から2月のうちの2~3ヶ月ほど) に現金収入をえて、次のトウモロコシの収穫期 (10月から11月) までなんとかしのぐということになる。

GPS を用いて作成した村の土地利用図をみると、丘陵地タッパに集落やコーヒー林がひろがり、そこから低湿地バツケエまでの斜面にトウモロコシ畑がつくられている (図7参照)。低湿地とその周辺部には、早播きのトウモロコシが栽培され、雨季のもっとも困窮する時期 (4月から9月) の貴重な食糧を提供している。ほかにもモロコシが一部の畑で栽培されている。屋敷地内ではタロイモや多年生キャベツ、ササゲ、エンセーテなど副食となる栽培植物のほか、オレンジ、バナナ、パパイヤ、マンゴといった果樹が小規模に栽培されている。コーヒーにつぐ現金収入源となっているのは、チャット (カート) といわれる覚醒作用のある植物で、柵に囲まれた屋敷地内で栽培されることが多い。人びとはやわらかい葉だけをちぎって口の中に入れ、長時間にわたって噛みつぶける。チャットは現金で売買される商品作物であるだけでなく、とくにムスリムにとって、お祈りや農作業といった日常生活のなかで欠かせないものとなっている。

表1 おもな栽培植物の生業サイクル

和名	方名	学名	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	備考
			+++	+++	==	==	==	==	==	==	+++	+++	+++	+++	
トウモロコシ(低湿地)	<i>caffé boqolo</i>	<i>Zea mays</i>				>>>	***	—	—	—	—	////	////		湿地が乾いた頃に播種
トウモロコシ	<i>masa boqolo</i>	<i>Zea mays</i>	—	////	////			>>>	***	—	—	—	—	—	雨が降り出してから播種
モロコシ	<i>bisingaa</i>	<i>Sorghum bicolor</i>	—	////	////			>>>	***	—	—	—	—	—	
モロコシ (早生)	<i>bisingaa bobo</i>	<i>Sorghum bicolor</i>	—	////	////				>>>	***	—	—	—	—	生長が早い
コーヒー(赤・実)	<i>buna diimaa</i>	<i>Coffea arabica</i>			////	////									年によって差が激しい。
コーヒー (乾燥・黒)	<i>buna gogga</i>	<i>Coffea arabica</i>					////	////							早い年は8月から実る
テフ	<i>xaafii</i>	<i>Eragrostis Tef</i>	—	—	////	//						>>>	>>>	**	雨季の後半に播種
タロイモ	<i>godare</i>	<i>Colocasia antiquarum</i>	—	—	—	—	////	////	//	****	—	—	—	—	雨季の前に収穫
ササゲ	<i>bologe</i>	<i>Vigna unguiculata</i>	—	—	////				****	—	—	—	////	****	
多年生キャベツ	<i>raafu</i>	<i>Brassica oleracea</i>	****	—	////				****	—	////	****	—	////	雨季の間繰り返す
ヌグ	<i>nug</i>	<i>Guizotia abyssinica</i>	—	—	-//								****	—	雨季の後半に播種
チャット/カート	<i>caatii</i>	<i>Catha edulis</i>	////	////	//					////	////	////	////	////	雨季に生長。8月開花まで
オレンジ	<i>burutokani</i>	<i>Citrus sinensis</i>		////	////	////									
バナナ	<i>muuzi</i>	<i>Musa paradisiaca</i>	////	////	////					////	////	////	////	////	雨季に成熟。個体差大きい
パパイヤ	<i>papae</i>	<i>Carica papaya</i>			////	////	////	////	////						
マンゴ	<i>banga</i>	<i>Mangifera indica</i>								////	////	////			
サトウキビ	<i>shankora</i>	<i>Saccharum officinarum</i>				////	////	//		****	****				

註 耕起>> 播種・植えつけ\*\* 収穫・採集//

村の土地は、中央を南北に走る道を境にして大きくふたつにわけて認識されている。道の西は「森の土地 *lafa badda*」、道の東は「農民の土地 *lafa gabaree*」といわれている（図4参照）。これは、現在、国営コーヒー農園になっている道の西側が深い森に覆われていたのに対し、道の東は農民たちの畑がひろがっていたことに由来する。かつて「森の土地」は、「コンバ Qomba」と呼ばれていた。花が摘みとられるときなどにつかわれる擬態語をこの地域のオロモ語で *qamba* という。以前、森の土地では、マラリアや黄熱病といった感染症が蔓延したことがある。「その人の名前を呼んだときには、もう死んでいる」というくらい次つぎと人が死んでいくさまは、まさに花をひとつひとつ摘みとっていくかのような状態だったという。現在、村全体の名前ともなっているコンバという地名には、こうした凄惨な歴史の記憶が織り込まれている。一方、「農民の土地」は「ロカ *loka*」と呼ばれていた。これは「ひらけた土地」といった意味合いの言葉で、道の東側が居住地や畑として農民たちの生活空間だったことを示している。現在、ロカとは、ひとつの集落の名前として残っている。

## 2. 多民族農村社会の「民族」という現象

前節でもふれたように、コンバ村には、さまざまな民族の者が住んでいる。文化的にも、言語的にも均質な農村共同体の姿とは、かけ離れている。村のなかで、それぞれの民族はどのような関係にあって、いかに生活をともにしているのだろうか。村の人びとの暮らしぶりがわかるように、ここで少し詳しく説明しておきたい。「多様な民族がいる」という以上に、「民族」をめぐる複雑な状況がそこにはある。

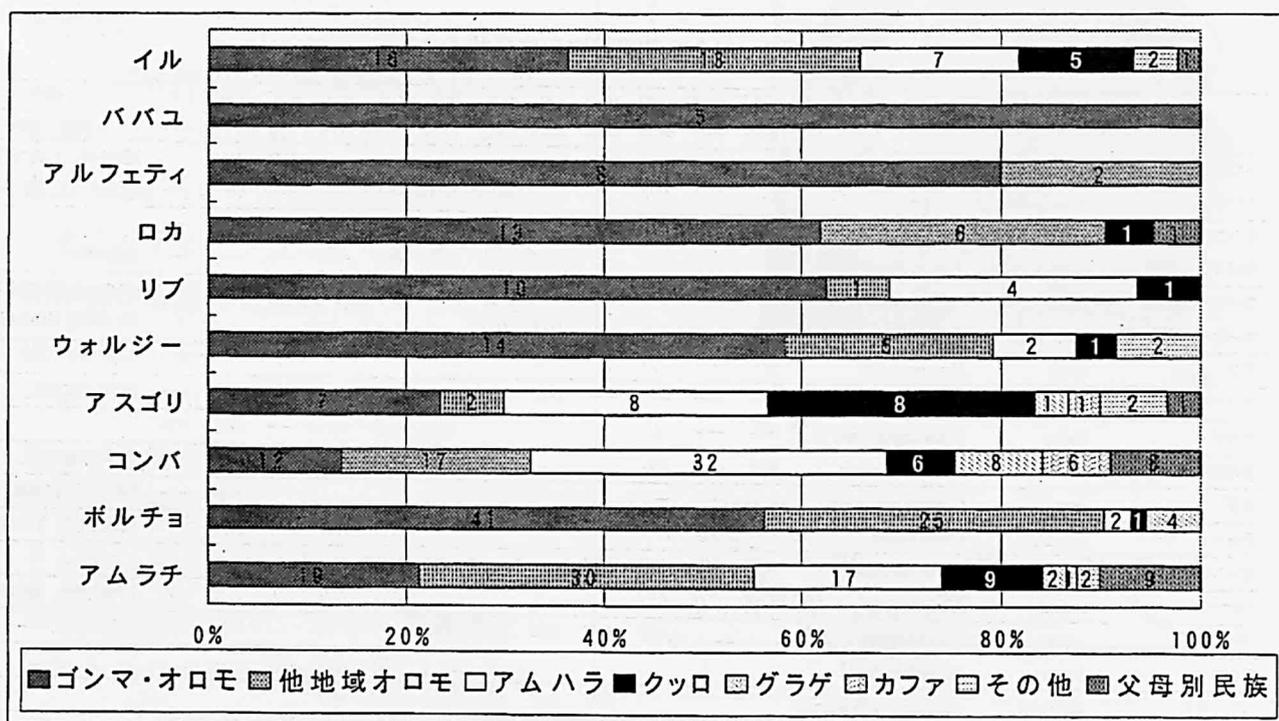


図8 コンバ村における集落別の民族構成

表2 民族間の婚姻関係 (n=272 夫婦)

妻の民族集団	夫の民族集団						計
	ゴンマ・オロモ	他地域オロモ	アムハラ	「クッロ」	カファ	グラゲ	
ゴンマ・オロモ	84 (30.9%)	32 (11.8%)	10 (3.7%)	1 (0.4%)	—	1 (0.4%)	128 (47.1%)
他地域オロモ	20 (7.4%)	28 (10.3%)	9 (3.3%)	—	2 (0.7%)	2 (0.7%)	61 (22.4%)
アムハラ	7 (2.6%)	4 (1.5%)	22 (8.1%)	—	2 (0.7%)	2 (0.7%)	37 (13.6%)
「クッロ」	2 (0.7%)	5 (1.8%)	13 (4.8%)	12 (4.4%)	3 (1.1%)	—	35 (12.9%)
カファ	—	1 (0.4%)	—	2 (0.7%)	1 (0.4%)	—	4 (1.5%)
グラゲ	1 (0.4%)	2 (0.7%)	—	—	1 (0.4%)	3 (1.1%)	7 (2.6%)
計	114 (41.9%)	72 (26.5%)	54 (19.9%)	15 (5.5%)	9 (3.3%)	8 (2.9%)	272 (100%)

註 コンバ村の10集落についての世帯調査(2002年10月～11月)より算出  
 $\chi^2$ 検定により、 $p < 0.01$ の水準で、男女の出身民族が婚姻関係に与える影響に有意な差があることが示された。  
 とくに $\chi^2$ 値(実測値と期待値の差)が5以上で、実測値が期待値を大きく上回るものを数字で示し、  
 大きく下回る場合は数字で示している。

コンバ村では、1980年代末の「集村化政策」によって、それまで分散していた住居がまとめられ、いくつかの集落に居住させられるようになった(図5参照)。現在、複数の民族集団は、別々の集落にわかれて生活しているわけではない。集落ごとの民族集団の割合をみても、さまざまな民族が混住している集落もあれば、オロモばかりの集落もあり、それぞれ違いがある(図8)。とくに村の中央の大通りに面する集落(コンバ・イル・アスゴリ)には、オロモ以外の民族の者が住んでいる割合が多い。そこから離れた集落(ロカ・アルフェティ・ババユ・ボルチョ)では、オロモの占める割合がかなり高くなっている。

それでは、民族どうしの関係を示すひとつの例として、民族集団ごとにどのような相手と結婚しているかをみてみよう。表2は、コンバ村の10集落における世帯調査から、夫と妻の民族関係をまとめたものである。これをみると、第一に、ゴンマ地方のオロモ男性は、同じゴンマ地方のオロモ女性と結婚するケースがかなり多いことがわかる(ゴンマ・オロモ男性の73.7%)。それは結婚に際して、配偶者のクランが大切な要素になっているためである。ゴンマ地方のオロモどうしであれば、それぞれのクラン名について互いによく知っているが、他地域からの移住者だと、同じオロモであってもクラン名が知られていることはほとんどない。また、ゴンマ地方のオロモ男性が「クッロ」の女性と結婚することはきわめてまれである(ゴンマ・オロモ男性の1.8%)。

第二に、他地域から移住してきたオロモ男性の80%以上が、オロモ女性(ゴンマ地方のオロモを含む)と結婚しているのに対し、アムハラの男性はかならずしもアムハラ女性との結婚だけにこだわっていないことがある。アムハラ男性の結婚例のうち、59.3%は他の民族集団の女性との結婚になっている。とりわけ、アムハラ男性と「クッロ」女性との間の結婚が多いことは注目に値する(アムハラ男性の24.1%)。コーヒー農園に出稼ぎなどでやってくる「クッロ」女性との結婚は、男性が女性の家族に対して婚資のようなものを支払う必要がないため、「安価」な選択肢になる。このとき、エチオピア正教徒のアムハラ男性にとって、同じ正教徒でアムハラ語を話せる「クッロ」女性との結婚は、条件的にも都合がよい。人びと

はよく、「クッロの女性はとても働き者で、いい奥さんになる」と言う。この言葉は、かつてはあまり好ましいとされなかった異民族間の結婚を正当化するような言説とも考えられる。

第三に、ほとんどの「クッロ」男性は「クッロ」女性と結婚している(クッロ男性の80%)。カファやグラゲといった他の少数派の民族が、同じ民族どうしの結婚ばかりでないのにくらべて、かなり特徴的である。これは、「クッロ」と他の民族集団とのあいだに大きな社会的地位の差があることを示している。アムハラ男性が結婚相手としてさまざまな選択肢をもっているのに対し、「クッロ」男性にはおなじ「クッロ」の女性と結婚するよりほかない。

いずれにしても、もはやコンバ村では異民族どうしの結婚はめずらしいことではない。前述のとおり、現在、村の世帯主のうち5%は異なった民族出身の父母をもっている。そして、その世帯主のうち25%は違う民族の配偶者と結婚している。村に住むある20代の青年は、父方の祖父がカファ、祖母がティグレ、母親がダウロ(「クッロ」)、といった複雑な異民族間の婚姻のもとで生まれた(図9)。あるとき、わたしが「あなたの民族は何か?」とたずねると、彼は「ティグレだ」と答えた。だが横にいた彼の友人は、すぐに「おまえは、カファだろう」と言ってそれを打ち消した。青年は苦笑いを浮かべたまま黙ってしまった。このやりとりの背景には、「ティグレ」という民族が現政権の中心を担っている有力な民族集団で、「カファ」が南部から移住してきた少数派で社会的地位も低い、という事情があることを説明しておかなければならない。さまざまな民族どうしの結婚がすすむなかで、村の若者たちにとって、民族的な自意識があいまいなものになっていくことは避けられないのかもしれない。

ところが、現在のエチオピアでは、こうしたあいまいな民族意識とは、ある意味で逆行するような政策がとられている。それは、1991年にはじまる現政権の民族自治政策である[石原 2001]。現在、オロモ州の学校教育では、それまで公用語であったアムハラ語に代わりオロモ語が教育言語として採用されるようになった。原則として、子供たちは9年生まで、英語の授業をのぞいたほぼすべての授業をオロモ語で受けなければならない。同時に、大学な

どに進学するには、オロモ語の試験を受けることが求められる。わたしがコンバ村の8年制の小学校で行ったインタビューでは、8年生74人の生徒のうち、21人はオロモ語をほとんど話すことができないと答え、31人はふつう家ではアムハラ語を話すと答えた。コンバ村の小学校には、コーヒー農園で働く職員の子供たちなど、まったくオロモ語を話せない者も

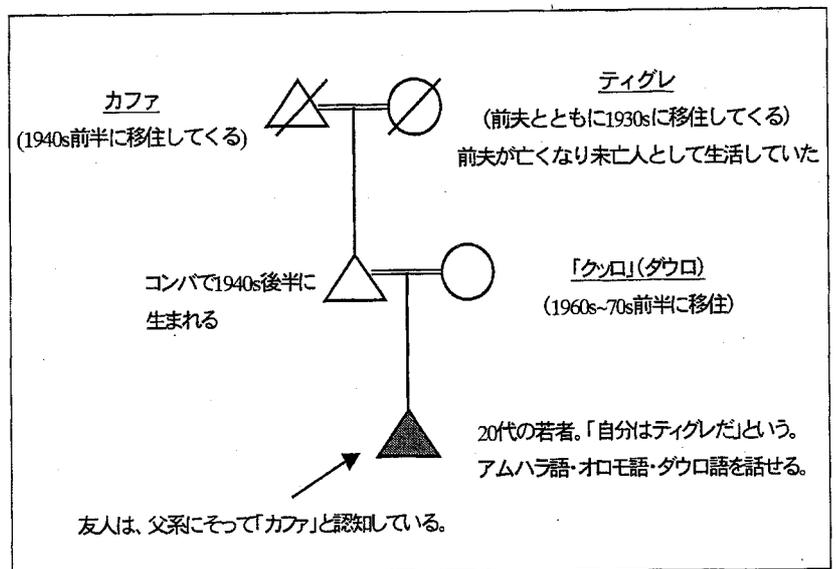


図9 ある20代男性の系譜と民族的背景：民族意識についての事例

表3 イル集落における民族・性別・年代別の言語使用能力 (n=151人)

言語能力 <sup>1)</sup>	オロモ男性			オロモ女性			非オロモ <sup>2)</sup> 男性			非オロモ女性		
	<20歳	20-40	40<	<20歳	20-40	40<	<20歳	20-40	40<	<20歳	20-40	40<
オロモ語のみ	2	0	0	0	6	7	1	0	0	0	0	0
アムハラ語とオロモ語	11	13	16	9	13	5	11	6	5	2	8	7
オロモ語以外の言語のみ	4	0	0	4	0	0	7	1	1	9	3	0
計	17	13	16	13	19	12	19	7	6	11	11	7

- 注 1) 複数のオロモ農民への聞き取りにもとづいて、「オロモ語/アムハラ語で会話ができるかどうか」を判定。  
2) 「非オロモ」には、両親のどちらか一方がオロモではない場合を含んでいる。

少なくない。こうした状況をふまえて、コンバ村の小学校では、数年前から特例としてアムハラ語で授業を行うクラスを設けるようになった。それでも、オロモ以外の生徒がオロモ語の授業にまったくついていけなかったり、大学進学のために求められるオロモ語のテストで点数がとれないなど、いくつか弊害もでてきている。ただ、村のなかの言語をめぐる状況は、それほど単純ではないこともわかってきた。

じっさいに村人は、どのような言語を使っているのだろうか。表3は、コンバ村のイル集落(151人)で、話すことのできる言語を民族・性別・年代別に調べたものである。それぞれ、「オロモ語だけが話せる」、「アムハラ語とオロモ語の両方が話せる」、「オロモ語以外の言葉(アムハラ語など)だけが話せる」という3つの指標で分けている。これをみると、40歳以上のオロモ女性の半分以上がアムハラ語を話せないのに対して、すべての20歳以上のオロモ男性はアムハラ語もオロモ語もともに話すことができる。成人男性にとって、さまざまな社会的場面で使われるアムハラ語を話せることは必要不可欠になっているようだ。また同時に、オロモ以外の男性であっても、オロモ語を話すことが求められている。非オロモの20歳以上の者は、ほとんど男女問わず、ある程度、オロモ語を話すことができる。複数の民族が居住している村においては、とくに成人した者にとって、公用語であったアムハラ語にしても、村のマジョリティであるオロモ語にしても、多言語話者であることが社会的に必要とされる能力となっているのかもしれない。街から村への乗合バスなどに乗ると、人びとがアムハラ語とオロモ語を相手や話題によってすばやく切り替えながら会話を進めていて、とても興味深い。

現政権の民族自治政策によって、オロモ州における公用語はオロモ語になった。村の集会などでも基本的にはオロモ語が使われることが多い。現在、オロモ以外の民族の者であっても、かつて以上にオロモ語を話すことが求められるようになってきている。しかし、非オロモの年長者であっても、ほとんどの者がオロモ語を話せることからわかるように、この傾向は現在にはじまったことではないようだ。公用語がアムハラ語であった90年以前であっても、オロモ語を話す能力は農村社会で生きていくうえで重要なことであった。

このことをうかがわせる場面に出会ったことがある。年老いたアムハラの子供が、オロモ農民の家に物乞いに来たときのことだ。彼女は、流暢なオロモ語で、食べ物がなく困っていること、子供たちが自分の面倒をみてくれないことなどを訴えた。もちろんそのオロモ農民も普通にアムハラ語を話すことができる。そして、農民がいくらかのタロイモを手渡すと、老婆はオロモ語の慣用表現をつかって次のように言った。「われわれのオロモの祖先が（ライオンなど）動物を仕留めたときのように、胸を張って自慢しますよ」と。そして、彼女自身はキリスト教徒であるにもかかわらず、オロモのムスリムが用いるアッラーへの祝福の言葉を投げかけながら帰っていった。

このように村では、言語の使用が民族の境界を区別するとは言えなくなっている。さらに、宗教の区別にしても、ときに決定的なものではなくなっている。最近では、エチオピア正教徒から村の多数派であるムスリムへの改宗もみられるようになった。現在、コンバ村におけるムスリムの割合は72%にのぼる。これは、一部にキリスト教徒もいるオロモの人口割合(61.4%)を大きく上回っている。村の全てのムスリムのうち、じつに13.1%の者は、自分自身あるいは両親がエチオピア正教から改宗した者であった。村の大通りから離れたところにあるボルチョ集落では、最近、集落でわずかに残っていたキリスト教徒がすべてムスリムに改宗した。街であれば、それぞれの宗教のコミュニティがあり、たとえ少数派であってもそのなかで生活していくことは可能かもしれない。しかし農村の孤立した集落という密接な社会関係のなかでは、おそらく異なる宗教を保持しつづけることは簡単ではないのだろう。

この地域の人びとの生活において重要な役割を担う社会組織として葬式講 *eddil* (Am.) がある。たとえばアガロの街では、地縁にもとづいた4つの葬式講のほかにも、民族集団や宗教の違いによって4つの独立した葬式講が組織されている。ところがコンバ村では、集落ごとの葬式講しかなく、集落に居住する者は基本的にムスリムもキリスト教徒も、同じ葬式講に所属することになっている。集落の大多数がムスリムである場合、キリスト教徒が不都合な立場に立たされるのは容易に想像できる。

現在、コンバ村には、たとえ両親がともにオロモではなくても、日常的にオロモ語を話し、ムスリムに改宗して、まるでオロモであるかのように暮らしている者もいる。年長者以外には、その民族的な背景をあまり知られていないような者もいる。このさまざまな民族が暮らす農村社会では、民族を区別する境界がしだいにあいまいなものになりつつある。村の人びとにとって、「民族」という枠組みが、その社会関係や利害関係にしたがって、ある程度、操作可能なものになりつつあるのかもしれない。

こうした現象は、コンバ村に限ったことではない。コーヒー農園に隣接する他の村落やアガロなど都市周辺の農村でも類似した状況がみられる。エチオピア全体でみても、「民族」をめぐる多義的で流動的な状況は、けっしてめずらしいことではない。このモノグラフは、特殊な人びとの稀有な事例を扱うものではない。むしろ、特定の状況下にある人びとの事例を通して、同じような性質の社会をとらえる視点を手にするためのものだといえる。

## 3. 論文の主人公たち

コンバ村を調査対象にしているとはいえ、すべての村人に聞き取りを行ったわけでも、すべての村人の顔と名前が一致するわけでもない。それは率直に認めなければならない。わたしが話を聞くことのできた村人の数は限られており、身近な関係のなかで生活をともにしたのは、ほんのひと握りの人でしかない。これがこの論文の限界であり、そして利点でもある。社会主義を経験したエチオピアの農村部では、土地所有は政治的にも微妙な問題に関わる。情報提供者との信頼関係を築きあげてはじめて、多くの詳細な事例を収集することができた。

本論文であつかう資料の多くは、わたしが村でお世話になっているオロモ農民、アッバ・オリとその家族に負っている（図10）。論文のなかでもいたるところで彼らに登場していただく。まず簡単にこの主人公たちの紹介をしておこう。彼らをはじめ、村で多数派を占めるゴンマ地方のムスリム・オロモの親族関係や婚姻形態などにもふれながら述べてみたい。

アッバ・オリは、1935年、ちょうどイタリアがエチオピアを占領した年にコンバで生まれた。名前の「アッバ *abba*・～」というのは「～の父親」という意味で、ふつうはそれまで幼名で名乗っていた男性が結婚すると呼ばれるようになる名前である。アッバ・オリにもジャマルという幼名がある。「アッバ」のあとには、じっさいの子供の名前ではなく、物や場所の名前、形容詞などいくつか特定の語が入ることが多い。たとえば「アッバ・オリ」とは、「偉大な父」を意味する。女性の場合は、結婚して男子が生まれると、その長男の幼名の前に「ハッラ *hadha*」という言葉をつけて、「～の母」と呼ばれるようになる。アッバ・オリが、1958年ごろに隣の集落からめとった妻ファトマも、第一子（死亡）の名前からハッラ・スンタンと呼ばれている。この「アッバ」や「ハッラ」は一種の尊称でもあり、男女ともに親しい間柄では結婚後も幼名で呼び合うことが多い。本文中では、おもにわたし自身が用いることの多かった名称をもとに記述している。

外婚単位であるクラン *sanni/gosa*（「種子／種類」の意）の出自は父系で継承され、婚姻形態は夫方居住が基本となる<sup>21</sup>。婚入した女性もクランが変わることはなく、出身クラン名で「～クランの者（～*tii*）」と呼ばれることもある。図10のジャルシッティ（世帯Eの妻）という名も、ジャルソ Jarso という出身クランにちなんでいる。ふつう結婚に際しては、新郎の父親から新婦に対してコーヒーの土地が *nika* として与えられる（アラビア語で *nikah* は「婚姻」の意で、結婚の贈物は *mahr*）。妻は、この *nika* のコーヒーを自分の身の回り品を買う足しにしたり、家族が飲むコーヒーとして自由に使うことができる。ファトマも結婚に際して、アッバ・オリの父親アッバ・ディルビが植林したコーヒー林の一面を *nika* として与えられていた。現在では、現金300ブル（日本円で4000～4500円）が渡されることも多い。

アッバ・オリの父親世代では、一夫多妻婚がめずらしくなかった。アッバ・ディルビにも、たくさんの妻がいたようで、一時的であれ生活をともにした女性の名前をあげてもらいと、12人にもなった。ただ、じっさいに子供を産んだ女性は4人だけで、アッバ・オリは、その

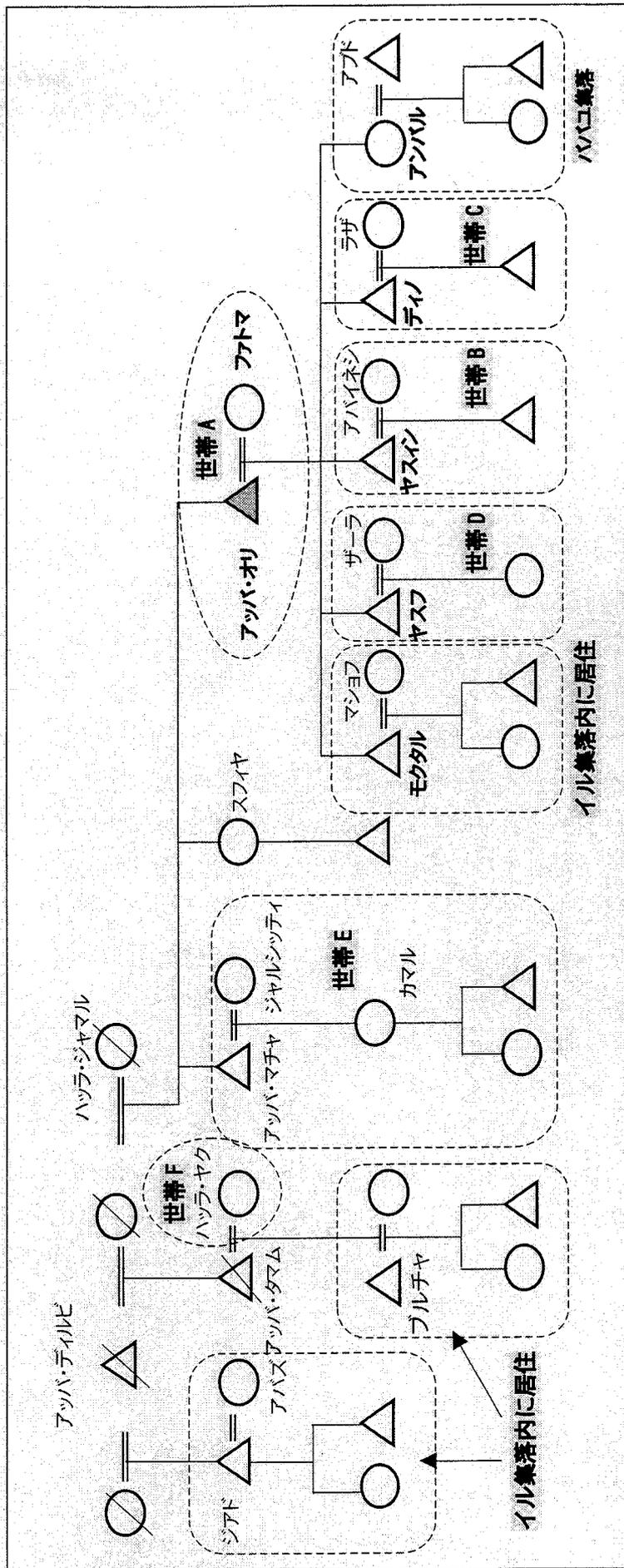


図 10 アッパ・オリたちイル・クランの親族関係図 (2003年10月現在)

註: 点線で囲まれた範囲は同居している世帯を示し、世帯A~Fは図11のコンパウンド図に対応している

最初の女性ハッラ・ジャマルとのあいだに生まれた長男であった。アッバ・オリの世代になると、複数の妻をもつ男性はきわめて限られ、いまでは村に数人しかいない。ただし離婚率がとても高く、イル集落の例では、既婚男性の38% (32人中12人)、既婚女性の55% (38人中21人) が過去に離婚を経験している。3度、4度と結婚・離婚をくり返しているケースもめずらしくない<sup>22</sup>。この離婚の多さは最近にはじまった現象ではなく、土地の相続をめぐる争いを複雑化させる要因のひとつともなってきた。

アッバ・オリ夫婦には、現在、4人の息子と1人の娘がいる (図10)。1962年ごろに生まれた長男モクタルは、アッバ・オリと仲違いしたこともあって、同じイル集落の離れた場所に家を建てて住んでいる。1度離婚しており、前の妻とのあいだに3人の息子、隣村チェデロ出身の現在の妻マショフとのあいだに2人の娘がいる。70年ごろに生まれた次男のヤスフは、ある事件を起こして長いこと刑務所に入っていた。2002年に出所してきてからすぐ、アガロ西方からコーヒー農園に出稼ぎに来ていたザーラと結婚した。あとでザーラには、地元で夫と子供がいたことがわかった。よく夫婦げんかをしてはザーラが家出をしている。ひとり娘がいる。72年ごろに生まれた三男ヤスィンは、とても聡明な人で、調査にもよく同行してもらったり、聞き取りを手伝ってもらったりした。わたしの意図をよく理解してくれた彼の助けがなければ、この調査は成り立たなかった。2001年に同じ集落の女性アバイネシと2度目の結婚をして、1人の息子がいる。アバイネシの両親はショワ地方からのオロモ移民で、彼女はこの結婚でエチオピア正教からイスラームに改宗した。75年生まれのディノは、ちょうどわたしと同じ年で、2002年に村のボルチョ集落の女性ラザと2度目の結婚をした。ラザの父親はウォッロ出身のムスリム・アムハラで、母親はゴンマ地方のオロモ。彼女自身は、アムハラ語よりもオロモ語のほうが得意である。ディノには別れた前妻のもとに1人の息子がいて、2003年にラザとのあいだにも男の子が生まれた。末娘のアンバルは、98年にゴンマ・オロモの男性アブドと結婚して村のババユ集落に住んでいる。娘と息子が1人ずついる。

アッバ・オリの屋敷地には、夫婦の家 (A) のほかに、ヤスフ (D)、ヤスィン (B)、ディノ (C) の4世帯が家を構えている (図11)。すぐ隣には、アッバ・オリの弟にあたるアッバ・マチャー家 (E) が住んでいる。アッバ・マチャーの家には、50代になる妻ジャルシッティと、ひとり娘であるカマルがいる。カマルは、何度となく離婚しては実家にもどってくることをくり返しており (2003年までに4回)、父親の違う娘と息子がひとりずついる。イル集落の道路に面した場所には、アッバ・オリとは母親の違う弟ジアドや、また別の母が産んだ弟アッバ・タマム (死亡) の息子ブルチャが結婚して家族とともに住んでいる。ジアドの妻アバズは、アバイネシ (ヤスィンの妻) の父親の違う姉にあたる。ブルチャの母親のハッラ・ヤクは盲目で、アッバ・マチャーの隣の家に住んでいる (F)。村のなかの同じクランの者としては、アッバ・オリの父方平行イトコ (アッバ・ディルビの弟の息子) にあたる男性アッバ・サディがアムラチ集落に住んでいるのと、アッバ・オリの妹にあたる女性スフィアが農園労働者のところに嫁いでいたりする。ほかにも隣村などに親族の者はいるが、本論ではとりあげない。

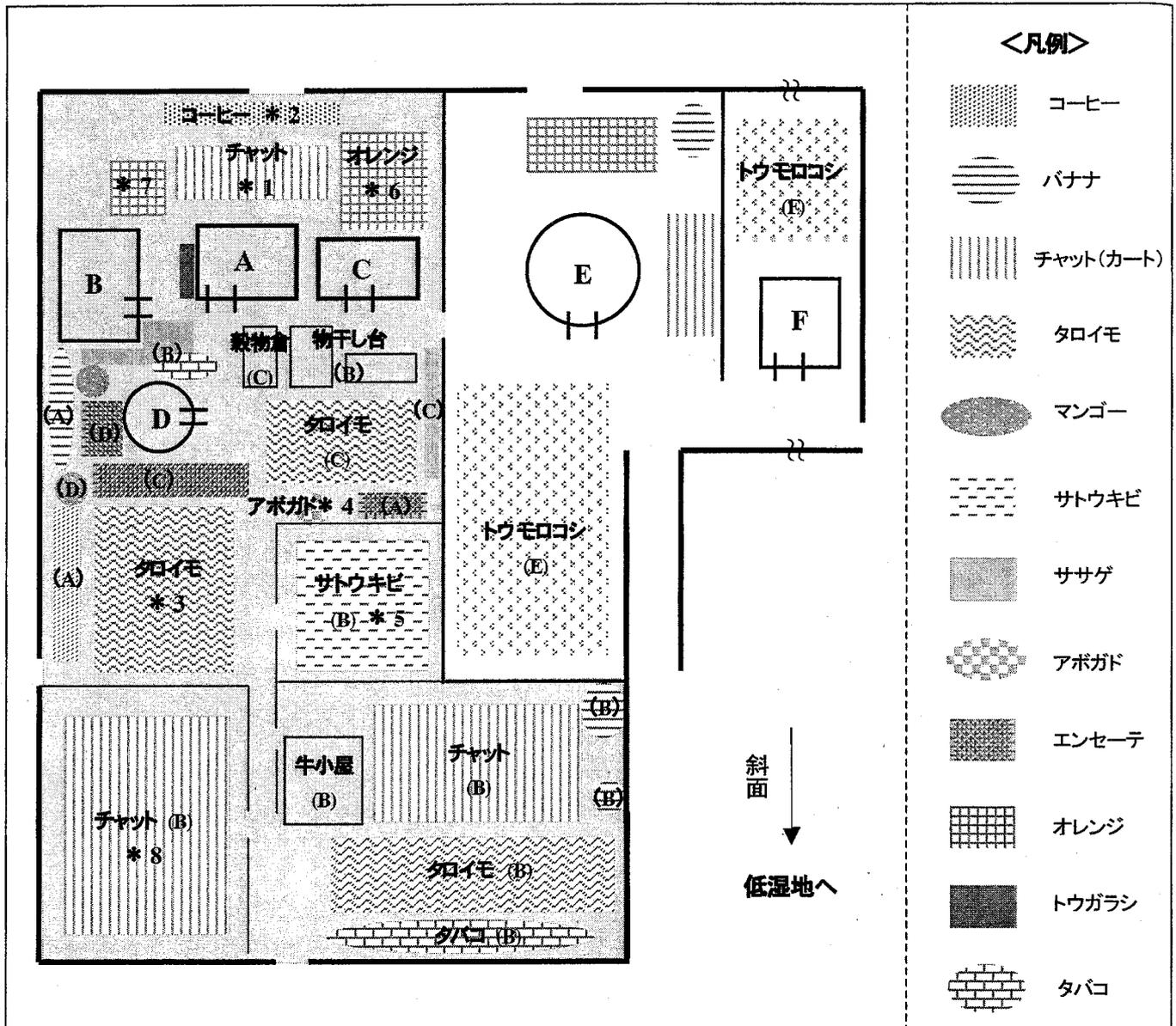


図 11 アッパ・オリたち家族の屋敷地（コンパウンド）模式図 （2003年10月現在）

註 灰色に塗られた部分がアッパ・オリ家族の土地。

彼らはゴンマ地方の西隣にあるイルバポール地方から19世紀中頃に移り住んできたイル・クランに属している。アッバ・オリは、始祖ヘラ・イル(Hera Ilu)から数えて16代目にあたるという(図12)。武将であった12代目のガルビ・グベ(Garbi Gube)がイルバポールの王に反乱をおこすがうまくいかず、ゴンマ王国の土地に逃れてきた。当時のゴンマ王国は、アッバ・ジファール王(Abba Jifar Abba Qereppe)の治世下(1864-77年)であった[Guluma 1984:55]。ガルビ・グベはアッバ・ジファール王に受け入れられ、ジンマ王国との境界近くのコタ(Qota)に8チャバcaba(約11.5ha)の土地を与えられる。その後、

14代目のアッバ・ギベが、このコタの徴税人と

争いをおこし、アガロ近郊の土地に逃れたあと、息子のアシム(後のアッバ・ディルビ)とともに始めてコンバに移り住んできた。アッバ・オリの父親であるアッバ・ディルビの建てた家のあたり一帯が、彼らのクラン名にちなんでイル集落と呼ばれるようになった。

わたしは、調査期間のほとんどをこのイル集落の家に滞在しながら過ごしてきた。ヤスィンに手伝ってもらいながら、村の地図を作成するためにGPSで計測して歩き回ったり、アッバ・オリの畑の収穫作業に加わってともにトウモロコシの束を運びながら労働交換のデータをとったり、アッバ・マチャの家で毎年催されているイスラームの祝祭(マウリド)に参加して、祈りの歌にうっとりしながら朝を迎えたり、このアッバ・オリ一家にお世話になりながら、さまざまな経験をさせていただいた。多くの調査が、彼らと生活するなかで偶然に目にした出来事についてであったり、彼らの何気ない言葉から思いついたことであった。アッバ・オリたちとの出会いがなければ土地所有というテーマを深めることもできなかった。なるべくなら、アッバ・オリたちが見せてくれたその生き生きとした姿を思い浮かべながら、この論文を書いていくことを心がけたい。

#### 4. 複合社会のモノグラフをめざして

ふつう人類学の論文では、当然のようにタイトルに民族名が冠される。しかし、そこにはふたつの違和感がある。ひとつは人類学者が接している人びとが、どういう意味でその民族を代表しているのか、という点。もうひとつは、そもそも人は、つねに「民族」としてのみ生きているのだろうか、という点である。



図12 イル・クランの系譜

わたしが調査を行ってきたのは、エチオピア最大の民族集団であるオロモの地域にあたる。オロモの人口は、エチオピア全土で2000万人を超えともいわれ、ムスリムもいれば、キリスト教徒もいる。牧畜民もいれば、農耕民もいる。方言も地域ごとに違いがある。こうした極端に大きな民族の一部で調査していると、オロモ研究という言葉をつかうのは、あまりにむなし。しかも、これまでみてきたように、コンバ村ではオロモが多数派を占めていながら、「オロモ」という言葉でひとつにくることは難しい。しかしこうしたことは、もっと小規模で生活様式も同一であるような民族が居住している社会ならば、まったく問題にならないのだろうか。人類学者が調査のなかで身近に関わることのできる人の数は限られている。そこから「民族」を主語として描いていくことは、はたして適切なのだろうか。少なくともこの論文では、わたし自身が接することのできた村人のことしか書くことはできない。コンバ村で暮らす人びとについての話ではあつたとしても、ある特定の民族についての話ではない。

わたしが身近に接してきたアッバ・オリ一家は、民族的にはオロモの人たちである。しかし、かれらはかならずしもつねに「オロモ」として生きているわけではない。とくに巨大な民族集団である「オロモ」がひとつの政治的・文化的アイデンティティを主張するようになり、それが農村レベルまで浸透しはじめたのは最近のことにすぎない<sup>23</sup>。それまでは、アムハラなど北部の民族に対しては「他者」としての「ガッラ」であり<sup>24</sup>、周辺のアムハラに対しては「ゴンマ」であり、もっと離れた別の地域のオロモに対しては「ジンマ・オロモ」と名乗り、ゴンマ地方のオロモのあいだでは所属する「クラン」で呼び合うといった具合に、複数の「われわれ意識」を使い分けてきた。

そればかりではない。人びとと日常をともにしていると、そうした「民族」としての意識が前面にでてくる場面はそれほどあるわけではない。そのときどきによって、ムスリムとして、父親として、娘として、ときに男として、女として、エチオピア人として。彼らは日常のそれぞれの場面でさまざまな人物として振る舞い、生きている。これはなにも特別なことではない。われわれの社会でも、日本人というだけでなく、生まれた地域や職業、社会的な立場など、ひとりの人間が同時に複数の枠組みに属しながら暮らしているのは当然のことである。

1998年にはじめてエチオピアを訪れたとき、ちょうど隣国エリトリアとの紛争がはじまった。エリトリアは、ついその3年ほど前に、エチオピアの一部から独立したばかりの国である。人びとはラジオから流れる「エチオピア政府はうそばかりついている」というエリトリアの扇動番組を笑いとばし、同時に政府からの戦意高揚番組にじっと耳を傾けた。コーヒー農園からはエリトリア出身とされた男性幹部が追放された。いつもは現政権がティグレに牛耳られ、自分たちの民族は軽くみなされていると腹を立てていたオロモ農民も、少なくともこのときは「オロモ人」ではなく、「エチオピア人」であった。農村部から町に向かう乗合バスでは、古ぼけた銃を大事そうに抱えている志願兵たちの姿をよく目にした。もはや現代

のエチオピアでは、どんなに辺境に住む人びとであっても、国家の枠組みに規定される「エチオピア人」であることを免れることはできない。

ひとは、たったひとつの境界に囲まれた単数形の「社会」にのみ生きるのではない。複合的ないくつもの境界に囲まれながら、その境界ごとのアイデンティティや自意識をもち、それぞれの規範を身にまとして、複数形の「社会」のなかに生きている。この論文では、そうした複合社会のモノグラフを描くことをめざしたい。人やモノ、情報などが国や社会を越えて行き交う時代の人類学には、こうした複数の境界に囲まれた人びとの生き方を照らしだせる視点が求められるだろう。そのため論文のなかでは、トピックによって、その焦点距離を広角にしたり、望遠にかえたりしている。おおまかには、第一部から第二部、第三部とくだるにつれて、そのフレームをしぼっていく。国家という外部世界の大きな枠組みにとりこまれ、それと対峙しながら生きてきた村人の話にはじまり、村というコミュニティのなかでの村人どうしの関係、そして親族や隣近所という小さな関係の輪のなかで葛藤し、相手の顔色をうかがいながら生きている家族の話にまでいたる。それは、どちらも現実の一側面であるというだけではない。土地所有という現象を「権威の所在」を確かめながら描いていくときの支柱となるエッセンスでもある。

「第一部 国家のなかの土地所有」では、ゴンマ王国時代（18世紀末～19世紀末）からはじめて、エチオピア帝国への編入を経験した帝政時代（19世紀末～1974）、社会主義政権時代（1974～1991）、現政権時代（1991～）に至るまでの土地所有の歴史をたどっていく。いかなる政治体制においても、「土地」へのコントロールは、もっとも重要な課題となる。国家建設の過程で次つぎに大きな枠組みのなかに取り込まれていくなかで、農民と土地との関係はいかに変化してきたのか。これが第一部の問題設定である。そこには、ふたつの視点を据えている。ひとつは、歴史研究や行政文書などをもとに構成した「制度の変遷」という視点。もうひとつは、じっさいに村人から聞き取りをして構成した「農民の行動史」という視点である。このふたつの視点を往復しながら、国家のなかで生きはじめた農民と土地との関係の歴史を再構成し、農民にとっての「土地を所有する」ことの意味を「国家の法」との関係のなかで論じる。とくに農村社会の土地所有に大きな影響を及ぼした社会主義時代の変化の過程は、ひとつの焦点となる。国家という大きな枠組みにしだいに取り込まれ、農村社会の土地所有は一元的な国家という権威の傘に統合されてきたかのように見える。しかし、じつは国家という要素が農村内部のひとつの大きな要素になったにすぎず、土地所有をかたちづいている権威がますます多元化するようになってきた、というのが第一部の論旨となる。

「第二部 コミュニティにおける土地の所有と利用」では、わたし自身が調査を行った1998年から2003年までのあいだに入手したデータにもとづいて、コミュニティのなかで土地がどのように所有・利用されているのかを示していく。第一部が時間軸にそって農民と土地との関係を描く通時的な視点に貫かれているとしたら、この第二部は限られたタイムスパンのなかで起きた出来事に焦点をあてる共時的な視点に貫かれている。村における土地の所有と利

用のあり方を詳細に記述することで、「土地を所有する」ことの意味をその「利用」との関係のなかで考えてみたい。まず、コミュニティのなかで利用されている土地ごとにその「所有」のあらわれ方が異なっていることを示し、ある者の土地とされる場所が誰にどのように利用されているのかをみていく。こうした土地の所有と利用との関係には、一定の規則性がみられる。しかしその一方には、人びとが土地の所有をめぐる絶えずせめぎあい、異なる「主張」をもとに争いをくり返しているという規則性とはかけ離れた現実がある。土地の所有と利用との規則的な関係を「なわばり論」を参考にしながら分析し、不規則性にみちた争いの事例を、土地所有を規定する力をもった複数の権威の枠組みに注目しながら分析する。そして、土地所有の規則性と不規則性をつなぐ接点には、利益配分をめぐる潜在的なジレンマをはらんだ「所有者-利用者関係」があることを示す。

第三部「土地から生み出される富の所有と分配」では、土地から生み出される富に焦点をあてる。土地は、耕して種を蒔いて収穫しなければ、「富」になることはない。それは第二部で示したように、土地の「利用」が「所有」と密接な関係にあったことにもあらわれている。この第三部では、土地からつくり出された作物という富が、どのように消費されたり、贈与されたり、売却されたりしているのか、その富の行方をたどっていく。最初に問題にするのは、なぜ作物が頻繁に贈与・分配されるのか、その背景には何があるのか、ということである。そしてその作物の種類によって生じる違いにも注目する。作物のなかには、売却すれば現金をもたらす「商品」となりうるものから、売却されずに「贈与」にまわされるものまでさまざまな違いがある。このふたつの経済領域の関係や、そこで作用している原理を浮き彫りにしていく。そして、最後にこうした贈与・分配の背後にある人びとの交錯する思いを描く。あたかも「所有」という現象の輪郭が溶け出してしまっているかのように、人びとの手から手へと富が渡っていく。その流れの裏には、表出される「主張」とはまた異なる、人びとの内面にうごめく「思い」の力学がひそんでいる。そこからは、「権利」や「規則」によって支えられた社会像とはかけ離れた、多元的権威の遍在する社会の姿がみえてくる。

これまで権利を規定する制度として、あるいは固有の概念によって構成されるものとして描かれてきた「土地所有」という現象を、国家からコミュニティ、家族といった複合的なコンテクストのなかの力学によって枠づけられるものとして、とらえなおしていく。最後に、第一部から第三部までの議論を整理したうえで、エチオピアで大きな争点となっている土地制度改革という現実的な課題に対して、本研究の立場からどのような問題提起ができるかを考えて、この論文を締めくくりたい。

## 第一部 国家のなかの土地所有

第一部では、コンバ村における土地所有がいかなる歴史的变化を経験してきたのかを描いていく。18世紀後半からこの地方を支配していたオロモのゴンマ王国時代は、19世紀末にエチオピア帝国への編入というかたちで幕を下ろす。皇帝を頂点とした封建体制は、北部の支配的民族であるアムハラを中心とした官僚組織の支配でもあった。ところが1974年の「革命」によって皇帝は廃位され、社会主義的な国家政策のもとで、農地の国有化と農業の社会主義化が進められる。1980年代末の激しい内戦の末、1991年に現政権が樹立される。わずか100年あまりの間に何度も政治体制の変動を経験するなかで、農民と土地との関係はいかに変化してきたのか。それがこの第一部のテーマとなる。

第3章では、村での聞き取りにくわえ、行政文書や歴史研究の文献といった資料をもとに、いかにコンバ村の土地が「国家」という存在と直面し、変化してきたのかをたどっていく。とくに、広大な未利用地が残っていた「森の土地」でくりひろげられた歴史的な「出来事」を中心に記述していく。

第4章では、おもに農民の生活空間であった「農民の土地」に焦点をあて、歴史変動のなかで、じっさいに農民が暮らしてきた土地が誰によって、どのように所有されてきたのか、具体的事例を掘り下げながら再構成していく。国家という大きな力に翻弄されながらも、その枠組みからはとらえられないローカルな人びとの土地をめぐる営みを浮き彫りにしていきたい。

### 第3章 国家との遭遇：ゴンマ王国から帝政、そして社会主義へ

#### 1. ゴンマ王国時代の土地所有

18世紀後半から19世紀初頭にかけて、ゴンマ地方にひとつの王国が築かれた<sup>25</sup>。このゴンマ王国は、同時代にギベ川流域に興隆したギベ五王国のひとつである。いずれもオロモの王 (*moti*) をもち、1830年代以降、ムスリム商人たちの影響でイスラームを受容するようになった [Trimingham 1952: 199-200]。ゴンマ王国は、それぞれ東方にジンマ王国、北東にリンム王国、北西にグマ王国、南西にゲラ王国と隣接していた。

ゴンマ地方では、王国が成立するまで、有力なクランがそれぞれの年齢階梯のリーダー (*abba bokku* — 「笏の父」の意) を中心とした政治組織をつくっていた [Guluma 1984:49]。その後、9つの主要クランが王家筋となる *Awalni* クランから王を選び、主要クランの有力者からなる評議員 (*qopp*) たちがそれを支えた<sup>26</sup>。王は評議員の助言のもとで行政官 (*abba qoro*) を選出し、王国内の各地の司法や行政の役割を担わせた。これらの王や評議員、行政官たちは広大な土地をもち、そこに小作農や奴隷を住まわせていた。しかし、それ以外の土地では、「先占」の原則にしたがって、先に開拓したり占拠した者が「土地の父 *abba lafa*」となった。こうした土地は *qabiyye* (「持ちもの=財産」の意) といわれ、最初の占有者の子孫が相続するものとされた。あとから移り住んできた者は、小作 (*qubsissaa*) としてその土地の一部を耕すか、自分たちであらたに未開拓の土地を伐り拓いていた [Guluma 1984:114-29; Mohammed 1990:119]。ゴンマ王国時代の支配体制と土地所有については、オロモ人歴史家であるグルマ・ゲメダが詳しく述べているので、ここで引用しておきたい。

「王国がつくられると、無主地の森林や牧草地に対して最初の支配者の権利が主張された。その後、無主地の森林にくわえ、罪人の奴隷化という精巧なシステムによって支配者の所有地はつねに増大していった。奴隷になった者は、個人としての自由を失うだけでなく、土地を含めたすべての財産を失った。かれらの土地も財産も自動的に支配者の財産になった。このように王 *moti* の土地はつねに増加しつづけ、支配される人びとは失いつづけた。このプロセスは、あきらかに王をして王国最大の「土地の父 *abba lafa*」たらしめるものだった。(中略) 王族のメンバーも王国中に大きな土地をもっていた。また、自分たちの土地に対して古くからの *qabiyye* の権利を維持しているような人びと (農民や大規模な家畜保有者) もいた。これらの人びとは、のちに王に対する奉仕を行ったり、多くの恩給地を手にしたりで、自分たちの土地を拡大することができた。その他の商人などの有力者は土地を購入することもできたので、大地主になることができた。イスラームが普及した後は、庇護されたムスリムの教師 (*shiekh*) も土地を手にすることができ、土地所有者層に加わった。しかし、大多数は土地なし民だった。これらには、土地なしの農民 (*qubsissaa*) や奴隷、職業カーストなどが含まれている。このオロモ社会には、こうした土地所有者層と土地なし民とのはっきりとした階層が存在したにもかかわらず、口頭伝承

は社会的地位の移動がかなり容易であったことを示している。すくなくとも、土地なしの自由農民や王族奴隷の一部は、社会階層を上昇させることが可能であったばかりか、じっさいそうしたことが頻繁に起きていた。たとえば、土地なし農民は戦場で敵を殺したり捕まえたりして功績をあげて土地を手にもすることもできた。(中略)同様に、土地をもっている豊かな者も簡単に土地を失った。(中略)王やその家族、ひと握りの有能な役人や兵士だけがその地位を維持することができた」[Guluma 1984: 133-6]。

王を頂点として、王族、土地保有農民、土地なし自由農民、奴隷といった社会階層に分かれていた一方で、そのなかの人びとの移動性はかなり高かったことがわかる。

18世紀以前にこの地域にオロモが移住してきたとき、そのおもな生業形態は牧畜で、土地はすべてクランに属し、土地をめぐる争いもクランの会議である *caffé* (「低湿地／牧草地＝会議をひらく場所」の意) にゆだねられていたとされる [Mohammed 1990:118-20]。その後、農業が主要な生業になるにつれて個別的な土地所有形態に変化してきた。もともとは長子が優先的に父親の土地を相続し、年下の兄弟たちは長男の畑を分益小作として耕すか、あるいは土地を求めて他の場所に移住していた [Lewis 2001(1965): 58; Guluma 1983:134-5]。しかし、イスラームの影響が強まると、男子の兄弟のあいだで父親の土地を平等に分割して相続することが一般的になった [Lewis 2001(1965):58; Tekalign 1986:153]。クランやリネージの全成員がアクセスできるような土地は放牧地以外にはなく、親族の結束や排他性は緩やかであったとされる<sup>27</sup>。

かつてコンバ村の周辺でも、それぞれの土地にはそこに居住するクラン名がつけられていた。現在でも、「あの土地は〇〇クランの土地だった」という言われ方がされる。しかし、くわしく聞いていくとそのクランの土地のなかは男子の成員によって個別に分けられていたようだ。古い時代のことを正確に把握するのは困難だが、ここで聞き取りをもとに19世紀末ごろのコンバ村の様子を再現してみたい。

図13は、ゴンマ王国時代末期(1880年代ごろ)、コンバ村東部の土地がクランごとにどのように所有されていたかを聞き取りをもとに再現した図である。この時代のクランの居住地が現在の村の集落名とも重なり合っていることがわかる。くわしくは第4章

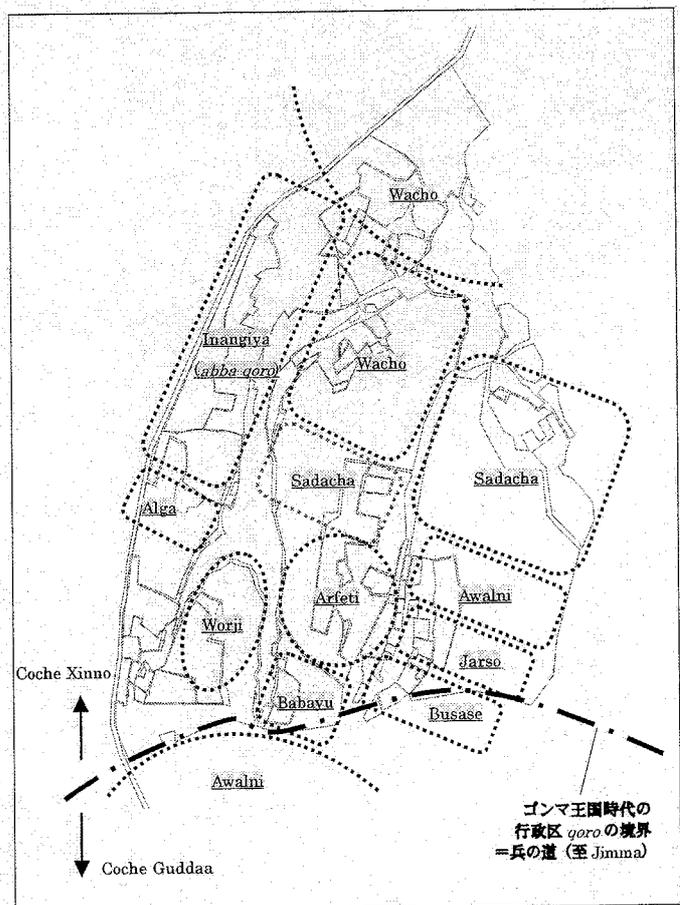


図13 19世紀後半(アムハラ侵入以前)におけるコンバ村のクラン別土地所有の概略図

でみていくが、Worji、Babayu、Arfeti、Awalniの土地は同じクランの複数の男性によって分割して所有されており、それ以外はひとりの者によって所有されていた。ひとりの者が土地を所有している場合、次のような理由が考えられる。①複数の相続人がおらずひとりで土地を相続した。②兄弟などの相続人が別の場所を相続した。③所有者がその土地を手にした第一世代だった。いずれにせよ、こうした土地も、次の代では複数の息子たちに分割相続されたり、他の者に売却されたりしている。比較的 land に余裕があった時代には、狭い土地を複数の相続人で分割するよりは、移動してあらたな土地を開拓するほうが有利だったとも考えられる。

図13に示したように、現在のコンバ村はゴンマ王国時代から1974年までチョチェ・ティッノ (Coche Xinno=「小チョチェ」の意)といわれるコロ (行政区) に属していた。南に隣接するコロであるチョチェ・グッダア (Choche Guddaa=「大チョチェ」の意) との境界は、ゴンマ王国のアッバ・レブ (Abba Rebu) 王 (r.1830-1856) の時代につくられたとされる道であった。この道は隣国ジンマとの国境へとつながり、戦争時に兵士たちが通ったといわれている<sup>28</sup>。図13のなかでインナンギヤ (Innangya)・クランのもっとされるのは、このチョチェ・ティッノのアッバ・コロ (行政官) に対して与えられた土地である。このインナンギヤ・クランはもともとゴンマ地方南部に大きな土地をもつクランで、少なくとも親子二代にわたってチョチェ・ティッノのアッバ・コロを務めていた<sup>29</sup>。

ただし、それぞれの土地がそれほど細分化していないことからわかるように、この図で示したクランの所有地もあまり固定的ではなかったようだ。そのひとつの例として、図13で大きな土地をもっているワチヨ (Wacho)・クランの移動と土地獲得の経緯を紹介しよう [X] (以下、歴史的な事象については情報源を [ ] で示す。詳細は註30を参照のこと)<sup>30</sup>。

#### <事例1：ワチヨ・クランの移動と土地獲得の経緯>

ワチヨ・クランの本拠地は、ゴンマ地方西部のキロレ (Kilole) 周辺にあった。19世紀半ば、隣国 (グマ王国?) との戦いが起こり、ワチヨ・クランの土地は襲撃を受けて、人びとは各地に離散した。そのうちのひとりアッバ・ジョブルが現在のコンバ村のあたりに移り住んだ。ところが間もなく、この地域一帯は旱魃に見舞われ、2年間ほとんど雨が降らなかった。人びとは飢えに苦しみ、草などを食べてしのいだ。たくさんの人が命を落とし、生き残った人の多くもこの地を離れた。アッバ・ジョブルもふたたび家族をつれだつて、ジンマ王国南部のダド (Dado) に移り住んだ。ダド周辺には、エンセーテがたくさんあり、食糧には困っていなかったという。そして数年後、彼はふたたびコンバ村に戻り、現在のワチヨ集落のあたりに家を建てた。その頃は、まだ旱魃の影響で多くの人びとが流出していたので、かなりの土地が空き地のまま残されていた。アッバ・ジョブルは、人のいなくなった土地 (とくにコンバ村北部からコチョレ村にかけて - 図4参照) をすべて自分のものにして広大な土地を手に入れた。彼のもとでは、多くの土地なしの小作や召使、奴隷といった者たちが働くようになった。

戦争や旱魃などをきっかけとして頻繁に移動がくり返されていた様子が見えてくる。人がいなくなった土地は、ふたたび別の者の手にするところとなった。しかし、未利用の土地がたくさんあった時代には、広大な土地をもちつづけること自体はそれほど重要ではなかった。土地を所有するという事は、すなわちその土地を耕せるだけの牛や労働力を確保できなければ意味がなかったからだ。ワチョ・クランのアッバ・ジョブルも、コンバの地に戻って以来、広大な未利用地を自分で積極的に開墾したり、多くの小作人に耕させたりして利用していたのであろう。使っていなければ、やがてそこにまた別の者が入ってきて自分のものにしてしまう。この時代、土地の所有はいかに実質的に占有し、利用しているかにかかっていた。

ゴンマ王国時代、この地方は王を頂点とする政治体制のなかにありながら、土地そのものの所有が政治的にコントロールされることはあまりなかった。グルマが指摘するように、「罪人の奴隷化」と「戦時の功績への褒章」という限られた場面で土地が没収・再分配されることがあったとしても、それは土地そのものの支配というよりは、社会的身分や階層秩序をコントロールする側面が強かったと思われる。コンバ村の周辺でも、土地をもつ自由民の立場にあれば移動が制限されることはなく、未利用の土地をもとめた移動がくり返されていた。そこで土地所有を規定していたのは、「先占」という原則であった。このことは、土地に根ざした政治的支配があまり強力でなかったことのあらわれでもある。有力な農民や商人たちは、奴隷や土地なし小作などの労働力を確保することで、政治的介入を受けずにそれぞれの土地を維持することができた。

こうした土地所有のあり方を「権威の所在」という視点から見ると、土地所有を認証する権威が、上位の政治権力にあったわけではなく、その土地所有者の優先性の主張に根ざしたものであったことがわかる。「先占」という原則が、じっさいの場面でどのように作用していたのかを限られた資料からうかがい知るのには難しい。ただ、おそらくそれは王の権威によって支えられた「規則」や「権利」でもなければ、オロモ社会に古くから根ざしていた固有の民俗概念でもなかった。これまで「先占」という原則は、人類学者や歴史家などによって、*qabiyye* というローカル・タームとともに西部オロモ社会の土地所有を支える特徴的な「権利」として概念化されてきた。しかし、「先占」が「土地所有」を支える基本的な原則だとすれば、それは土地所有の権利を認定する上位の枠組みよりも、その優先性を主張する者と近隣の土地所有者との関係が鍵になっていたことを示している。アッバ・ジョブルの事例からもわかるように、そもそも土地がそれほど希少な資源ではなかった時代には、じっさいにある領域を排他的に占有・利用して実効支配できるかがまず重要であった。ところがエチオピア帝国に編入されると、この「先占」の原則が通用しない相手があられることになる。「占有・利用している」ことの実効性も、容易に否定されてしまう。

## 2. 帝国への編入：アムハラによる土地収奪

19世紀の末になると、ゴンマ王国にもエチオピア高地のアムハラへの支配がおよぶ。1882年、ゴンマ王国の王アッバ・ドゥラ・ケレツペエ (Abba Dula Qereppee) は、後にエチオピア帝国の王となるメネリク (Menelik) (r.1889-1913) の派遣した武将ラス・ゴバナ (*ras*<sup>31</sup>Gobana) に貢納を支払うことを約束する<sup>32</sup>。当時、メネリクはショワ地方の王としてその領域を急速に拡大しはじめていた。4年後の1886年、最初のショワの行政官ダジャズマチ・バシャ (*däjazmach*<sup>33</sup> Bashah Aboyye) がゴンマ王国に派遣される。ゴンマ国内に進軍したダジャズマチ・バシャの軍勢は民衆の激しい抵抗に遭い、一度は撤退する。1年後に援軍とともにふたたび侵攻して王都サヨ (Sayo) に拠点を築くが、反乱はつづき、けっきょく後に別の行政官が派遣されて、やっと反乱軍と和解する。帝国への編入プロセスは、すぐに完了したわけではなかった。

当時、メネリクに征服されたエチオピア南部では、「植民兵-農奴 (*näftennya-gäbbar*) 体制」といわれる封建体制が築かれていた [Donham 1986]。これは南部遠征に加わった植民兵たちに徴税権 *gult* を付与して、被征服民への搾取的な支配を行うもので、地元農民たちは植民兵に毎年貢納を支払い、しばしば労働奉仕を強制された。たとえば、南部オモ地域のアリでは、貢納が支払えなかったり、労働奉仕を逃れたりした場合、その家族は植民兵たちの奴隷にされていた [Naty 2002: 60]。しかし、ギベ地域では1880年代の征服初期の段階で、植民兵たちの横暴な支配に対する反乱が起きたこともあって、強固な支配体制が築かれることはなかった。

グルマは、「ギベ地域での反乱のあと、とくに抵抗運動がもっとも激しかったゴンマ地方では、行政官は地元エリートを地域の行政組織にとりこもうとした」と指摘している [Guluma 1996:56-9]。地元のオロモ有力者は力を保持しつづけ、植民兵と農民との仲介者として重要な役割を果たしていた。ゴンマ王国時代につくられたアッバ・コロの制度も、アムハラ行政官の下でオロモによって担われる末端の行政職として1974年まで残されることになる。そのため、アムハラによる地元農民の搾取は他地域にくらべると緩やかであった<sup>34</sup>。コンバ村でも、アムハラ移民がオロモ大地主のもとで小作や召使として働くこともめずらしくなかった。

それでも、なかには広大な土地を手に入れるアムハラの行政官もいた。ゴンマ地方を1907年～12年ごろまで治めていたひとりのアムハラ貴族、ダジャ・ウォサネ (*däjazmach Wasane*) は、コンバ村の西方に広がる「森の土地」を獲得しようと画策した (図14の点線で囲まれた部分)。当時、この「森の土地」には、南側を中心に集落や畑が広がって農民たちが居住していたが、北側は深い森に覆われ、部分的に伐り拓かれた畑が点在しているくらいだった。この土地が「奪われた」歴史は、いまでも村人に語り継がれている [以下、A]。

＜事例2：「森の土地」をめぐる争い＞

4代目のゴンマ県知事として中央政府から派遣されたダジャ・ウォサネは、当時、この地方を二分して管轄していたアッバ・コロ、フェトラリ・アッバ・ワジ (*fitawrari*<sup>35</sup> Abba Waji) とフェトラリ・アッバ・フォギ (*fitawrari* Abba Fogi) に「ミュールを繋ぎ飼う土地」を分けてくれるように頼んだ。ふたりのアッバ・コロは森の広がるコンバの土地に目をつけ、この地域の農民300人に相談をもちかけた。この300人の農民の代表者がアッバ・コイヤス (Abba Qoiyas) で、彼らは集まって相談し、ダジャ・ウォサネの要求を拒否することにした。それぞれの農民から1ブルずつお金を集め、アッバ・コイヤスの親戚でアムハラ語が話せたアッバ・ピロ・ファラジャ (Abba Bilo Faraja) を使いにたて、そのときアジスアベバにいたゴンマ王国最後の王アッバ・ドウツラ (Abba Dulla) に土地を与えないよう訴えてた。「なぜ、人びとの土地を与えるのですか？アムハラが好きなのですか？」と問いただしたという。結局、ダジャ・ウォサネは何も行動をおこさないまま2年間、沈黙を守った。

2年後、ダジャ・ウォサネは農民たちに対し、この86ガシャ *gasha*<sup>36</sup> の土地について、毎年2チャバ *caba* (約2.88ha) につき1.5ブルの税金を支払うよう要求してきた。2年の間に、彼は土地面積の確定作業をすすめていたのである<sup>37</sup>。300人の農民たちは、「今は払うことはできないが、あとで必ず払う」と、いくらかの賄賂をそえてダジャ・ウォサネに伝えた。そして、再びアッバ・ピロ・ファラジャを使い立て、今度はアジスアベバの政府に対し、「私たちは税金を払っているので、土地を奪わないでほしい」と陳情しようとする。しかし、ダジャ・ウォサネはこのアムハラ語の話せるアッバ・ピロ・ファラジャと裏で密約を交わしていた。そして政府に「これらの土地は人の住まない森林で、税金は何も払われていないので、ダジャ・ウォサネにすべて与えました」という内容の文書を署名つきで提出させる。このアッバ・ピロ・ファラジャは、文書を提出したあとアジスで客死してしまう。その後、ダジャ・ウォサネは、この「森の土地」の86ガシャが自分のものであると宣言し、税金や小作料を払わない農民を追い出しにかかった。「すべての家を燃やしてしまうぞ」と脅して、じっさいに一軒の家を火をつけたという。多くの農民たちはリンム、グマ、ゴツガなど周辺地域に逃れた。

「森の土地」が権力者であるアムハラ貴族のものとなるまでには、こうした土地の「所有」をめぐる地元農民との駆け引きと抗争が続けられてきた。ダジャ・ウォサネは配下の者をこの地におき、農民から収穫物の3/10を小作料 *irboo* として納めさせた。穀物倉庫に集められ

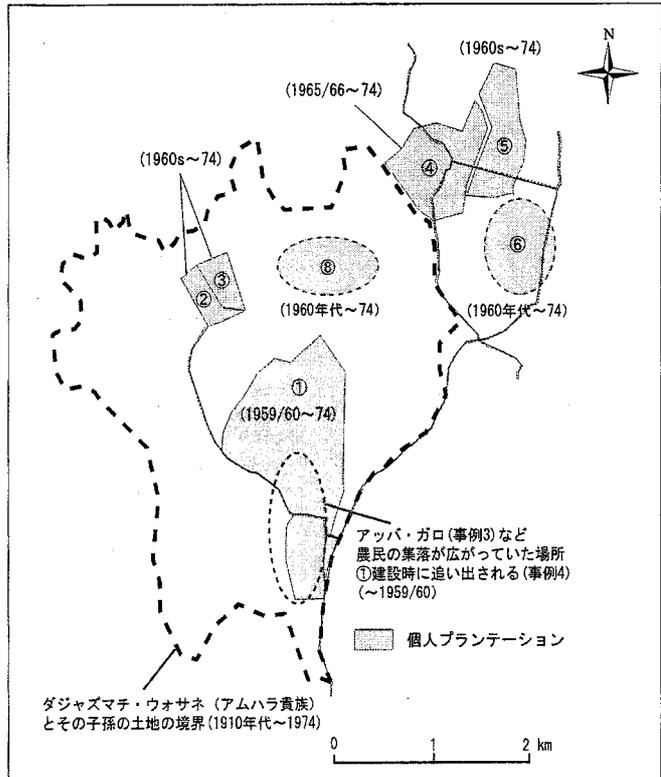


図14 コンバ村における土地の歴史1：  
20世紀初頭から社会主義革命（1974年）前まで  
註 ①～⑧は、3章・2～3節に対応している

たトウモロコシは農民たちに売り払われ、現金だけがダジャ・ウォサネのもとに届けられていたという〔E〕。しかし、この86ガシャすべての土地が完全に彼の管理下におかれていたわけではなかった。「政府の仕事で給料もあり、とくに利益をあげる必要もなかった。ただ自分の土地であると誇示していただけ」〔M〕ともいわれている。また、一度追い出された農民のなかには、しばらくしてもとの土地に戻ってくる者も少なくなかった。「アムハラの手下がオロモ農民を追い出しても、しばらくしたらまた戻ってくる。それからまた追い出される。そのくり返しだった」〔A〕。「森の土地」をめぐる攻防は、その後もずっと続いていた。現在、村で最年長の100歳を超える男性は、土地を取り戻すために戦いつづけたひとりである〔以下、A・Q〕。

### ＜事例3：「森の土地」の「所有」を争った男＞

ボルチョ集落に住むアッバ・ガロは、長い間、この「奪われた土地」をめぐる争いをつづけてきた。一度は、ダジャ・ウォサネとその配下によって、土地から追い出されたが、その後もこの土地が古くからババユ・クランの土地であったことを主張しつづけていた。イタリアによる統治が開始された1935年以降、森林地帯などの「無主地」が政府有地として再測量されることになった。馬に乗って視察にきたイタリア人の指揮のもとで、彼は広大な「森の土地」の測量に協力する。測量には長いロープがつかわれた。その後、彼はアガロの役所に出向き、ダジャ・ウォサネに奪われた20ガシャにくわえ、現在のコチョレ村までの60ガシャについてもババユ・クランの土地であるとして返還を求めた。役所では、次のように言われた。「この場所は政府の土地ではないのか。もし、そうでないと言うならば、証人を10人連れてこい。うそをついているとわかったら、このユーカリの木に首を吊るしてやるぞ」。彼は「もし、うそだったら、絞首刑にすればいい！」と答え、10人の証人をつれて再度、役所を訪れる。役所も、その証言を受け入れ、この土地がアッバ・ガロたちババユ・クランのものであることを認めた。しかし、イタリアの占領統治が終わった1941年以降、再度、ダジャ・ウォサネの息子たちが戻ってきて彼を追い出しにかかる（図14参照）。アッバ・ガロは、何度も首都アジスアベバまで行き、土地の返還を命ずる文書をとってきた。そしてその文書をゴンマ県の知事のところにもっていき、賄賂を渡して土地の返還を命ずる文書にサインさせた。これに対して、アムハラ側の地主側もアジスから別の文書を取り寄せ、土地が自分たちのものであることを示した。アッバ・ガロはそれでも抵抗しつづけ、領域内にあった家屋敷からけっして動かなかった。そして最後まで、誰にも小作料を払うことはなかった。

エチオピア帝国の支配に編入される過程で、土地の所有はひとつの大きな争点となった。それは、それまでの「先占」の原則が通用しない、アムハラ貴族など外部権力という新たな枠組みとの遭遇でもあった。そこでは、いかに上位の権威、かつてのゴンマ王国の王、首都アジスアベバの官僚機構、ゴンマ地方の行政、といったところから「認証」を引き出せるかが鍵となっていた。この時代、土地の「所有」は、幾層にも連なった権威の枠組みのなかで争われるものになった。しかし、その枠組みもけっして上から下までが組織的に連動しているわけではなかった。イタリアの占領統治といった変動のなかで揺らぎ、さらに賄賂や働き

かけのなかでいくつもの異なった「認証」を与えうるものであった。そして、最後まで争いつづけていたアッパ・ガロのように、立ち退かない、小作料を払わない、というかたちで権力者の「所有」に抵抗することも可能だった。このことは、行政の出す文書が最終的な「権利」を保障するものとして実効力をもっていたというよりは、所有の「主張」を支える根拠のひとつに過ぎなかったことを示している。しかし、やがて「実力行使」によって、農民の「主張」が無力になってしまう出来事が起こる。

### 3. 革命までの道のり：資本家地主層の形成

1950年代末ごろから、「森の土地」でプランテーション経営をはじめめる者がでてくる。その背景には、商業的な農業開発を推進する政府の政策<sup>38</sup>やコーヒー生産の拡大などがあった<sup>39</sup>。最初にこの地に個人プランテーションを建設したのは、ダジャズマチ・ウォサネの孫にあたるフェトラリ・ガブラ＝クリストス（以下、ガブラ＝クリストス）である。彼は政府の役人として州知事などを歴任していたが、1959/60年、公職を辞して祖父の土地の一部にプランテーションをつくった（図14の①）<sup>40</sup>。農園開設のための土地の確保は、これまでになく厳しい「実力行使」をともなった。ガブラ＝クリストスによって追い出されたあと、彼のもとで守衛として働いていた男性は次のように語っている〔以下、H〕。

#### <事例4：個人プランテーション建設のための土地確保>

最初にガブラ＝クリストスがきたとき、彼は現在の国営農園の事務所がある場所に大きなテントを建て、「この地は私の父の土地である」と宣言した。そして、そこにトウモロコシを製粉するための発電機をつかった製粉所を建てた。当時、一帯は多くの農民が住む集落になっていて、畑やコーヒー林が広がっていた（図14参照）。ガブラ＝クリストスは農民の植えたコーヒーについて、半分は自分が受け取る権利があると告げた。そして、農民たちのコーヒーを自分がつれてきたアムハラ労働者たちに摘みとらせようとした。しかし、コーヒー摘みに不慣れた労働者たちは、コーヒーの木をいためてしまうばかりだった。見かねた農民たちは、「私たちが摘みとってもちよりましょう」といった。農民たちはダド *dado*（労働交換のための共同労働組織）をつくって、コーヒー摘みを行った。コーヒーをもちよって彼の屋敷の庭にひろげた農民たちは「さあ、半分の額を払ってくれ」とたのんだ。ガブラ＝クリストスの使用人は「ちゃんとそれぞれの名前とコーヒーの量を記録しているので、あとで支払う」と答えた。しかし、いくら要求しても何の支払いもなされないまま、ガブラ＝クリストスは「最初にまずこの地を離れなさい。そのあとでコーヒーの面積に応じて支払う」と農民たちに通告する。人びとは出て行くのを拒否し、住民のなかからアムハラとオロモそれぞれ3人ずつ老人を集め、ガブラ＝クリストスに話し合いをもとめた。しかし、彼は「最初に出て行きなさい」とくり返すばかりだった。農民たちは、それでも抵抗した。ガブラ＝クリストスは、労働者たちを動員して、農民の屋敷地のエンセーテやチャットなどをすべて切りつくした。農民の住居だけがとり残された。さらにトラクターがはいり、土地の耕起がはじめられた。農民たちは外に出る道を断たれ、

牛を放牧地にだすこともできなくなった。牛が家まで、ガブラ＝クリストスの耕作地に入ると、1頭につき10ブルの罰金を支払わされた。それでも残っていた農民については、労働者をつかって家の取り壊しがはじめられた。一部は脅しのため焼き払われたりもした。抵抗する人びとは鞭やこん棒で打ちのめされた。農民の屋敷やコーヒー林が更地にされ、すべてトウモロコシの畑につくりかえられた。農民たちはゴッガやグマに逃れた。

この話をしてくれた男性もグマに逃れていたが、1965/66年に戻って、トウモロコシ畑を獣害からまもる守衛として農園で働きはじめた。このとき前節（事例3）で紹介したアッパ・ガロも追い出されてしまう。ガブラ＝クリストスは、こうして農民を徹底的に追い払った残忍さが非難される一方で、「働き者」として地元農民から一目おかれていたようだ。「フェトラリは、いつも作業着をきて、働きまわっていた。土地を耕さないでそのままにしているオロモ農民を見ては、『なんでパンの（ように肥沃な）土地を耕さないで、腹をすかしたままでいるんだ！』と叱りとばし、『この口バめ！』と嘲った。強烈な人だった」〔A〕。

彼は有能なアムハラ農民を周辺地域から呼び寄せ、家や牛を与えて農園で働かせた〔Y〕。最初の2年間はトウモロコシ、そして3年目からはバナナの栽培も行われた。このときバナナの葉陰にコーヒーの苗や庇陰樹となる木の苗が植えられ、3年ほどで大きく育つと、バナナは抜かれた。一方で彼は、自分の土地でトウモロコシなどの耕作を行っていた農民から1チャバあたり4キンタル（400kg）の小作料を徴収したり〔H〕、その収穫物の3/10を納めさせたりしていた〔A〕。農民が森を切り開いてつくった畑をプランテーションに編入したり、あらたにコーヒーを植林するなどして、しだいに農園の規模は拡大していった〔A〕。

ガブラ＝クリストスは、未利用の土地をアガロの事業家にも貸与していた。他にも「森の土地」の北側では、アガロの役人が法的には「無主地」とされた政府有地を譲り受け、プランテーションを建設したりした。アガロの役所で土地税を払う手続きをとるだけで、簡単にその土地を手に入れたという〔X〕。ここで、個別に紹介しておこう（番号は図14に対応）。

②③ アト・イルマ (*ato Yirma*)、アト・イルガ (*ato Yirga*) 兄弟 (*ato* は英語の *Mr.* にあたる) : アガロ在住のグラゲ人事業家の兄弟。ガブラ＝クリストスから土地を借り受けてコーヒー・プランテーションをつくる。労働者を雇って1ガシャあまりの未開拓の土地を切り開き、コーヒーの植林を進めた〔H・J〕。

④ フェトラリ・メンギスツ (*fitawrari Menguist*) : アムハラ。1965/66年ごろには、アガロの役人をしていて、「無主地」とされた政府有地8ガシャあまりを譲り受け、プランテーションを建設する。おもにコーヒーが植林されたが、バナナやパイナップルなどの果樹も栽培されていた〔A・M・J〕。

⑤ アト・アイヤレ (*ato Ayale*) : アムハラ。もともとアガロの役所で記録保存係をしていた。蓄財した給料でオロモ農民から4ガシャの土地を1000ブルほどで購入。コーヒーのプランテーションをはじめた。彼がコンクリートで建造した近代的なコーヒーのパルピング施設跡は現在でもコーヒー農園内に残っている〔A・M・X〕。

⑥ マモ・ハイレ (Mamo Haile) : カンバータ。アガロの保税倉庫の責任者。アガロに90軒あまりの家をもち、賃貸していた。現コチョレ村の北西部にコーヒー・プランテーションを建設。30-50人ほどの常勤労働者がいた。税金の横領などを問われて社会主義政権時代に入ってから処刑される [A・X]。

⑦ フェトラリ・アッバ・ガロ (fitawrari Abba Garo) : ゴンマ県の知事。政府有地を譲り受ける。他の場所にも政府有地を譲り受けて土地を所得していた。プランテーション経営などはしていない [A・X]。

⑧ アッバ・ブルグ・ゲラ (Abba Bulgu Gera) : ゲラ出身のオロモ農民。政府から3ガシャあまりの土地を譲り受ける。畑地として、5人の小作人 (3人のオロモ移民と2人の「クッコ」) に耕させていた。小作料は収穫の1/2だった。社会主義政権樹立とともに、自ら土地を政府に譲渡し、金銭を受け取った。「農民には渡さない」と言ったという [A・X]。

1960年代をとおして、「森の土地」では労働者を雇用した個人経営のプランテーションがいくつもつくられてきた。しかし、そのように役所における手続きで「所有権」が認められたような土地でも、じっさいには農民が利用していることが少なくなかった。1960年代には、そうした土地をめぐるアガロ役人と農民とのあいだの訴訟が行われ、アジスの裁判所まで出向く者もいた [A]。しかし、裁判がくり返されるだけで、最終的に土地をとり戻した農民はいなかった。

アムハラ移民やオロモ地主によるコーヒー植林も、この時期に平行して進んでいく。大きな土地をもつ所有者のもとでは、地元農民が小作としてコーヒーの植林や摘みとりを行い、採集したコーヒーを一定の割合 (ほとんどの場合は1/2ずつ) で分割していた。さらに出稼ぎ民に摘みとり作業を手伝ってもらうこともあった。アッバ・オリの事例を紹介しよう。

#### <事例5：農民のコーヒー栽培の広がり>

アッバ・オリが、アムハラ人地主の土地にコーヒーを植えたのは1957年ごろのことだった。コーヒーの実が収穫されるようになってから最初の5年間ほどは、近くの者たちと労働交換 *dado* で摘みとりを行っていた。それはトウモロコシなどの収穫作業と同じやり方だった。しかし、個人プランテーションなどで働く賃金労働者が流入するようになってくると、「クッコ」などの出稼ぎ民が分益制 *irboo* で摘みとらせてほしいとやって来るようになった。小作の取り分である1/2のなかから、コーヒーの収量によって1/10~1/4 (収量が多いほど分配比率は減る) を出稼ぎ民に分配した。5人ほどの出稼ぎ民たちは、摘みとり期間の数ヶ月を小作の家の小屋などに寝泊りし、食事を与えられて生活していた。当時は、まだアガロにコーヒー市場がなかったため、この地域の商人が農民からコーヒーを買いつけて、ミュールやロバでジンマまで運んでいた。

1950年代末以降、個人プランテーションの拡大とともに、「クッコ」など遠方からの出稼ぎ民が流入するようになり、コーヒーをめぐる労働形態が変化してきたのがわかる。コーヒーが商人を介してマーケットにつながるようになり、農民に現金をもたらす商品作物と

なった。土地は、富をもたらす投資の対象となり、多くの外部者が村の土地を所有するようになった。とくに「政府有地の取得」というまったくあたらしい土地獲得の方法があらわれ、役所で手続きができる役人たちがこぞって「森の土地」の一部を手にするようになった。この時代、土地の「所有」は、国家政策という大きな枠組みのなかに取り込まれはじめた。外部者との「所有」を争うためには、ますます裁判などの上位の権威から「認証」をもらうことが重要となった。1950年代以前は、ぼんやりとしていた「国家」という存在が、ある程度はっきりとした輪郭で村人と土地との関係に介在するようになったといえる。

また土地の所有者だけでなく、そこで労働する者も外部から供給されはじめた。コーヒー農園では、賃金労働というあたらしい労働形態もあらわれる。「森の土地」における個人プランテーションの拡大は、それまでアムハラ貴族とその家臣のもとでゆるやかにしか「所有」されてこなかった土地や、農民たちがみずから伐り拓いて利用してきた土地が、資本家となった地主層とその雇用した労働者によって排他的・収奪的に利用されはじめたことを示している。村の土地の所有と利用が地域社会を超えた外部世界との関連のなかで位置づけられるようになり、村人にとっての「土地」の意味や価値までもが変化しつつあったといえるかもしれない。

#### 4. 農民の組織化：土地の再分配と農民組合の結成

1974年9月、ハイレ＝セラシエ皇帝が拘束され、帝政エチオピアの歴史に幕が下ろされる。当時、エチオピアは、73-74年の北部での大旱魃の発生につづいて、74年2月のアジスアババでの物価高騰を契機とした労働組合のゼネストや学生によるデモがくり返され、きわめて不安定な情勢にあった〔吉田1996:130〕。こうした混乱のなか、74年6月には陸軍士官学校出身の下級士官たちによって設立された「デルグ（暫定軍事行政評議会）」が政府の実権を掌握する<sup>41</sup>。

コンバ村にも政府が変わったという話が広まる。しかし、すぐに急激な変化が起こったわけではなかった。その年の10月から11月にかけてのトウモロコシ畑の収穫は、それまでどおり小作が地主に対して現物で小作料を支払っている〔A・B〕。そして、1月から2月にかけての播種も従来どおりの地主－小作関係のもとで行なわれていた。ところが75年3月、ラジオで「すべての土地は耕作者のものである」という放送が流されはじめる<sup>42</sup>。それを聞いていたある地主は、怒ってラジオを壁に投げつけたという。大地主の土地を没収して小作農民に分配するという「農地国有化布告」によって、農村社会の土地所有は大きな変化の渦に巻き込まれていく<sup>43</sup>。

この「農地国有化布告」では、農地の国有（公有）が宣言されると同時に、以下のような改革の項目が示された。①私的所有権の否定、②もとの地主に対する賠償の否定、③1世帯あたり10haを上限に土地を耕作者に分配すること、④農業における私的な労働者の雇

用を禁止、⑤売買、交換、譲渡、抵当、賃借あるいは他の方法によって、保有地を移転することを禁止、⑥国家への税とコミュニティへの自発的な貢献を除く農民のすべての義務を無効にすること [Negarit Gazeta 29<sup>th</sup> April 1975; Kidane 1990:90]。大土地所有者から没収した土地を農民たちに再分配し、その後のいかなる土地移転をも禁ずるという、きわめてラディカルな土地改革であった。

1975年のマガッピト *mägabit* (Am.)12日(3月20日前後)、村に1台の車がやってくる〔以下、A・B〕。車から降りた2人の男は、「地主というものはなくなった。土地はすべて農民のものだ。小作料も支払う必要がない。(犁耕をする)去勢牛も耕作者のものだ」と新しい政策について説明しはじめた。ラジオでは、連日、「今日は、〇〇地区にザマチャ *zämächa* (Am.)が入った」と報じられていた。「ザマチャ(「協力による発展」の意)」とは、土地改革と農民の組織化を進めるために農村部に下放された学生たちのことで、初期の社会主義政策の遂行に大きな役割を果たしている<sup>44</sup>。このザマチャの指導のもと、村でも土地改革が実行に移されていった。小作はその年の1、2月に耕して播種した畑をそのままみずからの土地とし、耕作につかっていた地主の去勢牛も自分たちのものにした。大地主には5ファチャーサ *facasa* (約1.8ha)の土地が残され、あとは農民たちに分配された。

こうした土地の再分配の過程で、この地方の大地主など8名が、ザマチャたちの手によって処刑される〔以下、A〕。土地の接収や再分配は、「反抗すれば処刑される」という雰囲気なかで進み、「逆らうことはできなかった」という。1975年の10月から11月の収穫期には、もとの地主に小作料を払う農民はいなかった。しかしそのかわり、すべての者に税金が課された。「初年度は7ブル、その後15ブル、それからすぐに20ブルになった」。革命がはじまって1年あまりで、農民たちの生活は大きな変化をとげていった。

アッバ・コロの制度は廃止され、あらたにカバレ *qäbäle* (「行政村」, Am.)という行政単位が導入される。1975年12月には、このカバレごとに「マハバル *mahäbär* (Am.)」と呼ばれる農民組合 *Peasant Association* が組織される<sup>45</sup>。農民組合は末端の行政機関でもあり、土地の再分配などの国家政策を遂行する役目を担った。18歳以上のすべての農民が組合員として登録され、議長や書記のほか、評議員(20-25名)や自警団(20-25名)などが組合員の推薦と選挙で選ばれた。この農民組合の結成以降、組合が指導する共同労働がはじめられる。78/79年、大地主から接収した土地の一部には農民組合の「共同コーヒー園」がつくられ(図15)、農民たちはそこで週に1日~3日ほど無償で労働しなければならなくなった。さらに1982/83年ごろからは、そうした組合の共同労働が増え、戦場に赴いている兵士や女性世帯主の畑をみなで耕すなど、週のほとんどが労働奉仕に費やされることもあった。とくに5月から8月にかけては、林の間伐や草刈り、苗木の植えつけ作業などが行われ、共同コーヒー園のための労働が毎日のように続いた〔A〕。アッバ・オリも、1週間ほどこうした組合の仕事がつづき、家に帰れないこともあった。ちょっと仕事を怠けたり、私語をしたとっては、夜、村の牢屋に入れられた。毎日30人から40人がそんな些細な

理由で拘束されていたという。この共同コーヒー園から得られた利益は、農民たちに分配されることはなく、農民組合の経費や役員報酬にあてられていた。

### 5. 農業の社会主義化の進展：国営コーヒー農園と生産者協同農場の創設

「革命」以前に資本家地主層によって建設されていた個人プランテーションは、すべてが接収されることになった。政府から派遣された官吏がガブラ＝クリストスなど大土地所有者の財産を調査し、すべて差し押さえた〔H〕。その後、こうして接収された「森の土地」の大部分が国営コーヒー農園になり、他にも小学校や農業訓練センターなど国の施設が建設されることになった（図15）。1976/77年に開設されたゴンマ・フラト（Gomma II）という名の国営農園では、76/77年の開設当初、労働者の数も100人から130人ほどしかおらず、最初の3～4年間は、接収したガブラ＝クリストスのトウモロコシ農園もそのまま利用されていた〔J〕。複数の個人プランテーションに植えられていたコーヒー林もそのまま栽培が継続されていたが、79/80年以降、古いコーヒーは伐り倒され、品種改良された苗が森林や未開拓地に植林されはじめた〔I・L〕。こうして国営農園が拡大する一方で、その敷地内にはいぜんとして多くの農民たちが生活していた<sup>46</sup>。

1981/82年にゴンマ・フラトのマネージャーに就任したツァッガイは、積極的なコーヒー林の造成と農民の退去を指揮した〔J〕。農民を退去させる仕事には、84/85年ごろに村や国営農園内で組織されていたエチオピア労働党の支部が大きな役割を果たす〔以下、A・B・H〕<sup>47</sup>。まず党員が中心となって国営農園の労働者を雇用するキャンペーンを行い、農園の外に住む農民たちとの間で、国営農園が安定した給料を保証するかわりに土地を農園側に譲渡するという約束が取り交わされた。こうして集められた土地が農園から退去させられる者に補償として与えられたのである。このとき、多くの農民が「軽い仕事をするだけで、毎月の給料がもらえる」という誘いによって契約書に署名させられ、土地を失った。

この大規模な農民の退去と労働者の大量雇用は、1984/85年にピークを迎える。コンバ全体で70～100人あまりの農民がみずからの土地の大半を農園側に譲渡し、常勤の労働者と

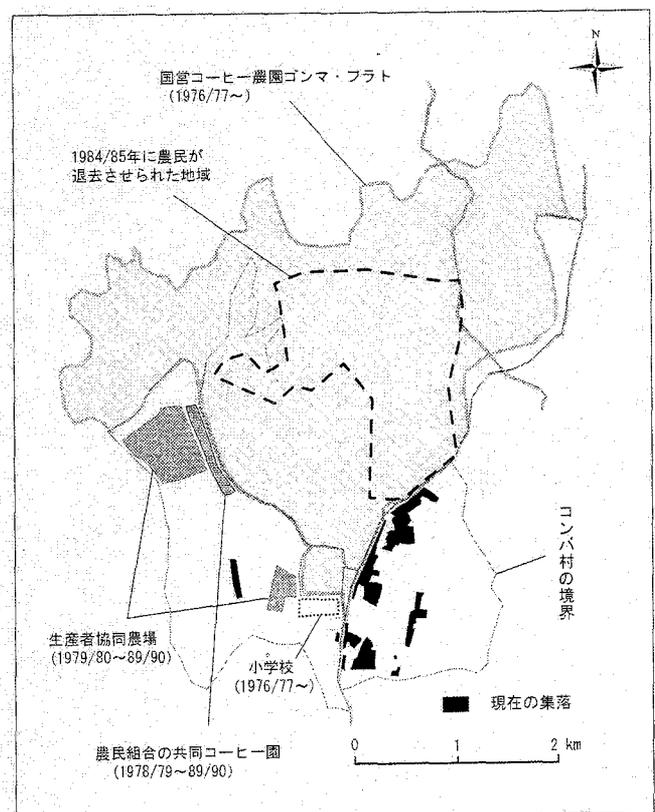


図15 コンバ村における土地の歴史2：社会主義革命（1974年）以降

して雇用された〔A・N〕。このとき農民の退去が行われた地域は、図15のとおりである。大規模な農民の退去と土地の収用によって、国营農園による「森の土地」の独占的な開発への足場がほぼ完成する。当時、農民たちは無償で労働奉仕させられる農民組合のやり方にうんざりしていた。「ただで働かされるよりは、給料が入ったほうがいい」〔B〕。多くの農民が土地を失っても農園労働者になることを選んだ背景には、こうした理由があった。しかし雇用された労働者たちは、約束とは裏腹に厳しい労働条件に苦しむことになる〔以下、H・A〕。

#### ＜事例6：国营農園での厳しい労働条件＞

イル集落から労働者として雇用されたひとりの女性は、仕事中大木が足の上に倒れてきて、けがをした。幸いにも、けがはたいしたことはなかったが、仕事をつづけるのがつらくなり、働きが悪くなった。現場監督は、あまり働くことのできない女性のやっていた仕事を（正当な労働と）認めず、夕方まで働いても、給料をほとんど与えなかった。トウモロコシや塩の配給も無料ではなく、給料からの差し引きだった。給料がそれに満たない者は、配給を受けることもできず、空手のまま犬を追い払うように帰された。勧誘のときは楽な仕事だといっていたのに、雨のなかでも働かされた。

#### ＜事例7：国营農園の労働者となったアッバ・オリの初月給＞

大木を伐り倒してコーヒーを植林するという重労働にもかかわらず、配給食糧の天引きや現場監督との個人的な関係などによって、月給はどんどん減額された。アッバ・オリが最初の月にもらった給料も、わずか25サンティム（セント）しかなかった。彼は経理担当の女性に向かって、「女はワット（おかず）の調理でもしてるもんだ！なんで正しい給料を払わないんだ」と食ってかかる。しかし、すぐに守衛が飛んできて、彼は25サンティムとともに外に放り出されてしまう。農民組合の共同労働から逃れて入った国营農園の労働も過酷なものであった。アッバ・オリはいう。「火の中に入れられたような時代だった」。

とくに国营農園の開設当時は、仕事の中心が深い森を伐り拓いてコーヒーを植林するという重労働だったため、高齢の農民や女性のなかにはつらい経験をした者が多い。また労働者たちのなかでも、労働党の幹部が力を持ち、政党活動に賛同しない者は給料や仕事の面でも冷遇されたという〔G・K〕。政党関係者は、みなユニフォームを着用し、40人ほどが毎週のように集会を行い、労働者から賄賂を受け取って便宜を図るなど、強い影響力をもっていた。人びとは今でも農園の労働者たちのことを「兵士」という意味の「ワタッダル wättaddär (Am.)」と呼んでいる。

「森の土地」の一部には国营農園のほかにも、1979/80年、農業生産者協同組合 Agricultural Producers' Cooperative の協同農場が建設される（図15）。この「アムラチ *amrachi*（「生産者」の意, Am.）」と呼ばれる組合は、デルグ政権の農業の集団化政策によってつくられたいわゆる集団農場のようなもので、生産手段の管理や労働の組織化、政治教育などを目的とした〔小倉 1989:37-8〕。国营農園が、中央から派遣された幹部職員や技術者などによって運営され

るのに対し、この協同農場は農民組合によって自主的に運営された。最初23世帯で動きはじめた協同農場は、84/85年になって規模が拡大され、農民の数も70世帯まで増える。これは国営農園が労働者の雇用を進めた時期とも重なっている。それまで自分たちの土地で農業にいそんでいた者たちが、いっせいに国家の社会主義的な組織に入った。協同農場に加わった者の多くが、農民組合の行っていた共同労働から逃れるために自発的に参加したという。「すべての農業が、やがてゴンマ・フラト（国営農園）か、アムラチ（生産者協同農場）か、マハバル（農民組合）になるという話だった。あとで入るところがなくなってしまうと言われた」〔A〕。農民たちに残された選択肢はなかった。

協同農場では、トウモロコシの栽培が行なわれた。現場責任者が農民たちの毎日の仕事量を記録し、その仕事量と家族の数とを考慮してトウモロコシが分配された〔以下、B〕。残りの収穫は倉庫に入れられ、売却して出た利益は現物で支給した量に応じて、年に1度金銭で支払いがあった。しかし、農民たちの仕事への熱意は薄く、当初から十分な利益が上がる状態ではなかった。「みんな自分がやらなくても配給があるので、なにかとさぼってしまう。だからアムラチはよくない」。1989/90年、協同農場は農民組合の共同コーヒー園とともに解散される。2年後、その農地は最終的なメンバーだった33世帯や土地のない世帯のあいだで分割されることになった。

革命前後にコンバ村が経験してきた歴史をたどると、すべての小作農民が土地を手にするという農地改革の意図は、ほとんど実現されていなかったことがわかる。むしろ、ほとんどの農民が土地から引き剥がされ、国家によって「農民組合」・「国営農園」・「協同農場」という3つの社会主義的な組織のなかに吸収されていった。デルグ政権時代、「国家」という権力が、村の土地に強力に介入しはじめ、国有体制への大規模な「所有」への転換を行うようになった。そして、そこでは土地だけでなく、農民たちを国家体制のなかで組織化することが目指されてきた。農民と土地との関係を規定するものとして、「国家」という権威の枠組みがかつてないほど強力に顕在化しはじめた時代だったといえる。

## 6. EPRDF 新政権の樹立<sup>48</sup>

コンバでは、1991年のデルグ政権の崩壊とEPRDF新政権の誕生が、激しい砲撃によって幕をあける。5月末（ゲンボット *gēnbot* 19日）のある早朝、アガロ東のキロレ（Kilole）に進軍したEPRDFは、丘の上に陣取り、国営農園ゴンマ・フラトに向けて（と思われた）激しい砲撃を開始した。威嚇のための砲撃によって、農園は一瞬にして混乱に陥ってしまう。このときの様子が次のように語られている。政府の管理のもとで運営されてきた国営農園が、政権交代という国家の枠組みを揺るがすような事態のなかで混乱をきたした様子がうかがえる〔以下、G〕。

### ＜事例8：政権交代時の国営農園の混乱＞

ゴンマ・フラトの幹部たちはいっせいに車でジンマに向けて逃亡をはじめた。他の職員たちも家財道具をコンバの村の方に移した。国営農園が政府施設であることから、攻撃を受けることを恐れたのだ。そして混乱のなか、労働者たちがトウモロコシやコーヒーの貯蔵されている国営農園の倉庫に押しかけた。最初にコンバの北のコチョレにある農園の倉庫が労働者たちに押し入られて略奪をうける。農民も加わって群集と化した一団は、つぎにゴンマ・フラトの事務所へと向かった。事務所の裏には大量のトウモロコシが蓄えられた3つの倉庫があった。人びとが向かっていることを聞きつけたゴンマ・フラトの守衛たちは、銃をもって待ちかまえた。午前11時ごろ、事務所前に集まった群衆は、「中に入れる！」と口々に叫んだ。守衛のひとりが銃を3発空に向けて撃ち、「明日からのわれわれの食糧じゃないか！」と人びとを説得して押しとどめた。

3日後、マネージャーのツァッガイがジンマからもどり、ゴンマ・フラトも平静をとりもどした。群集を説得した守衛は、褒章として50ブルを与えられた。91年9月ごろ、ゴンマ・フラトの労働者たちをすべてあつめて大きな集会が開かれた。そこには幹部もそろって出席していた。新政権の役人がきて、労働党の政党活動を行っていた者や不正な行いをした者たちに名乗りでるように言った。人びとは「お前もパーティーの人間だろう！」、「〇〇も立つんだ！」とやじを飛ばした。名指しされた者のなかには泣いて許しを乞う者もいた。名前があがった者たちは、みな倉庫にあつめられた。そこで尋問が行なわれ、問題のある者はアガロに連行して刑務所に入れられた。彼らの多くは1週間ほど政治思想などに関する講習を受けたあと帰された。マネージャー以下の役員は解任されて別の任地に赴いた。労働党の幹部として労働者から賄賂を受けとるなど影響力を誇っていたある男性は、井戸の守衛の職に追いやられた。

現在、ゴンマ・フラトは Coffee Plantation Development Enterprise（以下、CPDE）という公営企業によって経営されている。これは、80年に設立された Coffee Plantation Development Corporation（以下、CPDC）が、92年の「公営企業布告」にもとづいて運営の自立性の高い組織に再編成されたものである<sup>49</sup>。ゴンマ・フラトには2000年9月現在で、常勤の職員と労働者が570名、季節労働者などが605名、雇用されている〔L〕。コーヒーの収穫期には、季節労働者の数が1500人を超えることもめずらしくなく、周辺農村のコーヒーの実りが悪かった2000年12月ごろには現金収入をもとめて3000人以上の季節労働者が集まった〔I〕。しかし、近年は新規のコーヒー植林もほとんど行われず、活動が停滞している。投資額が膨大にのぼることや生産性・効率性の悪さが改善されないこともあって、91年7月の時点で、CPDCの累積赤字は、すでに約1億6800万ブルにも及んでいた〔Itana 1994:52〕。農民や労働者たちのあいだでは、つねに外国企業による買収の噂が飛びかう。じっさいに数年前にはイスラエル企業による買収の話があったものの、条件面での折り合いがつかなかったという〔L〕。EPRDF政権は、莫大な赤字をかかえる採算性の悪い公営企業については、売却・民営化を積極的に進める方針を固めており、ゴンマ・フラトを経営しているCPDEも中・長期的には解体され、それぞれの農園が外国企業や個人投資家に売却される可能性が高い<sup>50</sup>。

1991年の政権交代以降、私的所有権の導入をふくむ新しい土地制度に関する議論が各方面で続けられてきた [Dessalegn 1992, 1994]。しかし、95年の新憲法制定によって、EPRDF政権は土地の国有（公有）政策を継続する方針を固める [Fasil 1997]。農産物流通の統制を廃し、外国資本の投資を呼び込むなど経済の自由化が進められる一方で、農地を私有化して市場取引を認めるまでには至らなかった。97年、政府は農地に関するはじめての法令を發布する。この法令は、地方分権と民族自治政策にそったかたちで州政府が土地行政に責任をもち、コミュニティが公平性に配慮しながら土地の再分配を実施していく方針を示すものであった<sup>51</sup>。デルグ時代に禁止されていた土地の賃借や労働者の雇用については解禁されたものの、土地の保有権の売買や交換による移転はいまだに禁止されている。

コンバ村では、この新しい政府の方針が決定する以前から、土地の再分配がたびたび行われてきた。1991年から92年のあいだには解体された協同農場の土地が農民世帯に分配され、93年にはコーヒーの土地を中心に大規模な再分配が実施されている。行政村に残されていた資料をもとに、この93年の土地再分配がどのような性質のものであったのか調べてみると、年長世代（すでに死亡していた者を含む）から土地をもたない若年世帯への再分配という意味合いが強かったことがうかがえる（図16）。デルグ政権末期には、結婚してあらたに世帯をもった若年層を中心に、土地の再分配を求める声が高まっていた。それが政権交代後の混乱に乗じて実施に移されたのである。

村の行政組織自体は、デルグ時代と変わらなかったものの、オロモ州の民族自治が開始されたことで、行政村の議長にはオロモが選ばれるようになった。デルグ時代には、歴代議長12人のうちオロモはわずか2人で、残りはほぼアムハラに独占されていたことから、コミュ

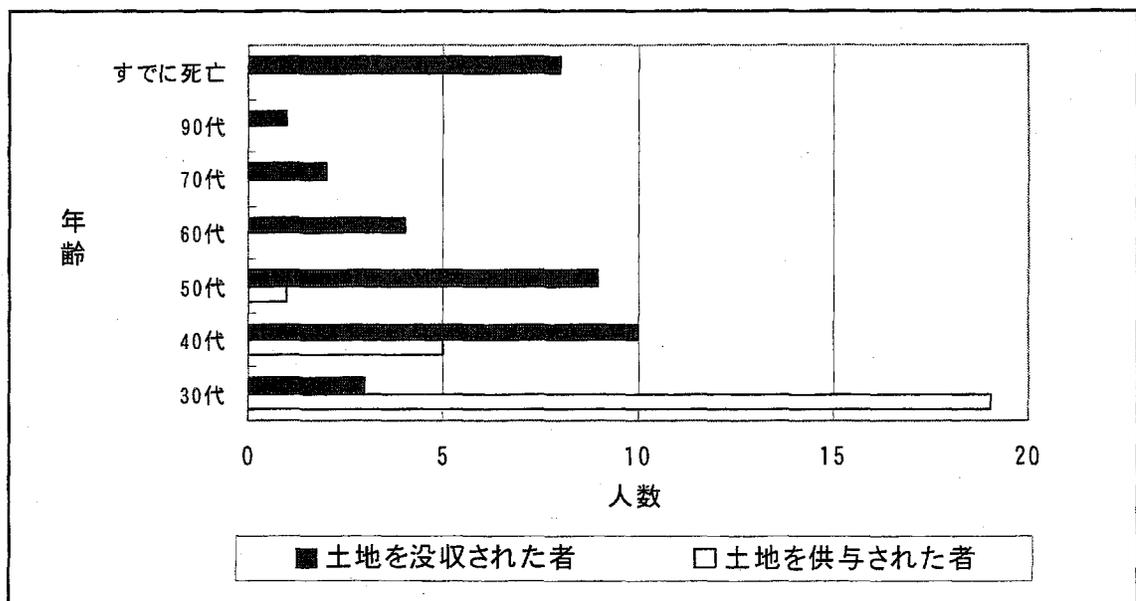


図16 1993年の再分配において土地を没収された者と供与された者

註 行政村に残されていた資料から作成。この資料ではコーヒーの土地を没収された者が37人、供与された者が25人であったが、供与された人数はさらに多かったといわれる。

ニティ内の民族関係に大きな変化が起きたことがわかる。しかし、1991年からの5年間で9人の議長が次つぎと交代をくり返すなど、不安定な状態がつづいた。なかには、行政村が保有していた土地や共同コーヒー林の土地を農民に売却して代金を着服したり、自分の土地にってしまう者もいた。議長が賄賂を受けとって土地を供与するなどの行為も続いている。新政権樹立から10年あまり、政府による強制的な介入が緩んだことで、中央の政策とはかけ離れた論理で村の土地所有が動いていく状況が生じている。

20世紀初頭にオロモ農民からアムハラ貴族の手に渡った「森の土地」では、ハイレ＝セラシエの帝政時代、北部アムハラを中心にトゥモロコシやコーヒーの個人プランテーション開発が進められた。それがデルグ政権期に土地の国有化が行なわれ、ほとんどの土地が国家的な事業であるコーヒー農園や協同農場に転換された。その過程で、多数の農民が労働者として雇用されて土地の「国有」という社会主義的な枠組みに組み込まれていった。そして、現在、国営農園は外国資本による買収の話が取りざたされている。この「森の土地」の歴史は、農民たちが伐り拓いて所有・利用してきた広大な森が、アムハラや国家といった権力者たちによって資源として開発・収奪されてきた歴史だったといえる。土地所有のあり方が、しだいに上位の権威によって認証／規定されるものになり、農民たちはその国家の「主張」と争えるだけの力を失ってきた。ただし、社会主義政権が倒れると、中央政府による支配体制の緩みのなかで、農村内部の論理によって土地の再分配や恣意的な土地の売買・移転がくり返されるようになっている。次章では、さらにこうした農村内部の動きを浮き彫りにしていく。

## 第4章 土地の所有をめぐる国家と農民

第3章で記述してきたのは、「森の土地」でくりひろげられた変動を中心に、村人の記憶に残っているような、いわば「出来事」の歴史であった。それはダイナミックなものであるとともに、ドラマチックなものとなる。第4章では、それとは少し違った方向から村の土地が経験した歴史をたどってみようと思う。とくに人びとの生活空間であった「農民の土地」を中心に、村人にとってみれば些細な事柄にすぎないようなことも含めて、できるだけ「事実」を掘り起こしていく。

はじめに第1節と第2節で、畑や居住地として利用されてきた「農民の土地」が、誰によって所有されてきたのかを「面の変化」として再構成してみる。そして第3節では、この村に生まれたアッパ・オリというひとりの農民に焦点をあて、彼がどういった土地をどのように所有・利用してきたのか、その「線の変化」をたどってみたい。そして第4節では、しだいに農民と土地との関係を規定するようになった「国家の法」が、村人どうしの土地をめぐる関係においてどのように立ち現れ、また作用しているのかを、じっさいの土地争いの事例をもとに浮き彫りにしていきたい。それは、「国家という枠組みに取り込まれた農民」という第3章の語り口を相対化するようなものになる。

### 1. 20世紀初頭から1970年代初頭までの土地所有の変遷

小高い丘陵地をなすタッパ *tabba* は、居住の場としても、畑などの生産の場としても、農民たちの生活の中心をなす空間である。20世紀初頭（1900年代から20年代）から社会主義革命（74年）以前の70年代初頭にかけて、このタッパにおいてじっさいどのような土地所有の変化がおきてきたのだろうか。

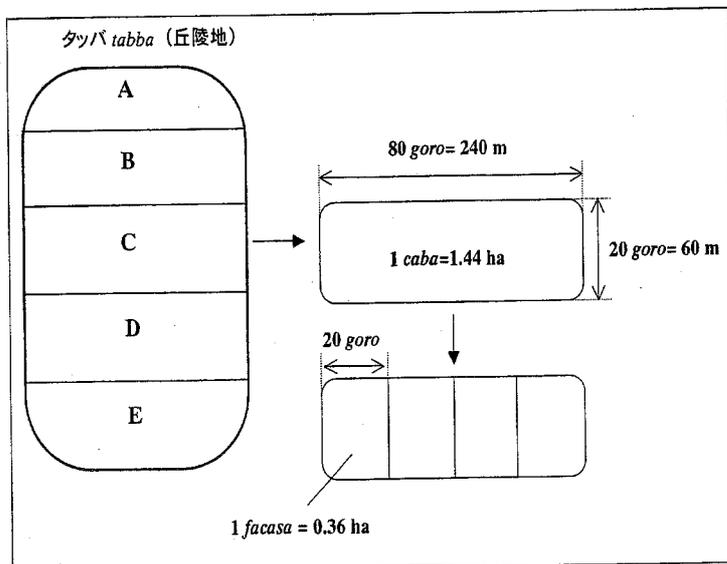


図17 丘陵地（タッパ）における土地所有の模式図

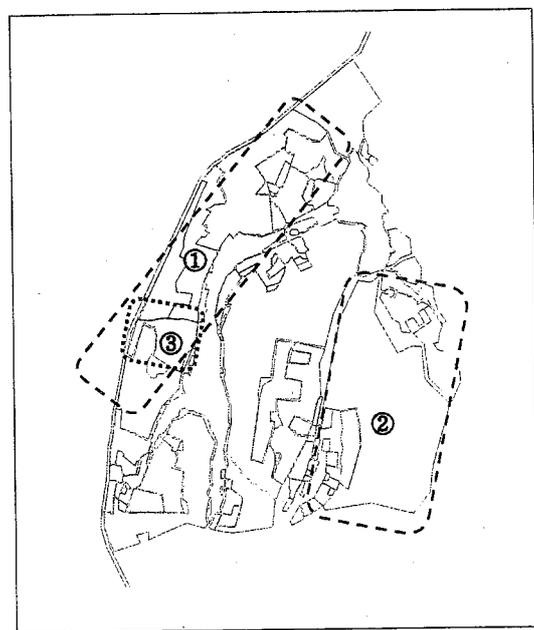


図18 丘陵地の土地所有動態の事例とした場所  
註 本文中の記述（第4章・1節～2節）と対応している

タッパでは細長い丘陵地を短冊状に切るようにして土地が所有されていた(図17)。このひとつの細長い土地が1チャバ *caba* という単位で呼ばれていた。表4-1と表4-2は、「農民の土地」にある2つのタッパ(図18の①・②)について、20世紀初頭から70年代初頭までにどのような土地所有の変化がおこったかを示したものである。表4-1の土地では、20世紀初頭6人(ゴンマ・オロモ5人、グラゲ1人)に所有されていた土地が、1970年代初頭の社会主義革命前にはのべ25人(ゴンマ・オロモ22人、「クッロ」2人、アムハラ1人)によって所有されるようになった。いくつか特徴的な土地の所有者とその土地取得の経緯について、具体的に記述しておこう。

<\*1> この19チャバもの土地は、ひとりのアッパ・コロ(地方行政官)によって所有されていた。アッパ・ブルグ(Abba Bulgu Innangiya)という名のアッパ・コロは、ゴンマ地区のチョチェ・ティノの地方役人として、農民たちの統治や税の徴収などの責任を負っていた。この土地では、複数の農民たちが小作としてトウモロコシを栽培しており、小作料として収穫物の3/10にあたる量の金額をアッパ・コロに支払っていた[E]。このとき、耕作牛やトウモロコシの種子は、小作農民が自分たちで用意していた[以下、A]。このアッパ・コロはイタリア占領末期(1940年前後)に死去した。しばらくすると、他の場所に住んでいた彼の3人の子供たちがこの地を訪れ、すべての土地をチャバ単位で複数の農民に売却した。アッパ・オリの父親であるアッパ・ディルピもこのときに土地を購入している。

<\*2> この土地の所有者は、 balanbaras *balambéras* という下位の行政官の称号を持つグラゲ人だった。「森の土地」を自分のものとしたダジャ・ウォサネの家臣として、1910年代にこの地を訪れた。ダジャ・ウォサネの死後、その子であるダジャ・メコネンにも使えていたが、その家臣と仲違いし、農民から4チャバの土地を買って、ダジャ・メコネンのもとを離れた。彼はしばらくコンバで生活していたが、30年代末に土地を売って出身地であるソド(Sodo)に帰ったという。

<\*3・\*4> \*1のアッパ・コロの土地を購入した者のなかには、「クッロ」の者が2人含まれていた。彼らはグラゲ人の balanbaras

表4-1 「農民の土地」における土地所有の変遷1：20世紀初頭(1900年代から20年ごろ)～1970年代初頭(社会主義革命以前)

20世紀初頭	1970年代初頭 社会主義革命以前
Wacho (?) * 5	Wacho (?) * 5
Inangiya * 1 (19)	Wacho (2)
	<u>Kullo</u> (1) * 3
	<u>Kullo</u> (1) * 4
	Wacho (1)
	Wacho (1)
	<u>Amhara</u> (1)
	Jarso (1)
	Worzi (1)
	Worzi (1)
	Sharifi (1)
	Jida (1)
	Arfeti (1)
	Jida (1)
	Wacho (2)
Wacho (1)	
Alga (2)	Ilu (2)
	Alga (1)
<u>Gurage</u> * 2 (4)	Alga (1)
	Ilu (1)
	Worzi (1)
	Worzi (1)
Sadacha (4)	Sharifi (1)
	Sadacha (4)
Eno (?) * 6	Eno (?) * 6

註1 下線は所有者の民族名を示す。それ以外は、ゴンマ・オロモのクラン名を記している。  
 註2 カッコ内の(数字)は、土地所有面積をあらわすチャバ *caba* 数。1チャバ=約1.44ha。  
 註3 この事例は図18・①の場所に対応している。

ラス (\*2) がダジャ・ウォサネのためにつれてきた奴隷だった者で、イタリア占領期に解放されたあと、土地を購入して農民になったとされる。

<\*5・\*6> 北の端と南の端にワチヨ・クランの者 (\*5) とエノ・クランの者 (\*6) をチャバ数不明で記入しているが、彼らは19世紀後半からこの地域に住んでいたゴンマ・オロモの大地主である。とくにワチヨ・クランの\*5は、1870年代に父親とともにジンマ南方のデド (Dedo) からきて、北隣のコチョレにまでいたる広大な土地をみずからのものにした (事例1参照)。

人の移住や移出にともなって、土地の売買や未利用地の取得が行われてきたことがわかる。表4-2の土地においても、あらたな新規参加者が土地を取得している。とくにアムハラがオロモ地主から土地を売買によって獲得しているケースが目立つ。

<\*1> この土地の所有者は、西に隣接するグマから移り住んできたアムハラで、1930年代末にこの土地を地元オロモ農民から購入した。

<\*2> ダジャ・ウォサネの子であるダジャ・メンガシャに派遣された家臣で、1940年代以降、妻をもとめてこの地を買い、屋敷地とした。

<\*3> 30年代前半ごろに父親がリンムからこの地に来て、土地を買ったアムハラ農民。\*1、\*3ともにグマやリンムという隣接するオロモ地域から移り住んできた点が共通している。おそらく19世紀末にオロモの王国であるリンムやグマを討伐するメネリクの遠征軍に参加して、そのまま定着した兵士に由来する者だと考えられる。

<\*4> アムハラ地であるマンズ (Manz) から1930年前後に訪れて土地を購入した。100人といわれる多数の奴隷や小作人を使用していた。ハイレ=セラシエ時代には、自分の屋敷地まで車道をつくったり、アガロからコンクリートの材料を運んで屋敷を建てるなど、かなり富裕な大地主であった。コンバのマダハネ・アラム (Medhane Alem) 教会の現在の建物を建てたのも彼である (最初に建立したのはダジャ・ウォサネ)。

<\*5> 1950年代にショワから移り住んできたオロモ農民。かつてこの地にあったオロモのブサセ (Busase) クランの集落と畑の土地を購入した。この土地では、20世紀初頭にオロモ5人に所有されていた土地が、1970年代初頭の社会主義革命前には7人 (オロモ2人、アムハラ4人、他地域オロモ1人) によって所有されるようになっていく。

表4-2 「農民の土地」における土地所有の変遷2：20世紀初頭 (1900年代から20年ごろ) ~ 1970年代初頭 (社会主義革命以前)

20世紀初頭	1970年代初頭 社会主義革命以前
Sadacha (9)	Sadacha (9)
Awalni (4)	<u>Amhara</u> (2) *1
	<u>Amhara</u> (1) *2
	<u>Amhara</u> (1) *3
Awalni (2)	Awalni (2)
Jarso (6)	<u>Amhara</u> (6) *4
Busase (4)	<u>Showa Oromo</u> (4) *5

註1 下線は所有者の民族名を示す。それ以外は、ゴンマ・オロモのクラン名を記している。  
 註2 カッコ内の (数字) は、土地所有面積をあらわすチャバ caba 数。1チャバ=約1.44ha。  
 註3 この事例は図18・②の場所に対応している。

こうした土地所有の変遷をまとめると、以下の3点が指摘できる。(1) イタリア占領期(1935-41)前後に土地の売買によって所有者の交代がさかんに起きている。(2) 20世紀初頭には大規模な土地を所有する者が多かったが、社会主義革命前までに土地の細分化が進んでいる。(3) アムハラを中心に移民が多数流入して土地を所有するようになり、民族の多様化がおきた。20世紀初頭以降、この村の土地にさまざまな民族が移民として流入し、地元オロモ農民から土地を獲得してきたことがはっきりとわかる。とくに、異民族という外部者の流入を契機として、「売買」による土地取得が積極的に行われるようになった様子うかがえる。

## 2. 社会主義革命以降の土地所有動態

1975年に農地国有化布告が出されたのち、村でも農民組合による土地の没収や供与がくり返されてきた。こうした過程で、農民と土地との関係にはいかなる変化が起きてきたのだろうか。ここでコンバ村のイル集落、約4.8haの土地(畑やコーヒー林も含む)を事例に、土地所有の変遷過程をたどってみたい(図18の③・図19)。この集落は、土地の再分配や集村化政策によって形成された集落で、社会主義時代の土地移転の傾向をよくあらわしている。事例とした土地のすべての区画(46区画)について、それがいつ誰によってどのような経緯で入手されたのか、複数の者への聞き取りによって調べた(表5)[A・B・C・D・E]。

表6と図20は、社会主義革命以降に起きた土地移転の経緯について示したものである。デルグ政権時代の17年間を、急進的な土地改革と農民の組織化が進められたI期(1970年代後半)と集村化政策や農業の社会主義化が行われたII期(1980年代)のふたつに分け、さらにEPRDFが新政権を樹立した1991年以降をIII期(1990年代)とした。

「占拠」は当事者間の合意や行政村の認証がないままに土地が占拠された場合、「没収」は農民組合によって土地が没収されること、「集村化」は集村化プログラムにそって農民組合の指示で居住地が与えられること、「再分配」は再分配政策のなかで農民組合によって土地が供与されること、「売買」は金銭のやり取りをともなって土地が売買されること、「移譲」は金銭のやり取りなく土地が譲渡されること(親族間の生前贈与や相続も含む)をそれぞれ指している。

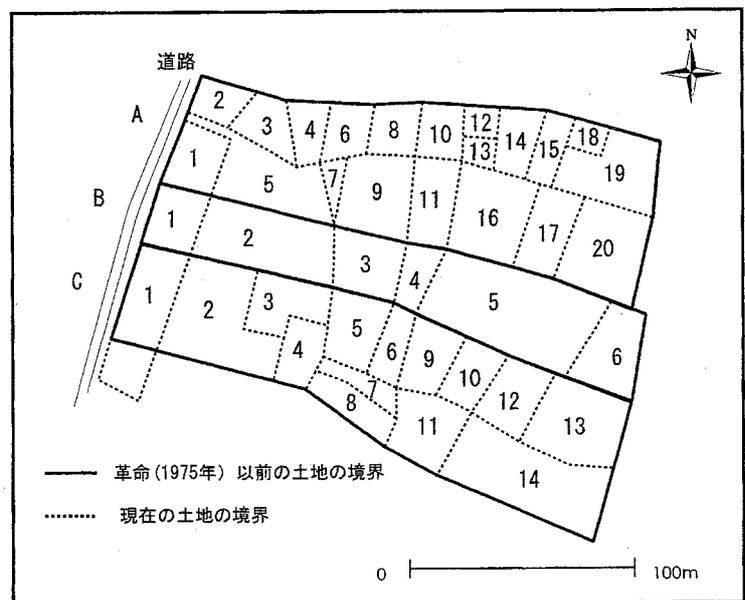


図19 社会主義革命以降の土地所有の変遷(イル集落の事例)

註 所有者の記号(Aなど)と土地の番号(1など)は、表5に対応している。

表5 社会主義革命以降の土地所有の変遷

社会主義革命 (1974年)以前		デルグ前期：1970年代後半 (1980年ごろ)		デルグ後期：1980年代 (1990年ごろ)		エハデグ新政権樹立以降：1990年代 (2000年10月現在)		
記号	土地所有者 のクラン名	土地所有者 (クラン・民族名)	入手年・経緯	土地所有者 (クラン・民族名)	入手年・経緯	土地所有者 (クラン・民族名)	入手年・経緯	
A	Wacho (2caba)	1	<u>Showa Oromo</u>	1975・ 占拠	左に同じ	—	4人に宅地として売却	？・売買
		2					Worzi	1997/8・売買
		3					左に同じ	—
		4					ムスリム・モスク	99/2000・移譲
		5					左に同じ	—
		6					<u>Jimma Oromo</u>	1998/99・売買？
		7	Wacho	(74前・移譲)	Ilu	80年代末・占拠	左に同じ	—
		8	→→Oromo	70年代末・供与	→→Ilu	1985/6・売買	<u>Amhara</u>	1996/7・売買
		9	→→Oromo	70年代末・占拠	Awalini	1987/8・集村化	左に同じ	—
		10	→→ <u>Showa O.</u>	70年代末・供与	左に同じ	—	<u>Amhara</u>	1994/5・売買
		11	Peasant Association (P・A)	没収	<u>Showa Oromo</u>	1987/8・集村化	<u>Kullo</u>	99/2000・売買
		12			左に同じ	—	<u>Amhara</u>	1996/7・売買
		13			→→ <u>Amhara</u> (母 oromo)	1996/7・相続		
		14			Adami	1987/8・集村化	<u>Kullo</u>	1996/7・売買
		15			左に同じ	—	<u>Gumma Oromo</u>	1994/5・供与
		16			<u>Showa Oromo</u>	1987/8・集村化	<u>Amhara</u>	1997/8・移譲
		17			<u>Amhara</u>	1987/8・集村化	左に同じ	—
		18			左に同じ	—	<u>Showa Oromo</u>	1994/5・供与
		19			左に同じ	—	<u>Showa Oromo</u>	1994/5・供与
		20			<u>Amhara</u>	1984/5・供与	<u>Amhara</u>	1984/5・供与
B	Wacho (1caba)	1	妻	(74前・相続)	？	？	→→3人に宅地として売却	90年代・売買
		2	左に同じ	—	左に同じ	—		
		3	→→Oromo	70年代末・供与	<u>Showa Oromo</u>	1989/90・売買	左に同じ	—
		4	P・A	1975？・ 没収	Oromo?	1987/8・集村化	→→→ <u>Showa Oromo</u>	99/2000・売買
		<u>Amhara</u>			1984/5・供与	左に同じ	—	
		6	左に同じ	—	左に同じ	—		
C	Ilu (2caba)	1	P・A	1975・没収	<u>Amhara</u>	1984/5・供与	→→5人に宅地として売却	90年代・売買
		2					Ilu	1991/2・供与
		3	妻	(74前・移譲)	<u>Amhara</u>	1984/5・供与	Ilu	90年代前半・占拠
		4	嫁	(74前・移譲)	左に同じ	—	左に同じ	—
		5	Ilu(息子)	(74前・移譲)	左に同じ	—	Ilu(息子)	1994/5・相続
		6	左に同じ	—	妻	1987/8・移譲	Ilu(息子)	1994/5・相続
		7					Ilu(息子)	90年代前半・移譲
		8	Ilu(息子)	(74前・移譲)	左に同じ	—	左に同じ	—
		9	左に同じ	—	→→Oromo	1987/8・集村化	→→Ilu	1991/2・占拠
		10			→→→ <u>Kullo</u>	80年代・相続	左に同じ	—
		11	Ilu(息子)	(74前・移譲)	左に同じ	—	Ilu(息子)	1994/5・移譲
		12	左に同じ	—	→→ <u>Wollo Oromo</u>	1987/8・集村化	→→babayu	1996/7・売買
		13	Ilu(息子)	(74前・移譲)	左に同じ	—	Ilu(息子)	1994/5・相続
		14	Ilu(息子)	(74前・移譲)	左に同じ	—	左に同じ	—

註1 下線を引いているのは所有者の民族名を示し、ゴンマ・オロモの場合は、そのクラン名を記している。

註2 土地所有者欄の[→]は、その時点までに土地の移転があったことを示す。たとえば[→→Ilu]の場合、その時点までに1度、他の者の手に渡り、それから Ilu クランの者が土地を手にしたことをあらわしている。

註3 この事例は図18・③の場所にあたり、土地の記号(A~C)と番号(1~20)は図19と対応している。

これをみると、土地移転がⅠ期では12件、Ⅱ期には22件、Ⅲ期には41件としだいに増加してきている。これは社会主義革命以降、土地の流動化が急速に進んでいる状況を示している。さらに詳しくみていくと、Ⅰ期では農民組合による「没収」と「再分配」がほとんどを占め、Ⅱ期でもおもに「集村化」プログラムにそって農民組合が居住地の配分を行っていたことがわかる。しかもそうした農民組合による土地の供与は、革命直後だけでなく、国营農園の拡大にともなって多くの農民が退去させられた84/85年、さらに集村化政策の実施された87/88年の2つの短い期間に集中して行われている。つまり、農地国有化布告が出されてからすべての土地が小作農民に再分配されたというよりも、国营農園の拡張や集村化計画を円滑に進めるために土地の接収と供与が行われてきたのである。こうした意味では、土地の「再分配」は社会主義政策を遂行するための名目にすぎなかったともいえる。

表6 社会主義革命以降の土地所有変化の経緯

移転経緯	Ⅰ期 (1970年代後半)	Ⅱ期 (1980年代)	Ⅲ期 (1990年代)
占拠	2	1	4
没収	7	3	0
集村化	0	9	0
再分配	3	4	6
売買	0	3	23
移譲	0	2	8
計	12	22	41

註1 この表は表5にもとづいて作成している。

註2 この表のグラフを図20に示している。

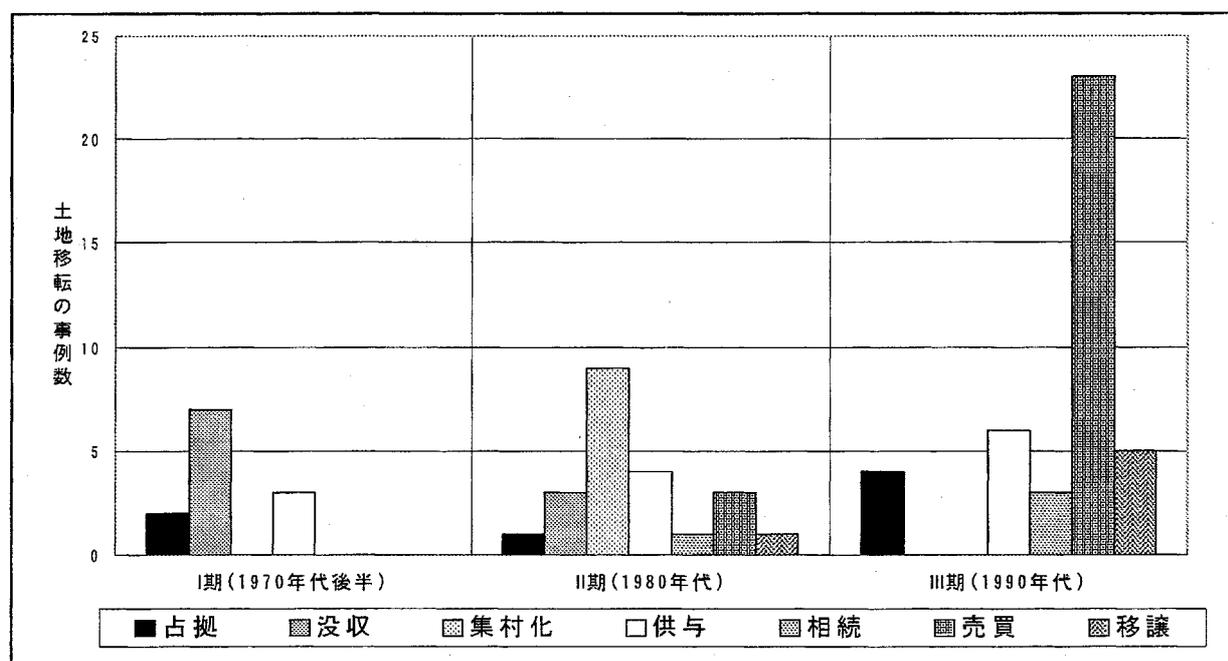


図20 社会主義革命以降の土地所有変化の経緯

註 このグラフは表6と対応している。

1991年にEPRDF政権が樹立されて以降のIII期は、農民組合による「没収」や「集村化」がなくなり、かわりに「売買」による土地の取引が急激に増加している。この背景には、新政権による農産物価格の自由化と、それにとまなう90年代半ばのコーヒー価格の高騰によって、人びとの現金収入が増大したことがある。とくに国営農園の職員や労働者を中心に、道路沿いの宅地を買い取って家を建てる動きが目立つ（第6章3節で詳述）。ただし、土地の売買は法的に禁止されており、現在、村では中央の政策に反する動きが加速している。なお、III期に「再分配」が多くみられるのは、政権交代以降もいくつかの新規世帯に居住地が供与されたためである。

また3つの時期を通して、当事者の同意や行政村の認証がないままに土地が奪われる「占拠」がたびたび起きている。とくにI期やII期には、未利用の土地に第三者がかってに住居をつくる場合が多く、III期には土地の再分配によって農民組合に「没収」された土地が、もとの所有者によって奪い返されるというケースが目立つ。III期にもっとも多くの「占拠」が起きていることから、デルグ時代の土地再分配政策への不満が政権交代後に土地の奪還というかたちで噴出したと考えられる。

次に土地所有者の民族構成をみると、社会主義革命以前、3人のゴンマ・オロモによって所有されていた土地が、2000年10月現在、のべ46人（ゴンマ・オロモ19人、他地域オロモ10人、アムハラ9人、「クッロ」3人、その他3人、不明2人）によって所有されている（表7）。とくに80年代、北部のアムハラや南部の「クッロ」などの移民が居住地を手に入れるケースが増えている。これには87/88年の集村化政策の影響が大きい。ここで人口の流入をうらづけるために、南部6集落（122世帯）の世帯主の移住時期について調べてみた。すると、全体の3割近い人がデルグ時代に移住してきたことがわかる（図21）。さらに民族ごとの移住時期をみると（表8）、ハイレ＝セラシエ帝政時代（1930-74）には他地域のオロモやアムハラの移住が多い一方で、デルグ政権時代（1974-91）には南部からの「クッロ」の流入が目立つ。

「クッロ」たちは、早くは1960年代ごろから、季節的な出稼ぎ民としてコーヒーの収穫時期にこの地域を訪れ、農民たちのもとでコーヒー摘みをして働いていた。当時、そうした出稼ぎ民が村にとどまることはほとんどなかった。しかし、それがデルグ時代には、南部からの移民がしだいに村で土地を手に入れて定住するようになった。土地を獲得した「クッロ」の多くが国営農園で働いた経験をもっている。国営農園は雇った労働者に住居を提供しているため、他地域からくる者もゼロから生活の基

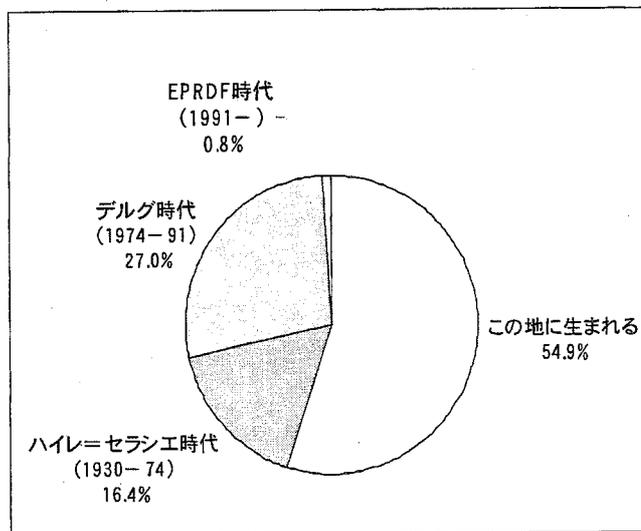


図21 コンバ村・南部6集落における世帯主の流入時期 (n=122世帯)

表7 社会主義革命以降の土地所有者の民族構成

土地所有者	1980年ごろ		1991年時点		2000年10月時点	
ゴンマ・オロモ	15	(75%)	12	(40%)	19	(41%)
他地域オロモ	2	(10%)	8	(27%)	10	(22%)
アムハラ	0	(0%)	5	(17%)	9	(20%)
農民組合 (PA)	3	(15%)	3	(10%)	0	(0%)
「クッロ」	0	(0%)	1	(3%)	3	(7%)
その他・不明	0	(0%)	1	(3%)	5	(11%)
計	20	(100%)	30	(100%)	46	(100%)

表8 コンバ村・南部6集落における世帯主の民族別移住時期

民族名	この地に生まれる		ハイレ=セラシエ帝政時代		デルグ政権時代		EPRDF 政権時代	
			(1930-74)		(1974-91)		(1991- )	
ゴンマ・オロモ	58	(87%)	3	(15%)	3	(9%)	0	(0%)
他地域オロモ	2	(3%)	7	(35%)	10	(29%)	0	(0%)
アムハラ	5	(7%)	7	(35%)	3	(9%)	0	(0%)
「クッロ」	0	(0%)	2	(10%)	10	(29%)	0	(0%)
その他	2	(3%)	1	(5%)	8	(23%)	1	(100%)
計	67	(100%)	20	(100%)	34	(100%)	1	(100%)

盤を築くことができる。そしてその後、彼らの一部は農園労働で稼いだ金でコンバに土地を購入し、村の「農民」になることを選んだ。国营農園は、南部からの移民が定住するためのひとつの足がかりとなってきた。

「デルグのとき、(土地の再分配政策によって)小作が土地をもてるようになって、よそからきていた土地のない他民族が土地を手に入れて村に住むようになった。それにオロモが、お金欲しさにクッロなどのよそ者に土地を売ったり、アムハラがマハバル (PA) の議長になったとき、オロモ以外の者にも土地を与えたりした。コンバは、もうオロモの土地ではなくなってしまった」〔C〕。

20世紀初頭からはじめていたコーヒー栽培農村へのさまざまな民族の流入という現象は、社会主義革命以降の25年間で加速度的に進行してきた。なかでもデルグ時代には、それまでの北部の地主層を中心にしたものから、南部の労働力の流入と定着というかたちへと移民の性質が変化し、民族の多様化と土地の細分化に拍車がかかってきたのである。

### 3. ある農民が関わってきた土地の歴史

ここではアッパ・オリとその家族の土地をめぐるライフヒストリーをとりあげる。これまでみてきたような村の土地がたどってきた歴史のなかで、農民がいったいどのように土地と関わってきたのか、具体的に示していきたい。

アッパ・オリの祖父にあたるアッパ・ギベは、息子のアシム（後のアッパ・ディルビ）とともに始めてコンバに移り住んできた。彼らは現在のゴンマ・フラト事務所付近に家を建て、畑をつくった。それは、ちょうど1900年前後のことだったと推定される。アシムが青年になった1910年ごろ、州知事のダジャ・ウォサネが赴任してきて、2チャバ（約2.9ha）のトウモロコシ畑の土地が彼の領地となってしまう。ダジャ・ウォサネは、農民たちにトウモロコシの収穫のうち3/10の金額を払うことを要求した。しかし、アシムはダジャ・ウォサネの配下のアムハラとトウモロコシの配分をめぐって争いを起こす。アシムは「もう何も払わない」と言い放ち、幼いころから懇意にしていたアッパ・コロのアッパ・ブルグ（表4-1・\*1）に家を建てる土地をもらって、転居することにした。アシムが移り住んだ道から東側の土地の一角が、その後、彼らのクラン名から「イル」と呼ばれるようになった。アシムは結婚してアッパ・ディルビと名乗り、アッパ・ブルグの19チャバのトウモロコシ畑で、小作たちをまとめて小作料の支払いを管理する責任者となった。そして、この地でジャマル（後のアッパ・オリ）が生まれる。

その後、アッパ・ディルビは、イタリア占領が終わる1940年ごろ、家を建てたあたりの2チャバ（約2.88ha）の土地を購入し、はじめて自らの土地を手にした。図22と表9は、20世紀初頭から社会主義政権時代前後までに、アッパ・オリとその家族が関わってきた土地のリストである。ここには相続によって手にした土地や自分たちで開拓した土地だけでなく、小作として関わった土地も含まれている。

① 父親であるアッパ・ディルビの購入した2チャバの土地。父親が1959/60年ごろ道沿いの土地にコーヒーを植林する。3人の息子（長男から三男まで）たちが結婚して独立するときそれぞれ屋敷地が分け与えられる。

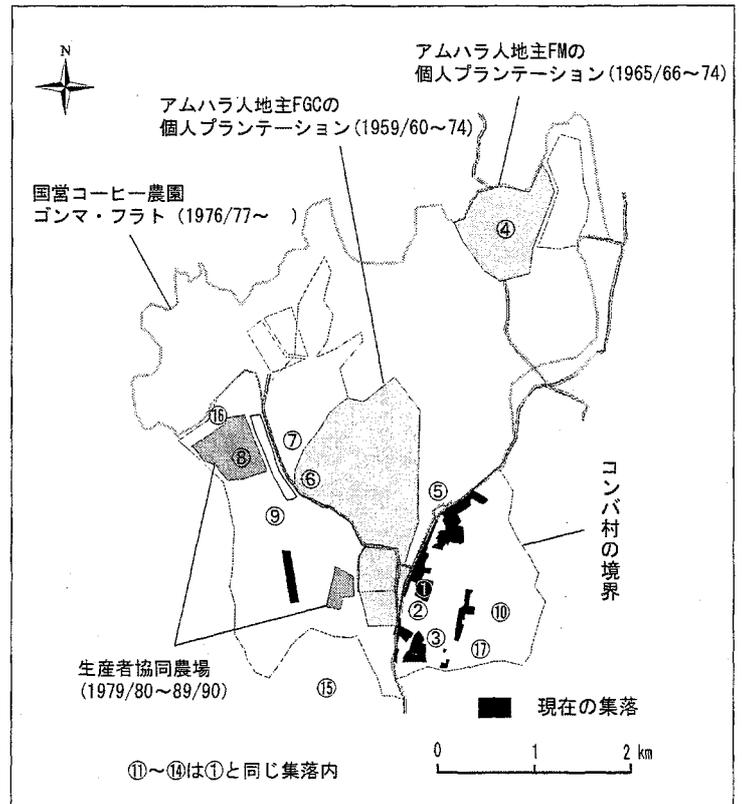


図22 ある農民（アッパ・オリ）が関わってきた土地の歴史  
註 ①～⑰は、表9・表10および本文中（4章・3節）の記述と対応している

表9 アッパ・オリ関わってきた土地の履歴1

No. 地名 <sup>1</sup>	面積 <sup>2</sup> ( <i>facasa</i> )	自作地○ 小作地×	関わった年代	入手/利用	分配条件 (地主・小作)
① Ilu 集落	8	○	1940年前後～現在	父親が購入、屋敷地・畑のほかコーヒーを植林	屋敷・自作
② Ilu (集落南)	2	○	1940年前後～1984/85年	父親が購入、最初はトウモロコシ、後にコーヒー植林	自作
②' Ilu (集落南)	0.05	○	1940年前後～1993/94年頃	②の一部、コーヒー林	自作地
③ Worzi	1	○	1955年ごろ～1982年前後 2000年～現在	母の父親の土地をもらう コーヒーを植林	自作
④ Kochole	4	×	1965/66年頃	アムハラ地主FMの土地 コーヒー植林	植林後に追い出される
⑤ And-aratt	5	×	1957/58年～1984/85年	アムハラ地主ABの土地 コーヒーを植林	1/2・1/2
⑥ Kushe 1	3	○/後に×	1960/61年～1970/71年	アムハラ地主FGCの土地 森を開墾、トウモロコシ畑	最初3年間はなし その後、3/10・7/10
⑥' Kushe 2	3	○/後に×	1960/61年～1976/77年頃	森を開墾、コーヒーを植林	コーヒーが実った後、1/2・1/2
⑦ Mio	8 ( <i>2caba</i> )	○	1971/72年～1976/77年頃	森を開墾、トウモロコシ畑	自作地
⑧ Kusae	4 ( <i>1caba</i> )	○	1976/77年頃～1979/80年頃	森を開墾、トウモロコシ畑	自作地
⑨ Batiyu	4 ( <i>1caba</i> )	○	1981/82年頃～1984/85年	未利用の土地を耕す トウモロコシ畑	自作地
⑩ Loka	1.75	○	1991/92年～1998/99年	カバレから供与される コーヒー林	自作地

註1 地名の下線は、2001年現在も所有している土地。これらの地名No.①～⑩は、図22と対応している。

註2 面積単位の *1caba*=*4facasa*=1.44ha となる。

87/88年にアッパ・ディルビが亡くなる直前、デルグの兵士であったジアドが退役して戻り、父から土地を譲り受ける。ジアドは父の死後、道路沿いの宅地を含め、いくつもの土地を売却してしまう。兄弟との分割相続によってアッパ・オリに残されたのは、約2ファチャーサ程度（約6880m<sup>2</sup>）の屋敷地と、結婚のときに父親が *nika* として妻ファトマに与えた0.3ファチャーサ（約1080m<sup>2</sup>）ほどのコーヒー林だけである。

②・②' この土地も父親が①と同時期に購入する。最初8年間はトウモロコシ、その後55年ごろにコーヒーを植林する。アッパ・オリが2ファチャーサを譲り受けるが、84/85年に国营農園の労働者となって雇用されたときに一部（②'）を残して接収され、農園内から追放された地主AB（小作としてコーヒーを植林した⑤の地主）に供与される。

③ 母の父親の土地を、アッパ・オリが青年時代に譲り受ける。②と同時期、55年頃にコーヒーを植林する。その後、81-83年頃に長男モクタルに譲渡する。しかし後に、長男と土地をめぐる争いを起こし、結局、長男とのあいだで分割することになる。

④ プランテーション経営者フェトラリ・メンギスツ（FM）の土地。65/66年ごろに「1/2・1/2」の分配条件でコーヒーの植林を行う。植林から3年後、コーヒーの実がつく前にFMの使用人ともめ、FMから植林の労働の代償として100ブル渡されて追い出される。

⑤ アムハラ地主ABの土地。57/58年頃に自分のコーヒー林から苗をとって植林し、小作として「1/2・1/2」の分配条件で利用する。84/5年に国营農園内に併合される。

⑥・⑥' プランテーション経営者ガブラ=クリストス（FGC）の土地。彼のプランテーションの外にあった森を60/61年頃に開墾、トウモロコシ畑にする。最初3年間、FGCは黙認していたが、その後、小作料を払うよう要求し、収穫物の3/10の小作料を7年間払いつづける。また、森側の境界付近（⑥'）にコーヒーを植えると、FGCに摘みとったコーヒーの1/2の小作料を払わされる。⑥は70/71年頃にFGCに立ち退きを要求されて、彼のプランテーションに編入される。⑥'は76/77年頃、国营農園内に無償で併合されて失う。

⑦ ⑥を追われた後の71/72年頃、この地を開墾し、トウモロコシ畑をつくる。4～5年間、自作地として耕作をつづける。しかし、76/77年に国営農園内に併合される。

⑧ ⑦を失った後、76/77年頃に森を開墾してトウモロコシ畑をつくる。およそ3年間、自作地として耕作をつづける。79/80年ごろ、協同農場アムラチの土地として接收される。

⑨ ⑧を追われた後、81/82年ごろ、⑧からやや離れた未利用の土地を耕し、トウモロコシ畑をつくる。数年間、自作地としてトウモロコシを栽培する。84/85年の国営農園拡大のとき②とともに接收され、農園労働者となる。

⑩ 91/92年、妻の兄が行政村の議長だったとき、コーヒー林の再分配をうける。自作地としてコーヒー林を利用していたが、アッバ・オリが農園労働者だったこともあり、長男モクタールが独占的にコーヒーを採取するようになる。98/99年、アッバ・オリはこの⑩のコーヒー林に対する権利主張を村に申し立てるが認められず、長男の土地になる。

こうした土地の履歴をみていくと、アッバ・オリがいかに多くの土地で、しかもさまざまなかたちで土地と関わってきたのかがわかる。一方で自分の土地でコーヒーを栽培しながら(①・②・③)、他方で分益小作としてコーヒーの植林をすすめる(④・⑤・⑥)、さらに森を伐り開いてトウモロコシ畑をつくっている(⑥・⑦・⑧)。ところが、そうして小作として働いていた土地も、森を開墾してつくった畑も、支配民族であったアムハラの大地主や社会主義時代の国家によって、ことごとく奪われてしまっている。とくにデルグ政権時代、アッバ・オリは、国営農園や協同農場の創設にともなって多くの土地から追い出され(⑤・⑥・⑦・⑧)、さらに1984/85年の国営農園の大規模な拡大と雇用キャンペーンによって自作地(②・⑨)を農園側に譲り渡して農園労働者となった。

かつての「先占」の原則では、未利用の森を開拓して畑をつくることは、そのまま土地を所有することを意味していた。このとき、「所有すること」と「利用すること」とは、断ちがたく連関した行為であった。しかし、外部のアムハラのプランテーション経営者や国家によって、その土地の「所有」はあっさり否定され、「不法占拠」の名のもとに強引に追い出されてしまう。アッバ・オリの土地をめぐる歴史は、「土地所有」が、じっさいの「利用」や「占有」の状態、あるいは農民どうしの関係から引き剥がされ、外部の国家などの上位の権威によって規定される事象になったことを示している。

アッバ・オリが国営農園を退職したあとに関わってきた土地についても振り返ってみたい。農園を辞めた1995年以降に耕してきた畑のリストが表10である。95年から97年までは、自らの屋敷地や集落内の小規模な土地を弟から借りるなどして細々とトウモロコシやモロコシを栽培してきた。98年以降は、息子たちとともに、やや大きめの土地を借りてトウモロコシを栽培するようになった。しかし、それから3年の間、彼らは毎年別の土地で耕作している。地主との折り合いが悪くなったり、地主が収量に不満だったりすると、小作はすぐに追い出されてしまう(地主と小作の争いの事例は、第8章3節で紹介する)。

表 10 アッパ・オリが関わってきた土地の履歴 2: 国営農園を辞めた後(1995年～)の畑地

年	No. 場所/地名*	土地所有者	面積 ( <i>facasa</i> )	栽培作物	利用形態 (分配比率は「地主・小作」)
1995	⑪ Ilu 集落内	弟	0.35	トウモロコシ	「1/3・2/3」 耕作牛は隣人に借りる
	⑫ Ilu 集落内	弟	0.4	トウモロコシ	「1/3・2/3」 耕作牛は隣人に借りる
	⑬ Ilu 屋敷地内 1	本人	0.58	トウモロコシ	自作地
	⑭ Ilu 屋敷地内 2	次男	0.47	トウモロコシ	自作地
1996	⑪ Ilu 集落内	弟	0.35	トウモロコシ	「1/3・2/3」 耕作牛は隣人に借りる
	⑫ Ilu 集落内	弟	0.4	トウモロコシ	「1/3・2/3」 耕作牛は隣人に借りる
	⑬ Ilu 屋敷地内 1	本人	0.58	トウモロコシ	自作地
	⑭ Ilu 屋敷地内 2	次男	0.47	トウモロコシ	自作地
1997	⑪ Ilu 集落内	弟	0.35	トウモロコシ	「1/3・2/3」 耕作牛は隣人に借りる
	⑫ Ilu 集落内	弟	0.4	モロコシ	「1/3・2/3」 耕作牛は隣人に借りる
	⑬ Ilu 屋敷地内 1	本人	0.58	モロコシ	自作地
1998	⑮ Gabata	隣村の者	3	トウモロコシ	「1/2・1/2」 耕作牛は地主のもの
	⑬ Ilu 屋敷地内 1	本人	0.58	トウモロコシ	自作地
1999	⑯ Kusae	コンバの者	1.5	トウモロコシ	「1/2・1/2」 耕作牛は地主のもの
	⑬ Ilu 屋敷地内 1	本人	0.58	モロコシ	自作地
2000	⑰ Bulessa	同集落の者	2	トウモロコシ	「1/2・1/2」 耕作牛は地主のもの
2001	⑰ Bulessa	同集落の者	2	トウモロコシ	「1/2・1/2」 耕作牛は地主のもの

註 地名 No.⑪～⑰は、図 22 と対応している。

アッパ・オリの事例が示すとおり、農民が地主から土地を追われることはデルグ政権以前にもたびたびあった。だがそうした場合でも、農民はまた別の未利用地を伐り拓いて耕作を続けることができていた。ところが、社会主義体制下の農地国有化は、広大な領域を国営農園に変えて農民を強制的に退去させただけでなく、多くの農民を労働者として雇用した。追い出された農民が村に編入されたのにくわえ、さまざまな地域から大量の移民が流入した。人口密度は急速に高まり、未利用地も大幅に減少した。これで農民があらたな土地を見出して柔軟に耕作を続ける余地はなくなってしまう。デルグ時代以降、農民たちは国家の社会主義政策に翻弄されただけでなく、大量に流入してきた移民との土地をめぐる競合にもさらされるようになった。こうしたことが土地不足にともなう土地争いの増加や不安定な小作制の継続といった問題の背景ともなっているのである。

#### 4. 国家の法をめぐる土地争い

土地所有の歴史には、もうひとつの側面がある。それは土地をめぐる人びとの葛藤や争いの存在である。これまで示してきた土地所有者の移転のすべてが、何ごともなくすみやかに進行してきたわけではない。ここでは、村の土地争いのなかでも、国家の法との関係をめぐる事例についてとりあげておく。まずはアッパ・オリの息子ディノが行政村に訴えられた事例から紹介しよう〔以下、C〕。

##### <事例9：かつての父親の土地に家を建てようとしたディノ>

1984/85年、多くの農民が土地を接収されて、国営農園の労働者となった。このときアッパ・オリも土地を接収され、その土地は国営農園内から退去させられたアムハラ農民ABに供与された（表9の②）。97/98年ごろ、この土地に小さな空き地があった。当時、ディノは、アジスアベバのホテルの仕事をやめ、コンバに戻って両親とともに暮らしはじめていた。あるとき彼がそこを通りかかると、ABに雇われた農民が草刈をしていた。ディノはABの家に行き、「コーヒーを植えるつもりだろう。それはさせない。あそこはもともと父親の土地だ。おれが家を建てる」と告げた。その日の午後、ABの土地では雇われた農民が土地を耕していた。ディノは声を荒げて「やめろ。出て行け！」と言って農民を追い払った。彼はその場に数本の柱をたて、トタンの屋根をとりつけた。ABはカバレ（行政村）に対して「人の土地に家を建てている」と訴えてた。その後、ディノの家に銃をもったカバレの自警団が訪れ、彼を連行する。ディノは半日間、カバレの牢に拘束され、その間にABによってコーヒーが植えられてしまう。ちょうどそのころカバレの集会が開かれていた。釈放されたディノは異議を唱えにその集会に出向いた。そして、そこに来ているABに向かって「なぜコーヒーを植えたんだ」と詰めよった。カバレの議長は、自警団の者たちに「人の土地に家を建てたやつだ。つかまえる」と指示し、彼は再びカバレの牢屋に入れられてしまう。しかし、ディノは5分もたたないうちに監視の目を盗んで牢のかんぬきをあけ、逃げ出した。結局、彼はかつての父親の土地に自分の家を建てることをあきらめた。

ディノは、かつて国営農園によって「奪われた」父親の土地をなんとかとり戻そうとする。この事例からは、何も利用されていない「空き地」に対し、どちらが先に家を建てるか、コーヒーを植えるかという点がひとつの争点になっていたことがわかる。農民どうしの関係では、依然として土地の「所有」が、じっさいの「利用」や「占有」と密接に関わっている。ディノは、先に家を建てることで、その土地を実効的に支配／占拠しようとした。その所有の主張は、かつての国営農園の土地接収を否定し、息子である自分の所有を正当化しようとする試みでもあった。しかし、結局、このディノの企ては行政村内部の警察力によって阻止されてしまう。もちろんここでは取り調べも裁判も行なわれていない。また、牢屋を抜け出したディノが再び拘束されることもなかった。土地の占拠という「法」から逸脱した行為をおさめるとき、村内部の強制力の執行は、かならずしも法的な規則や手続きに則ったものではない。それは、カバレの幹部たちの個人的な判断にもとづいたあいまいなものでありつづける。つぎに、じっさいに裁判沙汰となった土地争いの事例を紹介しよう〔以下、B〕。

<事例10：「購入された土地」をめぐる係争>

問題の土地は、道路沿いにのびている宅地の一区画にあった。近年、こうした道路沿いの土地が高値で売買されており、一種の「高級住宅地」となっている。おもに国営農園の職員や定年退職した元職員によって購入されることが多い。

1995年頃、こうした宅地のひとつを、ある夫婦（ASとAB）がIJから300ブルで購入した。当時、妻ABの母方のオバにあたる女性HBが未亡人となったため、この夫婦のところに身を寄せていた（図23を参照）。HBは、亡き夫ATの家を取り壊し、そのトタンを使って夫婦に家を建てるよういった。このとき、土地や建材を購入する資金も、ATがもっていた母牛を売却したお金だった。ところが、その後HBが亡くなると、ATの前妻の娘たち（BUとZA）は、そのトタンや母牛は父親のもので、自分たちが相続すべき財産だと主張し、父親のトタンで建てた家も父親の母牛を売ったお金で買った土地もすべて返還するよう、カバレ（行政村）に訴えた。

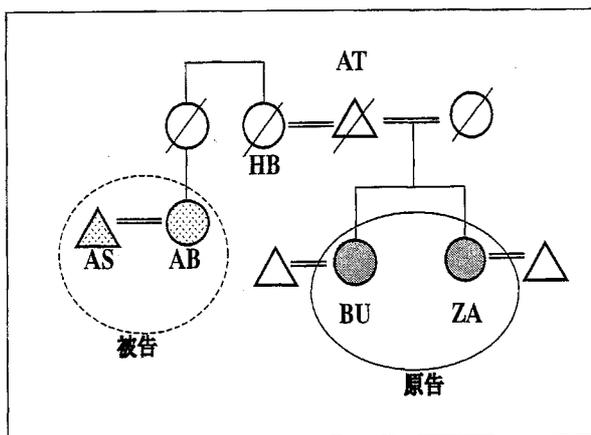


図23 購入された土地をめぐる争い：関係者の親族図

こうした争いがおきると、カバレはふつう複数の人望の厚い年長者 *jarsa biya* たちに両者の調停を依頼する。しかし問題が複雑な場合は、アガロの裁判所に訴訟として持ち込まれることになる。このケースはすぐに裁判所での係争となった。裁判では、この土地がそもそも誰の土地であったか、ということが問題となった。集落の者が数名、証人として出廷し、この土地がもともとIJの土地であったと証言する。法律では土地の売買は禁止されている。そのため、出廷した者は「土地が購入された」という事実をもちだすことはなかった。夫婦側は、「土地の所有者であるIJが、この土地に家を建ててもよいと言ったので、家を建てた」という主張を行った。それに対し、BUとZAの姉妹は、「トタンはもともと父親のもので、建材も父親の母牛を売ったお金で買ったので、その家に住む権利は自分たちにある」と主張した。裁判所の判決は、この土地が夫婦のものでなく、もともとの所有者のIJに属するとした。

その後しばらく、問題となった宅地はそのまま放置されていた。夫婦はすこし離れた土地に再び400ブルで宅地を購入して住みはじめた。夫ASと地主だったIJが懇意の仲であることもあり、この問題の宅地について、ASがもう一度IJに半額ほどのお金を支払って買い戻すか、あるいはIJがまったく別の者にこの宅地を売って、そのお金をIJとASが折半することになるだろうと言われていた。しかし、話はこれで終わらなかった。

判決に不服だったBU・ZAたちは、今度はさらに上のジンマ郡の裁判所に訴えてた。ジンマ郡の裁判所では、「農民間の土地問題は、行政村レベルで解決するように」との命令書が出された。裁判所の命令は土地争いについて何ら判断を下すものではなかったが、この文書によって、まだ土地争いは解決済みではないことが確認された。カバレでは、再度、双方から複数の証人が呼ばれて、裁定が行われることになった。村のなかでは土地の売買は周知のことだったので、カバレにおける裁定の場では「土地が購入された」という事実が認定され、土地を購入したお金がATの母牛であることも認められた。そして、IJは土地からの立ち退きを言い渡された。しかし、IJは立退くことを拒否しつづけている。

法律で禁じられているはずの土地の「売買」は、村では公然と行なわれている。しかし、もちろん裁判という場にでると、実情とはかけ離れた国家の「法律」の方が優勢する。そして最初に出された判決は、「土地はもとの保有者 II のもの」という土地移転そのものを否定するものだった。ところが、この「判決」も、さらに村にもどって、まったく別の論理、「仲のよい II と AS がその土地に対して半々の権利をもつ」にしたがって適用されようとしていた。ところが原告の者たちは、さらに上位の裁判所に訴え出ることによって、再度、カバレでの裁定への道をつくった。そしてカバレのなかでは国の法律とは相容れない主張が認められることになる。国家の裁判という制度を何度も介しながら、それとはまったく異なる論理でひとつの土地をめぐる綱引きが進んでいく。人びとは、国家の法という權威を自分たちの主張の根拠として参照しながらも、それに完全に服するわけではない。さらに、カバレでの裁定が下ったあとも、II は立ち退きを拒否することで、その実効性を否定しようとしている。II は、村のなかでも「年長者」のひとりとして紛争の調停にあたるような発言力のある存在であった。事例 9 でも示したように、行政村レベルの強制力は、村の幹部などの個人的な判断に左右される面が大きく、いまのところ II に対して「強制執行」が行われる様子はない。

こうした土地争いの事例をみていくと、人びとが国家の法という枠組みとは異なる複数の論理／枠組みのなかで、土地の「所有」をめぐる主張をたたかわせていることがわかる。第 3 章でみてきたように、国家という枠組みに取り込まれてきたはずの農民たちは、その枠組みだけに規定されているわけではない。そこには、「国家の法」の網の目をすり抜けながら、それをうまく使いこなそうとしている農民の姿が垣間みえる。

## 第5章 考察：土地所有をめぐる国家と法

ここでは、土地所有にとっての「国家」や「法」の位置づけについて考えてみたい。20世紀初頭から社会問題となり、社会主義政権樹立の原因ともなった「小作制改革」と、社会主義政策のなかで推進されてきた「農業の社会主義化」をとりあげ、国家の政策が、農民と土地との関係にとってどのような意味をもってきたのかを検証していく。「小作制」は封建的な土地所有のシンボルとして、長いあいだ政治的な問題とされてきた。「農業の社会主義化」は、国有化した土地に「国営農場」を創設することにつながり、さらに生産手段である土地の共有という理念を実現するための「集団農場」の設置につながった。国家の政策による農村の土地への介入が、どのような結果をもたらしてきたのか、考えていく。そして最後に、これまでとりあげてきた事例をもとに、所有をかたちづくる「権威の所在」という視点から「国家の法」をとらえなおしてみたい。農村における土地所有が、いかに「国家の法」という視点だけからはとらえることができないかを示すことになる。

### 1. 小作制改革という残された課題

19世紀末、メネリク2世は南部遠征に参加した兵士や派遣した地方行政官、北部からの移住民たちに対して、さまざまなかたちで征服した土地を分配した。そうした土地のなかには、相続可能で課税対象となる自由保有地 (*rēst / gäbbar*, Am.) や、政府役人の給与の代わりとして在任期間ないし一生保持することのできる土地 (*madäria*, Am.)、土地税を払わずにそこに住む者から税金を徴収することのできる土地 (*gult*, Am.) などが含まれていた [MLRA 1972: 6-13; Cohen & Weintraub 1975: 35-39]。この大規模な土地の分配によって新たな大土地所有者層が形成され、ほとんどの農民がそのもとで小作となった。

すでに1920年代末には、大地主による小作の過剰な搾取や小作の不安定な立場といったことが社会問題として議論されるようになった。その後、いくつもの対策が講じられてきたものの、中央でつくられた勅令や法律は農村部ではほとんど実効性をもたず、南部における小作農民の立場は変わらなかった<sup>52</sup>。1960年代から本格的にはじめられた土地制度改革の議論においても、小作制改革、とりわけ地主 - 小作関係の改善はひとつの大きな課題となった<sup>53</sup>。

土地改革の必要性を認識させる契機となったのは、1960年12月におきた近衛師団によるクーデタだったといわれている [Dunning 1970:279; Cohen & Weintraub 1975:83]<sup>54</sup>。61年、皇帝の勅命によって土地改革特別委員会が組織され、FAOから派遣された専門家を中心に地方の土地保有慣習やその問題点についての研究が積み重ねられた<sup>55</sup>。66年に土地改革行政省(以下、MLRA)が設立されると、土地改革への機運はさらに高まる。学生たちが「土地を耕作者へ」というスローガンを掲げ、大規模なデモを組織したのもこの時期である。72年

の時点で、農民全体の46%が土地をまったくもたない小作であった[Cohen & Weintraub 1975: 60-61]。このころ、MLRAは毎年のように「農業小作関係」、「不動産登記」、「未利用地への課税」といった土地改革のためのさまざまな法案を議会に提出した。しかし、改革によって特権を失うことを恐れた教会や地主、地方エリートなど守旧派議員の反対で、そうした法案はひとつも成立することはなかった<sup>56</sup>。

デルグ政権が樹立される直前、1974年の3月から4月にかけて、新聞の見出しには土地制度改革の遅れを批判する記事が並んでいる。「なぜ地主-小作法案は遅れたのか?」[Addis Zemen March 19, 1974]、「いつ土地は分配されるのか?」[Addis Zemen March 20, 1974]、「土地分配計画に優先権を与えろ」[Addis Zemen April 10, 1974]、「土地改革はいつ行われるのか?」[Addis Zemen April 12, 1974]。こうした記事は、土地改革を実行に移せない政府への苛立ちと不信感の高まりを如実にあらわしている。

1974年9月、デルグによって選出されたアマン・アンドム議長は、効果的な土地改革を実施するための委員会を設置する[Cohen 1985b: 2-4]。この委員会は、MLRAの専門家に土地改革の問題点や他の国でとられた政策について再検討するよう要請した。当初、委員会の基本的な姿勢は穏健なもので、私的所有の原則も確認されていた。しかし、土地改革のとりまとめが本格化した11月、政権内部での抗争が激化し、旧体制派との密会を告発されたアマン議長をはじめ、皇族や軍部の要人が次々と殺害される事態にまで発展する。このとき委員会の穏健派メンバーも数人拘束され、結局、もっとも急進的な改革案が採用されることになった<sup>57</sup>。

デルグ政権が1975年に出した「農地国有化布告」は、小作制改革をもっともラディカルなかたちでいっきに推し進めるものであった。この布告は、すべての農民世帯に土地を分配し、その後の土地移転を禁止することで、小作制そのものの恒久的な解体を目指した。それは、まさに「土地を耕作者へ」というスローガンを現実のものとする改革であった。

ところが調査地での事例は、農村部においてかならずしもこうした当初の目的どおりに土地改革が進展してこなかったことを示していた。これまで述べてきたように、20世紀初頭のアムハラ貴族による土地の奪取が多くの農民を小作の立場にしたのは事実である。しかし、コンバ村では、社会主義時代の土地の再分配が行われたあとも、多くの農民が小作の立場を強いられている。またアッバ・オリの事例から、今なお小作が地主に対してきわめて弱い立場にあり、不当に退去を迫られるケースが日常的にくり返されていることがわかる。つまり、土地の国有化と再分配という急進的な改革によって、たしかに特権的な大地主層の解体や追放が行なわれ、地主と小作との社会・経済的な格差は緩和されたものの、立場的にも弱く不安定な小作制そのものが排除されたわけではなかった。

アッバ・オリの事例をみると、ハイレ=セラシエ時代には未開拓の森も多く、たとえ地主から退去を迫られても、森を伐り拓いて土地を確保できていた。しかし、デルグ政権下の国営農園の拡大やそれにとまなう労働移民の増加によって、多様な民族の流入と定着化

が急速に進み、人口圧が高まった。人口に対して土地が不足している状態では、各世帯の保持できる土地は小規模なものにとどまり、自分の畑を耕すだけで生計を立てることは難しい。しかも、土地の「再分配」が国营農園の拡大や集村化プログラムといった政策遂行の方便として行われ、かならずしも農民世帯の公平性を考慮してきたわけではなかったために、家族の人数が多い世帯や新規世帯は、つねに小作という不利な立場を強いられることになった。農地に対する人口圧の高まりが「土地を耕作者へ」というスローガン通りの改革の進展を阻み、不安定な地主-小作関係を構造的に生み出してきたのである。

さらに調査村では、デルグ政権時代から、法律で禁止されている土地の売買が半ば公然と行われてきた。しかも、それがEPRDF政権下ではさらに頻繁になっており、コーヒー価格の自由化によって現金収入を増やした農民や商人のなかには、再び土地を買いあつめる者もではじめている。たんに不安定な小作制が継続しているというだけでなく、土地をめぐる農民間の格差が、しだいに拡大する傾向にある。

## 2. 農業の社会主義化がもたらしたもの

つぎに、デルグ政権下でおこなわれてきた農業の社会主義化について検討していきたい。デルグ政権成立後、75年1月末からザマチャ学生が各地方に派遣され、その指導のもとで土地改革の主体となる農民組合の組織化がすすめられた。75年9月半ばには、エチオピア全土で450万人のメンバーをもつ18,000の農民組合がつくられたといわれる [Ottaway 1975:44-50]。その後、おもな生産手段の緩やかな集団化に力点をおいた生産者協同農場を創設する方針が決定し、78年3月と79年6月の布告によって具体的な農業の集団化への道筋がはじめて示された [Kebebew 1978:58-59; Cohen 1985b:1]<sup>58</sup>。

こうした農業の集団化を推進する動きは、土地の再分配によって自作農を創出していくという75年の国有化布告の趣旨とは対立するものであった。もともと学生や都市エリートなどの急進派の一部は、土地の再分配に批判的で、農業の集団化によって国有化したすべての土地を集団農場にすることを目指していた [Ottaway 1975:52-3]。こうした農業の社会主義化に重点をおいた政策は80年代に入って実行に移されていく。

84年に書かれた10ヵ年計画では、93年の計画終了時点までに国の社会主義農業への転換がおおかた完了するとされた。しかも全耕地の60%が社会主義部門になり、なかでも生産者協同農場がその50%を占めると考えられていた [Dessalegn 1992:47]。しかし80年代末になっても協同農場と国营農園は全耕地の15%以下にとどまり、さらにそうした集団農場では、「農民の意欲も低く、必要な仕事は遅延し、生産の質も低かった」といわれている [Dessalegn 1992:48]。土地の再分配よりも農業の集団化への方向性が優先されながらも、その集団化へのとりくみも中途半端なものに終わっていたのである。ダサレンは、1980年代

の集団化や穀物の徴用、(強制)移住、集村化といった一連の政策が、すべて「農業の社会主義化」をめざしたものであり、結局それらがことごとく失敗に終わって80年代の食糧危機を招いたと指摘している[Dessalegn 1992:45-50]。

1980年代後半には、農業の集団化政策の破綻はもはや時間の問題であった。90年5月5日、メンギスツ大統領は、マルクス・レーニン主義的な経済政策を放棄し、混合経済システムを導入することを宣言する[Kidane 1990:167]。この政策転換のなかで、国营農園をふくむ特定の国营事業の民営化、私的な商業農園の促進、農民たちが個人的な農業を望む場合には協同農場を解消することなどが提案された。デルグ政権時代を通して進められてきた農業の集団化が完全に失敗に終わったことを政府自身が認めたのである。しかし、このときにはすでに政権基盤は弱体化しきっていた。メンギスツ大統領が国外へ亡命し、EPRDFによる新政権が樹立されたのは、このレポートからわずか1年後のことである。

調査地の事例からは、農民たちがデルグ政権時代を通して、農民組合や協同農場、国营農園といった3つの組織のもとで労働を強いられたことがわかってきた。これまで述べてきたように、デルグ政権時代、農民たちは農民組合のための労働奉仕に無償でかきだされ、その過酷な労働条件のために、時期によってはほとんど自分たちの畑で耕作ができなくなるほどであった。しかもその後、協同農場や国营コーヒー農園が拡大する過程で、多くの農民が土地を失ってそれらの「労働者」となっていた。

コンバ村では、農民組合による土地の「再分配」が1984/85年の国营農園拡大のときに数多くなされていた。当時、農園内の土地には、まだ多くの農民が居住していた。国营農園は、こうした農民を退去させるために、農園労働者となった村の農民から土地を接收し、農園外に退去する者に分配したのである。事例9でディノが取り戻そうとしたのも、農園労働者となった父親が国营農園から接收された土地であった。コンバ村における土地の再分配には、国营農園を拡大するための農民退去の方便として行われた側面もあった。農業の社会主義政策のなかで拡大されてきた国营コーヒー農園は、多くの未開拓の森が残っていた土地にコーヒーの植林を進め、集約的な土地利用への転換をはかった。そして、このコーヒー栽培の集約化と大規模化は、村への大量の労働移民の流入を招く。調査村における民族の多様化と土地の細分化、そして土地への競合関係の高まりといった問題は、こうした農業の社会主義政策の「副作用」として生じたのである。

これまで、デルグ時代には、農民に対して土地が再分配され、農業労働力の私的な雇用が禁止されたこともあって、北部の土地のない農民が土地を求めて南部へ移住するという動きが止まり、農民の村への定着化が進んだと指摘されてきた[Clapham 1988:165]。しかし、コンバ村では、デルグ時代をとおして逆に南部の「クッロ」を中心に移民の流入が加速化している。生産性も悪く政策的にも破綻していたはずの農業の社会主義政策が、このコーヒー栽培地帯においては、コーヒーという資源の開発とそれへの周辺民族の参入という大きな変動をもたらしてきたのである。

### 3. 権威の多元化としての国家

コンバ村の土地が経験してきた歴史をたどると、農民と土地との関係が、しだいに農村社会を離れたより大きな枠組みのなかで決定されるようになってきたことがわかる。とくに、デルグ政権の土地の国有化は、農民が柔軟に利用してきた土地を厳格な国家体制に組み込み、農民たちを社会主義的な組織に編入してきた。この農民を組織化する動きは、「アフリカ社会主義」を標榜していた国々の政策とも重なっている。共同労働や集村化を強力に推し進めたタンザニアの「ウジャマー村政策」が、そのよい例であろう[川端 1991]。近代エチオピアの政治史を研究しているクラファムは、デルグ政権による政策を“*encadrement* (組織化・構造化)”という言葉で表現し、この時代に中央集権的な国家形成への軌道がかつてないほどに強化され、周辺社会が国家的な枠組みに統合されたと指摘している[Clapham 2002:14-15]。

コーヒー栽培地帯の事例からも、デルグ政権時代を通じて、農民たちがそれまで以上に国家という権力にさらされ、そこに組み込まれてきた姿が浮き彫りになった。しかし、それはかならずしも中央の政策の意図どおりに農村社会が変容してきたことを意味しているわけではない。これまで論じてきたように、デルグ政権が進めてきた小作制改革や農業の社会主義化といった政策は思惑通りの成果をもたらすことはなかった。急進的な土地改革を経てもなお、土地の少ない農民が不安定な立場に立たされている状況に変わりはない。

その背景として注目されるのが、コーヒー栽培地帯へのさまざまな民族の流入と定着化といった現象が、デルグ時代の17年間で急速に進行してきたという事実である。コーヒーの中心的な栽培地帯では、それまで大地主として移り住んできた北部の支配的民族にかわって、南部からの労働力としての移民が土地を手に入れて定着するようになった。コーヒーという資源に対する外部社会からの参入は、支配民族や国家という権力的な立場からだけでなく、末端の季節労働者や出稼ぎ民のレベルでも進展してきたのである。このようなあらたな移民の流入によって、農民たちは土地をめぐる厳しい競合関係にさらされることになる。そして、このことが不安定な小作制を存続させてきただけでなく、「国家の法」という枠組みからはとらえきれない動きを農村の土地にもたらしてきた。

コンバ村の土地が、国家という権威の枠組みに覆われてきたのは間違いない。しかし、じっさいの土地所有の動態をみていくと、農村内部での土地の所有をめぐる実践はかならずしも「国家の法」によって規定されるかたちで進んできたわけではなかった。そこには、ねじれをもった接合の関係がある。とくにそれは「土地の取得」と「土地争いの解決」というふたつの場面に顕著にあらわれていた。

「土地取得」の方法としては、まず国家の権威を後ろ盾としてはじめて可能になったケースがあげられる。たとえば、1950年代にみられたような政府有地の地方役人への譲渡や社会主義時代の土地の再分配政策がそうだろう。これらの政策は、アムハラ役人によるプランテーション建設や移住民の村への定着化を促し、農村社会の土地所有がしだいに大きな枠組

みのなかで規定される素地をつくってきた。しかしその一方で、国家の政策とは関係のないところでも、外部者による土地の取得は進行している。20世紀前半には、異民族の流入が進むなかで、地元農民から土地を買い取って定住する移民が増えはじめた。そして90年代以降は、コーヒー価格の自由化と現金の流入を背景として、農園労働者を中心に宅地を購入する動きが活発になっていた。そこには、国家の「法」とはまったく別の原理が土地所有を規定する要素として作用している。その原理は、外部者との関係にさらされた土地が金銭で取引される商品へと価値を転換させる、「外部者による土地の商品化」として理解できるかもしれない。

「土地争い」については、アムハラ貴族と地元農民の「森の土地」をめぐる争いから、村人どうしの「購入した土地」をめぐるものまで、いくつかの事例をとりあげてきた。いずれも「裁判」という国家の機構を介したとしても、その決定がそのまま実効性をもつことはあまりなかった。それは農民にしてみれば、自分の主張を根拠づけるひとつの手段に過ぎない。じっさいの争いの場面では、小作料の支払い拒否というかたちで所有の正当性を主張する農民もいれば、個人プランテーションの開設のために「実力行使」によって排除されてしまう農民もいた。また社会主義時代以降は、土地売買の禁止という国家の法がありながらも、裁判の判決と行政村レベルの決定には大きなずれが存在した。農民たちは、それら別々の枠組みを巧みに参照しながら土地の「所有」を交渉していた。そして、国家と農村レベルがねじれた関係にある状況では、国家の法にもとづかない行政村の裁定が、最後まで「立ち退かない」という男性を排除することは難しい。

農民の視点に立てば、国家の登場によって、土地を所有するという現象は、ますます複雑な要素に規定されるものになってきた。そういう意味では、国家という存在がひとつの強力な権威としてあらわれたことが、農民と土地との関係を規定する権威の枠組みを多元化してきたといえるだろう。かつて農民どうしの「先占」という原則をめぐるものだった土地所有が、外部者との関係が強まるなかでしだいに上位の権威が必要とされるようになった。いまでは農民が直接、裁判などの場に訴えることもめずらしくない。しかし、じっさいの農村内部の土地をめぐる動きをみると、国家の政策や法律という権威は、いまだに農民の所有のあり方をかたちづくる力のひとつに過ぎない。国家が強力な拘束力をもち、ときに有無を言わず農村の土地に介入してきたのは確かだが、それは土地所有にかかわる要素の一部でしかなく、農村における土地所有に転換をもたらしたひとつの大きな枠組みにすぎない。

土地所有という現象には、多くの要素が含まれている。土地の取得方法や土地争いの解決のあり方にくわえ、どのように土地を利用するのか、いかに土地を相続するか、土地からもたらされる富をどのように分配するか、こうしたさまざまなものが相互に関係を保ちながら土地の「所有」をかたちづいている。第二部以降では、こうしたさまざまな要素について注目していく。これまで述べてきた国家による農村の土地への介入が、土地所有という現象のひとつの側面にすぎないことがよりはっきりとするだろう。

## 第二部 コミュニティにおける土地の所有と利用

土地は利用されてはじめて価値をもち、その所有が争点になる。第二部では、じっさいに村の土地がどのように利用されているのか、それが土地所有といかなる関係にあるのか、注目していく。土地所有という問題を考えるためには、「土地が誰のものか」ということだけでなく、「誰がどのように利用しているのか」ということを知る必要がある。

第一部が、土地所有の歴史の変遷を国家という大きな枠組みのなかでとらえてきたのに対し、第二部では、調査期間である1998年から2003年までの事例をもとに、コミュニティという枠組みにおける農民と土地との関係のバリエーションをより具体的にとらえていきたい。そこから、農村社会のすべての土地が、ある「民俗概念」に根ざした固有の形態で所有されているとか、共同所有や私的所有といったひとつの「所有体制」にすっぽりと覆われているといった見方への反証を示していく。

土地所有という現象には、一定の状態がくり返される規則性と、それが崩れて不確定な状況が生み出される不規則性とが含まれている。6章と7章は、それぞれ「土地の所有・利用形態」と「所有者と利用者との収益の分配」に焦点をあてることで、その「利用」の性質が土地所有のあり方そのものを左右すると論じていく。それは、土地所有の規則性を貫く原理を「法」や「制度」以外のところにもとめる試みでもある。8章では、不確定な「交渉」がくりひろげられる土地争いの事例をたどりながら、人びとがどのような「権威」を参照するなかで「土地所有」をめぐる不規則な動きが生じていくのかを考えていく。そのために、土地所有の転換点となる混沌とした交渉の過程から、そこで作用している権威の作用をひとつひとつ浮き彫りにしていきたい。そして最後に、なぜ土地所有をめぐる規則性と不規則性とがともにあらわれるのか、どのような局面で規則性が不規則性におきかわってしまうのか、考えてみたい。

## 第6章 土地の利用が「所有」をつくる

GPS測量をもとに作成した村の土地利用図(図7)をみると、村の土地がおもに「コーヒー林」、「トウモロコシ畑」、「放牧地」、「集落の土地」に分類されるのがわかる。6章では、それぞれの土地利用の違いが、その土地の性質や価値にどのように影響を与えているかを示していく。ひとくちに「土地」といっても、そこには利用形態によってさまざまな意味や価値のバリエーションがあり、それらが季節的に変化することもある。土地という資源の多義性をあきらかにしたうえで、土地利用のあり方が「所有」という現象をかたちづくるきわめて重要な要素であると論じる。

### 1. 作物を育てる土地：コーヒー林 *buna* とトウモロコシ畑 *maasii*

図7をみてもわかるように、村の土地のなかでもっとも大きな面積を占めているのが、コーヒー林とトウモロコシ畑である。コーヒーの土地は、「コーヒー」という意味の *buna* といわれたり、「林/森」を示す *badda* (*cakkaa*, Am.) という言葉で示されたりする。トウモロコシなどを栽培する土地は、「農地/畑」という意味の *maasii*、あるいは「耕される土地」という意味から *lafa qonna* と呼ばれる。まずこの2つの土地の違いについて、「立地」・「境界画定」・「利用行動」・「相続」といった点から説明していきたい。

#### ■ 立地

コーヒー林もトウモロコシ畑も、丘陵地の斜面に広がっている(図7参照)。ともに水はけのよい土地が適しているため、同じような条件のところを選ばれる。ただし、コーヒーの苗木を育てるには、直射日光をさえぎるための樹木が必要になる。この木のことを「日陰をつくるための木」という意味で「庇陰樹」という。庇陰樹には、コーヒーを気候の急激な変動や過度の乾燥と降雨からまもり、安定した生産量を保つ役割がある [Demel 1999]。コーヒーは日の光に直接さらされると、葉を黄色くして、とたんに実りが悪くなる。コーヒーが栽培されている場所には、きまって樹高が5、6メートルから15メートルほどの庇陰樹の森が生い茂っている。

コーヒーが栽培される土地には、もともと樹木が茂る森であった土地とそれまで畑などとして利用されていた土地の2種類がある。畑をコーヒー林にするためには、庇陰樹となる木の苗木もいっしょに植えなければならない。一方、もともと大きな樹木が生えているような場所では、余分な木を間伐することで、そのなかにコーヒーの苗木が植えられる。コンバ村の場合、集落の周辺にあるコーヒー林は、もとは畑や屋敷地であった場合が多く、大きな樹木が残っている集落から離れた場所は、かつては森であったことが多い。

トウモロコシの畑になる土地にも、2種類がある。丘陵地の斜面のほかにも、面積としては小さいものの、低湿地の一部で早蒔きのトウモロコシが育てられている。雨の降らない乾季でも、低湿地では、ところどころで泉が湧き出している。丘陵地の畑 *maasii* では、4月から5月の雨季のはじまりにあわせて種が蒔かれるのに対し、低湿地の畑 *caffé* では、まだ乾季のまっただなかの1月から2月にかけて種が蒔かれる（表1参照）。とくに低湿地の畑では、水はけをよくするために排水溝が掘られることが多い。この低湿地のトウモロコシは、雨季のはじめごろの6月から7月には収穫期を迎える。これは、丘陵地のトウモロコシが収穫される11月までの困窮期の食糧を確保する意味もある。

### ■ 境界画定

畑もコーヒー林も、個人ないし世帯単位で所有・利用される土地になっている。いっけん、境界を示すようなものは何もないかのように思える。ところが、隣接する土地の所有者／利用者のあいだでは、ふつう何らかの目印によってその境界が了解されている。

畑であれば、そばに生えている木や切り株が目印にされる場合が多い。また、種を蒔く前に、隣り合った土地の耕作者が立ち会って、畑の境界に目印となるユーフォルビア (*Euphorbia tirucalli*) を植えることもある。しかし、この目印も、翌年の播種の時期にはなくなっていることが多く、毎年のように境界が確認されることになる。コーヒーの林の場合も、ユーフォルビアやリュウケツジュの一種 (*Dracaena fragrans* (L.) Ker Gawl./ *Dracaena steudneri* Engl.) などが境界にそって植えられ、それが目印となる。ただし、境界付近のコーヒーの幹に山刀などで傷がつけられ、それが目印とされることも多い。この場合、土地そのものの境界をつけることよりも、コーヒーの木がどちらのものであるかを確認することが重要なのがわかる。畑であれ、コーヒー林であれ、いずれも恒久的な柵などがつくられることはめったになく、ともすれば何かの拍子でわからなくなってしまうような印でしかない。

丘陵地の畑で、「この切り株から下までだよな」といって境界を確認している場面に出会ったことがある。下といっても、どの方向なのか、そもそも一点だけでどうして線が引けるのか、よくわからなかったが、彼らのなかでは測量的な厳密さはあまり意味がないようであった。この境界画定のあいまいさが、8章でもとりあげる境界争いにもつながっている。

### ■ 利用行動

畑の土地とコーヒーの土地の利用行動における大きな違いは、その労働投入の期間と量である。畑で穀物を栽培するときは、数回にわたる土地の耕起にはじまり、播種や除草、サルやイノシシの獣害を防ぐための監視、収穫、乾燥、運搬といった具合に、1年のうちの8ヶ月から10ヶ月にかけて、なんらかの労働力が必要となる。早蒔きと遅蒔きの2時期のトウモロコシが栽培される場合は、ほとんど1年中はたらいっているといても過言ではない。とくに獣害を防ぐ監視は昼夜を問わず行われており、世帯のうち1人から2人がつねに畑のそばの

出作り小屋で数ヶ月にわたって寝泊りすることを強いられている。コーヒー栽培地帯では、コーヒーの森が広がっているために野生動物も豊富で、獣害の被害もそれだけ大きい。この獣害が、コーヒー栽培地帯の食糧事情を逼迫させる一因だとする指摘もある [Guluma 1986]。

一方、コーヒー栽培に必要な労働力は限られている。摘みとりが行われる2~3ヶ月の間をのぞけば、摘みとり前に下草刈りが行われるくらいで、ふつう農民のあいだでは施肥や農薬の散布などもなされていない。コーヒーの実りがよいときは、摘みとりに多くの人手がいるものの、1年を通してつねに労働力が必要とされるわけではない。このことは、じつは労働力をどのように調達するか、という点で大きな意味をもっている。限られた期間だけ人手が必要となるコーヒー栽培では、出稼ぎ民が数ヶ月間、村に住み込んで働くというかたちで労働力が確保されることが少なくない。出稼ぎ民が一時的な労働力不足を補っているのである。出稼ぎ民にとっても、短期間で現金を稼げるコーヒー栽培への関与は魅力的であり、コーヒーは地域を越えた労働力移動の中心的存在になっている。

さらにコーヒーの収益によっては、トウモロコシの栽培面積が増減することもわかってきた。コーヒーの価格は、取引が自由化された直後の1994/95年をピークに高騰し、1999年あたりからは価格の低迷と収量の減少に見舞われるようになった。98年の調査時に耕されずに空き地になっていた丘陵地のほとんどが、2000年には、トウモロコシの畑として耕されはじめていた。村人によれば、「(価格が高騰した時期は) コーヒーで儲けることができたので、畑を耕そうという者がいなくなった」という。

#### ■ 相続 *talika*

土地の相続という問題は、土地所有にとって重要なファクターのひとつである。エチオピアでは宗教や民族ごとに基本的な相続方法に違いがある。たとえばキリスト教徒のアムハラは、原則として、男子も女子も双系で均等に分割相続される<sup>59</sup>。一方、この地域のムスリムのオロモは、男子優先の相続で、女子は男子の半分の割合で相続するのだという。ところが調査村で、トウモロコシの土地41例とコーヒーの土地36例について、その相続方法を調べたところ、いくつかのことがわかってきた。

まず、アムハラであれ、オロモであれ、国営農園の職員など固定給のある者、結婚や仕事などで他の土地に出て行った者などに対しては、ほとんどの場合、土地が相続されることはない。さらに、いずれの場合も、トウモロコシの土地がほとんど男子にだけ相続されるのに対して、コーヒーの土地は女性にも分割相続されていることがわかった。コーヒーの土地が女性に分割されるとき、アムハラでは男子と均分相続、オロモでは女性が男性の半分ほどというケースがもっとも多い。このとき、女性に分割されたコーヒーの土地は、しばしばその男の兄弟に売却される。女性は一定の相続分を現金で受け取り、じっさいの土地は男兄弟のあいだで分割して所有・利用されているのである。こうしたことは、トウモロコシの土地ではまったく行われていない。娘しかいない場合などは、女性が畑の土地を所有することにな

るが、そうした場合でも、ふつう集落の男性が小作としてその土地を耕している。これには、穀物の栽培という労働が、きわめて男性中心的な生業であることが関わっている。コーヒーについては、男性、女性ともに摘みとりを行い、そこで得られた現金を女性が自分のものにすることもめずらしくない。

トウモロコシの畑であっても、その相続分を現金として女性に与えることは可能かもしれない。しかし、そうした事例はなかった。そこには、トウモロコシ土地とコーヒーの土地の「金銭」との関係における違いが関わっていると考えられる。基本的に自給用として栽培されるトウモロコシの畑が売買されることはめずらしく、その土地の相続を現金に換算して考えるということ自体が行われにくい。これはコーヒーとトウモロコシという作物の社会的価値にも関わっているのだが、詳しくは第11章で論じることにする。

## 2. 牛を放牧する土地：低湿地 *bakkee* と丘陵地 *tabba*

雨季にはぬかるんでしまうような低湿地 *bakkee* の多くは、村の共同の放牧地になっている。この *bakkee* という言葉は、たんに「外」という意味でも使われ、「屋敷地の外の何もない場所」といったニュアンスをもっている。アムハラ語では、「平らな広い場所」、「木も畑もない場所」という意味の *meda* (Am.) が用いられる。丘陵地の斜面で耕せば畑になるような「空き地」も、牛や小家畜に草を食べさせるために利用されるが、こうした土地は *kalo* と呼ばれて区別されている。コーヒーやトウモロコシを育てる丘陵地 *tabba* が、個人ないし世帯単位で所有・利用されるのに対し、低湿地は基本的に村の誰もが放牧のために利用できる土地として認識されている。この「牛を放牧するための土地」の利用形態について、「放牧集団と放牧形態」、「放牧地の季節的変動」、「境界領域の所有と利用」という点から説明していきたい。ここで事例としてとりあげているのは、「アムラチ」と「ボルチョ」集落をのぞく東部10集落の調査にもとづいている（図5参照）。

### ■ 放牧集団と放牧形態

村の放牧集団は、いくつかの集落の世帯が集まって形成されている。1980年代中頃までは、牛の数が100頭前後だったため、2つの集団しかなかった。その後、牛の数が増加したことで、94/95年ごろから3つの集団にわかれた。集団ごとに決められた時間（朝9時～9時半ごろ）に、各世帯が特定の場所に牛をつれていき、その日の当番の者がきたところで、牛をまかせる。輪番制でまわってくる放牧当番 *abba ule*（集団によって1人～2人）は、各自の判断で移動しながら放牧する。牛は定期的に移動させないとあまり草を食べないが、ずっと寝転がっている者もいるし、適宜、移動させていく者もいる。トウモロコシの収穫前は、牛が低湿地に隣接する畑に入らないように注意を払っておくことが必要になる。牛が畑のトウモ

ロコシを食べた場合は、当番の者が責任をとらされる。夕方（雨季の収穫前は早めの2時～4時、収穫後は4時～5時）に持ち主が牛をひきとりにくる。それから日暮れまでは、おのおのが低湿地や集団では行けない小さな *kalo* などで牛に草を食べさせる。この夕方の放牧は、小学校から帰宅した子供が行う場合がほとんどで、輪番制の小さな放牧グループが任意に形成されるケースもある。

放牧集団ごとに代表者 *abba ule* がひとり決められている。代表者は放牧当番の順番を決定する権限をもつ。当番の者がこなかったりすると、責任をとって代理の者をたてるか、みずから放牧しなければならない。こなかった当番の罰則を決める役目もある。ある集団では、休んだ場合は5日間追加で当番するという罰則がきめられていたが、それも代表者などの判断にまかされている。

#### <事例1：放牧当番がこなかったときの罰則>

1998年9月7日の朝、放牧集団Bの2人の当番のうち1人が所定の場所にこなかった。そのときイル集落のある年長者（代表者 *abba ule* ではない）が、子どもたち7～8人に対して「今日は牛の放牧をみんなでするように」と言い渡す。半分ほどの牛は、持ち主がそのまま家につれかえってしまう。結局、当番の子どもは、ムスリムの儀礼に参加していたために、これなかったことがわかった。彼は翌日に1日当番をすることになった。5日間の罰則という決まりも、厳格なものではないようだ。

水を飲ませる頻度や、放牧地の選択も最終的には代表者が監視する。牛が痩せてきたりすると、責任を問われる。放牧集団のメンバーのうち、この代表者以外の者が輪番で牛の放牧をおこなう。飼ってよい牛の頭数に制限はなく、何頭の牛を預けていても、同じ1日分の放牧当番を受けもつ。B集団では、メンバーが60世帯で、1日2人の当番なので、ほぼ1ヶ月に1度は当番がまわってくることになる。妻が出産のときは40日間当番が免除される。子牛や購入した牛など、あらたな牛を集団にくわえる場合、牛が群れに慣れるまで数日間、その飼主が当番につきそって放牧に参加しなければならない。

#### ■ 放牧地の季節的変動

牛が放牧される土地は、トウモロコシの播種から収穫（ほぼ雨季：4月～11月）までの間と収穫後から次の播種までの間（ほぼ乾季：11月～4月）とでは大きく変化する。この季節的な変化が、「放牧地」として使われる土地の重要な要素になっている。道路より東の10集落で飼われている牛は、乾季には3つの放牧集団（A：37世帯・116頭、B：60世帯・219頭、C：16世帯・46頭）ごとに放牧されていた（1998年9月現在）。放牧集団Aは、おもに「コンバ」と「マ斯拉タ」の2集落の世帯から構成されており、Bは「イル」・「ロカ」・「アルフェティ」・「ウォルジー」・「ババユ」・「リブ」・「アスゴリ」の7集落、Cはおもに「チャッフエ」集落の牛が集まっている（図5参照）。

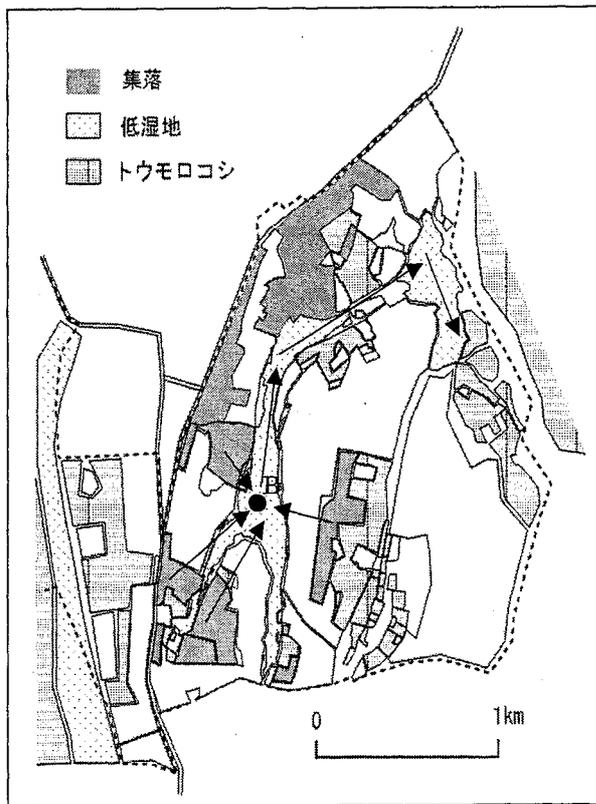


図 24-1 放牧集団 B の雨季(播種から収穫前までの)放牧行動  
 註 B : 219 頭 (60 世帯) - 1998 年 9 月末の観察事例より

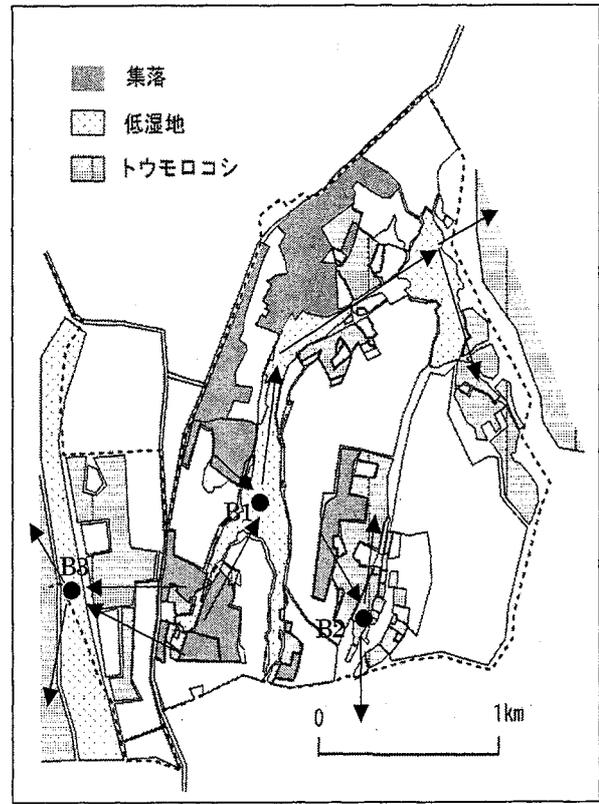


図 24-2 放牧集団 B の乾季(収穫後から播種までの)放牧行動  
 註 B1 : 14 頭 (5 世帯)、B2 : 68 頭 (25 世帯)、  
 B3 : 123 頭 (30 世帯) - 1998 年 12 月末の観察事例より

図 24-1 と図 24-2 は、集団 B における放牧行動の季節的变化を示している。雨季には低湿地の限られた土地でしか放牧されていなかったものが、トウモロコシの収穫後には、個人の刈り後の畑も共同の放牧地として利用されているのがわかる。雨季にひとつにまとまっていた集団も 3 つに小さく分裂して、それぞれ別の場所で放牧を行うようになる。トウモロコシの収穫が終わり、利用可能な放牧地が拡大したために、大きなひとつの集団としてまとまっているメリットがなくなったからだと考えられる。

雨季のトウモロコシ収穫前には、狭い低湿地でしか放牧できない。しだいに牧草の状態も悪化してくる。低湿地のあちこちで、草がなくなって下の土が露呈するような場所も目立つようになる。牛たちもあまり草を食むこともなく、じっとしていることが多くなる。各世帯は比較的早い時間に放牧集団から牛をうけとり、大きな集団では行けないようなコーヒー林のなかの草地や畑のそばの空き地などで牛に草を食べさせる。こうした牧草の減少がつづく、集団の不安定化にもつながる。放牧集団 B で、そんな事例を目にした。

#### <事例 2 : 収穫前における放牧集団の不安定化>

1998 年 9 月半ばごろ、B 集団のうち 1/3 ほど (50 頭ほどの牛) が、トウモロコシ畑をこえた道の西側にある低湿地で放牧するために、集団から分離した (図 24-2 参照)。それ以前から、牧草の状態がかなり悪化していたため、トウモロコシの収穫を待たずに別の放牧地へ移動したという。ふだん、その放牧地へはトウモロコシ畑があつていくことができないが、小学校のグラウンド横の道からコーヒー林をぬけて牛を低湿地につれていくように

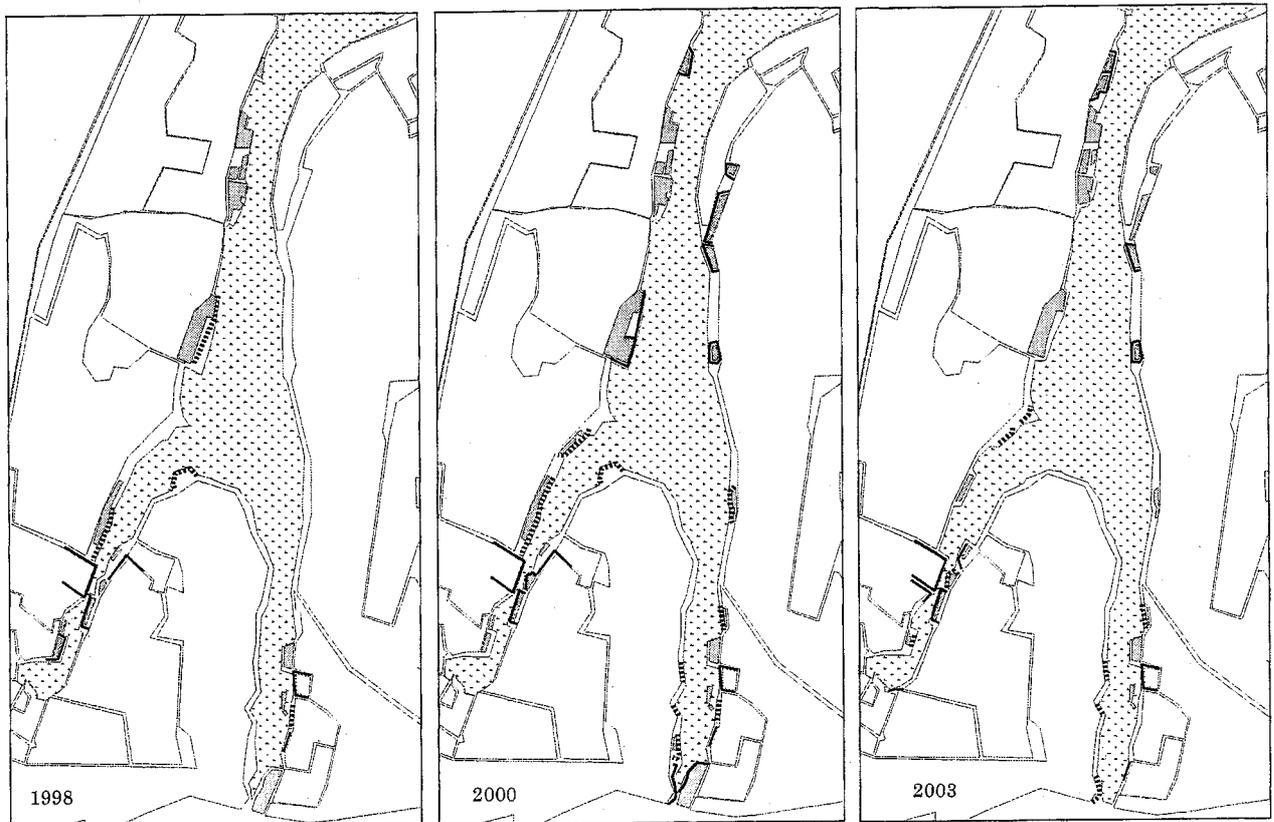


図 25 低湿地におけるユーカリ植林地の増減と柵の有無

註 中央に広がっているのが低湿地。灰色で塗られた部分がユーカリの植林地、実線がしっかりとした柵を示し、点線はアカシアの枝が置かれただけなどの弱い柵を示している。

なった。ところが数日後、学校側がそこを通ることを禁じたため、またもとの放牧地に戻らざるをえなくなった。放牧集団 B の代表者は合流を認めず、しばらくは同じ放牧地に、もともとと同じ集団だった牛の群れが 2 ついる状態がつづいた。代表者は「こちらの放牧当番が一巡するまで、合流は認めない」と主張して、毎朝のように放牧地で言い争いが起きていた。それでも結局、数日後には合流してもとに戻った。

乾季にトウモロコシの収穫がおわると、畑の刈り後の土地や遠方の低湿地にも行けるようになり、放牧地が拡大する。結果として牧草の状態もよくなるため、遅い時間まで放牧集団に牛をあずけたままであることが多い。放牧集団もいくつか小さな集団にわかれて放牧するようになり、収穫前に高まっていた緊張関係がやわらぐ。牛が畑のトウモロコシを食べる心配もなくなるため、放牧地にほとんどほったらかしにされる牛もいる。放牧地の縮小と拡大、放牧集団の緊張関係の高まりとその弛緩、これが放牧行動にみられる季節的変化の特徴だといえる。

#### ■ 境界領域の所有と利用

とくに誰のものでもない「低湿地 *bakkee*」にくわえ、基本的には個人ないし世帯単位で所有・利用されている「畑 *maasii*」も、トウモロコシの収穫を契機にして、すべてが村の放牧地になる。こうした意味では、畑の土地がつねに個人によって排他的に所有・利用される「私

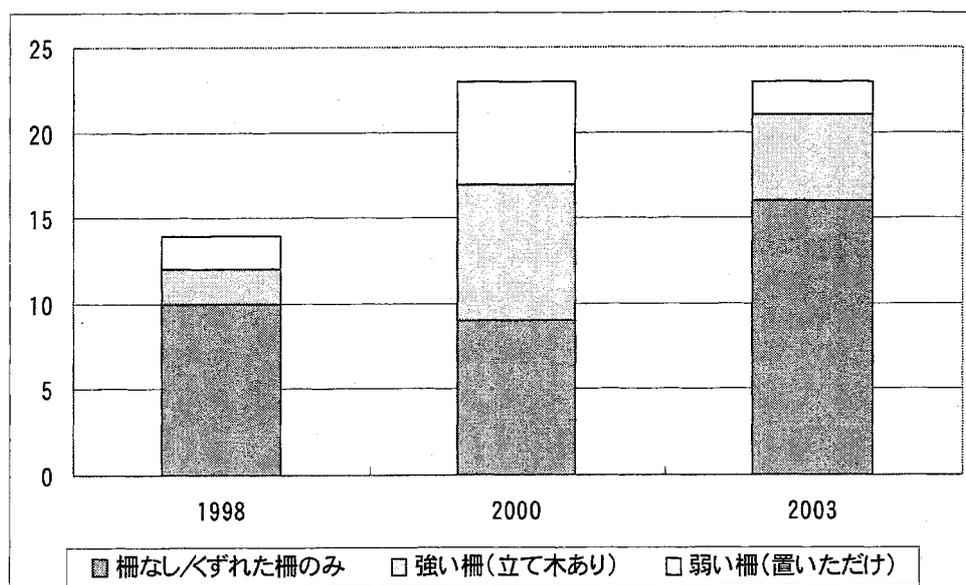


図 26 低湿地に植えられたユーカリの増減と柵の有無 (1998年・2000年・2003年)

有地」だとはいえない。それは、トウモロコシを栽培する期間のあいだのみ、個人/世帯によって独占的に所有・利用されており、その所有と利用の関係は季節的に変動している。

もうひとつ所有と利用の関係があいまいな土地がある。低湿地と丘陵地の境界部分の土地である。調査を行っていた1998年から2003年のあいだで、丘陵地の土地の所有者が低湿地の部分にはみ出るかたちで柵をつくり、そのなかにユーカリの苗を植えはじめるといふ出来事を目にしてきた。近年、ユーカリは貴重な建材として高値で取引されていることから、このユーカリ植林地の拡大は、低湿地の共同放牧地を個人が囲い込む現象であるかのように思えた。しかし、しだいにそれほど単純ではないことがわかってきた。

図 25 は、1998年・2000年・2003年に低湿地と丘陵地の境界付近につくられていた柵とユーカリの植林地の分布について、低湿地の一部を拡大して示した図である。村の低湿地全体でも、同じような傾向があることがユーカリの植林地の増減と柵の有無を示したグラフからもわかる (図 26)。ふたつのデータから、1998年から2000年にかけて大幅に増加したユーカリの植林地も、2003年時点では伐採されたり、柵がくずれたりしてなくなっている場所が少なからずあることがわかる。

話を聞いていくと、低湿地にユーカリが植えられるようになった背景には、ここ数年の少雨が関係していることがわかってきた。1991年から93年ごろまでは雨が非常に多く、雨季には低湿地のほとんどがひざ下くらいの深さまで水没していた。しかし、95年ごろからしだいに雨が減る傾向にあり、雨季でもとくに低湿地の周辺部では水に浸からなくなった。こうした雨量の減少と低湿地の乾燥化が、ユーカリの植林を可能にする条件を整えていた。しかも、苗を植えるときには牛が入らないようにしっかりと作られていた柵も、ユーカリが育つにつれてくずれていき、補修されることもない。低湿地と丘陵地の境界付近の土地は、雨量の変動やユーカリの生長にあわせて、その所有と利用の強度が変化しているといえる。

「低湿地 *bakkee* は、牛のための土地だ」と村人は言う。それでも、わずかな土地ではあるが、低湿地の一部が個人のユーカリ植林のために囲い込まれるのは黙認されているようであった。しかし、ときには、低湿地を囲い込むことが村人から強い非難を受ける場合もある。

#### <事例3：非難を受けて撤去された低湿地の柵>

2000年、ちょうど低湿地の周辺部でユーカリのための囲い込みが拡大していたとき、低湿地の端にある水場を取り囲むようにして柵がつくられはじめたことがあった。水場から丘の上につながる畑をもつ者がつくりはじめたものだった。さすがに村の者たちの強い反感を買い、途中までつくられてそのままになっていた柵も、やがて撤去された。

低湿地の土地を個人が排他的に所有・利用してはいけないという大まかな原則は共有されているものの、それを規定した「法」があるわけでも、逸脱した者に制裁を科す「罰則」があるわけでもない。その土地の重要性や周囲の土地との関係のなかで、「黙認」されることもあれば、「反発」を受けることもある。「低湿地は共同所有で、丘陵地は個別的所有」といった「制度」の視点から土地所有をとらえるには、あまりに流動的な土地所有の実態がそこにはある。

### 3. 生活するための土地：集落 *ola* と屋敷地 *ge'e*

村の集落 *ola* には、柵に囲まれた屋敷地 (*ge'e* = *kee* (Am.) は「柵の中」の意) があつまっている。この集落の土地は、ユーフォルビアやモロコシの茎などでつくられた丈夫な柵で区切られたほとんど唯一の土地である。ここでは、「集落の成り立ち」と「屋敷地の土地の所有と利用」という2点について述べていきたい。

#### ■ 集落の成り立ち—イル集落の事例

図27は、イル集落の柵で区切られた屋敷地の概略を示した図である。実線は土地の区画を示し、そのほとんどは背丈を越える頑丈な柵で囲われている。点線の部分は、柵などが無いコーヒー林のおおまかな境界を示している。1から29までの数字は各世帯の住居の場所を示している。道路沿いの細かく区切られた土地は、あらたに分割して売却されている宅地である。1974年以前まで、この土地は丘の上から低湿地までチャバ単位で短冊状に分けられ、それぞれA (*2caba*)・B (*1caba*)・C (*2caba*) という3人の者によって所有されていた(図17・図19参照)。当時、多くの世帯が密集するような「集落」はなく、ふつうはこのチャバごとに1世帯が家を構えて暮らしていた。丘の上の高いところに住居が建てられ、低湿地にかけての斜面は、コーヒー林やトウモロコシなどの畑として使われた。その後、4章2節(図19・表5)でも示したように、社会主義政権時代の土地の再分配や集村化政策のなかで土地が細

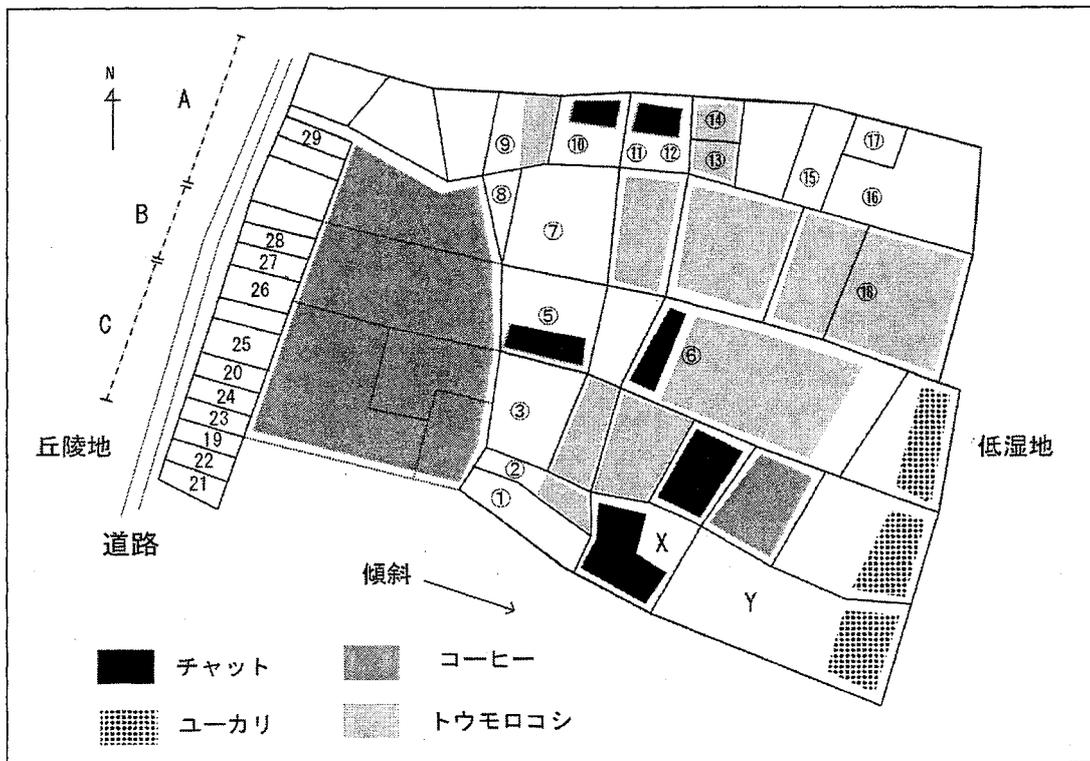


図 27 集落の土地の成り立ち：イル集落の事例

かく分割され、多くの者に屋敷地として供与されるようになった。現在の居住地が密集する「集落」の姿は、あたらしい土地の所有と利用の形態なのである。

こうした集落の土地は、近年、もっともひんぱんに売買される土地でもある（表6参照）。とくに1990年代半ば以降、道路沿いに細かく分譲される宅地の価値が高まり、1区画が1000ブルを越える高値で取引されることもある。こうした集落の土地を購入する者は、他地域から移民として流入してきた者がほとんどで、とくに国営コーヒー農園で働いていた職員や労働者が賃金を貯めたお金で購入するケースが多い。もともと農園内の労働者村に居住していた農園の職員や労働者も、定年退職などをきっかけとして村に土地を買いもともと移り住むようになる。そうした者たちは、とくに道路沿いの土地を好んで選ぶ傾向にある。道路沿いには小さな商店が立ち並び、アガロの街に行くための車も通る。道路から離れるにつれて、地元のオロモ農民たちの「農村社会」の色合いが強まるのに対し、道路沿いではアムハラ語が飛び交う「都市的社会」が広がっている。売買がくり返される集落の土地の細分化は、コンバ村の多民族化と社会変容の過程をそのまま反映している。

■ 屋敷地の土地の所有と利用

図11で示したアッバ・オリたちの例のように、ひとつの屋敷地のなかには複数の世帯が家を構えていることもある。ほとんどの場合、結婚してあらたな世帯をつくった息子夫婦の家である。屋敷地のなかには、家屋だけでなく、タロイモやトウモロコシ、香辛料、果樹、コー

ヒー、チャットなどを栽培する小さな庭畑がいくつもつくられている。アッバ・オリ一家の場合も、屋敷地の庭畑では、おもなものだけでも12種類の栽培植物がつくられていた。こうした庭畑では、コーヒーやチャット、果樹といった永年作物以外は、年によってつくられる作物が異なる。たとえば、家屋近くのタロイモ畑になっているところでは、前年は多年生キャベツが育てられていた。こうした庭畑での農耕には、男性だけでなく女性の役割も無視できない。とくに多年生キャベツなど換金性の高い作物については、夕方から毎日ひらかれている村の路上市で売るために、女性が刈り取る場合がほとんどである。多年生キャベツのほかにも、野菜類やササゲ、香辛料といった家庭の食卓に並ぶような作物の場合も、土地の耕起や植付けはおもに男性が行うものの、食事の準備のために女性がひとりで収穫している姿をよく目にする。

これらの屋敷地（図11の灰色で塗られた部分）は、もともとすべてアッバ・オリの土地であった。ところが息子たちが結婚して独立した世帯をつくるようになると、分割して息子たちに与えられた。現在では、図11にも示したように、小さな庭畑ごとに細かく所有者が分けられ、個別に利用されている。図27のXの土地は三男のヤスィン（B）がまだ10代半ばだったころに父親が与えた土地で、彼はチャットや果樹を植えるなどして利用している。その他の兄弟に対しては、長男モクタルには別のコーヒー林が与えられ、次男ヤスフと四男ディノはしばらく村を離れていたこともあって、結婚してから家屋に近い畑（Y）を二分割した。こうした兄弟間の土地の分割をめぐっては、しばらく緊張関係がつづいていたようだ。

ただし、作物によっては植えた者が「所有者」とされることが多く、単純にある明確な境界をもった土地が誰かに所有されているとは言いきれない（図11参照）。下の事例にもあげているが、妻である女性であっても、植えた作物に対する所有関係が認められる場合もある。しかし、いまでも「すべての土地は、アッバ・オリの土地だ」と言われることもあり、ここでは「土地への所有」と「作物への所有」が交錯した関係にある。さらに果樹などの場合、じっさいにその作物が誰のものになるのか、ということをめぐる兄弟間でも争いが絶えない。「おれが苗を植えた」、「じっさいにはおれが草刈をして育てた」、「いや、ここはアッバ・オリの土地だから、みんなのものだ」と、さまざまな主張がぶつかりあう。図11の一部の栽培植物の事例を紹介しておく。

#### <事例4：チャット\*1>

もともとはアッバ・オリが植えたが、その後、世話が行き届かなかったこともあって、だめになってしまう。1986年ごろ、次男ヤスフが枝を刈り込んで、育てはじめる。しかし、ヤスフはそれから刑務所に入ってしまう、その間、三男のディノが育てる。ディノは、親や兄弟に「自分のチャットだから、さわるな!」と言って売ってしまうこともあったが、たびたびアッバ・オリやヤスフ、ヤスィンが摘みとって噛んでいる。

<事例5：コーヒー\*2>

最初にヤスフが街から苗を買ってくるが、じっさいには母親のファトマが植えたため、ファトマだけが摘みとっていて、他の者は手をつけない。家族が飲むコーヒーとして使われることもあれば、売られることもある。売った現金も、基本的にはファトマのものだが、家の必要品が買われることが多いようだ。

<事例6：タロイモ\*3>

もともとアッパ・オリ夫婦の庭畑だった。ヤスフが結婚しても土地をもっていないこともあり、ヤスフが植え付けや収穫の作業を手伝う代わりに、収穫の1/2ずつをアッパ・オリと折半している。

<事例7：アボガド\*4>

苗を植えたのは長男のモクタル。食べるときはみなで食べることが多いが、「売ることができるのはモクタルだけだ」とされる。

屋敷地の土地と作物をめぐる家族のあいだの所有と利用には、つねに流動性がつきまわっている。たとえ、いったん誰かのものとされた作物であっても、その果実や収穫物を誰が消費することになるかは不確定なままになっている場合も多い。こうした作物をめぐる所有関係については、さらに11章で詳しく論じることにする。

序論のなかでも論じたように、これまで *abba lafa* というオロモ語の概念が、オロモの土地所有のあり方を象徴する重要な概念として考えられてきた。しかし、農民と土地との関係には、さまざまなバリエーションがある。短期間だけ労働力が投入される土地（コーヒー林 *buna*）、耕作期間は世帯単位で集約的な労働が投入されながらも、収穫後から次の播種までは誰もが放牧できるようになる土地（畑 *maasii*）、いつでも誰もが牛を放牧できる土地（低湿地 *bakkee*）、ひんぱんに売買される土地（集落の土地 *ola*）、家族のあいだでゆるやかに分有される土地（屋敷地 *ge'e*）。すべての土地がひとつの「所有体制」のもとにあるわけでも、*abba lafa* という固有の「民俗概念」に覆われているわけでもない。土地の所有され方は、その土地がどのような空間として利用されるか、どんな作物を育てる土地として使われるか、いかに作物に対する所有-利用関係が築かれているか、ということに大きく左右される。「土地の利用が所有をつくる」とは、こうした意味である。

## 第7章 土地の所有者と利用者の重層的関係

第6章で論じてきたように、村の土地にはその利用形態によって、さまざまな「所有」のあり方がみられる。ただし、所有と利用の関係はそれだけにとどまらない。ここでは、ひとつの土地をめぐる、土地を所有する者と利用する者とがいくつもの関係を築き上げている。ある者に所有されている土地をじっさいには誰がどのように利用しているのか、所有者と利用者との間にはいかなる関係がつくられているのか。ここでは畑地とコーヒー林の事例をもとに、おもに所有者と利用者（土地の貸借者や労働の提供者）との収益分配について記述していく。それによって、土地所有という現象が複合的な人びとの関係のなかで成り立っていることを浮き彫りにする。また、土地の所有者が労働力の調達などの過程で利用者との関係を結ぶとき、その関係がいかなる論理に支えられているかについても論じたい。

### 1. 畑：土地をもつ者、牛をもつ者、耕す者

調査地域では、トウモロコシなどの穀物を畑で栽培するとき、分益耕作 (share cropping) がひろく行われている。これは、地主と小作が収穫物を一定割合で分配するシステムのことで、毎年一定額を支払う固定地代制や労働者を雇用する賃金労働と対比される [Robertson 1987]。なお、ここで用いる「地主」と「小作」という言葉は、「地主」に対して従属的な立場にある「小作」という社会階層が存在することを意味しているわけではない。というのも、1975年以降に土地の再分配が行われてきたエチオピアでは、土地を所有する地主 *abba lafa* のなかに、労働力をもたない女性世帯主など社会的地位の低い者も含まれており、土地を人から借りて耕す小作 *gabaree (harashi, Am.)* には、複数の土地を借り受けて耕作する富裕な者もいる。そこで本文中では、基本的に「地主」・「小作」という語を、土地の「所有者（貸与者）」と「耕作者（貸借者）」といった意味で用いている。

村では、ふつうこの分益耕作のことを「イルボ *irboo*」、すなわち「1/4」ないし「分数」といった意味の言葉で呼んでいる。オロモ語辞書によると、*irboo* とは「小作が地主に支払う年間収量の1/4のこと」とされ [Tilahum 1989:327]、アムハラ語でも *erbo* という語は「1/4」を示している [Pankhurst 1966:137]。ただし、調査村では「何分の1」というような分数を示す意味でもちいられることが多い。たとえば、3という数字「サディ *sadi*」をつけて「イルボ・サディ *irboo sadi*」というと「1/3・2/3」の分配を示し、4という数字をあらわす「アフル *afur*」をつけて「イルボ・アフル *irboo afur*」では「1/4・3/4」という分配を示している。

表11は、村での分益耕作の変遷を聞き取りによってまとめたものである。これをみると、まず畑となる土地の条件によって分配比率が異なっていることがわかる。「休憩後の固い土地」で、耕すのに労力が必要な土地であるか、あるいは「獣害がひどい土地」であるか、「樹木の伐採が必要な森」であるか、といった条件が分配比率を決める重要な要素になっている。

土地の条件が耕作に不利なほど小作の手にする収穫物の割合が大きくなり、それが年ごとに少しずつ平準化されていく。

しかし興味深いことに、犁を引かせる去勢牛 *sanga* をもたない小作の場合、そうした土地の条件による比率の違いがみられない。94年以前には収穫物の1/3しか分配を受けとっていない。土地も去勢牛もないような者には、他の地域から土地をもとめて移り住んできた貧しい農民が多く、*chiisennya* (Am./Or.) といわれて社会的にも低い立場にあった。彼らは、地主の畑に家を建てて生活しており、土地の条件によって分配率を交渉する余地はなかった。また、通常の土地で去勢牛をもつ地主

が収穫物の3/4を手にし、土地だけを提供する地主が1/4しか分配されないことを考えると、かつては去勢牛を所有していることが、土地を所有していることよりも収穫物の分配において重要であったことがわかる。

聞き取りのなかでも、以前は未利用の土地が豊富にあった一方で、現在より牛の数が少なく、鋤を引かせる去勢牛の存在が貴重だったことが指摘されていた。しかし、94年にコーヒー価格が高騰したあたりから、こうした分配比率に変化がおきた。土地と労働力の希少性が高まり、去勢牛を保有していることの価値は低下した。これは牛を所有する世帯が増加する一方で、畑での耕作労働を請け負う者が減少したことなどが背景にある。

このような分配比率の変遷から、土地を「所有」していることの意味や価値が、その土地の条件の違いや去勢牛の有無、あるいは土地を耕す者の社会的地位といったさまざまな要素との関係によって変化してきたことがわかる。土地を所有していること、労働力をもっていること、去勢牛をもっていること、これらの3つの要素が同じくらいの重要性をもっており、それぞれがひとつの土地のうえで重なりあってはじめて作物の栽培という土地利用が成り立っている。かならずしも土地を所有しているというだけで、なんらかの特権的な利益を享受できるわけではない。

表 11 分益耕作の変遷

		所有/負担	コーヒーの価格高騰 (1994) 以前 (イレ=セラシエ時代後期・社会主義時代)					現在			
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年以降	1年目	2年以降		
通常の土地	地主	土地	1/4					1/3			
	小作	耕作牛・種子・労働	3/4					2/3			
	地主	土地・種子・耕作牛	2/3					1/2			
	小作	労働	1/3					1/2			
固い土地(休閑後の耕作)	地主	土地	1/7	1/6	1/5	1/4	1/3	1/4	1/3		
	小作	耕作牛・種子・労働	6/7	5/6	4/5	3/4	2/3	3/4	2/3		
	地主	土地・種子・耕作牛	2/3					1/2			
	小作	労働	1/3					1/2			
非常に固い土地(獣害がひどい)	地主	土地	1/7	1/6	1/5	1/4	1/3	1/5	1/4	1/3	
	小作	耕作牛・種子・労働	6/7	5/6	4/5	3/4	2/3	4/5	3/4	2/3	
	地主	土地・種子・耕作牛	2/3					1/2			
	小作	労働	1/3					1/2			
森に近いような土地	地主	土地	1/10	1/9	1/8	...	1/4	1/3	現在はこのような未開地がないため、ほとんど事例がない		
	小作	耕作牛・種子・労働	9/10	8/9	7/8	...	3/4	2/3			
	地主	土地・種子・耕作牛	2/3								
	小作	労働	1/3								

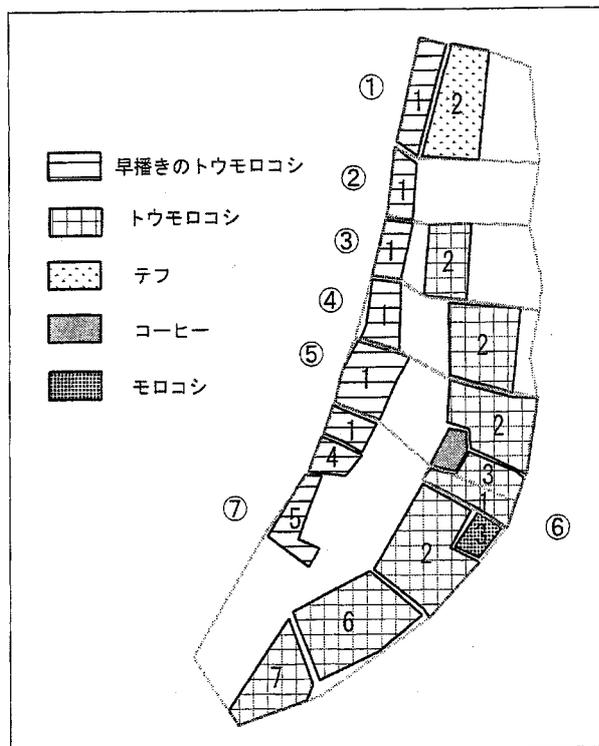


図 28 畑地の土地の所有と利用の関係をめぐる事例

表 12 畑地における土地の所有と利用との関係 (2000 年)

土地No.	畑No.	分配比率			所有/負担		
		地主	中間	小作	地主	中間	小作
①	1	1/2		1/2	土地・耕作牛・種子		労働
	2	1/2		1/2	土地・耕作牛・種子		労働
②	1	1/3		2/3	土地		耕作牛・種子・労働
③	1	1/3	1/3	1/3	土地	耕作牛・種子 (草刈のみ)	労働
	2						
④	1			1/2	土地・耕作牛・種子		労働
	2			1/2			
⑤	1				自作農		
	2						
	3						
⑥	1	1/5		4/5	土地		耕作牛・種子・労働
⑦	1			1/2	土地・耕作牛・種子		労働
	2			1/2			
	3						
	4						
	5			1/2	土地・耕作牛・種子		労働
	6			1/2			
	7						

註 「土地No.」と「畑No.」は、図28と対応している。

それでは、じっさいの畑では現在どのような所有者と利用者との関係が築かれているのだろうか。ある畑地(図28)における耕作の事例をみてみよう(表12)。まず、自作農が1例しかなく(⑤)、ほとんどの畑で所有者と利用者との関係が結ばれていることがわかる。基本的には表11で示したとおり、土地・去勢牛・種子のすべてを土地の所有者が提供し、土地を借り受けた者が労働だけの場合、両者が「1/2・1/2」の割合で収穫物を分配している(①・④・⑦)。地主が土地だけを提供し、去勢牛も種子も小作がもっている場合は、その比率が「1/3・2/3」(②)ないし「1/5・4/5」(⑥)になっている。しかし、なかには③の土地のように、地主と小作の間にもうひとりの者が介在している例もある。このケースの場合、土地の所有者がアガロの街に住んでいるため、村に住む者が去勢牛を提供して、所有者・牛の提供者・耕作者の3者間で「1/3・1/3・1/3」という割合で収穫物の分配がなされていた。

こうした畑地の事例をみると、ほとんどの場合、土地の所有者が自分で耕作を行うのではなく、別の者が穀物の栽培に従事しているのがわかる。サンプル調査を行った畑地41例の内訳をみると(表13)、約8割にあたる32例の畑は自作ではなかった。さらに、その32例のうち、耕作者が複数いる場合や、土地の所有者と牛の提供者が別であるケースなど、3名以上の間で分益関係のある事例が15例と半数近くにのぼっている。分益耕作が行われている32例の内訳をみると、土地の所有者が去勢牛と種を提供する「1/2・1/2」の分配率のケース(小作が複数の場合を含む)が19例(59.4%)、小作が耕作牛と種を負担する「1/3・2/3」の分配率のケースが5例(15.6%)、第三者が牛と種を提供する「1/3・1/3・1/3」の分配率のケースが8

表 13 畑地の所有者・利用者関係についてのサンプル調査結果

耕作形態		事例の数 (n=41)	
自作	自分の去勢牛	2	8 (19.5%)
	他人から去勢牛を貸借*1	6	
小作	土地所有者が去勢牛を提供	19	32 (78%)
	耕作者が去勢牛を所有/負担*2	5	
	第三者が去勢牛を提供	8	
共同耕作	土地所有者と牛提供者がともに耕作	1 (2.4%)	

註 \*1 1頭だけを他人から貸借している2例を含む

\*2 耕作者の負担で牛を第三者から一時的に貸借する場合を含む。この場合、牛の貸借者が収穫されたトウモロコシを7袋分(乾燥実換算で約284.4kg)を与えることになっている。

例(25%)となっている。このことから、土地を所有している者が去勢牛も所有していることが多く、どちらかといえば土地所有者のほうが経済的に優位な立場にあることがうかがえる。

土地を所有する者は、なぜ自分たちでは畑を耕さず、他人に耕させているのだろうか。村では、「コーヒーのとれるこの地域の農民は怠け者が多い。自分で汗を流して働こうとはしない」といった言葉を聞くことが多い。ほんとに、それだけだろうか。サンプル調査の41例のうち、土地を他人に貸与している32世帯の親族関係や職業などを調べてみると、「畑を耕すための労働力がない場合」が12例(37.5%)、「あきらかに世帯内に労働力となる者がいる場合」が13例(40.6%)、「労働力はあるものの、畑が遠かったり、他に耕す畑があるなどの理由がみとめられる場合」が7例(21.9%)であった。かならずしも分益耕作を行っている世帯が労働力をもたないために分益耕作を行っているとは言い切れない実態が見えてきた。

それでは、いったいどのような者に土地を貸し与えているのか。地主と小作、それぞれの親族関係の有無を調べてみると、この32例のなかで両者の間になんらかの親族関係がある事例はまったくないことがわかった。つまり、世帯内に利用可能な労働力があっても、それをあえて使わずに、親族とはまったく関係のない他人に土地を耕させているということになる。なぜ、親族の労働力をつかわないのか。この疑問に答えるために、かつて親族間で分益耕作を行っていた2つの事例を紹介しておきたい。いずれも父親と息子のあいだで分益耕作が行われていたが、現在は解消されている。

#### <事例8：父親の土地を息子が分益耕作するときの葛藤>

1996年に早撒きのトウモロコシを栽培する未利用の低湿地の一部が農民世帯に分配された。この土地を受け取ったある60代半ばの男性は、すでに結婚して独立した世帯をもつ息子に耕してもらい、あとで収穫を分配することにした。しかし、息子は自分ばかりが農作業をして、父親が手伝わないことに嫌気がさし、父親にこの土地を等分割することを要求する。現在、息子は半分の土地を自分で耕し、父親は残りの半分の土地を別の他人に貸して分益耕作してもらっている。

父親と息子が土地を分割し、半分は親族でない者に分益耕作してもらうことで、それまでひとつの親族内に入っていた収穫の1/4は親族以外の者の手に渡ることになった。父親と息子が協力すれば、ともに手にする収量は多くなるにもかかわらず、それでもなお、彼らは土地を分けて耕すことを選んだことになる。こんな例もあった。

<事例9：父親と息子の収穫分配をめぐる争い>

年老いた父親とすでに結婚した息子とのケンカが起きた。父親は、集落中に聞こえるような大声で息子に「出て行け！」とさかんに怒鳴りちらした。理由を聞くと、父親の土地を耕していた息子が約束どおり収穫を父親に分けず、すべて自分の家にしまいこんだことが原因だという。次の年から、父親は別の者と分益契約を結び、息子は他の人の土地をさがすことになった。

なぜ、家族で協力して働いたほうが、互いにとって有利であるとわかりながら、そうできないのだろうか。ある農民は、父親と息子のあいだで分益関係を結ばないことについて、つぎのように説明する。

「父親と息子がいっしょにやると、いつももめてしまう。息子がちゃんと父親に収穫物を分けなかったり、ごまかそうとするからだ。でも他人であれば、互いに監視し合っけてきちんと収穫物が分配されるので、そんな問題は起こらない」。

つまり、親族内に労働力があるのに、わざわざ他の者との間で分益契約を結ぶというよりも、そもそも親族の者は、畑を耕すための労働力としてあまり期待されていないのだ。「親族」という関係では、ときに労働に対する厳密な対価の支払いや契約の正確な履行が妨げられてしまう。一方で、親族以外の「他者」という関係は、相互監視が機能するような一定の緊張関係におかれている。このそれぞれの関係の質的な違いが、分益耕作を支えるひとつの論理だと考えられる。

ひとつの畑の土地をめぐる、所有者と利用者との間でさまざまな割合で収穫物の分配が行われている。その関係しだいでは、土地から得られる利益の配分に違いが生じ、土地を「所有」する意味や価値も変わってくる。そして、こうした関係が幾重にも築かれている背後には、「親族」という関係性と「他者」という関係性の論理の違いも浮かび上がってきた。このことは、コーヒー栽培についてもいえる。

## 2. コーヒー林：土地をもつ者、借りる者、摘みとる者

コーヒーは、乾季の間に白い花を咲かせたあと、緑色の小さな固い実をつける。それがしだいに赤く色づいてくると、最初の収穫時期となる。この「赤コーヒー (*buna diima*)」は、基本的に輸出用とされ、外皮と果肉を取り除いて乾燥させる「精製」を行うために、工場に出荷される。赤コーヒーが実りはじめると、村にはコーヒーを買い付ける精製工場の車が毎日やってくるようになる。村の大通りには、この季節だけの赤コーヒー市がつくられ、村の商人が農民たちのもちよるコーヒーをその場で秤にかけて買い取る。この時期、農民の家を訪ね歩きながらパンや日用品を売る行商人なども町から訪れ、村は活気にあふれかえる。ところが、この赤い実も2週間ほどでやがて乾燥して黒っぽくなっていき、最後には地面に落ちる。この「乾燥コーヒー (*buna gogga*)」は、国内消費用として出荷されたり、家庭で消費されるために用いられる。赤い実がなくなるころには、精製工場からの車も姿を消し、村の商人が乾燥コーヒーを買い取って町まで運ぶようになる。

こうしたコーヒーの採取も、コーヒー林を所有している農民世帯が行うだけではない。そこには、畑地とはまた違った所有者と利用者との関係がみられる。まず、コーヒーの植えられた土地を年単位で貸し出すダララ (*darara*) という利用形態から説明しよう。「ダララ」とは「花」を意味し、コーヒーの花が開花したときに、その年の収穫量を勘案した金額でコーヒーの土地を借り受けることからきている。コーヒーの出来不作にかかわらず、ダララで土地を借りた者がすべての利益を手にする。ダララで土地を貸与する者の多くは、労働力のない高齢世帯であったり、まだ子供が小さい女性世帯主の家庭、あるいは雨季の困窮期に現金を必要とする者である。雨季にお金に困っている土地所有者はダララによって、コーヒーが実る前に現金 (1ファチャーサあたり400ブルから500ブル) を手に入れることができる。一方、コーヒーの土地を持たない若年世帯などは、最初にある程度の金銭をダララで支払うことで、よいときにはその数倍もの利益を手にすることができる。

畑の分益耕作と同じように、コーヒー摘みの作業を他の者にまかせて利益を分配するイルボ (*irboo*) の慣行もある。通常、作業を行う者が全収量の1/3を手にすることが多い。コーヒーの量が多くなればなるほど、摘みとりをする者が受けとる割合は1/4、1/5と小さくなっていく。ただし、コーヒー林が遠くの森のなかにある場合など条件が悪いときには1/2になることもある。さらに土地の所有者が年老いた女性のと看などに多くみられるのが、コーヒーの栽培にかかわる苗木の植付けから、下草刈りや摘みとり、監視などの作業を全てひとりの者にまかせるケースである。このとき働く者が赤コーヒー・乾燥コーヒーともに全収量の1/3を受けとる。この関係は「固定された」といった意味のアムハラ語で「マダベンニャ (*mädäbännya*)」と呼ばれ、ふつう数年間にわたって継続する。

コーヒー栽培では、作業の種類や時期によって、さまざまな雇用関係が結ばれている。まず摘みとり前に必要な作業として、下草刈りがある。枝から落ちたコーヒーを拾い集めやす

くするために、前もって下草が刈られる。重労働ということもあって、面積あたりの出来高払いで労働者が雇われることが多い。1ファチャーサ (0.38ha) あたり20ブルほどが相場だとされる。さらに、コーヒーの摘みとり作業は、コーヒーの実の熟していく段階によって雇用関係が変化していく。

表14は、コーヒーの実る時期ごとの収穫方法とその雇用形態についてまとめたものである。コーヒーの収穫作業には、枝から摘みとるだけでなく、枝についたものをまとめてしごくように取ったり (*simuxatoo*)、棒で枝をたたいて落としたり (*arcasuu*)、最後に土の上から拾いあつめる (*haraa*) など、いくつかの作業形態があり、その時期ごとの作業方法によって分配の比率や形態が変わってくる。雇い主は、「いまは枝から赤い実だけ摘むように」とか、「すべて土の上から拾い集める」などと指示を出すことも多い。赤コーヒーのマーケットが開かれているときには、キロ当たりの金銭で支払いが行われるが (表14の①・②)、乾燥コーヒーになると、採取した実を雇い主と労働者との間で「3/4・1/4」や「1/2・1/2」などの比率で分配することになる (表14の③・④・⑤)。

コーヒーの土地36例のサンプル調査からは、こうした関係が幾重にも重なり合っている実態が浮かび上がってきた。じっさいにはダララでコーヒーの土地を1年間だけ買い取った者が、下草刈りの労働者を雇い、さらにコーヒー摘みをイルボで他の者にやらせたり、また別の者を出来高の現金払いで雇ったりする、といったケースもめずらしくない。しかも、赤コーヒーは日当労働で、乾燥コーヒーはイルボで、最後に残りを拾い集めるのは村の子供たちにまかせる、といった具合にコーヒーの実りの時期によって「摘みとる者」との関係が変化している。さらに、そうした関係はコーヒーの収量によっても違う。コーヒーが少ないときは、世帯の者だけで摘みとりを行ない、コーヒーの量が多いときは、短期間に多くの労働力が必要になるため、労働者が雇われることにもつながる。まさにひとつのコーヒーの土地に何人もの「受益者」が、いくつもの関係を変化させながら関与している姿がみえてくる。

表14 コーヒー摘みに関する労働慣行

コーヒーの時期・作業の名称	労働の依頼者の取り分 (地主/小作/借地者)	労働者への支払い	作業形態
① <i>buna diima</i> (赤コーヒー)	摘みとられたコーヒーのすべて (すぐに換金して賃金を払う)	1kg=15~25センチムの出来高で日払い賃金	熟した赤い実の摘みとり
② <i>buna lafa</i> (土のうえに落ちた実)	摘みとられたコーヒーのすべて (赤い実のみ選別して換金。残りは乾燥させて後に売却する)	1kg=15~25センチムの出来高で日払い賃金	土に落ちた赤・乾燥両方を拾い集める。土の上からのみ。
③ <i>simuxatoo</i> (枝から実を「しごく」の意)	摘みとられたコーヒーのすべて (乾燥させて後に売却する)	17kg=約5ブルの出来高で日払い賃金	赤コーヒーの時期が終了後、木の下に牛の皮などをひいて、枝の上のコーヒーをしごくようにとりつくす。
④ <i>buna gogga</i> (乾燥コーヒー)	コーヒーが多いとき: 3/4 コーヒーが少ないとき: 2/3	コーヒーが多いとき: 1/4 コーヒーが少ないとき: 1/3	木の上の実を棒でたたき落とし ( <i>arcasu</i> )、地面に落ちた実を拾う
⑤ <i>haraa</i> (最後に「掃き片づける」の意)	1/2	1/2	最後の最後に所々に落ちている実を拾い集める。小さな子供たちにまかせることも多い。

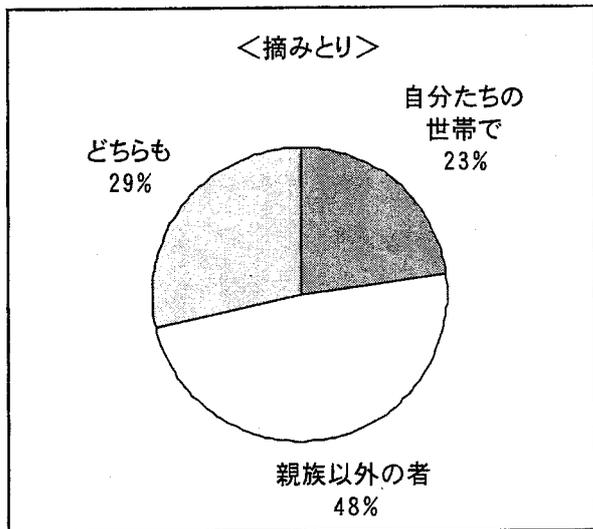


図 29-1 コーヒー栽培に従事する者との関係：  
コーヒーの摘みとり作業

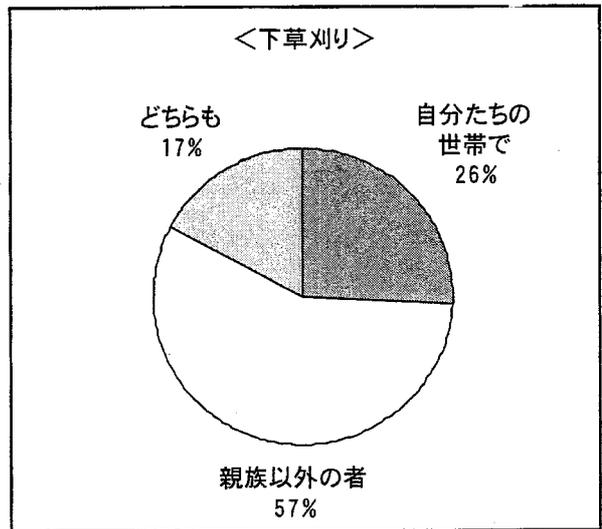


図 29-2 コーヒー栽培に従事する者との関係：  
下草刈りの作業

それでも、コーヒーの土地の所有者と利用者との関係には一定の傾向がみられる。畑での穀物栽培と同じように、下草刈りにしても、コーヒーの摘みとりにしても、自分たちの世帯だけの労働にたよるケースは少ない。図 29-1 と図 29-2 は、コーヒーの土地 36 例を調べたサンプル調査から、誰が「下草刈り」と「摘みとり」を行っているかを集計したものである。自分たちの世帯だけで行っている割合は、ともに 25% 程度にすぎない。

とくにコーヒーの実る時期になると、南部の「クッコ」と呼ばれる民族の出稼ぎ民が、この地方に大量にやってくる。彼らは国営のコーヒー農園にくわえ、地元農民のもとでもコーヒーの収穫作業を行う。農民たちは、町から歩いてくる「クッコ」たちに「うちで働かないか」と声をかけ、住み込みで雇い入れる。編み籠 (qurcat, Am.) と食糧袋を下げてくる彼らの風貌は、ひと目でそれとわかる。人びとは、村の農民を雇うよりも、こうした出稼ぎ民を雇うことを好む。

「コーヒーの摘み取りには、親族よりも集落の他人がいい。もっともいいのは出稼ぎ民の『クッコ』たち。村の者ならこっそり盗んだり、朝だけ働いて、午後は家に帰ってしまうが、クッコたちは朝から晩まで働くし、収穫をごまかしたりしない」。

「クッコ」の出稼ぎ民たちは、基本的には、農民の家の納屋などで自炊をしながら、コーヒーの時期が終わるまで働く。食費は自腹なので、一日でも早くコーヒーを摘み終わって帰るほうが有利になる。出稼ぎに来ているあいだ、「クッコ」たちは懸命にコーヒー摘みにいそむ。こうしたところに、親族よりも村の者、村の者よりも出稼ぎ民が労働力の調達先として好まれている理由がうかがえる。畑地の場合と同じように、労働力を必要とする側と提供する側、双方の関係が近ければ近いほど、労働力としての期待が薄くなる実態がある。コーヒーの場合でも、「親族」とは「使えない」労働力なのだ。

コーヒーという換金作物の栽培をめぐって、さまざまな人びとの関係が幾重にも築かれている。とくに換金作物であるために、遠くからやってくる出稼ぎ民なども含めて、畑でのトウモロコシ栽培以上に多様な者たちの関与がみられる。土地の所有と利用とが接合している局面には、多くの「受益者」たちが織りなす重層的な関係が内包されている。

## 第8章 せめぎあう所有

第7章では、ひとつの土地にかかわる所有者と利用者の重層的な関係を、土地利用のバリエーションを軸に描いてきた。ところが、その関係は、けっしてつねに安定しているわけではない。村ではいつもさまざまな者のあいだで土地をめぐる争いが絶えず、それが土地所有の連続性をくつがえす転換点ともなっている。第8章では、土地争いの具体的な事例を通して、こうした「土地を所有すること」をめぐる不確実な交渉の過程を描いていく。

### 1. 土地争いの調停と解決の手続き：カバレの裁定 *shongo* と年長者 *jarsa biya*

土地争いが起きたとき、農民たちには解決をはかる3つの選択肢がある。ひとつは、数人の村の「年長者 *jarsa biya* (*shëmagëlle*, Am.)」を調停役として立て、双方で話し合いを行うこと。ふたつめはカバレ（行政村）で行われる裁定 *shongo* に申し立てを行うこと。みっつめは、アガロなどの公的な裁判所に訴えることである。ただ、じっさいには、これらの場合は相互に関連している。たとえば、最初にカバレに訴え出ても、村の役員たちの裁定で、年長者があいだに入って調停を行うよう申し渡されることもある。年長者たちの調停がうまくいかなかったときには、一方の当事者がアガロの裁判所に訴えることにもつながる。さらに、アガロやジンマの公的な裁判所でも、「農民どうしの土地争いはカバレ・レベルで解決するように」と、係争がカバレに差し戻されることも少なくない。第4章4節でも紹介したように、これら紛争解決のための場には、それぞれ違った論理にもとづく意思決定のプロセスがみられる。ここでは、まず村の土地争いの解決において重要な役割を担っている「カバレの裁定」と「年長者」について簡単に説明しておきたい。次節以降で具体的な事例を読み解いていくときの基礎的な情報となる。

カバレでの裁定を申し立てるには、最初に問題の内容と経緯を書き記した「訴状」を2枚つくり、1枚をカバレに提出、1枚を問題のある相手側に渡す。紙を渡された「被告」は、その返答を2枚つくり、それぞれカバレと「原告」に渡す。その後、両者が3人から5人の証人を立て、決められた日に行われる裁定 *shongo* にのぞむ。そして議長と役員たちが、双方の証言や言い分を聞いたのちに、何らかの判定を下すことになるが、問題が明確でない場合、議長が指名する中立的な証言者がさらに召喚される場合もある。ただし、証言以外には判断材料がほとんどないため、こうした係争が何度もくり返され、2年以上にわたってつづくケースもある。また、当事者どうしが近い関係にある場合など、それぞれが2～3人の「年長者」を呼んで個別に調停を行わせるケースも少なくない。土地などの財産をめぐる争いが500ブルを越える高額な事案であるときも、この「年長者」による慎重な調停が行われるか、アガロの裁判所に持ち込まれて、カバレはあまり関与しないことになっている。

このように記述していくと、システムとしてはしっかり確立されているように思える。ところが、じっさいの事例からは、かならずしも公正で円滑な運用がなされているとはいえない面もみえてくる。カバレという村の組織のなかでは、身内びいきや賄賂による買収なども後を絶たず、議長の性格や人脈にも大きく左右される。

カバレでの裁定においても、「年長者 *jarsa biya*」（直訳は「国の長老」）の存在は大きな意味をもっている。ただ、それだけではない。土地争いにとどまらず、夫婦間や村人どうしのケンカ、金銭めぐるトラブルなど、村の日常的な争いごとでも、年長者たちは中心的な役割を果たしている。村人に聞くと、村で争いごとの解決にあたる「年長者」は、だいたい決まっているという。ただしこれらの「年長者」を決める選挙があるわけでも、「年長者」の家系があるわけでも、ある一定の年齢に達したら誰でも「年長者」になれるわけでもない。村人の言葉を借りれば、「頭がよく、知恵があって、いろいろな事情によく精通している者が *jarsa biya* になる」という。そして、「調停などの仕事がうまくできなければ、おのずと評判が悪くなって、*jarsa biya* ではなくなる」とも言われる。

何か問題が起きたとき、それぞれの側は、村の2~3人の「年長者」に調停をとりもってくれるようにたのむ。人によって、だいたい依頼する相手は決まっているようだ。中立的な立場にある年長者を選んで判断を仰ぐというよりも、当事者が自分たちに近い存在の年長者を呼んでその主張をサポートしてもらおうという意味合いが大きい。ただし、ときには依頼者が自分側の年長者からたしなめられることもある。表向きには、中立的に振る舞うことがもてめられているので、「弁護士」のような存在ともやや異なる。

複数の者からじっさいに誰が年長者なのか、名前を挙げてもらった。すると、年齢的にも40代から60代とかならずしも村の「長老」というわけではなかった。むしろ人前でも弁が立ち、教育を受けていて文字の読み書きができたり、兵役の経験などで村以外の事情にも通じている者などであった。何よりも共通しているのは、その声の大きさと発言力の強さである。何か問題が起きたときに、相手を圧倒するかのように弁舌をふるうことができなければ、「年長者」の役は務まらないようだ。カバレの裁定や年長者は、じっさいの土地争いの解決過程にどのように関わっているのだろうか。土地をめぐる典型的な争いの事例を紹介しながら、それらの「権威」の果たす役割について論じていきたい。

## 2. 地主と小作の争い

土地争いのなかでも多いのが、地主と小作のあいだのもめごとである。とくにアッバ・オリの事例（第4章3節）でも述べたように、小作がすぐに地主から追い出されてしまうという問題が頻発している。表12・図28で示した畑地の事例では、2000年の時点で8つの地主-小作関係がとり結ばれていた。このうち2002年までの3年間にわたって同じ関係のまま継続

していたのは、地主が街に居住している1つのケースにすぎない。地主-小作関係がいかに流動的なものであるかがうかがえる。なぜ、これほどまでに地主と小作との関係は不安定なのだろうか。地主と小作のあいだで起きている問題の具体的な事例をいくつか紹介しながら、その解決にいたるプロセスを描いていく。そして地主と小作とのあいだで争いが頻発する背景には何があるのか、考えてみたい。まずは、小作が地主から追い出されるケースである。

〈事例10：小作が地主から退去を言い渡される-「年長者」の調停→威圧による妥協〉

2000年の収穫作業が終わった後、アッパ・オリは、年老いた女性と娘の2人世帯であった地主側から出て行くよう通告され、もめごとになった。地主側の表向きの主張は「トウモロコシが完全に乾燥するまえに収穫してしまった」ということであった。後からわかったことだが、これはアッパ・オリのことを好ましく思わない者が、地主側に悪い噂を流したためだった。その噂の内容とは、「(アッパ・オリたちは)トウモロコシをきちんと分配せずにこっそりと家に持ち帰っている。他の小作を自分たちがみつけてくるから、もうアッパ・オリに耕させるのはやめたほうがいい」ということだった。噂を流したのは、ロカ集落の者で、その畑の土地はそれまで彼らが*kalo* (丘陵地の「空き地/草地」として牛に草を食べさせていた場所だった。さらにかつてその土地は、ロカ集落の者が耕していたため、アッパ・オリが畑を耕しはじめたことを最初からよく思っていなかったようだ。

結局、この問題は、双方が2人ずつ呼んだ年長者たちによる調停にかけられることになった。あくまで退去を求める地主側に対して、アッパ・オリたちは、「それまで何年も耕されてなかった固い土地を耕させておいて、1年で出て行けなどというのは許されない」と主張する。年長者たちが最初に下した判断は、「土地は地主のものなので、小作はその要求に逆らえない」、つまり「出て行かなくてはならない」というものであった。その後、アッパ・オリとともに畑を耕していた三男のヤスインが調停の場で「絶対に出ていかない！ 追い出せるもんなら、追い出してみろ！」と怒りをぶちまけたことに地主や年長者たちも恐れをなし、なんとか3年間だけは耕作を継続するというで話がおさまった。

「年長者」が最初に出した決定も、ヤスインの怒りの言葉でいっきに覆ってしまう。争いの解決で鍵を握っている「年長者」たちの判断も、最終的な実効性をもつには両者の合意が必要になる。「年長者」を交えた調停は、絶対的な「権威」によって一方的に裁定が下される場というよりも、むしろ双方が主張をぶつけあいながらぎりぎりの「交渉」を行っていく場だといえる。そうした意味では、カバレの裁定や年長者の調停をへても、結局は「力の論理」が争いの解決につながるケースもめずらしくない。次の事例は、地主と小作の土地の売買をめぐる金銭トラブルである。

〈事例11：畑の購入をめぐる争い-カバレへの訴え→年長者の調停→力による解決〉

ある農民の男性は、1年間土地を借り受け、地主側に収穫の1/3を分配することで畑を耕した。その後、男性は地主からその畑の土地を買い取るようもちかけられ、お金を払った。しかし、その地主の男性は別の者にも同じ土地を売りつけていた。男性は、お金の返

還を求めてカバレに訴えるが、もとの地主側はお金を受けとったことを否定、問題の解決は年長者の調停にゆだねられることになった。しかし年長者を交えた話し合いでも、話は平行線のまま、もとの地主側はなかなかお金を返そうとしない。業を煮やした男性は、最後には山刀を手に元の地主の家に行き、「おどして、お金をとりもどした」。

カバレの裁定も、年長者の調停もへることなく、もっと単純に「力の論理」が働いているような事例が、地主と小作との分益率をめぐる争いの例でもあった。

#### <事例12：分益率をめぐる争い—力による解決>

しばらく耕されていなかった固い土地だったため、土地だけを提供している地主に対して、1年目は収穫の1/4を分配するという約束が交わされていた。2年目も、1/4のままでよいということで話がついた。しかし3年目には、地主のほうに収穫の1/3を分けるよう求める。小作がそれを拒否したため、地主の男性は小作の若者に出て行くよう迫った。若者は、「今年ももう一度、畑を耕す」といって拒否し、牛をつれて畑に犁入れをはじめた。それを知って怒った地主の男性は、山刀を手に畑に向かい、犁を引こうとする青年を怒鳴りつけてやめさせた。結局、とりあえずその年は地主の結婚した息子が、1/3の分配で耕すことになった。

争いの解決において、どちらかといえば地主の方がやや優位な立場にあることは、最初の事例からもあきらかだが、結局は、両者の力関係がもめごとの解決に決定的に作用していることは否めない。ただ、じっさいに怒鳴って相手を威圧したり、山刀を振りかざしたりするような「力の発現」がいつも起こっているわけでもない。はっきりとした調停や言い争いももたれないまま、互いが相手の出方を探って、なんとなく問題が自然消滅してしまうような事例もあった。

#### <事例13：退去のほのめかしと小作の拒否—調停の延期と自然消滅>

隣村の地主の土地では、コンバ村の2人の小作が1/2の分益耕作で畑を耕していた。2002年の収穫が終わったころ、地主側からひとりの少年が小作のもとに送られてくる。「来年は労働者を雇って畑を耕させたいと考えているので、もう畑から出て行ってほしい。あずけている去勢牛も返してほしい」といった内容が伝えられる。それを聞いた2人の小作の青年は、「たいへんな思いをして固い土地から耕してきて、そんなに簡単に手放すわけにはいかない」と言い放って、拒否する考えを伝えた。しばらくしてから、ある日取りが決められ、双方で話し合いがもたれることになっていた。しかし、その日にちょうど集落の者の葬式がおこなわれたことなどもあって、小作の2人は話し合いに出向かなかった。それから、きちんとした話し合いももたれないまま、畑の一部に早蒔きのトウモロコシを播種する時期になった。2人の小作は、地主の了解をえぬままに犁入れをはじめた。地主側も、それをやめさせることもなく、黙認。しばらくして、何事もなかったかのように、小作の2人は地主の家に播種するためのトウモロコシをもらいに行った。結局、その年も、そのまま彼らが畑を耕すことになった。

地主側は、最初に人を送って、出て行ってほしいという希望を伝えたが、予想以上の反発に合っ、退去させることを断念したようだった。しっかりとした話し合いはもたれなかったものの、お互いの言動は人づてに伝わっていた。かならずしも力の行使にまで至らなくとも、相手の出方を見極めながら、一方が争いを激化させることなく手を引くこともある。

じっさいの土地争いの解決過程では、このように「カバレの裁定」や「年長者の調停」、「裁判所」などをへることなく調整されることも少なくない。こうした背景には、カバレによる裁定のプロセスも一筋縄ではいかない、という現実がある。カバレの裁定という場合は、ある程度の拘束力をもった「裁定」を下す場である。しかし、その手続きはかならずしも公正にすみやかに行われているわけではない。なんらかの判断を仰ぐには、時間と労力、そしてときには「財力」がある。次の事例は、逆に小作のほうが、その土地の所有を主張したという事例である。

#### ＜事例14：小作が土地に対する所有を主張するー引き延ばされたカバレの裁定＞

ある男性は、100歳を超える高齢の老人から土地を借り受け、分益耕作を行っていた。去勢牛は小作として畑を耕す男性のものであった。1988年から93年までの5年間、男性は収穫の1/4を老人に対して支払っていたが、その後は支払いをやめてしまう。村人の話だと、老人が高齢なのをいいことに、最初から自分の土地だったと主張しはじめたのだという。ところが、老人の子供にあたる者たちが、土地の返還をもとめてカバレに訴え出る。訴えられた男性は、農業訓練センターに勤めていて経済力もあり、カバレ議長とも親交があった。その彼がカバレの議長などに賄賂を渡すことで、係争は延期されつづけた。その後、カバレ議長が交代しても、係争は決着しないまま放置されていた。やっと9年後の2001年になって、カバレは3人の証人を召喚して、土地が老人のものであった事実を認め、土地の返還をもとめる裁定を下す。

「カバレの裁定」も「年長者による調停」も、どちらも村人にしてみれば決定的な権威をもった解決方法とまではいえない。じっさいの事例では、さまざまな場や人を動員しながら、ときに「力」を見せつけながら、問題の解決を自分たちに有利に運ぼうとする「交渉」の過程がみえてくる。そこには、一元的な権威による問題の解決というよりも、むしろ複数の権威の枠組みが拮抗しており、状況によって、あるいは当事者間の関係によって、その権威の作用が変化するという実態が垣間見えている。

たとえば、最初の事例10では、「土地を持っている者の優位性」がひとつの説得力のある論理として持ち出されていたことがわかる。しかし、そうした論理も絶対的なものではなく、「出ていかない！」という小作側の抵抗のまえに揺らいでしまう。ただし事例12で、小作側が同じように「出ていかない！」とって抵抗を試みても、地主側の力に圧倒されて、その試みは失敗に終わっている。これには、最初の事例10の地主が高齢の女性と娘の世帯だったのに対し、事例12の地主が「年長者」としてもよく名前があげられ、放牧集団の代表者にもなっていた人物だったこととも関係しているだろう。事例13の場合も、地主側は60代の男

性だったが、小作のひとりが乱暴者として名の通っていた若者だったことが、地主が相手の出方をみながら引き下がった背景にあったのかもしれない。もちろん、「力」とはいつでも物理的な暴力というだけでなく、事例14のように経済的な財力も含まれている。いずれにしても、地主と小作はつねに緊張関係におかれており、争いがおこったときには、その両者の力関係が交渉の過程で顕在化する。カバレの裁定や年長者の調停は、その力の拮抗に対して、両者の関係以外の別の枠組みを提供する場として機能しているといえる。

最後に、なぜこれほどまで地主と小作との関係が不安定な緊張関係にあるのか、その背景について少し考えてみたい。いくつかの事例を聞き取りするなかで浮かび上がってきたのは、地主と小作の土地との関わりについての思惑の違いである。小作としては、何年もかけて土地を耕してよい状態にした場所で耕作をつづけることに大きなメリットがある。同じく地主側にとっても、信頼できる相手との良好な関係を継続した方がよいようにも思える。ところが、そうはなっていない。ここには、あえて長期的な関係ではなく、短期的な関係にとどめておきたいという地主側の思いが見え隠れしている。地主にしてみれば、あまり長期間にわたって同じ小作が耕しつづけ、その土地に対する関係を強めていくのは望ましいことではない。最後の事例にもあるように、地主側には、同じ小作が畑を自分の土地にしてしまうのではないかと、いう潜在的な危惧がある。このことは逆にいえば、長期間にわたる土地の利用は、その土地の「所有」をも侵害しかねないことを示唆している。「小作を退去させる」という行為は、土地の所有者としての優位性を誇示し、その「所有」を確実なものにしたいという地主側の戦略なのかもしれない。こうした解釈は、土地の所有者が労働力を調達するときに社会関係の近い「親族」よりも関係の遠い「他人」を選好していることとも一致するだろう。土地への支配としての「所有」は、不断の働きかけによって支えられている。

### 3. 確認されつづける境界

土地をめぐる人びとの流動的な関係は、土地の境界を接する者たちの間にもみられる。村の土地争いについての聞き取りをしていくなかで、じっさいに土地の境界をめぐるもめごとを観察する機会に恵まれた。ここでは、畑地とコーヒー林のふたつの事例について詳しく記述しておきたい。6章でも述べたように、畑にせよ、コーヒー林にせよ、しっかりとした境界を示す強固な柵などはつくられていない。こうした状況では、境界の争いが起きてしまうことは必然のようにも思えるが、はたしてそこにはどのような原理が作用しているのだろうか。具体的な場面の記述から、土地所有を規定している「権威」の作用をより詳細に浮き彫りにしていきたい。ひとつめの事例は、所有者の死後、相続によって分割された土地の境界画定を行った事例である。

<事例15：畑の分割で引かれた境界線>

アバズとアバイネシは、母親の死後、姉妹で土地を分割して相続することになった。畑を耕しはじめる時期が近づいていたある日、アバズと夫ジアドのもとを、アバイネシとその夫ヤスィンがたずねた。ジアドは、ヤスィンの父方オジにあたる人物（図10参照）。ヤスィンは、二等分した畑の土地のどちらにするか、くじ引きで決めようと持ちかけた。くじの結果、アバズが南側、アバイネシが北側をとることが決まった。それからしばらくして、ジアドは「くじ引きをしたときは、チャットを噛んでいて、酩酊状態 *melkana* (Am.) だったので、あれはやりなおしだ」と言い出す。ヤスィンは、「南側は畑地の端で猿が入りやすい場所だから、獣害をおそれて、そんなことを言い出したんだ」という。ヤスィンが「もうすでに *caffe* (早撒きのトウモロコシ畑) を耕しはじめているから、だめだ」といっても、ジアドは「南側の土地は土壤がよくない。そこだけでも、もういちど分割して選りなおすべきだ」と主張した。

2003年1月17日。この日は、ジアドとヤスィンのほか、双方が2人ずつ呼んだ年長者4人が畑に集まり、分割した土地の境界を画定することになっていた。まずヤスィンが「土壤は、どこも変わらない。全部、肥沃な土地だ。面積を同じにして2つに分割すべきで、わざわざ4つに分ける意味はない」と問いただす。ジアドは、「南側の土はよくない。たとえ面積を同じにしても、等分 *yakuto* にはならない」と主張。年長者4人は、2人から少し離れた場所で話し合っ、4つに分割するジアドの案で合意。ジアドの呼んだ年長者のひとりであるザブンが、「コーヒーの土地でも、(コーヒーの質の良し悪しで) 4つに分けたように、畑の土地も4つに分けよう」と言う。この境界画定に先立って、ヤスィンはすでにひとりでこの畑の土地を測り終えていた。しかし、ジアドが強く主張して、もう一度測りなおすことになる。ひじから指の先までの長さを *1 dhunnuma* (*këndu*, Am.)、6 *dhunnuma* で *1 ule* (*goro*, Am.) (=約3m) となる。この3mの木の棒を用いて、畑の四方の長さを測っていく。最初に、ヤスィンと彼が呼んだ年長者2人が主導して測りはじめるが、やや手間取っているうちに、ザブンが「おれにまかせろ」と棒を手にとって、もう一度はじめから測りなおす。ひととおり土地の測量が終わったあと、年長者4人が意見を言い合い、南側の土地の分け方を話し合う。ここでもザブンが主導的な立場にたち、彼の提案した *ule* の数で分けることになる（図30）。境界とされた部分には、ヤスィンとジアドの手によってユーフォルビアの枝がいくつか植えられ、印とされた。

ここで、ヤスィンは「この土地を選ぶときには、くじ *ita* は必要ない。もしジアドが北側になれば、彼らはひとつの土地になる。われわれだけが、離れた土地を手になることになる。なんでもくじで決めればいいというわけではない」と主張。しかし、4人の年長者たちは「くじで決めるのが正しい」と反対する。それでも納得しないヤスィンに対して、ザブンは怒りだし、「今さら何を言い出すんだ！ どれだけの仕事をおいてここに来てやってると思っ

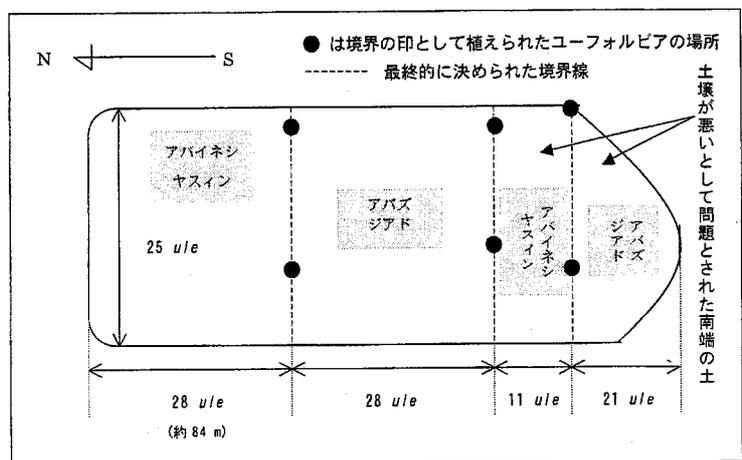


図30 畑地における境界画定の模式図（事例15）

註 事例となった土地の分割を模式的にあらわしたもので、じっさいのかたちとはやや異なる。最初は中央から2分割されるはずだったが、南側の土地をさらに2分割して4分割された。

てるんだ！」と言い放つと、畑をあとにして帰ろうとする。ほかの年長者に引きとめられて、また座りなおし、結局、くじ引きをすることになった。近くの畑にいた関係のない青年が呼ばれる。あらかじめジアドとヤスィンが選んだ10cmほどの2本の枝を青年に渡す。青年は、後ろ手に枝を何度か入れ替え、手に一本ずつもって北と南を指し示す。これで南端の土地は、北側をヤスィン、南側をジアドがとることになる。結局、畑の土地は、南からジアド、ヤスィン、ジアド、ヤスィンと交互に分けられることになった。ジアドは、不機嫌そうに「これでいいんだろう！」と声を荒げる。ヤスィンは、南端の土地ではなかったもので、少しほっとした様子。年長者たちも立ち上がり、みなで帰り道につく。途中、それぞれの年長者に対して、ひとり5ブルずつが支払われる。コーヒーが実っているような時期ならば、20ブルから30ブルが渡されることもあるという。

年長者が主導的な役割を果しながら、まさに「交渉」によって物事が決められていく。もっとも年の若いヤスィンの主張は、あまり受け入れられず、発言力のあるジアドとザブンの意見が通っていく。ヤスィン側の年長者も、それに表立って反論してヤスィンを支持するというよりは、むしろ相手側の意見に同調して対立を回避するような場面が多かった。この交渉の過程には、その場にいた6人の者たちの社会関係やその発言力の強さが色濃く反映されていたといえる。しかし、それだけで物事が決まってしまったわけではない。この土地の境界画定の場面を詳しくみると、説得力のある主張として採用された意見には、いくつかの「権威ある論理」が抽出できる。①「土地を等分割するときには、その面積よりも土地の生産性や条件を同じにする必要がある」、②「当事者間で意見が対立したときには、双方の年長者による合意が優勢する」、③「最終的には、くじ引きという機会を均等にする手法がとられる」。これらの論理が、土地の境界画定の成り行きを決めていた。

いくらジアド側の年長者の発言力があっても、最終的にはくじ引きという手段がとられることで、かならずしもジアドに有利な結果にはならなかった。作業の手続きを決める過程で「交渉」が大きく作用する局面もあれば、偶然性にゆだねられた「交渉」の余地のない局面もある。ただし、ここで決められた境界は、今後、変更される可能性もある。いちど土地に引かれた境界も恒久的なものではない。そんなことをうかがわせる事例に出会った。ふたつめの事例は、もともと境界が引かれていたはずのコーヒー林における境界争いである。

#### <事例16：コーヒー林の境界確認>

アッバ・オリの母親にあたるハッラ・ジャマルのコーヒー林は、その死後（1995年）、子供たちのあいだで分割された（図10参照）。スフィアなど娘3人に与えられたコーヒー林では、4年間ほど、スフィアの前夫の息子がイルポー（分益）で摘みとりをしていた。2000年、その土地をヤスィンが3人から買いとるかたちで取得。それから数年はあまりコーヒーが実らない年が続いたが、2003年になると、近年にないほどたくさんのコーヒーが実りはじめた。コーヒーの摘みとりがはじまる前の2003年10月、隣接するコーヒー林を所有するウォルジー・クランの姉妹が、「スフィヤがヤスィンに売った土地の境界が間違っていて、自分たちのところに入り込んでいる」とカバレに訴えた。その後、訴えられ

たスフィヤがヤスインのもとを訪れて、こんな愚痴をこぼしていた。「このコーヒー(の土地)を売ってからだいぶ年月がたっているのよ。この時期にわたしを訴えるのは、今年のコーヒーが多いからなのかって(相手に)たずねたら、『そうじゃない、前から境界が正しくなかったんだ』っていうの。今は、いろいろ家庭でも問題があって大変なときなのに。境界にはチャダ(ユーフォルビア)が植えてあるから問題ないはずなのにね」。

2003年10月5日、カバレの書記をつとめる青年ムダッスルが立ち合い人となって、境界を画定する作業が行われることになった。ムダッスルのほか、ハッラ・ジャマルの土地のことをよく知る年長者4人(ヤスイン側としてアッバ・オリとジアド、相手側としてウォルジー・クランの姉妹の兄とおじ)、隣接する土地を所有する姉妹2人、前の所有者スフィアと現在の所有者ヤスイン、さらにハッラ・ジャマルの生前にその土地のコーヒーを摘んでいたモクタルもきていた。

ムダッスルは、最初に、もとの土地の所有者であったスフィアに境界を問いただしながら、コーヒー林の周囲をまわる。そのあと、昔のことをよく知るアッバ・オリをつれ、境界をまわって確認していく。境界を確認している間中、まわりではさまざまな者が、大きな声でそれぞれの主張を騒ぎたてている。境界の西側の方は一致するが、北東の方ではスフィアとアッバ・オリの意見が食い違ってしまう(図31)。相手側の姉妹は、アッバ・オリの示した境界は、自分たちの土地に入り込んでいると声を荒げる。たしかに、ユーフォルビアが植えられてはいるが、一本しかなく、そこからどの方向に境界が引かれていたのか、はっきりとしない。周囲を歩き回っていたムダッスルは、2本のクロトンの幹につけられた傷を見つけ、「これが境界ではないのか」とみなに問いただす。相手側の年長者やモクタルがムダッスルに対して、それを認めるような言葉をかけ、結局、その2本のクロトンが境界になる。ヤスインは、「こんな斜めに土地を切るなんてことがあるのか」と激しく抗議するが、受け入れられない。

ムダッスルが2本のクロトンの線にそって場所を指図し、そこに何本もユーフォルビアが植えられていく。そしてムダッスルが、境界付近のコーヒーの幹に1本1本、山刀で傷をつけて境界の印をつけていった。コーヒーの本数にすれば10本にも満たないような境界をめぐる、それぞれが激しい口調で言い争っていたのが、最終的に境界がつけられたとたん、みな静かになる。口々に「(手間をかけて)申し訳なかった *afotoo lilla*」と言いながら和やかな雰囲気の中でコーヒー林を後にする。ここまでで、およそ40分くらいのものであった。途中、その場にいた者はウォルジー・クランの年長者の家に立ち寄り。チャットを参加者のあいだで分けながら、みな幸福と平和を祈る祈祷があげられ、それまでの喧騒がうそのように、しばらく静かに会話が交わされたあと、それぞれ家を出て行った。

境界を確認するとき激しい剣幕で主張をぶつけ合っていたのが、最後は、みな和やかに帰途についた光景が印象的だった。まるで、大声を張り上げることが「交渉」を有利に進める

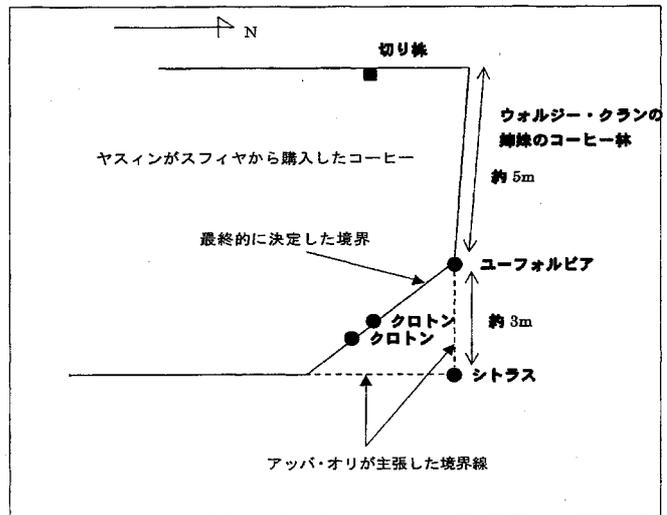


図31 コーヒー林の境界争いの模式図(事例16)

ために必要なパフォーマンスであるかのようなようだった。本来の境界が、どちらだったのか、ほんとうのところはよくわからない。また数年後には、境界が不明確になって、再びもめごとが起こるかもしれない。ただ、ここで重要なのは、2003年のコーヒーの実りがよさそうだとわかった時点で境界確認の争いが起きたということである。1999年ごろから数年間、コーヒーの収量が少ない状態が続いていた。コーヒーの収穫が増えることが見込まれたとき、それまでほとんどあいまいなままにされ、当事者どうしてもはっきりと記憶されていなかった境界に、疑問が投げかけられたのである。どれほどこうした境界争いが頻発しているかを知るデータは持ち合わせてない。しかし、どうしてついたかもおぼつかない樹木の傷や人びとの記憶に頼っている境界は、つねに問い直され、確認されつづけてきたに違いない。コーヒーがたくさん実ったこの年、本格的な収穫がはじまる前に、いくつか他のコーヒー林でも境界を画定している場面を目にすることがあつた。コーヒーの収量が増えれば増えるほど、その境界の強度や重要性は高まっていく。たしかに現実の境界画定の場面は、まさに主張と主張がぶつかり合い、しのぎを削る「交渉」の場である。しかし、それが引き起こされる背景には、コーヒーの収量の増減という経済的な要因が大きく作用していることも忘れてはならない。

さらに、この境界画定を決める場面から、当事者のあいだで拘束力をもつ枠組みや論理をとりだしておこう。まず、最初の事例15のように同じクランの近親者のあいだで土地の境界を画定する作業が、当事者と年長者だけの間でとりおこなわれたのに対し、異なるクランどうしの事例16のようなケースでは、「カバレ」という上位の権威の枠組みに仲介の役がまかされていることが指摘できる。この境界画定で最終的な意思決定を担っていたのは、まだ30歳にも満たないような若いムダッスルであった。彼はカバレの書記としての権威に依拠して、はるかに年長のアッバ・オリの意見を退け、クロトンの幹につけられた傷を「もともとの境界の印」として認定した。この認定が説得性をもちえたのは、カバレという権威の枠組みが当事者間の関係において力を発揮したからに他ならない。前の事例15では、そもそもカバレを介することなく境界画定が進められたが、あの場にムダッスルがいたとしても、その意見が同じように権威をもつものになったとは考えられない。

また、この境界画定のときに決定的な役割を果たしたのは、クロトンの幹にあった傷である。境界がどこか意見が分かれていたとき、誰も最初からそのクロトンの幹に傷がつけられていて、それが境界の印となっていると主張する者はいなかった。ムダッスルがそれを見出し、みなに問いかけたことで、趨勢がいきなり決した。アッバ・オリは、ユーフォルビアの先にあるシトラスの木を境界の印だと語っていた。木や切り株が境界の印とされることも少なくない。しかし、境界の印としては、樹木の幹に人為的につけられた傷のほうが現実性の高いものだとする論理が、ここから浮かび上がってくる。

そして、最後にウォルジー・クランの年長者の家で行われたチャットによる祈禱も、最初の事例15ではみられなかった。むしろ、畑を後にするときには、オジとオイの関係にあるジ

アドとヤスインが互いに罵り合いながら帰路につくといった感じすらあった。これは、おそらく異なるクランどうしの争いの解決を図るときには、その緊張関係に終止符を打つことを確認するための「儀礼」が必要とされたのであろう。近親間の争いと異なるクラン間の争いとは、その解決のために依拠される権威の枠組みも、争いがもたらした緊張関係の意味合いも違ってくる。

#### 4. 「家族」のあいだの土地をめぐる対立

ここでとりあげる土地争いの事例は、家族のあいだの土地相続をめぐる対立である。土地所有について考えるとき、その「相続」のあり方は鍵となる要素である。世代間の財産の「相続」や「分配」は、つねに深刻な争いを生む。調査村でも、そうした事例が数多く聞かれた。しかも村における土地相続の問題は、その親族関係の複雑さによって混迷の度合いを深めている。調査村で婚姻関係の調査を行うと、とくに一部の女性が何度となく離婚と再婚をくり返していることがわかってきた（第2章3節参照）。ここでとりあげるアバイネシの母親アスナクも、そうした女性のひとりである。この争いは、事例15の畑地の分割にいたる前にくりひろげられていたものである。少し長くなるが、詳しく紹介していきたい。

##### <事例17：「親子」の関係をめぐる論争：土地の相続争い><sup>60</sup>

アスナクは、結婚して息子ゲトウを産む。しかし間もなく、同じ街の男と愛人関係になり、その男とのあいだに娘アバズが生まれる。夫と離婚したアスナクは、コンバ村に住むイタナ（ショワ地方から移住してきたクリスチャンのオロモ）に嫁いでいた姉のザンナベチをたよって、彼らの家に身を寄せた。このときアスナクは、愛人の子供であるアバズだけをつれてきていた。イタナとザンナベチとのあいだには子供がいなかった。しばらく4人での生活が続いていたが、そこでイタナとアスナクとのあいだに娘アバイネシが生まれる。イタナは、アバズとアバイネシをともに我が子として可愛がって育てた。やがて、ふたりの娘の母親であるアスナクはまた家を出て、別の土地の男と結婚し、そこでもひとりの娘をもうける。ところがその後、病を患い、最後はイタナのもとにもどって亡くなってしまった。イタナも1997年の夏に亡くなり、年老いたザンナベチとアスナクの娘ふたり、アバズとアバイネシが家に残される。

数年後、アバズはジアドと結婚して家を出る。アバイネシがひとりでザンナベチの世話をすることになった。しかしもともとザンナベチは、夫が自分の妹との

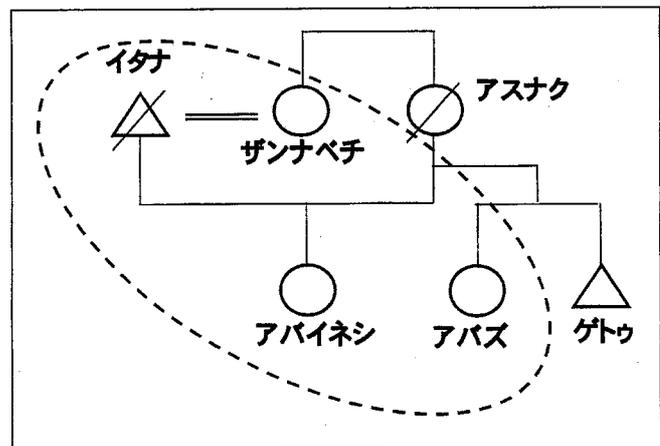


図 32 「親子」の関係をめぐる論争：関係者の親族図（事例 17）  
 註 点線は、同居していた範囲を示す

あいだにもうけたアバイネシに対して、よい感情を抱いていなかった。ザンナベチは「イタナの土地をアバイネシには与えない」と言い始める。アバイネシは、「イタナのすべての土地は、血のつながった本当の娘である自分だけのものだ」と反発し、「ともに娘として育てられた自分にも権利がある」と主張するアバズにも土地は渡さないといって、口論がつづいた。ついには、ザンナベチが「お前なんか知らない！出て行け！」と罵り、アバイネシは恋仲にあったヤスィンのもとに転がり込むことになる。ザンナベチはアバズを頼りにするようになり、イタナの土地だった約12ファチャーサ(4.32ha)ほどの農地(畑とコーヒー林)の収穫もアバズにだけ分けて、アバイネシは蚊帳の外におかれてしまう。そして、ザンナベチは土地をすべてアバズに相続させると周囲にもらすようになった。

アバイネシは、「自分こそは父親であるイタナの本当の娘であって、すべての土地を相続する権利がある」として、ザンナベチをカバレ(行政村)に訴えた。カバレの裁定の場で、ザンナベチは「アバイネシは自分の子ではないので、相続させる必要はない」と主張する。カバレでの調停でも、「誰に相続させるかは、イタナの妻であるザンナベチ自身が決めること」という方向で話が進む。

アバイネシは、カバレでの調停をあきらめ、神に裁きをゆだねることにした。もともとキリスト教徒だったアバイネシも、ヤスィンとの結婚でイスラームに改宗していた。ワチョ集落にある聖者廟のモスクにおもむき、「私が誤っているのなら、私に罰を下してください。すべての裁きは、聖者シェイコタとアッラーにゆだねます」と祈りを捧げた。さらに村に住む「クッロ」の呪術師のもとを訪ね、事情を説明した。まず呪術師の男性は、ザンナベチを呼んで話し合いで和解を図ろうとするが、ザンナベチは応じなかった。彼は家の裏庭にある憑霊 *ayanne* (*wokabi*, Am.) と交信できる場所にアバイネシを入れ、そこでも彼女は間違っている方に裁きを下すよう祈った。さらに呪術師は、呪薬を彼女に渡し、裁きが下るまでは家に置いておくように伝えた。

それからまもなく、ザンナベチが原因不明の病にかかり床に伏してしまう。8ヶ月ものあいだ、寝たきりのようになったまま、病状は悪化するばかりだった。アバズとジアドは、同じ呪術師のもとを訪れ、病気の原因を問いただした。呪術師は「アバイネシが、神に裁きをゆだねているためだ」という。さらに、「まずは土地をアバイネシにも分け与えるようザンナベチを説得しなければ、病に対する薬を与えることもできない」と告げた。アバズたちはザンナベチを説得し、アバイネシへの謝罪とともに、母牛1頭と、かつてイタナが娘2人に与えていた小さなコーヒーの土地を与えると申し出た。アバイネシは、「私がもらうべきなのは、父親が残してくれたものすべてだ」といって拒否する。呪術師は、ジアドに対して「ザンナベチに財産を相続させる相手を明記した文書に署名させるよう説得しなさい」と伝える。ジアドはザンナベチに事の次第を説明し、彼女も一時は2人に与えることを承諾する。すると、病状もやや回復しはじめた。しかし数日後、ザンナベチはふたたび署名することを拒みだす。

2人の調停に乗り出していた3人の年長者は、「相続人がいないままだと、カバレが土地を没収することにもなりかねない。まずはアバズとアバイネシが相続人であるという文書に署名させなければならない」として、ザンナベチを説得した。そして、イタナの土地のうち半分はザンナベチが相続したもので、半分はイタナ自身のものとし、ザンナベチの土地は彼女の意志どおりすべてアバズに相続させ、イタナの残り半分は、アバズとアバイネシのあいだで等分するという遺言書をつくって、ザンナベチに署名させた(図33)。その後、2002年の雨季にザンナベチは息をひきとる。遺言書がカバレに提出され、土地の相続が認められた。

その後、アバズとジアド、アバイネシとヤスインにくわえ、イタナの友人であった男性やアスナクの最初の息子、アスナクの最後の夫、そして4人の年長者が集まって、話し合いがもたれることになった。イスラームの教えでは、遺言を反故にすることは許されないこともあり、年長者のなかには遺言どおりの相続をつよく主張する者もいたが、アバイネシはすべての土地をアバズと等分すべきだと譲らない。アバズやジアドも、ザンナベチの病気の原因が、アバイネシが神に裁きを求めたことにあったと考えていたので、自分たちだけが得をして災難に見舞われることを恐れた。最後には等分することを了承し、「すべての土地をアバズとアバイネシとで等分割する」というザンナベチの遺言とは異なる合意がなされることになった。

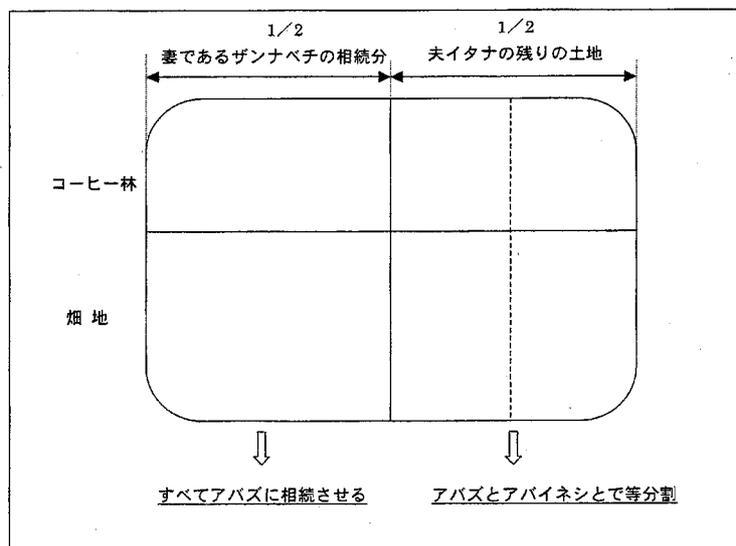


図 33 ザンナベチの遺言書に記された土地の相続方法（事例 17）

亡き父親の土地をめぐるくりひろげられた壮絶な争い。この事例では、土地の「相続」のあり方を決める論理や権威の枠組みが複雑に交錯している様子がわかる。これをひとつひとつ解きほぐしていこう。まず、ザンナベチ・アバズ・アバイネシの三者のあいだで論争となったのは、「親子関係」の解釈をめぐる問題である。アバイネシは、イタナの血を引いていることを根拠として、「自分だけがイタナの正式な子である」と主張した。それに対してアバズは、「イタナは、どちらも自分の娘として育ててきたのだから、ともに娘であることに変わりはない」と反論した。親子関係を確定するとき重要なのは、血のつながりなのか、それとも実質的に自分の子供であると認知したことなのか。この解釈をめぐる論争については、おそらくすべての者が同意する回答はない。しかし、この論争もカバレの裁定の場では、別のかたちで展開していく。

ザンナベチは、「亡くなったイタナのすべての土地は、正式な妻である自分のものである。誰に相続させるかは自分が決める」とし、険悪な関係にあったアバイネシには相続させないと公言した。たしかに、この地方では、夫が亡くなった場合、その土地の所有者は妻とされ、その妻が亡くなるまでは表立って子供たちのあいだで土地を分割することは避けられる。カバレでの裁定も、この慣習にそったかたちで進められた。ここに来て、アバイネシはカバレでの裁定をあきらめ、イスラームの「神」と「聖者」に対して裁きを求めるという行動にでる。さらにキリスト教徒でもある「クッロ」の呪術師のもとを訪れ、その「憑霊」にも裁きを下すよう請う。カバレという公的な権威による裁定の場から、イスラームとキリスト教という枠組みを超えた「神」・「聖者」・「憑霊」という宗教的・呪術的な権威の場へと、論争の舞台が転換する。

この宗教的・呪術的な権威が力を発揮することを可能にしたのは、「ザンナベチが原因不明の病気に倒れる」という事態であった。これは偶発的な出来事だったのかもしれない。それでも、ザンナベチの病状が、この土地相続をめぐる争いにおいて重要な鍵を握ることになったことは間違いない。病状が悪化しつづけたことは、周囲の者の心理にも影響をおよぼしていた。アバズやジアド、そして年長者たちも、アバイネシに土地を与えることを頑なに拒みつづけるザンナベチを説き伏せ、図33に示したような妥協案をつくりだした。さらにザンナベチの死は、イスラームの戒律である「故人の遺言をくつがえすことはできない」という掟さえも凌駕してしまう。土地相続を左右する権威の場が、公的なものから宗教的なものへと転換されることで、ザンナベチの病死という事態が大きな影響力をもつに至った。カバレでの裁定が続けられている段階で、ザンナベチが病気になったとしても、そこに密接な関連性は見出されなかったに違いない。

これら一連の争いの過程を、たんに「交渉」という言葉で片づけることはできない。それは、当事者によって依拠された複数の異なる権威が、偶発的な出来事を契機に力の作用を変化させ、論争の方向性を決定づけるまでに至った、という過程である。土地所有の規則性をくつがえす「争い」という転換点における動態を理解するためには、土地所有を規定する法や制度を列挙するだけではまったく不十分である。土地所有の方向性を決める力をもった複数の権威の所在を確かめながら、その力の作用のあり方を解き明かしていかなければならない。

## 第9章 考察：土地所有の規則性と不規則性

土地所有という現象には、同じような状況がくり返される規則性と、それがくつがえされて不確定な状態に陥ってしまう不規則性とがみられる。この規則性に注目してきたかつての人類学的研究は、それを「法のパラダイム」や「民俗概念」から読みとることを試み、不規則性が顕著になる状況に焦点をあてる近年の研究は、そこが操作 *manipulation* と解釈 *interpretation* に支えられた「交渉」の場であると論じてきた。ここでは、規則性と不規則性とが混在している状況がなぜ生じているのか、そしてその規則性と不規則性をどのような視点から理解すればよいのか、考えていく。

### 1. 土地所有の規則性を支えるもの：資源利用形態からみる「なわばり論」

第二部では、土地所有を「利用」との関連のなかでとらえようと試みてきた。まず、土地の利用形態によって、その所有のあり方や価値に差があることを示した。もちろん、この背景には、低湿地が雨季に水浸しになるといった生態的な条件によって利用の形態が制限されるという側面もある。しかし、同じ低湿地でも、早蒔きのトウモロコシが植えられるところもあれば、まったく牛の放牧のためだけに使われる土地もある。同じような丘陵地の斜面が屋敷地にされたり、畑やコーヒー林にされたりする。この「何のために利用するか」ということが、その土地の所有をとらえるときにきわめて重要であることは間違いない。条件が同じ土地でも、そこで栽培される作物の種類や屋敷地の内か外かといったことで、その所有のあり方は大きく異なってくる。この「利用」という要素が、土地所有の規則性を理解する鍵となる。

資源の利用形態からその所有を考えるときの重要な議論に、「なわばり論 *human territoriality*」がある。これは、動物生態学などを中心に発展してきた理論で、基本的には、資源への競合があるところでは、その資源が比較的豊富で予測可能であれば、「なわばり」をつくることもっとも適応的な方法であるとされている。たとえばダイソン＝ハドソンらの研究は、この「なわばり論」の視点から人間集団のあり方を説明するために、3つの異なる事例を検証している [Dyson-Hudson et al. 1978]<sup>61</sup>。彼らは、そのひとつの例として農牧民であるカリモジョをとりあげ、同じ生活空間のなかの多様な「なわばり／領域性」のあり方を、その作物や家畜の資源利用から解き明かそうと試みている。この議論は、本論が土地所有という現象をその「利用」からとらえようとする視点と重なっている。

ダイソン＝ハドソンたちの研究では、作物や家畜などの資源利用の性質をはかる基準として、コスト－ベネフィット・モデルにもとづいた「経済的防御可能性 *economic defensibility*」が掲げられている。ある資源の領域を守って排他的に占有することが、はたして経済的にみ

て有益かどうか。そのベネフィットが領域を保持するためにかかるコストを上回るときのみ、その資源は排他的に占有される空間として守られる。そして、このコストーベネフィットは、資源の時間的・空間的な予測可能性と潤沢さ／頻度／密集度に左右される。資源がいつでもくらい手に入るかが予測不可能な場合、その資源を防御することで得られるベネフィットは低くなる。また、資源の平均的な密度が高まれば、その防御する領域が小さくてすむため、なわばりを守るコストは減る。つまり基本的には、「なわばりシステムは、重要な資源がもっとも高い密度で予測可能な条件にあるときに生じる」[Dyson-Hudson 1978: 25]となる。具体的にカリモジョの例でいうと、主食のソルガムに代表される農作物の土地／穀物複合は、時間的にも空間的にも密集した予測可能な資源であり、ひとつの「なわばり」として盗人や動物などから守られるべき対象となる。同じように、家畜は貴重な役目を果たす予測可能な資源なので、排他的に守られる資源となっている。ところが、家畜の放牧地は牧草の密度に差があり、拡散していて予測可能性も低い。そのため、極度に草が不足しているときに相対的に潤沢な放牧地が占有されることをのぞけば、ほとんど「なわばり」として守られることはない。

この「経済的防御可能性」にもとづいた説明は、おおまかには調査地の事例にもあてはまる。畑の作物は、きわめて密度が高く、予測可能性が高い資源である。作物が実りはじめると、人びとは出造り小屋で昼夜を過ごし、つねに畑を監視することで穀物を獣害から守っている。放牧集団の牧夫の重要な役目のひとつも、牛が畑に入らないよう監視することであった。畑という土地の領域を守るための行動は、穀物が熟しはじめるとつれて強まり、そして収穫された穀物が家に運ばれるまでつづく。ところが、その後、畑の土地はまったく見向きもされなくなり、しばしば境界さえもあいまいになってしまう。畑の穀物を守るため、一定期間に大きな時間と労力が振り向けられているのは、その収益が得られる時間的・空間的な予測可能性が高いことが背景にあるといえるだろう。

一方、コーヒーは年ごとの収量に大きな格差があるうえに、その年によって摘みとり時期の変動が大きい。そのため、年間を通してコーヒーの土地の境界が守られたり、監視されることはめったにない。ただし、コーヒーの境界争いの事例にもあったように、コーヒーの収量が高いことが確実になったときには、その境界を確認しようというインセンティブがはたらき、境界をめぐる争いが起こりやすくなる。コーヒーの量が多く、その境界を保持することの利益が大きくなればなるほど、その境界を画定するためにある程度のコストがかけられるようになる。

同じく屋敷地のなかでは、果樹やチャット、野菜類など換金性の高い作物が、年間を通して育てられており、それらが侵害されたときの損失は大きい。そのため、屋敷地はつねに高い柵で嚴重に囲んで動物や盗人から守られている。放牧地につくられたユーカリの植林地でも、低湿地の乾燥化という近年の現象を背景としながらも、若芽が植えられる最初の時期だけ柵がつくられて牛が入って荒らさないようにされていた。ユーカリが大きく育つと、柵も

やがて朽ち果て、更新されることもない。そしてユーカリが建材として伐り出されると、その土地はまた共同の放牧地に戻る。土地そのものを領域として保護／所有しているというよりも、そこで育てられる作物や植物の生長段階や成熟度に応じて領域を保護することのコスト・ベネフィットの比率が変化し、それが土地を排他的に所有する強度の違いとなってあらわれているのである。

家畜となる牛とその放牧地として使われる低湿地の関係については、やや複雑である。まず、牛が世帯単位で所有されている一方で、放牧地という領域を保持する単位は「村」になる。家畜の放牧を集団で行えば、各世帯の放牧のための時間と労力を縮減できる。そこで牛を大きな集団で放牧するために、低湿地という穀物を栽培することが難しく、唯一のひらけた空間でもある場所が共同の放牧地として利用されることになる。また、牧草を供給する低湿地という土地の領域保護の行動にも、季節的な変動がみられる。草が減少するトウモロコシの収穫前には、他の村の牛が放牧地に入り込むことも、その逆もない。ときに隣村の牛の群れが境界付近の低湿地に入り込むと、大声で怒鳴って追い返されることになる。ところがトウモロコシの収穫が終わると、コンバ村の牛が隣村の畑の刈り後に入るようになり、追い返されることもない。つまり牧草／放牧地という領域を保護する行動は、牧草の希少性の度合いに応じて、穀物の収穫前に強まり、収穫後に弱まっている。

ただし、ここでは「資源が減少すれば、必要となる領域が拡大してその領域を守るコストが高まるため、なわばりが形成されなくなる」というダイソン＝ハドソンたちの定式はあてはまらない。たしかに牧草という資源は減少するものの、収穫前の時期は放牧可能な土地も物理的に限られており、その領域を拡大することはできない。また、領域を保護するといっても村の境界に柵が築かれるわけでもなく、入ってきた牛を怒鳴って追い出すという程度であり、ほとんどコストのかからない方法がとられている。つまり、領域の拡大が不可能な場合、資源が減少したときに残された選択肢は、領域保護や資源利用のためのコストを下げることしかない。

この低湿地の領域保護の変化を説明するためには、放牧地の増減と放牧集団の形態との関係をあわせて考える必要がある。6章で述べたように、放牧集団の形態は穀物の収穫の前後で変化する。収穫前には低湿地の牧草が減少するため、大きな集団で昼過ぎまで放牧されたあとは世帯単位でわかれて放牧されることが多くなる。限られた低湿地では、大きな集団で放牧を行うことがもっとも放牧のコストを抑えられる方法になる。しかし、しだいに牧草が減少してくると、放牧集団から離れて、各世帯が個別に草の生えている小さな空き地などで牛に草を食べさせるようになる。つまり低湿地以外の草地の有効利用が図られる。低湿地だけでは足りない分を各世帯が個別に確保することで補っているのである。収穫の後には、放牧可能地が畑の刈り後まで大きく広がるため、いくつかに小さく分かれた集団で夕方まで放牧されることになる。これは、大きな集団をいくつかに分けて放牧する方が拡散した放牧地を利用するのに適しているためである。利用可能な領域のサイズと放牧集団のサイズを変化

させることで、放牧のコストを抑えつつ、限られた牧草資源を有効利用する方法がとられているのである。

こうしたコンバ村における土地資源の利用形態は、かならずしもダイソン＝ハドソンたちの示す資源の量とその予測可能性だけで説明できるわけではない。とくに、資源領域となる土地のサイズを自由に拡大・縮小できないような人口稠密な農村社会では、領域の大きさよりも、ある一定の領域内における資源の質や量に応じた利用形態が鍵となっていた。ただし、ある領域を守って利用することの「経済的防御可能性」という視点が、土地所有における排他性の規則的な変化を理解するうえで重要であることは間違いない。こうした説明は、農村社会の土地がひとつの「制度」や「民俗概念」に覆われているといった議論や、逆にすべてがアクター間の「交渉」の産物だとする議論よりも現実に近く、そしてより説得力のあるものだろう。

しかし、キャッシュダンがブッシュマンの事例から指摘しているように、人間集団においては、「なわばり」を防御することが監視や柵の構築といった空間的な防御に限られるわけではない[Cashdan 1983]。キャッシュダンは、ブッシュマンの異なる4集団を「なわばり論」にもとづいて検証し、社会組織へのアクセスと排除が、資源のなわばりを防御するための有効な要素になっていると指摘した。社会組織へのアクセスを制限することが資源領域を守ることに繋がっているため、その資源の領域がどれだけ大きくなっても防御コストが高まることはない。社会関係が資源へのアクセスと排除をコントロールする要素として作用するというこの指摘は、調査地の事例にも重なる面がある。それは土地の所有者と利用者における関係という視点である。

7章で記述してきたように、土地を何らかのかたちで利用するとき、そこには所有者と複数の利用者という「受益者」たちの関係が重層的に築かれていた。とりわけ土地の所有者たちは、自分たちの「所有」を堅持し、そこから得られる利益の優位性を保つために、利用者とのあいだに「経済的他者」としての関係を結ぼうとしていた。畑地において地主と小作との関係が、親族以外の者との短期的なものになりやすいことや、コーヒーの摘みとりのときに、親族よりも村の者、村の者よりも出稼ぎ民が選好されることも、土地を所有する者がその領域と利益を守り、その排他性を確保するためにとる手段として考えられる。土地という領域を「防御する／所有する」ということは、たんに領域的に侵されないというだけにとどまらない。そこから得られる利益をいかに確保するか、その利益からいかに他者を排除するか、ということが「なわばり論」から土地所有をとらえるときに必要となる視点である。しかし、この所有者と利用者との関係には、つねに不確実性がつきまってくる。利用形態によってうながされる土地所有の規則的な変化のなかに、いかに不規則な状況が生じているのか、次の節で考察しよう。

## 2. 土地所有の不規則性としての「争い」：権威の所在からみる土地争い

農村社会の土地所有を「なわばり論」からとらえるときに最大の問題となるのは、その「領域」のあり方の違いであった。おもに狩猟採集民研究に応用されることの多かった「なわばり論」では、ある一定領域の資源量が変化するとき、その領域自体を拡大・縮小できることが想定されている。しかし、土地所有が固定的で、余剰地がほとんどないような農村では、資源の領域を変えることのできる幅はきわめて小さい。限られた土地の領域しかなく、獲得できる資源が不足する場合には、どうしたらよいのか。上でも指摘したように、農民に残された手段は、土地をめぐる受益関係を変化させることである。土地をもたない者は、小作として人の土地を借り受け、その収穫の一定割合だけを手にする立場に甘んじる。土地はなくても、去勢牛をもっている者は、それを貸し出して、土地の生産から利益を得ることができる。村で土地をめぐる所有者と利用者との重層的な関係が築かれている背景には、資源領域がほぼ固定しているために、土地からの受益関係を変化させて資源へのアクセスを調整するより他にないという実態がある。農村社会における土地所有という現象に規則性と不規則性とがみられる理由も、じつはこの点におおいに関係している。

土地から得られる利益を受益者間で分配するとき、そこには所有者が利用者とのあいだに「経済的他者」としての関係を築こうとするインセンティブがはたらいていることを指摘してきた。しかし、地主と小作の争いの事例にも示したように、その試みはかならずしも成功しているわけではない。ひとつの土地に多様な者が関与している場合、それぞれの者の利害は一致しない。大きな利益をあげられる者もいれば、ほとんど利益を手でできない者もでてくる。地主側が小作とのあいだに短期的な「経済的他者」としての関係をもつことに利益があるとしても、それでは小作は最初に投入した労働量を十分にとりもどせなくなってしまう。つまり、両者の利害関係が衝突し、それが「争い」となって表面化することになる。そして、土地争いという不確定な過程をへて導かれる結果には、ほとんど規則性を見出すことができない。この点こそが、土地所有という「資源を確保する」ための営みが、その受益者間の関係によって左右されるときに考慮しなければならない問題となる。

「なわばり論」は、土地という資源の所有と利用との関係を規則性に貫かれた視点からとらえてきた。低湿地がつねに共同の放牧地とされて丘陵地の斜面が世帯単位で所有されることや、さまざまな資源の所有の強度や排他性が定期的に変動するという規則的にくり返される現象をとらえるとき、その説明は明快で説得力をもつものとなる。ところが、土地をめぐる受益者たちの関係を考慮に入れたとたん、その関係の不確定性という現象につきあたってしまう。人間どうしの関係は、なわばり論が主眼においていた人間と土地（資源）との関係よりも、どうしてもより複雑で流動的なものになってしまう。そして、そこにはつねに「交渉」の生じる余地が生まれる。その不規則な結果をもたらす「土地争い」という現実をいかにとらえればよいか問題になってくる。コストベネフィットによる経済的計算も、小作

が地主に対して浴びせかけた怒声ひとつによって粉々になってしまう。規則性に満ちていた世界が、ここにきて不規則性の陥穽に足をとられる。

法のパラダイムから土地所有をとらえる立場もまた、規則性を重視する記述を行ってきた。たとえば土地所有の要素のなかで、「相続」という問題を規則的にくり返される現象としてとらえたとき、それはあたかもなんらかの「慣習」や「決まり」にそって執り行われるものとして描かれることになる。「オロモの慣習では、イスラームの法にもとづいて、父親の土地が息子に対して娘の2倍の大きさになるよう相続される」といったかたちで。しかし、この「きまり」は、2つの意味においてかならずしも実現されるとは限らない。ひとつは、ひとことで括られている「土地」の多義性であり、もうひとつは息子や娘という言葉で示される「親族関係」の多義性である。

6章で示したように、コーヒーの土地は女性にもその分け前が相続されるものの、トウモロコシの土地が娘に分割されたり、その分け前が男の兄弟から支払われたりすることはない。また屋敷地では、父親が結婚した息子に対して土地を分割して生前贈与しながらも、父親とその土地との関係がまったく消えてしまうわけではなかった。さらに苗を植えた者がその果樹の所有者となる、といった具合に「土地」だけの所有や相続関係をみていてもわからないケースもある。これらすべてが、「イスラーム法」のなかに事細かに規定されているわけではない。土地にはその利用形態によって多義性がつきまわっており、それがそのまま争いを引き起こす火種ともなっている。

「親族関係」についても、8章の事例17でもみたように、結婚の形態そのものの流動性のために、かならずしも所与の自明なことであるとは限らない。誰が、ほんとうの「子供」なのか、誰が真の相続人になれるのか、ここでも「親族関係」をめぐる多義性が論争を引き起こしてしまう。こうして、土地の相続という現象ひとつとってみても、「きまり」だけでは片づけることができず、つねに「交渉」や「対立」が引き起こされる余地が残されている。土地争いというのは、なにも慣習におさまりきらない例外的なケースというわけではない。

それでは、なぜ土地所有をめぐる「争い」が、「慣習」や「決まりごと」だけではおさまりのつかない不規則性を生じさせてしまうのだろうか。土地争いの事例からみえてきたのは、その争いの過程が、物理的にせよ、心理的なものにせよ、複数の拮抗する「力」にもとづいた「交渉」の場になっているということであった。ただし、土地争いの過程は、かならずしも政治的／経済的／社会的な「力」をもった者によってすべて操作されるようなものではない。そこには不確定な要素がちりばめられており、弱い立場の者が偶発的な出来事をきっかけに有利な結果を得ることもあった。そこで、不規則な争いの過程を理解するために、本論では、土地争いの当事者のあいだで、どのような権威がいかなる力を作用させているのか、その「権威の所在」を確かめていくという方法をとってきた。それは、交渉のプロセスという土地所有の不規則性をとらえるための有効な枠組みを模索する試みでもあった。

もう一度、土地争いにおいて重要な鍵を握っている権威の所在を整理しておこう。まず、村の土地争いでは、カバレによる裁定と年長者が大きな役割を果たしていた。これらはともに土地争いの過程で、さまざまなかたちで影響力を発揮させていたが、その作用の仕方や効力をもたらす場には違いがあった。さらに、カバレが当事者や証人の証言にもとづいて何らかの決定を下すのに対して、年長者は調停の場で過去の事案を紹介したり、双方が納得できる妥協案を示したりする役割を担っており、かならずしも絶対的な決定力をもっているわけではなかった。さらにカバレの裁定にしても、年長者の調停案にしても、当事者が納得しない場合、その決定が実効性をもつことは難しく、最後には物理的な「力」による解決が図られることもあった。コミュニティのなかの土地争いでは、実効的な支配力をもつ主体が一元的に決断を下すというよりも、それぞれに相対的な権威をもった主体が多元的に関わるなかで問題の解決が図られていくと考えたほうがよいだろう。その意味でも、問題の当事者がどのような社会関係にあるのか、ということが重要な要素になってくる。生活する集落も異なり、民族も違うような者のあいだの土地争いが、カバレの裁定やより上位の裁判所にまでもちだされる傾向にある一方で、親族や集落の者どうしなど近い関係にある場合では、年長者の調停がより大きな役割を果たすことになる。

また、土地争いの事例からみえてきたのは、カバレや年長者だけでなく、宗教的な存在である神や憑霊なども大きな影響力を発揮していることである。この宗教的／呪術的な権威は、病気や災難といった「出来事」とつながることで拘束力を作用させ、土地争いの結果に決定的な影響をおよぼしていた。カバレの裁定や年長者による調停でどんな不利な立場に立たされた者でも、「神の裁き」や「呪術」という権威の力を借りて挽回できる可能性をもっている。しかも、それらの宗教的・呪術的権威には、イスラームやオロモという宗教／民族の枠を超えた、土着的信仰や異民族の呪術といったさまざまな要素が混淆している。それ自体、一元的な「神」の権威のもとに収斂するような構造をもっているわけではない。こうしたいくつかがまったく質の異なる多元的な権威が介在することで、土地所有の不規則性が生じ、法律や慣習といったことではとらえきれない状況を出現させているのである。

土地の所有者と利用者たちは、土地を「所有すること」と「利用すること」から最大限の利益を確保するために、絶え間ない争いや交渉をくり返さなければならない。人びとの土地や境界をめぐる争いの過程には、そうした所有者と利用者との不断の相互行為の姿が映し出されている。ところが、こうした混沌とした争いの過程には、争いの行方を左右する複数の「権威」が姿をあらわしていた。そこでは、土地に関わる当事者の「交渉」にとどまらず、カバレや年長者などの第三者、そして宗教的・呪術的な存在といったいくつもの権威の枠組みがそれぞれ違ったかたちで影響力を発揮させることになる。この土地争いのプロセスで顕在化していた「権威」の所在とその作用を描き出すことで、土地所有に内在する不規則性を支える原理を浮き彫りにし、より厚みのある記述と理解が可能になるのではないだろうか。そ

こには、コストーベネフィットだけではとらえきれない土地所有という人間の営み自体の多義性が映し出されている。

ここまで、土地所有という問いを「利用」を軸にとらえなおしてきた。そこから、土地の所有者だけに注目していてもわからない側面が浮き彫りになった。土地には、その利用形態によってさまざまな「資源／富」を獲得できる潜在的な可能性があり、どのような所有者－利用者の関係のなかで土地を利用するかによって、そこから得られる利益配分も異なってくる。「土地を所有する」ということの意味や価値は、労働力をもつ者や牛をもつ者（畑の分益耕作）、雨季に資金をもつ者ともたない者（コーヒーの土地のダララ）、村の者と出稼ぎ民（コーヒーの摘みとり）といった、所有者と利用者を含む受益者たちの相互関係によって大きく左右される。

この土地から生み出される利益の確保という視点は、次の第三部の「富の分配」についての議論にもつながる。いったん収穫されて農民の手元に入った作物も、すべてがその農民の手元にとどまって消費されるわけではない。親族や周囲の者との関係のなかで、多くの作物や富がさまざまな人の手に渡っていく。第三部では、こうした富の分配のプロセスに焦点をあて、土地所有という問いを「資源／富」の配分の問題としてとらえなおしていく。

### 第三部 土地から生み出される富の所有と分配

土地はなぜ所有されるのか。それは土地が富を生み出すからである。土地を所有するということは、その富への支配力を誰よりも強く手にすることを意味する。しかし、土地を所有していたとしても、その富をすべて独り占めにしているわけではない。畑でつくられた作物などの富は、しばしばひとに分け与えられたり、家族で消費されたり、そして売られたりする。第三部では、土地から生み出される富がどのような手続きをへて、誰の手に渡っていくのか、この富の分配の過程に注目することで、土地所有という問いを深めていく。ここでとりあげる事例には、村で偶然、目にしたようなことや、調査とは関係のないところで経験した出来事も含まれている。数量的なデータだけでは見えてこない人びとの思いや、小さな社会関係の場でくりひろげられる相互行為のなかから、所有や分配を支えている「力学」のプロセスを浮き彫りにしていきたい。

まず、第10章において、村でよく目にする「分け与える」という行為に注目する。作物が収穫されたとき、雨季で食糧が不足するとき、持つ者は持たざる者から乞われたり、自発的に与えたりしている。じっさいにある農民が誰にどのようなものを与えているかを示したうえで、「与えること」にひそむジレンマも含めて考えてみる。

11章では、与えられる作物の違いに焦点を当てる。すべての作物が、同じように分け与えられているわけではない。換金作物であるコーヒーから自給用のトウモロコシまで、その作物の社会的価値や意味の違いのなかで、「分け与えること」と「与えずにため込むこと」との関係を描く。

12章では、「豊かさ」に向けられた人びとの思いが垣間見えるような事例を紹介しながら、持つ者が「分け与える」ことを強られる現実を描いていく。直接、言葉で乞われなくても、持つ者は、つねに富を吐き出すよう圧力を受けている。

13章では、与える相手による違いに焦点を当てる。土地から生み出された富は、身近な親族から、見知らぬ物乞いまで、さまざまな相手に対して与えられる。社会関係の違いによって、分け与える背景にどのような違いがあるのか。「親族」と「異人」という対照的な相手に対する思いをさぐる。そして最後に、富をめぐる交錯した思いから、「分け与える」という行為を支える心理的な動機について「おそれ」という感情を軸に考えてみたい。

## 第10章 富の贈与と分配

### 1. 乞われる食べ物

ひとつのエピソードからはじめよう。村では、収穫を終えて、トウモロコシを家に運ぶ作業が終わったころ、穀物袋をさげて物乞いをしてまわる人びとの姿をよく目にする。わたしがお世話になっていた農家にも何人も人が訪れた。その多くが年をとった女性だった。女性たちは、居間の椅子に座り、農民の妻に何やら相談をもちかけていた。「少しトウモロコシを分けてくれないか」。女性たちは、口々に自分たちには食べ物がなく困っていること、子供が病気で働けないことなどを訴えた。なかには、まったく見知らぬ男性が家を訪ねてくることもあった。彼らは遠くの村からトウモロコシを乞いにやってきていた。そんな面識もない男性に対しても、数本のトウモロコシが手渡された。集落でよく穀物などをもらってまわる者は、いったいどのような人たちなのか。数人を事例として紹介しておこう。

#### <事例1：40代男性（図34-1）>

父親はアムハラ。妻はヤム（ジャンジャロ）という少数民族の出身。息子が3人いる。1人は10代で、2人はまだ幼い。現在、イル集落に住んでいる。

2001年、小作として人の畑を耕して、穀物袋で25袋（乾燥実換算で約1,016kg）のトウモロコシを手にしていて。しかし、収穫したトウモロコシを市で売却してはテフのインジェラや小麦粉といった上等品を購入し、雨季が始まる5月には食糧がつかせてしまう。彼は自分の家を建てるために集めていた木材を売り払って食いつないでいたが、やがて「家のなかには食べるものがまったくない」状態になった。彼にトウモロコシを与えた農民は、「あとで聞いたら、うちよりも収穫が多かったっというじゃないか。何も考えないでトウモロコシを売ったりするからいけないんだ」と言う。02年の耕作期には、人のトウモロコシ畑の監視人として働き、湿地の早蒔きトウモロコシ畑を小作として耕した。

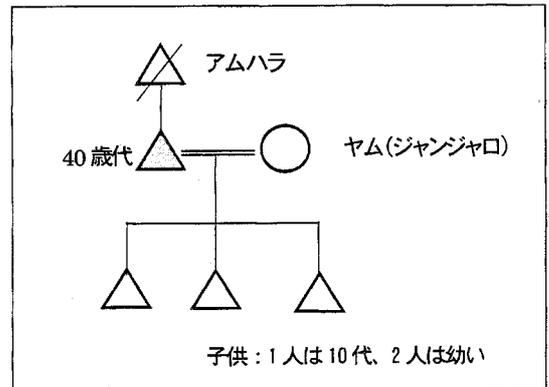


図34-1 物乞いの事例1

#### <事例2：50代女性（図34-2）>

コンバ集落に住む。民族的にはムスリムのグラゲで、デルグ期に移住してくる。オロモの夫と離婚して畑もコーヒー林ももっていない。もとの夫とのあいだに1人の娘と1人の息子がいる。しかし、娘は結婚して別の土地に行き、コーヒー農園でオフィサーとして働く息子とは折り合いが悪く、ほぼ絶縁状態にある。現在、もと夫は村に住む別の女性と結婚している。

毎年のように集落中を歩きまわって食べものを乞う。「ブンナ・クルス(コーヒーを飲むときのおやつ/軽食)をください。家の中には何もないの。家で沸かして飲むコーヒーもない。だからジャバナ・ブンナ(ポットで沸かす分のコーヒー)をください」と言ってくる。トウモロコシを10本ほど与えた農民に対して、10日ほどたってから次のように言った。「もっとトウモロコシをちょうだい。このまえ少しだけくれて、それで与えたと思ってるの?」。それに対して、その農民が「このまえだって、多すぎたくらいだ」と強く言うと、黙って行ってしまふ。

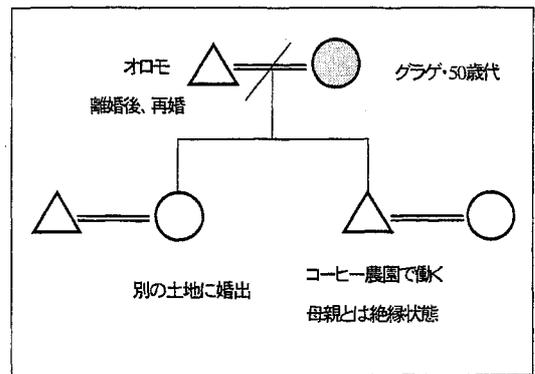


図 34-2 物乞いの事例 2

<事例3:100歳以上のアムハラ女性(図34-3)>

集落で最高齢の女性。ゴンマ地方の東隣のリンムに生まれる。父親はアムハラ。幼い頃からコンバにいたアムハラの大地主のもとで育てられる。社会主義時代の土地供与でコーヒー林を2 *facasa* (0.72ha) もっている。息子に先立たれ、孫たちと同居している。

オロモ農民に対しては、オロモ語で物乞いをする。孫たちとの不仲を理由にして、訴えることが多い。「孫娘は、子供たち(ボーイフレンド)がきたら、キッタ(トウモロコシの薄焼きパン)やミルクをあげちゃうし、わたしは断食で夜を越しているのよ」。タロイモを分けてくれたオロモ農民に対して、「*Abbaiyo yaa Boranii akka ajeesan koranii*(われわれのオロモの祖先がライオンなどを殺したときのように、胸を張って自慢するわ)」と言う。そして、本人はキリスト教徒でありながら、オロモのムスリムが感謝を示すときにつかうアッラーに祝福を乞う言葉を投げかけながら帰っていく。

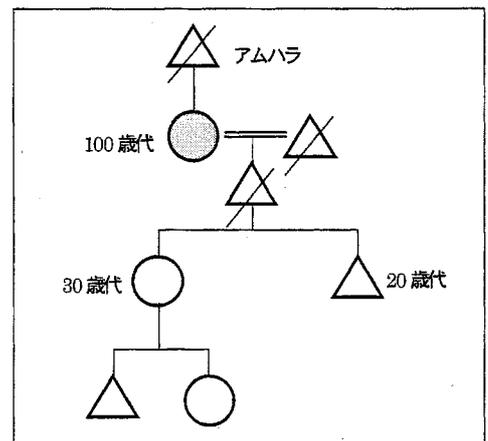


図 34-3 物乞いの事例 3

物乞いをする人の「だらしなさ」が強調されることも多い。また物乞いをする人のなかには、事例の50代女性のように、もらって当然という態度をとる者も少なくない。それとは逆に、食べものを分けてもらうためには、相手の民族の言語を駆使したり、年下の者にへりくだってお願いする姿もみられる。人びとはどのくらいの食べ物をひとに分配しているのだろうか。そして、そういう者に分け与えることをどう考えているのだろうか。本章では、こうした問いを考えていく。まず、じっさいに主要作物であるトウモロコシがどのように分配されているのかを詳しくみてみよう。

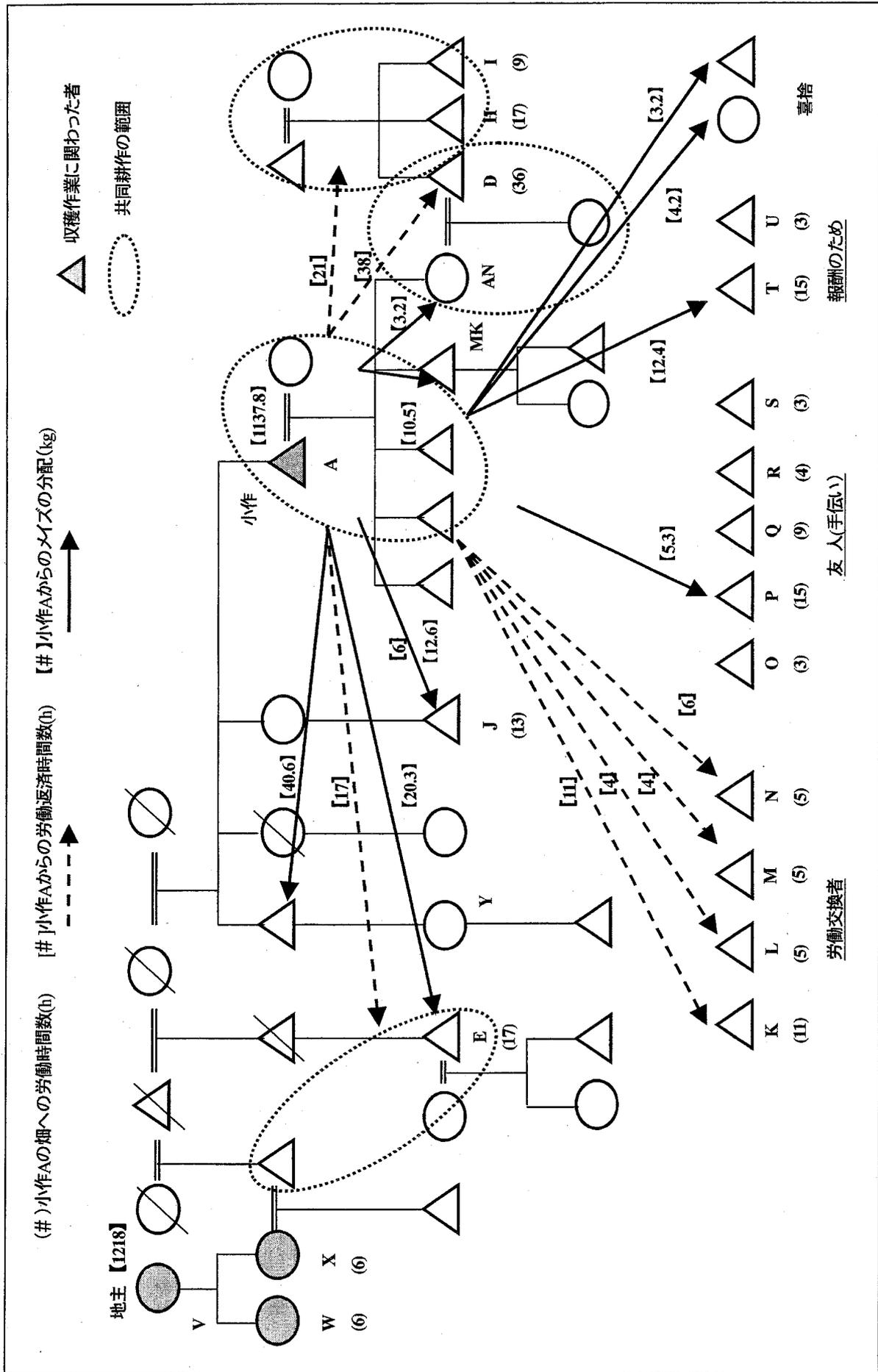


図 35 アッパ・オリのトウモロコシ畑の収穫作業：参加者・労働時間・労働返済時間・トウモロコシの分配量

註 各データの集計方法は以下のとおりである。収穫作業への参加者・労働時間：直接観察、労働返済時間：返済者への聞き取り、

トウモロコシの収穫量：じっさいの袋数より乾燥実の重量に換算、トウモロコシの分配量：分配者に聞き取った袋数・本数から乾燥実の重量に換算

2. トウモロコシの収穫直後の分配

図35は、アッパ・オリ(小作A)の収穫作業にどのような人が関わり、そしてどういう人にトウモロコシが分配されているかを示している。このデータをとった2000年、アッパ・オリは、まだ結婚していなかったヤシンとディノのふたりの息子とともに小作としてはたっていた。じっさいの収穫作業には労働交換の4人を含め、20人の者がたずさわっている。このうち、労働によって返済されたものが点線で、トウモロコシの分配が行われたものが実線で描かれている。

この小作世帯で収穫直後に分配されたトウモロコシの量をグラフにしたものが、図36である。図36-1が全収穫に占める分配されたトウモロコシの割合を示し、図36-2が世帯外に分配されたトウモロコシのなかで、相手別にどれくらいの量が渡されているか、その割合を示している。

図36-1をみると、全体の15%近くが世帯外への分配にあてられているのがわかる。そして図36-2からは、すでに結婚した2人の子供世帯(婚出した娘アンバルと長男モクタル)に11.8%が与えられているほか、それ以外の親族3人(アッパ・オリAからみて、弟、妹の息子、異母兄弟の息子)に対する分配量が70%と、もっとも多くなっている。これらの親族はいずれも収穫作業を手伝っているが、いわゆる日当労働よりかなり多い量のトウモロコシが渡されていて、労働の対価といった意味合いを超えた分配になっている<sup>62</sup>。また、報酬をもとめて畑などを持たない者が収穫作業を手伝い、トウモロコシの分配を受けた者が2人いて、分配量は11.8%になる。こうして手伝いをする者の多くが貧しい者なので、この2人に対しても日当労働の対価を上回る量のトウモロコシが渡されていた。さらに、直接労働に携わっていない者、この場合、村の貧しい老人世帯2世帯に対し、「喜捨」として6.4%が分け与えられていた。そのほか、友人として収穫作業を手伝った者のうちの3人と報酬をもとめて手伝っ

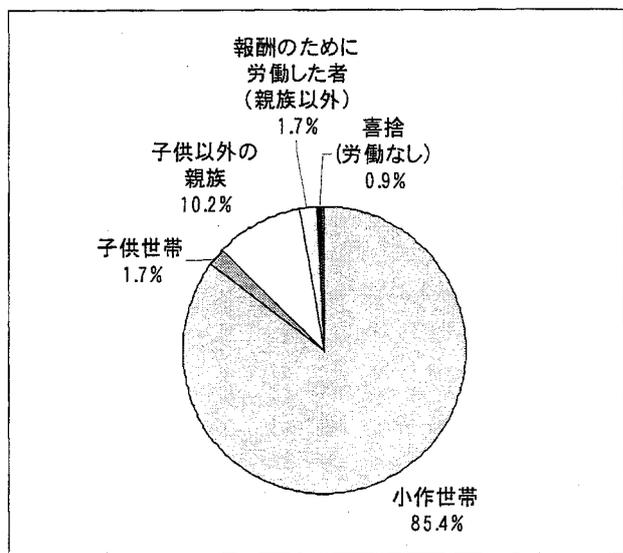


図 36-1 小作世帯の収穫量に占めるトウモロコシの分配量

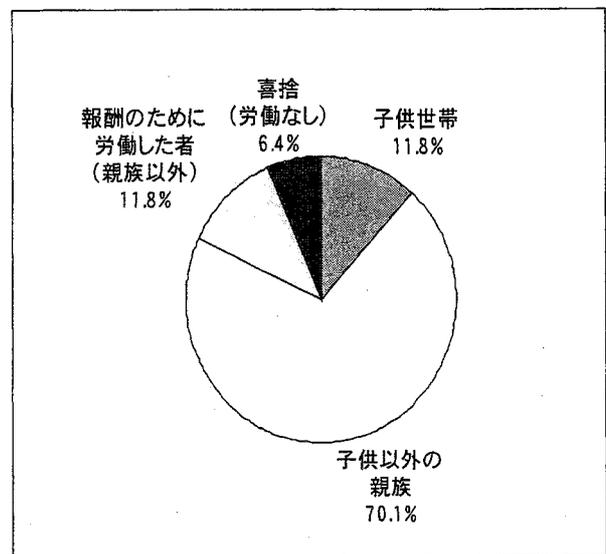


図 36-2 小作世帯の世帯外へのトウモロコシの分配量

た者1人に対しては、いずれも短時間であったり、まだ所帯をもっていない若者であったりするため、トウモロコシの分配はなされなかった。

ここまで、もっとも重要な自給作物であるトウモロコシの収穫直後の分配のされ方をみてきた。この収穫直後の分配では、親族や収穫を手伝ってくれた者など、ある程度、決まった相手に対して一度に多くの量が渡されることが多い。しかし、人びとのあいだでは、それ以外にも日々の生活のなかで「与える」行為が頻繁にみられる。つぎの節では、こうした日常的な贈与と分配に注目してみたい。

### 3. 日常的な贈与と分配

ここでとりあげるのは、ヤスインの事例である。彼は、けっして豊かではないが、村でも有数の働き者で、トウモロコシ以外にもタロイモやピーナッツなどを積極的に栽培している。このデータをとったとき（2002年から2003年にかけて）、彼はすでに結婚して、小さな男子ひとりも生まれていた。

トウモロコシの収穫は、だいたい10月から11月にかけて行われる。そのあとの乾季は、コーヒーが実る季節にあたり、村の経済がもっとも潤う時期でもある。一方で雨季というのは、ちょうど次のトウモロコシの収穫前にあたる端境期で、一年のうちでもっとも困窮する世帯が多い。この対照的なふたつの時期にそれぞれ2ヶ月60日間にどのような相手に対して、どれくらいのものが与えられているかを調べたものが、表15と表16である。

これをまとめると、乾季には、14人（のべ21人）に対して、現金に換算できた分だけで58ブル相当のトウモロコシやタロイモ、ピーナッツなどが与えられていた。一方で、雨季には28人（のべ41人）に対し、およそ88ブル相当の作物などが贈与されていた。とくにこの雨季の2ヶ月間には、早い時期に種を蒔くトウモロコシが収穫されていて、この未熟トウモロコシがかなり分配されていた。自分の家で消費された量はわからないが、売却した分の総額が166ブルで、分配にまわされた量が62ブル相当となり、自家消費をのぞいた余剰トウモロコシの27%あまりが贈与・分配にまわされていたことになる。

これから2つの点があきらかになった。ひとつは食糧に困る雨季に、より頻繁に贈与・分配がなされているということ、そしてふたつめは、親族から他の村の者まで幅広い相手に贈与・分配が行われているということである。

どのような相手に贈与・分配が行われているのか、乾季と雨季で比較してみると、乾季には村の者が多く、雨季には父母・兄弟・姉妹という身近な親族への贈与が多いことがわかる（図37・図38）。ただし、この乾季の場合、たまたまあるひとりの村の者に対して一度にかなりの量のトウモロコシが贈与されていたので、贈与を与える対象について、じっさいは季節ごとにそれほど大きな差はないのかもしれない。

表 15 農民世帯（ヤサイン）の贈与リスト—乾季

（メイズ収穫後：2002年11/23～2003年1/21の60日間）

日付	贈与されたもの	分量（現金換算）	贈与相手	贈与相手との関係／経緯
11/23	メイズ	4本（約0.6B）	見知らぬ男性1	ガリーバ（巡礼者）の格好をして突然、家を訪れて物乞いをする
12/1	メイズ	120本（約17B）	弟の離婚した前妻の父	病気のとき見舞ってくれたり、薬をもってきてくれたり、世話になる
12/2	メイズ	2本（約0.3B）	見知らぬ女性1	物乞いをしながらよそから来る
12/4	メイズ（実のみ）	3kg（2.7B）	集落の男性T	貧しい。妻のかつての実家の隣人
	メイズ	2本（約0.3B）	見知らぬ男性2	ガリーバ（巡礼者）の物乞い
12/15	タロイモ	(2B)	母親	
	タロイモ	(2B)	妻の姉（異父）	金銭の貸し借り関係などもある
12/16	タロイモ	(2B)	父親のイトコ AS （祖父の弟の息子）	贈与をうけることもある。10月の末にコメを2-3kgもらっていた。
	タロイモ	(2B)	嫁いだ妹 AN	メイズなどもよく贈与している。
	タロイモ	(2B)	集落の老女 HM	集落内をまわってよく食べ物乞う
	ピーナッツ	2kg（6B）	母親	
12/18	タロイモ	(2B)	隣に住むオジの妻 J	コーヒーのときに呼び合う関係
	タバコ	(1B)		
12/19	ピーナッツ	1kg（3B）	尊敬するイスラム聖者 SA	問題が起きたときなどに相談している。働かず、人からの布施で生活する。よくB家に来てはモノをせがむ。批判的な者も多い
	タロイモ	(2B)	嫁いだ妹 AN	
12/24	タバコ	1B	イスラム聖者 SA	
12/28	ピーナッツ	0.5kg（1.5B）	父親のイトコ AS	
1/6	タバコ	1B	イスラム聖者 SA	
1/9	ピーナッツ	1kg（3B）		
	タバコの葉	適量	父親	喫煙者の父親のためにタバコを栽培する
1/18	タロイモ	(3B)	嫁いだ妹 AN	
	現金	2B	集落の男性 M	新築祝いとして

→14人（のべ21人）—現金に換算すると58B相当  
 註）2002年～03年では、1B（ブル）＝約13～4円。

表 16 農民世帯（ヤサイン）の贈与リスト—雨季

（困窮期：2003年4/18～6/16の60日間）

日付	贈与したもの	分量（現金換算）	贈与相手	贈与相手との関係／経緯
4/23	メイズ（実のみ）	8.5kg（10B）	父親	両親のメイズがなくなったのを知っていたので
	現金	1B	母親	製粉所に行くお金がないと聞いて
	現金	1B	嫁いだ妹 AN	とくに理由もなく
4/26	タロイモ	(1B)	嫁いだ妹 AN	かつてからタロイモが欲しいと言われていた
4/28	タバコ	1B	イスラム聖者 SA	
5/3	タロイモ	(2B)	嫁いだ妹 AN	家のなかの食糧がなくなってきたと聞いていた
	製粉メイズ	1kg（1.5B）		

5/7	タバコの葉	1週間分	村の友人 K	タバコを買いに行こうとしていたが、お金がないことを知っていたので。労働交換をする仲
5/9	メイズ タバコ	8本 (2B) 1B	イスラム聖者 SA	早蒔きメイズがとれた時期に家を訪れたので
	メイズ タロイモ	10本 (2.5B) (2B)	故イスラム聖者 AJの妻	こちらから出向いて渡す
5/10	メイズ	2本 (0.5B)	集落の女性 Z	ブンナ・クルス(コーヒーのときのおやつ/軽食)がないと言って家に来た
	メイズ	5本 (1.25B)	村の男性 KA	畑の帰りに、農民Bの畑横の小屋に立ち寄ったので、こちらから渡す
	メイズ	3本 (0.75B)	隣に住むオジの妻 J	ブンナ・クルスがいないと言うので
	メイズ	3本 (0.75B)	弟 C	こちらから与える
5/12	メイズ	5本 (1.25B)	集落の少年 S	道すがら「家に行くからちょうだい」と言われる
	メイズ	14本 (3.5B)	嫁いだ妹 AN	
5/16	現金	2B	父親	葬式講への支払い。父親の持ち合わせがなく
	メイズ	4本 (1B)	集落の老女 HN	食べものに困って家を訪れる。ブンナ林をBに貸与するから、と言って(後に75Bで貸借)
	メイズ	20本 (5B)	嫁いだ妹 AN	
5/17	メイズ	5本 (1.25B)	村の友人 K	草刈を手伝いに来ていたので、渡す
5/18	メイズ	5本 (1.25B)	嫁いだ妹 AN	
	メイズ	4本(1B)	隣村の女性 S	Bの畑の小屋に訪れて、乞う
	タバコの葉	10日分	村の友人 K	前回の分がなくなると聞いて、渡す
5/19	タバコの葉	1か月分	村の男性 AB	畑に来て、お金がないと言って乞う
5/22	メイズ	10本 (2.5B)	集落の男性 KE	畑にきたので、与える
	メイズ	10本 (2.5B)	隣に住むイトコの息子	畑に未熟メイズを食べにきたとき、家族にもっていけと言って渡す
	メイズ	4本 (1B)	集落の女性 T	こちらから家まで行って渡す
	メイズ	7本 (1.75B)	集落の女性 AD	コーヒー摘みなどで雇用する。こちらから渡す
	メイズ	4本(1B)	村の男性 Q	畑に来て乞う。息子は商店経営で金持ち
	メイズ	3本 (0.75B)	集落の男性 SA	モスクの手伝い。畑に袋をさげてきて、乞う
5/24	メイズ	6本 (1.5B)	隣村の女性 N	家まで来て、食べものがないと言って乞う
5/25	メイズ	14本 (3.5B)	弟の離婚した前妻の父	家までもっていく
	メイズ	6本 (1.5B)	隣に住むオジの妻 J	ブンナ・クルスがいないと言うので
5/26	メイズ	8本 (2B)	嫁いだ妹 AN	
	メイズ	20本 (5B)	兄 MK	チャット商人。チャットを買いに行ったときにこちらから与える。家にメイズがないわけではない
5/27	メイズ	20本 (5B)	村の男性 BA (呪術師)	家まで行って渡す
	メイズ	10本 (2.5B)	嫁いだ妹 AN	
5/28	メイズ	10本 (2.5B)	巡礼者 SK	別の日に父親のところに喜捨を求めてきていたので、人を送って与える
6/9	メイズ	10本 (2.5B)	隣村の男性 SQ	道で会ったときに乞われる。家を訪れもらって行く
	タバコの葉	20日分	故イスラム聖者 AJの妻	タバコを吸うのを知っている
6/11	メイズ	20本 (5B)	集落の女性 K	「あとで返すから」といわれて、渡す
	メイズ	3本 (0.75B)	集落の少年 K	畑の方へ薪とりにきていたので、渡す

→28人(のべ41人) —現金に換算すると88B相当

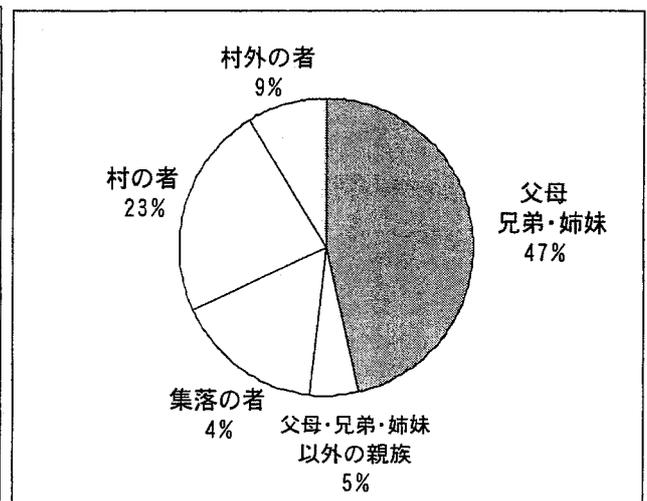
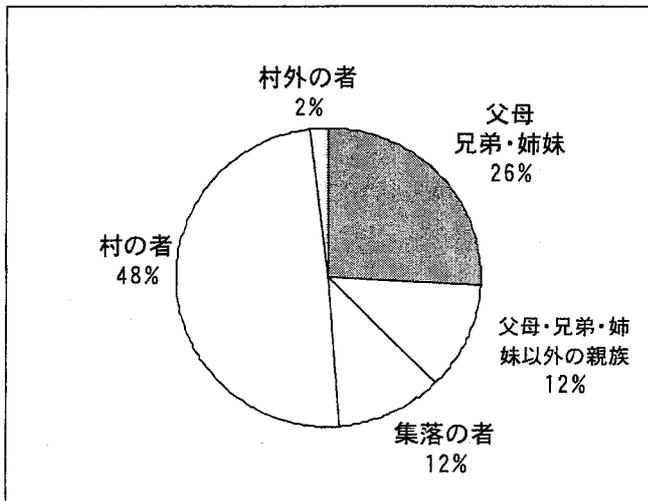


図 37 乾季における贈与（現金換算額）の相手別割合

図 38 雨季における贈与（現金換算額）の相手別割合

この贈与のリストをもう少し詳しく分析してみると、贈与や分配の対象となる相手ごとに次のような違いを指摘することができる。

- ① ごく身近な家族に対するもの（乾季：3人、雨季：5人）。ヤスインの事例では、父母と婚出した妹に対するもの。この場合、たまに返礼もなされているものの、貧しい側への日常的な援助、といった性格が強いことがうかがえる。男兄弟の場合は、競合的な関係になりやすいからか、この手の贈与はあまり見られず、一度に一定量が分配される②のかたちに近い。
- ② 近隣の親族に対するもの（乾季3人、雨季：2人）。この場合、近くに住んでいるアッパ・オリの弟にあたるオジとその妻、さらにその孫が対象となっていた。ごく身近な家族に比べると頻度や量は、かなり減る。ただ、前節のトウモロコシの分配事例からもわかるように、本格的にトウモロコシが収穫されたあとには、この領域の相手に対する分配がもっとも多く見られていた。
- ③ 村の同年代かあるいは年少者に対するもの（乾季：0人、雨季：4人）。この場合、背後にコーヒーの摘みとりを手伝ってもらったり、草刈をしてもらったりといった雇用関係ないし手伝い関係があることがわかる。雇われる側からの返礼は比較的なされやすい。しかし、その量は雇う側のほうが多くなっている。労働を続けてくれるようご機嫌をとる、一種のボーナスのようなものとも考えられる。
- ④ 村の者のうち、ムスリムの聖人といわれる人や呪術師といった尊敬している相手、あるいは過去に世話になった者に対する贈与（乾季2人、雨季4人）。この場合、感謝の念をあらわしたり、関係が悪化しないよう気遣うといった気持ちが見え隠れしている。返礼はほとんどなされない。

- ⑤ 村内や村外の知人、とくに貧しい者（乾季：2人、雨季：13人）。畑や家まで来て頼まれることもあれば、こちらから渡すこともある。とくに困窮する世帯が多い雨季に、数的にもっとも多くなっている。返礼はほとんどなされない。
- ⑥ 見知らぬ物乞い（乾季：3人、雨季：0人）。家を訪れて乞われることが多い。この場合も、返礼はほとんどなされない。

これらのことから、ふたつの点が指摘できる。まず、かならずしも近親者ばかりに富の贈与・分配が行われていて、関係が遠くなればなるほど減っているというわけではなく、むしろ関係が遠い相手に対しても頻繁に与えられているということである。そして、その相手によって「与える」理由がかなり異なっていることがわかる。そうした行為を「贈与」や「分配」という言葉でひとまとめに考えることはできないのかもしれない。

たしかに、④の数人をのぞいては、富の流れは、もつ者からもたざる者へと向かっている。大きな意味では、結果として社会的な再分配がおきているともいえる。しかし、ひとつひとつの「与える」という行為をみると、それらが「貧しい者を救う」という「社会的責任」や「慈悲」のようなものによってのみ支えられているとは考えにくい。富の流れだけを見ても、そうした行為を動機づけているものが何なのか、見えてこない。

たとえば、③や④をみると、富を与える方向性は、社会的・経済的な上位者から下位者へ、下位者から上位者へと異なるものの、その目的は「関係を築いて保つ」ためと要約することができる。富は一方向へと流れているように見えても、働いてもらったり、世話になったりする「サービス」への一種の反対給付といってもいいかもしれない。

それにくらべると、②のような親族は、血縁関係にあるという事実以上に、近くに住んで日常的に接することで、すでに切っても切れない関係が築かれている。常日頃から、コーヒーを沸かしたときに招きあったり、食器や調理器具などを貸し借りしするなかで関係は築かれ、保たれている。つまり「関係を築いて保つ」ために富を「与えている」というよりは、身近な関係にあるがゆえに、一方だけが富をため込むことへの罪悪感や、大きな収穫があったときに分配する義務が生じているように思える。これを①のようなごく身近な親族への分配とくらべると、その違いがわかりやすい。①の場合、もたなくて困っている者にもつ者が与えるといった、不定期に随時行われるようなものになっている。それが②の場合、トウモロコシの収穫といったあきらかにどちらか一方に大量の富が入ったときに、その一部を分け与えるというかたちをとっており、日常的に手持ちがないからといって富が分け与えられるわけではない。こうした意味でも、①が「援助」という言葉で表現できるとしたら、②は「義務」といった言葉を用いたほうが適切のように思える。

⑤のような場合は、そのどちらとも言いがたい。たしかに村内や隣村の顔見知りではあるが、日常的に接しているわけでもなく、返礼や分配の義務を感じているとは言えない。ただ、このカテゴリーの者に対するものが、数的にはもっとも多いの。そして、⑥にいたっては、

まったく見ず知らずの者が相手となっている。関係が疎遠な者も含めて、なぜこれほど頻繁に分配が行われるのか。「分け与える」という行為の背景について、村人の言葉などを頼りにしながら、もう少し掘り下げて考えてみたい。

#### 4. 「分け与える」への両義的感情と宗教的規律

村の知人などに対する贈与や分配は、どういうきっかけで行われるのだろうか。ヤスィンは次のように説明する。

「みんな、あそこはトウモロコシの収穫が多かったとか、タロイモを掘り起こしたなどといった噂を聞きつけてくる。道端で会ったときなんか『今度、もらいにいくよ』と声をかけてくる。そう言ってまだ取りにきてない者もたくさんいる」。

たくさん収穫があった者は、つねに「分け与える」ことを期待される。そして、豊かな者が贈与・分配を行うことは、むしろ当然のように考えられていることがうかがえる。それでは、よく互酬性や相互扶助といった言葉でも説明されるように、与えれば、いつか自分が困ったときに助けてもらえるのか。それを期待して与えているのか。それをたずねると、次のような答えが返ってきた。

「人にものを与えても、相手が感謝して、あとでお返しがもらえるなんてことはめったにない。それどころか自分たちが問題ないときは近寄ってもこない。こっちが困っても助けてはくれない。」

じっさいの観察のなかでも、物乞いを行うような者は困ったとき以外は近寄ってこないことが多い。贈与を受けた負債感は、かならずしも返礼へと向かわせるだけでなく、関係の疎遠化といったことで解消されることもあるのだ。

この言葉を裏付けるために、ヤスィンが1年間に受けた贈与（あるいは返礼）のリストを調べてみた結果が表17になる。これは1年間のリストである。さきほどの60日間の贈与リストにくらべて、いかに少ないかがわかる。ときどき限られた人から少量のお返しを受けることはあるものの、そういったときも、ヤスィンはすかさずさらなる返礼を渡している。

つまり、どうやらこれほどたくさん贈与や分配を行う理由は、返礼をもらえるからでも困窮時の生活保障を期待しているわけでもなさそうだ、ということがわかってきた。しかし、返礼が期待できないまま与えすぎてしまうと、つぎは自分が困ってしまう。このあたりのジレンマをうかがわせる場面に出くわした。ヤスィンの家に同じ村に住む高齢の女性がトウモロコシを乞いにきたときのことである。

表 17 農民世帯（ヤスィン）への反対給付のリスト（2002年12月～2003年11月の1年間）

月	贈与されたもの	分量（現金換算）	贈与した者	贈与した相手との関係／経緯
4月	コーヒー	2kg(約 4.4B)	嫁いだ妹 AN	コーヒー農園で廃棄処分されたコーヒーに農民たちが殺到。Bは行かなかった
	コーヒー	1.5kg (約 3.3B)	嫁いだ妹 AN	同上
	コーヒー	2kg (約 4.4B)	父親のイトコ AS	同上
7月	マンゴー	4個	村の友人 K	Bの2歳の息子へということ
	マンゴー	2個	村の友人 K	同上
	マンゴー	1個	村の友人 K	同上
8月	シュロ（豆の粉）	0.75B	集落の女性 AL	Bが牛乳を与えた容器に返礼として入れてきた
	タマネギ	0.25B		
9月	インジェラ	2枚 (1B)	集落の女性 AD	いつものお返しとして。B家ではヤムイモを育てていないので
	ヤムイモ	1.5B		
	キャベツ	6B	イスラム聖者 SA	Bはミルクとバターを袋に入れて返礼
時々	パン	1回 1B	母親	街の市場に行ったときにBの息子へ。Bも街へ行くたびにパンを買って与える

<事例4：高齢の女性が物乞いにきた場面>

未亡人（図39）。息子たちはともに稼ぎがほとんどない。「ひとりの息子（ジアド）は病気になってるし、アサン（もうひとりの息子）も畑を耕すことはできない。わたしには何もなし。ポコロを少し分けてほしい」。女性の話をきいてあげていた母親ファトマに対して、ヤスィンは「1本も与えるな。他人にあげるほどの余裕はないんだからな。おれたちと一緒に畑を耕したとでもいうのか！」と声を荒げて叫んでいた。母親は黙ってその場をやり過ごし、あとでその女性にいくらかのトウモロコシを与えたようだ。

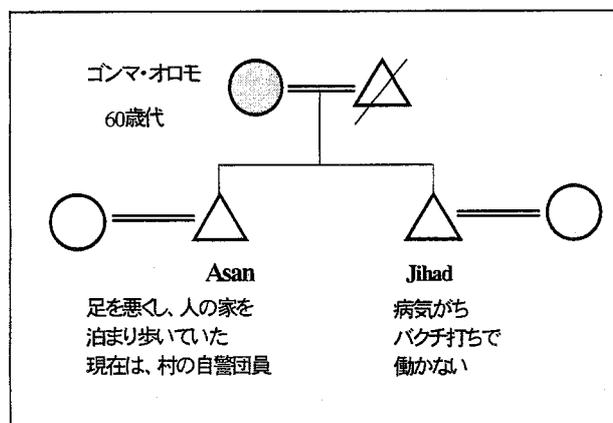


図 39 物乞いの事例4

このときヤスィンはわたしに、つぎのように話してくれた。「むかしはたくさん収穫があっても、両親は村人が穀物袋をもって物乞いにくると、すぐに分け与えてしまっていた。最後には1年分あったトウモロコシも半年でなくなってしまい、ほんとに大変だった」。

どれだけ他人に与えていたとしても、与えた者に食べ物がなくなったとき、すぐに援助の手が差し伸べられるとは限らない。それなのに自分たちが苦勞してやっと手にした作物を、そう簡単にひとに与えるわけにはいかない。働けるのに働こうともしない怠け者に対してなら、なおさらそうだろう。よく家に来る顔見知りの男性が訪れたときの会話にも、こうした思いがストレートに表現されていた。

<事例5：元兵士の40代男性ムハンマドが家に来たときの場面>

デルグ時代の元兵士。村に戻ってからというもの、結婚もせず、畑も耕さず、人の家を泊まり歩いている。喪に服す家 (*mana taaziya*) では、1週間ほどトタン屋根の仮設の小屋が建てられ、食事も集落の者がもってきて振る舞われるので、そうした家に寝泊りすることが多い。ディノの妻の父親が亡くなってアッバ・オリ家に仮設小屋が建てられたときにも、彼は家に来ていた。アッバ・オリが、冗談まじりに「お前の泊まり回ってる家はいくつか？7つくらいにはならないか？」というと、ムハンマド (M) は、「100はこえるな」と答える。以下、ファトマ (F) とヤスィン (Y)。

F「アッラーの思し召しのある人が、かれに与えるんでしょう」

Y「みんなアッラーのために与えてるんであって、かれのために与えてるんじゃない」

M「ここに来ないようにと、(そんなことを) 言ってるのか」

Y「なんでうちに来るんだ。来ないでくれ。あんたは罪人だ。神が(死後にその罪を) 問うだろ」

M「あんたは、まったく逆のことを言ってる」

Y「逆のことではなくて、ほんとのことだ」

F「ムハンマドには親戚もいないじゃない。妹はいるけど、遊び人だし」

Y「かれこそ遊び人じゃないか。働きもしないで」

F「両親もいないじゃない」

Y「何だって？じゃあ(母親ファトマに対して)、ンママには、両親はいるのか？」

この会話には、母親と息子の「分け与える」ことへの情動的なずれのようなものがあらわれている。それは、世代間の「分け与える」に対する思いの違いかもしれないし、ヤスィンのようにじっさいに汗水たらして働いている男性とそれを受け取る女性との間の意識の違いかもしれない。しかし、そんなヤスィンも見知らぬ男性が袋をさげて家を訪れたとき数本のトウモロコシを手渡していた。なぜ見ず知らずの人に与えたのかと聞くわたしに対し、彼はつぎのように答えた。

「〔トウモロコシなどの作物は〕神様がくれたものなので、乞われたら何も持たせなくて帰すのはよくない。家のなかにあるのに、ないといって追い返せば、本当になくなってしまおう」。

与えすぎるとあとで自分たちが困ってしまうことがわかっているながらも、同時に彼には「分け与えないでため込む」ことに対する罪悪感のようなものがあるようだった。ヤスィンの言葉にもあらわれていたように、その罪悪感を支えているひとつの理由が、イスラームの宗教的な規律であることは確かだ。村人は、イスラームの教えのなかに「分け与える」ことを定める2つの規律があると説明する。

- 1) *zaka*<sup>63</sup> : アッラーに対する義務。収穫の1/10を貧しい人に与えなければならない。とれた穀物のうち1/10は、家には持ち帰らずに畑においておき、それを貧しい人にとりくするように伝える。人がとりにこなくて、サルやイノシシが食べてしまってもそのままにしておくべきものだという(じっさいにはあまり行われぬ)。また、ラマダン(断食月)の最後には、集落のムスリムから大人ひとりにつき両手に4杯のトウモロコシの実(家族が3人なら12杯のトウモロコシ)を集めて、父母のいない子供や土地をもたない女性などに与えられる(*zaka trfuir*と呼ばれる)。ふつうはムスリムの導師 *imam* が集めるが、個人的に渡してもよいとされる。トウモロコシを時価で換算して、今年はいくらになると告げられる。
- 2) *sadaka*<sup>64</sup> : ふたつの種類がある。①貧しい人に恵むこと。喜捨。物乞いをする人に対してインジェラ(穀物の粉を水と混ぜて発酵させて薄焼きにしたもの)やトウモロコシを与えること。②死んだ者が *sadaka* として残した財産。土地であれば、そこから得られた収穫物をもとに、死者と神に感謝の祈りを捧げて饗宴をもよおし、人びとにふるまう。個人で消費することは許されない。

キリスト教徒であれ、ムスリムであれ、ふつう食べ物を分け与えてもらった者は、「神のご加護がありますように」といった祝福の言葉を返すことが慣例となっている。与えた者は、神から祝福を受けることができる。そのため富が一方に与えられているとしても、この場合、神を通した反対給付がなされるといえるかもしれない。人びとの「分け与える」行為が、こうした宗教的な規律や神の存在によって支えられている側面は否定できない。

しかし、はたしてそれだけなのだろうか。人びとの贈与・分配の行動を見てみると、宗教的な規律のみに突き動かされているとは思えない場面も多い。ただ、それをひとつひとつの贈与・分配について推し量って区別することは難しい。それから先は、どうしても心理的な問題になってしまう。そこで次の章では、母親と息子のあいだにみられたような「与える」をめぐるジレンマについて、与えられる「もの」にこだわってみていきたい。「与えられるもの」と「与えられないもの」との間には、どのような違いがあるのか。宗教的な規律を超えて「与える」という行為を支えているものは何なのか。それが焦点となる。

## 第11章 「贈与」と「商品」のはざままで

たくさん収穫があった者は、つねに「分け与える」ことを期待される。「富をひとり占めしてはいけない」という圧力が働いているようにも思える。富を手にした者に、その富を吐き出させる。そこには宗教的な規律を超えたものが作用している。これまでもみたように、与えすぎると今度は自分が困ってしまう。こうしたジレンマのなかで、人びとはどのように「分け与えること」と「与えずに利益を得ること」のバランスを保っているのだろうか。豊かな者は、どうやってその豊かさを維持しているのだろうか。ある偶然に目にした出来事から、その問いを考える糸口が見えてきた。

### 1. 他人に売られたサトウキビ

2002年12月のことである。ヤシンが屋敷地で栽培していたサトウキビが大きく育ってきた(図11の\*5)。サトウキビは、村の路上などで細切れにして売られる。とくに子供たちには手軽なおやつとして人気が高い。あるとき、ヤシンは成熟してきたすべてのサトウキビを一度にある青年に75ブルで売却してしまった。ムダッスルという名の青年は、毎日、サトウキビをそこから刈り取っては小学校の前や村の大通りで売っていた。ムダッスルがどれだけの売上高をあげたのか、はっきりとはわからなかったが、少なくとも120ブルから150ブルにはなるほどの本数であった。

遠くの町の商人に売却するのなら話はわかる。しかし、すべてのサトウキビは村の中で売られていた。不思議に思った私は、ヤシンに「なぜ自分で刈り取って売ろうとしなかったのか?」とたずねた。そのほうが当然、多くの利益を手にすることができると思ったからだ。彼からは予想もしなかった答えが返ってきた。

「うちのサトウキビが大きくなってきたのを見たり、その噂を聞きつけたりして、たくさんの方が分けてくれないかと言ってきていた。そんなとき、『あぁ、それがじつは、ちょうどこのまえ、税金の支払いに困って売ってしまったんだよ』と答えればいい。もし、ムダッスルに売っていなければ、今ごろ少なくとも10人には分け与えていて、もうなくなってしまっていたはずだ。少ない額でも人に売った方がずいぶんとましだよ」。

もし、サトウキビを自分の手もとにおいたままにしていたら、それはすぐに「贈与」の対象になって親族や村の知人などに分け与えなければならなくなる。そこで、熟してひとに乞われる前に売却するという方法がとられたのである。この事例からふたつのことがわかる。

ひとつめは、欲しいといってひとから乞われると、サトウキビのように「商品」になりうる作物であっても、分け与えざるをえなくなるということ。もし、分け与えなくてもよい、乞われても簡単に断れるというのならば、わざわざ安い値段で売ったりする必要もなかったはずだ。

そして、ふたつめは、現金が「贈与」の領域の外に位置しているということ。前もって他者に売却してしまうことで、サトウキビという富を現金にかえ、「贈与」の領域からはずすことができた。サトウキビを売って現金にかえても、かえなくても、それが土地から生み出された富であることに変わりはない。もし、なんであれ「富」を分配しなければならないのであれば、作物を売却して得た現金も、人から乞われて分け与える対象となってしまう。しかし、そうはなっていない。いったん現金へと置きかわってしまった富に対しては、だれも「よこせ」とはいえなくなる。そこには、何らかのかたちで区別されるふたつの経済領域があるようだ。思い返せば、同じようなことをこれまでも何度も目にしていた。

## 2. とりつくされるオレンジ

わたしが生活していたアッパ・オリ家の裏庭には、数本の大きなオレンジの木があった(図11)。オレンジが実る時期には、親族の子供たちが毎日のように木によじ登ってもぎとっていた。わたしもよくそんなオレンジを分けてもらった。それが「誰のものなのか」など考えることはなかった。家族みんなのものなのだろうくらいに思っていた。

2002年12月ごろのこと。四男のディノの知人2人が、穀物袋をさげてやってきた。オレンジの木によじ登り、いっせいに果実を地面に落としはじめた(図11の\*6)。「このオレンジをまるごと買い取った」のだという。それを見て、三男のヤシンは「ディノが売ってしまったんだ。あとでモクタル〔長男〕ともめるぞ」とこぼした。よく聞いてみると、この木は長男であるモクタルが若いころに植えたものだという。現在、モクタルはイル集落の別の場所に家を構えている。ディノは、わたしに次のように説明した。

「オレンジをこのままにしていたら、子供たちが食べつくしてなくなってしまう。これを売ったお金は自分のものにするんじゃない。父親の税金を払うためにつかうんだ」。

わたしや子供たちだけでなく、家族の多くの者がこのオレンジをとって食べていた。そんなとき、それが「誰のものであるか」といったことが口に出されることはなかった。しかし、ひとたびそれが金銭におき換えられるという段になると、その富が誰の手におさまるかということが争点になる。

ディノは、自分の家の裏庭にあるオレンジがしだいにとりつくされていくのを、やきもきしながら眺めていたことだろう。しかし家族や子供たちに、それを食べるなどは言えなかった。自分だけが少しずつとって売ることでもできなかった。彼は一度に「他者に売却する」という行為で、親族への無秩序な「贈与」の状態に終止符を打ったのである。ディノ自身も、モクタルがこのオレンジを植えたことは認識していた。だからこそ、オレンジを売り払って得たお金は自分のものにするのではなく、「父親の税金の支払いに当てる」ことでその行為の正当性を主張したのだ。ここでは、「もともと父親の土地であるところに植えられたオレンジは、父親に最終的な権限がある」という主張と、「土地が誰のものであろうと、オレンジの苗を植えた者がその果実を所有する」という、ふたつ主張が拮抗している。

このオレンジをめぐる、あるとき小さな事件がおきた。2003年10月のこと。わたしが家でノートの整理をしていると、外でモクタルとンママ（母親）が言い争うような声が聞こえてきた。どこからかの帰りにアッパ・オリの屋敷地を通ったモクタルは、自分の植えたオレンジの実が少なくなっていることに気づいた（図11の\*7）。激昂したモクタルは、その木によじ登って熟れた実をとりながら、木の下にいたンママに対して、吐き捨てるように言った。「なんでおれのオレンジをとるんだ。このブダ *budah*（邪視者）めが!」。モクタルは、ひとしきりオレンジをもぎとると、そのまま帰っていった。

そのあとが大変だった。ンママは、ちょうど畑仕事から帰ってきたヤスィンに対して、「モクタルが、わたしのことをブダ呼ばわりしたのよ!」と行って、声を荒げながら騒ぎはじめた。ヤスィンの妻アバイネシなども加わって、そのときのモクタルの言動がンママの口から何度もくり返し語られた。しばらくのあいだ、屋敷のなかには、自分の母親にあまりにひどいことを言った、とモクタルを非難する言葉があちらこちらで飛び交っていた。

それからすぐに、ヤスィンも、そして帰ってきたディノも、そのオレンジの木に登って、そそくさとオレンジをもぎとりはじめた。たしかに、それまでわたしや子供たちがたびたびその木からオレンジをもぎとることはあった。しかし、ヤスィンやディノが自分で木に登ってとるとするのは、それほどあることではなかった。モクタルがオレンジを取りつくす前に自分たちの分を確保しておこうという感じもあったが、もうこれ以上モクタルにはとらせないという意思表示のようでもあり、また、ひどい言葉を吐いたモクタルの罪をオレンジで弁済させるかのようなようでもあった。ヤスィンにたずねると、彼は次のように言った。

「この木を植えたとき、モクタルはもう大きくて、街からオレンジの苗を手に入れてきた。でも、モクタルは小学校に通いはじめたくらいの幼い自分（ヤスィン）に指図して植えさせただけで、自分では何もしなかった。それに苗が育ちはじめたあと、雑草を抜いたりしてオレンジの世話をしてきたのは、全部おれだった。それなのに、モクタルがこのオレンジを自分のものだというのはおかしいだろ」。

オレンジはいったい誰のものなのか。モクタルは「自分が苗を買ってきた」といって自分のものであると主張していた。しかし、ヤスィンにしてみれば、人に植えつけの作業をさせて、そのあとまったく世話していないモクタルがオレンジを独り占めするのはおかしい、ということになる。つまり、ヤスィンは「じっさいにオレンジの植えつけや世話をして働いた者が所有するべきだ」という「労働」を根拠とした所有の主張をしているわけである。

父親のコンパウンドのなかには、兄弟が自分たちの家を建てて住んでいる。そのなかの作物は、それぞれさまざまな経緯で植えられてきたため、その所有はいつも論争的となりやすい。しかし、家族の関係のなかでは、どちらか一方が他方を排除することは簡単ではない。コンパウンドを出て生活しているモクタルが、兄弟家族にオレンジをとられてしまうことを完全に排除することはできないし、兄弟たちもモクタルがやってきてもぎとって行くことを阻止することはできない。家族という関係のなかでは、その所有を支える権威の枠組みに大きな力の差はなく、誰かの「主張」だけがひとつの強い拘束力をもつことは難しい。そこで所有をめぐる争いに、おそらく終りはない。

しかし、じつはこのオレンジをめぐる争いの背景には、見逃してはならないひとつの事実があった。それは、2002年ごろからオレンジの実りがよくなってきたということである。それまで数年間、村人が「コレラ」と呼ぶオレンジの病気が蔓延していて、食べられるようなきれいなオレンジがたくさんとれることはなかった。実りがよくなると、それを売却して現金に替えようということにもなるし、それが誰のものだという争いも激しくなる。2002年以前には、わたしが村にいるとき、オレンジのことでめごとが起きる場面を目にすることはなかった。所有をめぐる争いは、対象物の価値の変化に応じてその様相を変えるのである。

### 3. カネになる作物：コーヒー

コーヒーは他の作物とはあらゆる面で異なっている。さきほどあげた贈与のリストにもコーヒーがあらわれることはほとんどなかった。コーヒーは、「贈与」とは対極に位置する「商品」の領域にある作物だといえるかもしれない。まず簡単に自給用の作物であるトウモロコシと比較してみよう（表18）。

アッパ・オリやヤスィンの事例からもわかるように、トウモロコシがつねに「分け与える」対象になっているのに対し、コーヒーが贈与や分配の対象として与えられることはほとんどない。とくに赤い実のコーヒーであれば、ほとんどの場合、摘みとったあとすぐに売却される。乾燥コーヒーの場合でも、貯蔵されて、自家消費されるほか、雨季のお金に困ったときなどに売却される。乾燥コーヒーであれば、まれに贈与されることもあるかもしれないが、赤い実のコーヒーが贈与されることはまずない。とくに、ふつう喜捨（zaka）として考えられるのは、自給用作物であるトウモロコシである。前章の事例1で示したように、収穫した

表 18 トウモロコシとコーヒーの比較

比較要素	トウモロコシ	コーヒー
贈与	<i>zaka</i> (喜捨) のおもな対象になる	贈与の対象にならない
労働力の調達	収穫：親族・隣人と労働交換	草刈：面積あたりの賃金、摘みとり：出来高払い
利益の分配	世帯単位で消費	個人のものになることが多い
土地の相続	男性のみ	女性にも分与される (兄弟に売却されることが多い)

トウモロコシを売却してしまう者もいる。だが「トウモロコシを売ったりするからいけないんだ」という言葉にもあらわれているように、食糧であるトウモロコシを安易に売ることへの抵抗感は農民たちのあいだに根強くみられる。

さらに、その労働力の調達についても、第二部でみてきたように違いが大きい。トウモロコシの収穫作業では、親族の援助や労働交換といった古くからの方法で労働力を確保している。それに対し、コーヒーの場合、草刈りは面積に応じた現金払い（1ファチャーサ＝30ブル）であり、摘みとり作業も、とくにすぐに売却される赤コーヒーの摘みとりは、キロあたりの出来高払いで行われている。

また、トウモロコシが食事をともにする世帯全体で消費されるのに対し、換金されたコーヒーの利益は摘みとった個人が自分のものにするのが少なくない。第二部でみてきたように、土地の相続に関しても、トウモロコシの畑が男性中心に相続されるのに対し、コーヒーの土地は女性にも相続される。このとき、コーヒー林が細分化しないように、女性が男兄弟に自分の相続した面積分を売却したり、その相続分の利益だけが女性に現金で配分されたりする。こうした相続方法は、トウモロコシの畑ではありえない。コーヒーの土地が、より現金に「換算」されやすいことがわかる。

こうして比較すると、トウモロコシとコーヒーとでは、その「現金」との関係に大きな違いがみえてくる。トウモロコシが世帯単位で消費されつつ、世帯外へも分配されるのに対し、コーヒーは現金化されるために、その富が労働力の提供者以上にひろがっていくことは少ない。ここでも、現金化された富が「与えずに独り占め」されやすい富であることがわかる。

しかし、その一方で、飲むコーヒー (*kawa*) となると、話しが違ってくる。コーヒーを沸かすとき、自分たちの世帯だけで飲むということはまずありえない。コーヒーの用意ができると、その家の若い女性や子供などが特定の近隣世帯をまわって、「コーヒーを飲みに来てください」と声をかける。アッパ・オリたちの場合であれば、アッパ・オリのコンパウンドの4世帯とアッパ・マチャ家などの間で互いに声かけられる（図11参照）。その場にたまたまいた人や通りかかった人なども招かれる。人が集まったところで、世帯主や年長の男性がお祈り (*buna jaba* = 「コーヒーを強くする」の意) を捧げ、女性がおちょこのような小さなカップ (*siini*) にコーヒーを注いでみなに振る舞う。だいたい1人3杯から4杯ほどお代わりをし

表 19 アッパ・オリたちのコーヒー・セレモニーの事例  
(2003年9月28日～10月5日)

日付	時間	主催世帯(招待者) <sup>1)</sup>	参加人数 <sup>2)</sup> (X+Y+Z)	参加者 <sup>3)</sup>
9/28	午前 9:06 - 9:29	B (アバイネシ)	10 (8+2+0)	A1(f1), B1(m1), C2(m1/f1), E3(m1/f2), F2(f1/f1), V1(f1)
	午後 3:10 - 3:26	D (ザーラ)	5 (4+0+0)	C1(f1), D1(m1), E3(m1/f2)
	午前 10:00 - 10:25	A (ファトマ)	8 (5+2+1)	C2(m1/f1), D1(m1), E2(m1/f1), F1(f1), V1(f1), VF1(f1)
9/29	午後 12:30 - 12:55	E (ジャルシッティ)	9 (8+1+0)	A1(f1), C2(m1/f1), E2(m1/f1), F1(f1), V2(m1/f1), VF1(f1)
	午後 2:30 - 2:55	C (ラザ)	5 (5+0+0)	A1(f1), C1(m1), D2(m1/f1), E1(m1)
	午前 8:00 - 8:45	D (ザーラ)	4 (4+0+0)	A1(f1), C1(f1), D1(m1), E1(f1)
9/30	午前 8:45 - 9:10	A (ファトマ)	9 (7+1+1)	B1(f1), C2(m1/f1), D2(m1/f1), E1(f1), F2(f1/f1), VF1(f1)
	午後 3:00 - 3:50	A (ファトマ)	11 (9+1+1)	A1(m1), B1(f1), D2(m1/f1), E2(m1/f1), F1(f1), V1(m1), VF3(m1/f2)
10/1	午前 8:30 - 9:00	B (アバイネシ)	8 (7+1+0)	A2(m1/f1), B1(m1), C1(f1), F2(m1/f1), F2(f1/f1)
	午後 1:50 - 2:20	E (ジャルシッティ)	7 (6+1+0)	A1(f1), C1(f1), D1(f1), E2(m1/f1), F1(f1), V1(m1)
	午後 2:30 - 2:55	C (ラザ)	5 (5+0+0)	A1(f1), C1(m1), D2(m1/f1), E1(f1)
	午後 5:25 - 5:45	F (ゼイトナ) <sup>4)</sup>	4 (4+0+0)	A1(f1), E2(m1/f1), F1(f1)
	午後 9:00 - 9:20	A (ファトマ)	6 (4+1+1)	A1(m1), B2(m1/f1), C1(f1), D1(m1), VF1(f1)
10/2	午後 2:08 - 2:30	C (ラザ)	8 (7+1+0)	A1(f1), C1(m1), D2(m1/f1), E1(f1), F1(f1), V1(m1), VF1(m1)
	午後 5:10 - 5:50	A (ファトマ)	10 (9+4+1)	B1(f1), D2(m1/f1), E2(f2), V2(m1/f1), VF3(m1/f2)
10/3	午前 8:00 - 8:15	A (ファトマ)	4 (3+0+1)	B1(f1), C2(m1/f1), VF1(f1)
	午前 8:55 - 9:15	B (アバイネシ)	9 (6+2+1)	A1(m1), C2(m1/f1), E3(m1/m1/f1), F2(f1/f1), VF1(f1)
	午前 9:40 - 10:00	D (ザーラ)	3 (3+0+0)	A1(f1), C1(m1), D1(m1)
	午後 2:40 - 3:05	A (ファトマ)	9 (7+1+1)	B1(f1), C2(m1/f1), D2(m1/f1), E1(m1), V2(m1/f1), VF1(f1)
	午後 3:05 - 3:30	E (ジャルシッティ)	5 (5+0+0)	B1(f1), C1(f1), D1(f1), E1(f1), F1(f1)
10/4	午後 3:00 - 3:25	E (ジャルシッティ)	9 (8+1+0)	A1(m1), B1(f1), C1(f1), D2(f1/m1), E2(m1/f1), F1(f1), VF1(m1)
	午後 4:42 - 5:10	A (ファトマ)	5 (5+0+0)	B1(f1), D1(f1), V2(f2), VF1(m1)
10/5	午前 8:45 - 9:10	B (アバイネシ)	10 (6+3+1)	A2(m1/f1), B1(m1), C1(f1), E4(m1/m1/f1/f1), F2(f1/f1)
	午前 11:35 - 12:00	E (ジャルシッティ)	4 (3+1+0)	C1(f1), E2(m1/f1), F1(f1)
	午後 1:40 - 2:00	C (ラザ)	5 (5+0+0)	B1(f1), D2(m1/f1), E2(m1/f1)

- 註 1) 世帯A～Fは、図10・図11のコンパウンド図に対応している。  
 2) 「参加者数」には、主催者女性は含んでいない。なお、X=その場でコーヒーを飲んだ者、Y=コーヒーを家まで届けた者、Z=その場においてコーヒーを飲まなかった者(子供や飲めない者など)。  
 3) 参加者の表記では、各世帯からの参加人数、括弧内は男m女fの人数を示し、下線はその場にはあられずに、コーヒーを届けた者を示している。たとえば、A2(m1/f1)の場合、A世帯から2人の参加があり、そのうち男性1人はその場には来ず、コーヒーを届けたことを示している。なおVはコンパウンド外からの訪問者(visitor)で、VFは、そのうち親族(姻族も含む)の者。  
 4) 世帯Fには、ハッラ・ヤクがひとりで住んでいたが、このときゼイトナという女性が身を寄せていた。

て飲むことが多い。こうした習慣はエチオピアで広くみられ、一般的に「コーヒー・セレモニー」と言われている。

アッパ・オリたちのコンパウンドで、8日間のあいだにどれくらいコーヒー・セレモニーが行われ、どのような人が参加しているかを調べたものが表19である。毎日、どこかの世帯がコーヒーを沸かしており、多いときでは1日5回ものコーヒー・セレモニーが行われている。3杯ずつ飲んだとしたら、1日15杯ものコーヒーを飲むことになる。ひとつの世帯に呼ばれてコーヒーを飲んだあと、すぐに別の世帯でコーヒーを飲むこともある。1回あたりの参加人数は、平均で約7人。年長の世帯(A・E)ほど多くの人が集まる傾向にある。

喧嘩をしている世帯などの間では、声をかけなかったり、声をかけられても応じなかったりする。このデータをとったときは、ヤスンとヤスフが少し前にもめたことを引きずっていため、その世帯間（世帯Bと世帯D）では人の往来がなかった。日常的に顔を合わせれば会話などもあるが、コーヒーのときは特別のようだった。コーヒー・セレモニーに招き、招かれる関係は、親密さの表現でもある。「コーヒーを呼びあう仲」という範囲が、世帯や家族にならぶ重要な社会関係の単位となっている。

参加者をみると、おもに女性のほうが頻繁に参加していることがわかる。主催者を含めた参加者総数のうち、じつに68%は女性によって占められている。男性は畑仕事などで外に出ていることが多いため、コーヒーを飲みながら世間話をするということが、女性たちにとっての憩いの時間になっている。さらに訪問客が来たときにコーヒーがふるまわれることも多く、コンパウンド内の人間関係だけでなく、コーヒーをともに飲むということが社交的な場に欠かせない要素になっていることがうかがえる。

売却されてカネになるコーヒーの実も、輸出用の商品ですぐに売却される赤い実と、自家消費や雨季に売却される黒い実とでは、その位置づけに違いがある。そして、いったん「飲むコーヒー」になってしまうと、「商品」の領域にあるとはいえないような、きわめて社会性の強いものになってしまう。同じ作物であっても、モノとしての性質が変わると、その経済的な価値や社会的意味までもが変化するのである。

#### 4. カネと神につながる作物：チャット

コーヒーにつぐ現金収入源となっているのが、チャット（カート）といわれる覚醒作用のある植物である。この植物は柵に囲まれた屋敷地内で栽培されることが多い。人びとはやわらかい葉だけをちぎって口の中に入れ、長時間にわたって噛みつづける。チャットは現金で売買される商品作物というだけでなく、とくにムスリムにとって、お祈りや農作業など日常生活のなかで欠かせないものとなっている。

たとえば、村でひとが死ぬと、死後1週間は家族が喪に服するための小屋がつくられ、そこにたくさんの村人が訪れる。このとき、とくにその家族がムスリムであれば、チャットをもっていくことがもっとも「ふさわしい」とされる。ふつうチャットは、その場にいる最年長者やイスラームの知識がある者に手渡される。そして、その者がチャットを両手でもちながら神に祈りを捧げたあと、集まっている者に数枝ずつ分配される。ムスリムがお祈りにあわせて両手を顔の前に掲げて「アーメン」と声を出すとき、その場にいるキリスト教徒は黙ってじっとしているが、最後には、ムスリムもキリスト教徒も噛む者にはチャットが分けられる。

服喪という場面に限らず、神に祈りを捧げるときや社交の場では、チャットは欠かすことができない。イスラームの安息日とされる金曜日の午後に家族や友人たちと過ごすとき、精

霊が宿るとされる大木の下で祈祷がおこなわれるとき、あるいは結婚式やイスラームの儀式のなかで、さまざまな場面で、きまってチャットが神への祈りとともにみなに振る舞われる。たしかに売ればいい現金収入源になる「商品」でありながら、社交的な場面ではお金を介さずにみなに分け与えられるべきものになっている。そこにはやはりジレンマが潜んでいる。

#### <事例6：売れなくなったチャット>

ヤスィンは、屋敷地にチャットを栽培していた（図11の\*8）。2001年に村を訪れたとき、ヤスィンはチャットの葉が茂るたびに、村の商人や仲買人にチャットの畑ごと売却していた。1度に120ブルから200ブルといった値段で売却すると、商人とその雇われ人たちが、勝手にチャットの葉を摘みとってもっていく。ヤスィンはチャット畑の雑草を取り除いたり、土を掘り起こしてやわらかくしたりして、熱心に手間をかけて世話をしており、かなりの収入源になっていたようだった。しかし2002年に村を訪れたとき、ヤスィンのチャット畑はすっかり荒れ果て、ほとんど葉も茂っていなかった。そしてけっきょく一度も売られることはなかった。ヤスィンに「なぜチャットを売らなくなったのか？」と問うと、次のような答えが返ってきた。「弟の結婚式があったり、ヤスフ（刑務所から出てきた兄）がいつも勝手に中に入って摘んでしまうので、大きく育たなくなった」。

彼自身もトウモロコシの収穫作業のときは、自分のチャット畑からチャットをあつめて、作業にあつまった者みなに手渡していたし、父親が村で亡くなった人の弔問に行くというときには、チャットを摘んで渡していた。2001年にわたしが村を訪れたときは、こうした家族などへの分配をしながらも、なるべく他の者が入り込むことを排除して、商人に売却することができていた。その定期的な売却を可能にしていた秩序が、弟の結婚式や出所してきた兄の登場で崩れることになったのである。弟の結婚式に集まった人びとに振る舞うため、兄として自分のチャットを提供するしかなかったことも、出所したばかりで何もない兄が自分のチャット畑に入ってチャットを摘んでいるのを見て見ぬ振りするしかないのも、心情的には理解できる。家族を排除して定期的に売却できていたことのほうが、特殊だったのかもしれない。

チャットをめぐるのは、こんなこともあった。2003年10月のことである。

#### <事例7：通りすがりのチャットをもった男>

アッバ・オリとヤスィンが畑でトウモロコシの運搬作業をしているときのこと。少し離れたところを、チャットをもったズナブという男性が通っていた。アッバ・オリより20歳ほど年下の40代の男性である。隣の畑の収穫作業を労働交換 *dado* で手伝いに行くところだったようだ。アッバ・オリは彼の姿をみると、「ちょっとこっちおいで」と声をかけた。ズナブは畑のところまで来ると、すぐにもっていたチャットをすべてアッバ・オリに手渡した。アッバ・オリはそのチャットを両手にもち、彼のためにドゥアイ（祈り）を捧げた。ズナブは、手のひらを上にかざし、頭をさげて、その祈りの言葉に「アーメン」と答えていた。アッバ・オリは、祈りの最後にズナブの手を取ってキスをしながら、そのチャット

の束のなかから1/3ほどを彼に手渡した。最初ズナブがもっていたチャットの大半がアッパ・オリの手元に残った。ズナブは、すっかり貧弱になったチャットの束を手に、何事もなかったかのように隣の畑に向かった。アッパ・オリは、手元のチャットからほんの数枝を隣で作業をつづけていたヤスィンに渡し、チャットの枝から葉っぱを摘みとって噛みはじめた。去っていったズナブの姿を見ていると、彼は隣の畑でも、すでに作業をはじめた者に残りのチャットから分けているようだった。

そもそも畑にチャットの束をもっていくということは、ズナブにしてみても、それを自分だけで噛もうとは思っていなかっただろう。ただ、ズナブのものだったチャットが、偶然、畑にいただけのアッパ・オリの手に渡り、その一部をズナブが頭を下げて受け取っている姿には、どこか解せないものが残った。しかも大部分がアッパ・オリのものになってしまったのだ。ヤスィンに聞くと、彼はつぎのように答えた。「チャットを分けないというのは、許されない。与えるのを拒むと病気になる」。ズナブは、近くに畑があり、農作業のあいまにアッパ・オリの出作り小屋をたびたび訪れては、煙草などを分けることもあるという。こうしたふたりの関係のなかでは、「チャット」という作物に「商品」の面影すらない。

ひとことで「商品作物」といっても、農村社会のなかでは「分け与える」こととの微妙なバランスのなかで「売る」という行為が成り立っているのがわかる。それぞれの作物には社会的な意味が付与されており、その意味の転換をうまく成し遂げなければ、富を自分だけのものにするのは難しい。

## 5. 社会関係としての「贈与」と「商品」

「贈与（あるいは交換）」はつねに人類学の大きなテーマのひとつであった。トロブリアントのクラや北米北西岸のポトラッチにはじまり、メラネシアやミクロネシアなどオセアニアを中心としたさまざまな研究が蓄積されてきた。ここでは、西洋社会の「商品／貨幣経済」とはまったく異なった「贈与／交換経済」が描かれ、いわゆる新古典派経済学が提示する利潤最大化の人間像が相対化されてきた。

なかでも大きな影響を与えたのが、モースがとりあげたマオリ社会の *hau* という観念である [Mauss 1990(1925):10-3]。贈られたモノが最初の所有者とのつながりをいつまでも保持しつづけて切り離されることがない。これが贈与経済におけるモノと人との関わりをとらえる重要な概念になった。そしてそれは、商品経済のなかで賃金労働者によって生産され、その存在から切り離されている「商品」と対置されることになる。

しかし、こうした「贈与」と「商品」の対置は、「未開社会＝贈与経済」と「西洋社会＝商品経済」という単純な二項対立的な枠組みを強化する結果になった。あたかもメラネシアの人びとが「商品」とは無関係な生活を送っているかのような、あるいは逆に、西洋の人びと

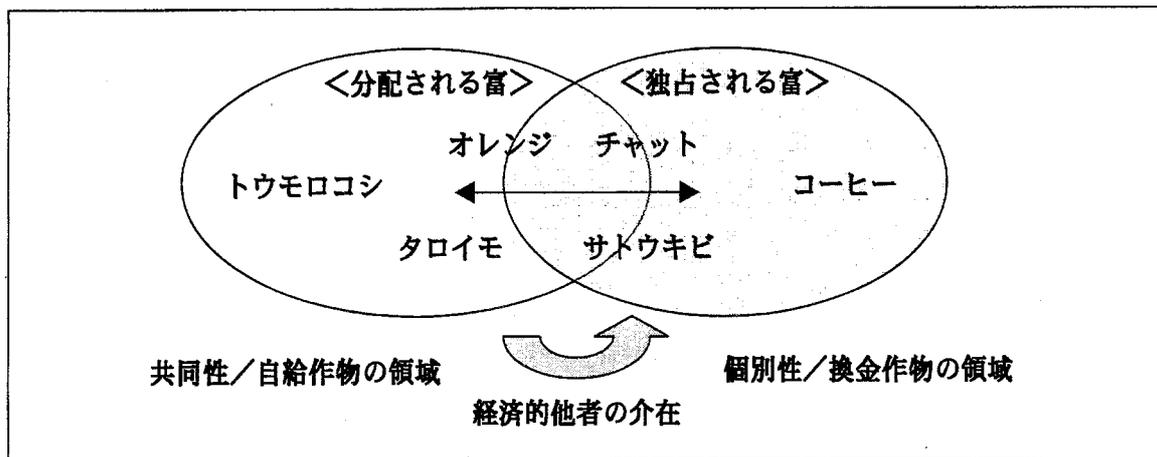


図 40 「分配される富」と「独占される富」：ふたつの経済領域の相互関係

が「商品」だけに囲まれて生きているかのような、そんな対立的イメージをつくりだしてきた [Carrier 1998]。人類学者が提示する贈与経済のあり方は、「未開社会」のなかに閉じ込められた語りにしかならなかった。それに対して、「贈与」というわれわれの概念設定そのものを相対化するような議論がなされるようになった。

「多くの人類学者が見いだしてきたような贈与交換と商品交換が立脚している原則のあいだの根本的な対立は、ある意味でわれわれの贈与のイデオロギーが市場交換に相反するものとして構築されてきたためである。純粋に利他的な贈与という観念は、純粋に功利主義的な交換の観念とコインの裏表の関係にある」 [Bloch & Parry 1989: 9]。

このように「贈与経済」と「商品経済」の二項対立は、さまざまな視点から批判されてきた。たんに「贈与経済」が「商品経済」におきかわるわけではなく、「贈与」の対象だったものが「商品」になったり、「商品」として入ってきたものが「贈与」されるものになったりする変化の両義性を指摘したもの [Gregory 1982]、「贈与交換」と「商品循環」という対立的にカテゴリー化されてきた現象を支える原理に共通性（広義でのポリティクス）があることを強調するもの [Appadurai 1986]、モノはその文化的な意味づけによって、差異化されて交換が不可能な完全な「単独化 singularization」という状況から、単一の交換領域において等価交換がくり返される完全な「商品化 commodization」の状況までの幅をもち、現実の社会や個々のモノはその両極のどこかに位置づけられるとする議論 [Kopytoff 1986] などがある。

エチオピアのコーヒー栽培農村においても、富を分け与えるという行為が日常的になされる一方で、コーヒーなどの換金作物をとおして貨幣を媒介とした富の獲得と蓄積が行われている。本章では、「贈与」と「商品」の概念的な差異や共通性について検討するのではなく、農民がつくりだす富＝作物に注目することで、むしろひとつの社会のなかで「贈与」と「商品」に対応しているかのようなふたつの経済領域が、どのような相互関係を保ちながら並存しているのか、その動態的プロセスを記述してきた。

じっさいの事例をみていくと、作物という富が、「分配される富」と「独占される富」というふたつの経済領域のなかに位置づけられることがみえてきた（図40）。それは切り離された別個の領域というわけではなく、重なり合いをもって、互いに意味を定義し合うような関係にある。それぞれ、近い関係の者に分け与えられる自給作物の領域と、経済的な他者が関与して個別的に利益が享受されるような、おもに換金作物の領域とに分けられる。

トウモロコシとコーヒーがその両極に位置するとしたら、タロイモやオレンジ、サトウキビ、そしてチャットは、その中間になる。しかし、これらの位置づけというのはまったく固定的なものではなく、つねに流動している。つまり、換金用でつくられたはずの作物が、売られずに分配されたり、あるときは、自給用の作物が家族に分け与えられることなく売却されることもある。ただし、そのとき、たとえばサトウキビやオレンジを第三者に売却した事例のように、そこに「分配」の対象とはなりえない「経済的他人」を介在させることで、「分配される富」の領域にある作物を「独占される富」の領域に転換するような手順がふまれることになる。

社会のなかには、「富の分配が期待される領域」と「富をひとり占めして蓄積することが許容される領域」が存在している。これらはいわゆる「贈与」と「商品」といったふたつの経済領域と対応させて考えることもできるかもしれない。しかし、コーヒーの事例にもあったように、あるモノ自体は「贈り物」にも「商品」にもなりうる存在であって、必ずしもどちらかのラベルをつけることができるわけではない。ある程度の傾向はあるものの、性質の変化や状況に応じてどちらの意味も担いうる。むしろここで問題なのは、このふたつの論理を支える社会関係の違いということではないだろうか。この違いが「分配される富」から「独占される富」への転換に戦略的に援用されるのである。土地や作物とまったく関係のないところで、このことを痛感する出来事を経験した。

#### <事例8：車の代金の行方>

2003年に村を訪れたとき、村で一番の金持ちである製粉所の主人が、荷台のある中古車を購入していた。その息子アブドが運転手となって、村と街とのあいだで人や荷物を運びはじめた。その日、わたしはアガロに行く用事があり、街からの車を待っていた。すると、アブドが「今からおれたちもアガロに行くから、乗っていけ」といって車の助手席に乗せてくれた。彼とは気軽に話しのできる友人のような間柄だったので、わたしはてっきり好意で街まで送ってくれるものだと思っていた。車は、荷台に何人もの村人を乗せながら、街に向かった。街についたとき、わたしはいちおう運転席の彼にたずねた。「運賃、払おうか?」。すると、彼は「いいよ、いらぬよ」と言ってくれた。わたしは「それは、どうもありがとう」と彼にお礼を言って車を降りた。すると、荷台から見知らぬ少年が降りてきて、「お金を払え」と言う。どうやらアブドのもとで乗客から車代を徴収する仕事をしているようだった。わたしは、「アブドが払わなくてもいいと言ってるし…」とアブドの方を見ると、彼は運転席の窓から顔を外に出して向こうを見たまま動かなかった。わたしたちの会話が聞こえていないはずはない。しばし彼が振り向いて少年に声をかけてく

れるのを待ったが、彼はじっと外に視線を向けたままだった。しかたなく、わたしが少年にお金を渡すと、アブドはすぐに車を発車させた。まるでわたしが少年にお金を払うまで、じっと待っていたかのようなようだった。

金銭の授受という行為は、わたしとアブドの「友人」としての社会関係にはそぐわない。アブドも、わたしから訊かれて「払え」とは言えなかった。しかし、ひとりの少年の存在が、そうしたジレンマを解決する役目を果たすることになった。少年はあまり知らないわたしに対して「払え」と言うことができたし、それは仕事の一環として淡々と行われた。現金という「独占される富」を介する社会関係、そして「分け与える富」が行き来するような社会関係、これらのふたつの関係性は、けっして切り離されているわけではない。しかし、そこには厳然となんらかの境界があり、それを超えるには金を集める少年のような第三者の存在を必要としている。

話を作物のことに戻そう。10章でみてきたように、土地から生み出される富はつねに「分け与える」圧力にさらされている。そしてその「分け与える」相手は、潜在的には身近な親族から見知らぬ物乞いに対してまで、さまざまな者が対象になっている。しかし、ときに分け与えられたり売られたりするモノに注目してみると、与えずに利益を独占するための「売る」という行為の特殊な位置が浮かび上がってきた。それは、幅広い社会関係のなかのごく限られた「商人」や「仲買人」といった中立的な存在である「経済的他者」を介することで、はじめて成り立つようなものなのだ。

富を蓄積して「豊かになる」ためには、そして豊かな者が豊かでありつづけるためには、農村社会のなかで「分け与える」圧力を巧妙に避けることが求められる。どんなに貨幣経済が浸透してマーケットが整備されても、土地から生みだされる富が「商品」として店先に並ぶまでには、親族や近隣の者などの期待をふりきって「贈与」と「商品」との一線を超えなければならない。そこで、この章で注目してきたのは、それぞれの作物に付与されている社会的な意味を「分配される富」から「独占する富」へと転換するためにその社会関係の違いを戦略的に利用する、というあり方であった。しかし、これまでもみてきたように、経済的他者を介することによって富を現金化し、蓄積していくという試みは、かならずしもつねに成功しているわけではない。たとえ富を独占して豊かになることができたとしても、それでもなお、富をめぐる攻防はつづく。

## 第12章 「豊かさ」をめぐる葛藤

富が誰のものなのか、誰が手にするべきなのか、という「富の所有」をめぐる攻防は、さまざまな「思い」のなかにある。第12章では、社会のなかで「豊かになる」ということが、どのように思われているのか、富をもつ者は、どういう気持ちでそれを手にしているのか、人びとの何気ない言葉やエピソードを手がかりにしてさぐっていく。そこから、なぜそれほどまでに贈与や分配が頻繁に行われているのか、それを支えているものは何なのか、その最初の問いへの議論につなげていきたい。

### 1. 望まれない「豊かさ」

ヤスインは、とても働き者である。だからこそ、それほど豊かではなくても、ひとに分け与えるだけのものを手にできている。あるときそんな彼が、わたしに愚痴をもらした。

「みんな他人が働いて豊かになることを望んでない。ひとが一生懸命に働いていると、『こいつはブタのように土を掘り起こしている』とか、『朝も夜も走り回って、おまえは盲目の家族でも養っているのか?』とか声をかけてくる。畑仕事から帰ってきたときも、『少しは休んだらどうなんだ。なにをそんな騒がしく忙しそうにしてるんだ。どこに行ってきたんだ?どこかにビルでも建てるつもりなのか?』と言ってくる。このあたり人間は、みんなそんな悪いやつらばかりだ」。

一生懸命に働いていると、まわりからは非難を受ける。村のなかで生活していると、成功して金を手にした者やたくさんの収穫があった者を冷やかしたり、責めたりする場面をたびたび目にする。とくに友人どうしなどの関係では、あからさまな皮肉や罵倒の言葉があびせられることもある。身近な者が自分よりも豊かになることは許されない。どうにかして、ひとが豊かになることを阻止しなければならない。そのためには、他人をおとし入れる邪術が駆使されることもある<sup>65</sup>。

悪意をもって、他人の畑を不作にしたり、蜂の巣箱に蜂が入らないように妨げる。村人は、そんな邪術をつかう者 *mortu* がいるという。職業的な呪術師 *t'äng'ay* (Am.) とは異なり、ふつうの農民の名前があげられる。そのため、誰が *mortu* なのか、人によって言うことが違ったりする。「あいつは *mortu* に違いない」。人びとのあいだで、そんな憶測がとぶ。

アッパ・オリとヤスインに、村の *mortu* についてたずねると、10人ほどの名前があげられた。民族も、ムスリムかキリスト教徒かという宗教も関係ないと言う。じっさい、その10人には、アムハラが4人(20世紀初頭に移住してきたアムハラ族の3人を含む)、ゴンマ地方のオロモが3人、その他のオロモが2人、父母の民族が違う者(父:オロモ/母:ワラモ)が

1人となっていて、すべて男性である。なかには、同じ集落に住んでいて、葬式のときに家をたずねてきて楽しげに会話していた老人なども含まれていた。たとえ相手のことを *mortu* だと思っけていても、日常的な関係のなかでは顕在化しない。

さて、それはどんな邪術なのか。*mortu* たちは、労働交換 *dado* などのときに人の畑で播種した種を土とともにそっとポケットに入れる。それを家に持ち帰ると蒔かれた種のすべてがだめになってしまう。あるいは、早朝や深夜に、ひとの畑の上で裸のまま舞い踊り、呪いの言葉を唱える。その畑では、もう作物が実らなくなる。人びとに *mortu* だと疑われているある男の噂を紹介したい。

#### <事例9：人をおとしいれて豊かになった男>

金のまったくない貧しい男だった。ある呪術師のところに行き、呪薬をもらってきたという。もともと国営農園の労働者であったが、今ではたくさんの牛や土地をもつ農民として、数年前には、トタン屋根の立派な家を建てた。どちらかというとな無口な男性で、あまり人と交わらずに畑などで黙々と働いている姿をよく目にする。

水曜の昼には、チャットを傍らにおき、いつも部屋のなかで縮こまってうつ伏せになったままじっとしているという。人がきても口を開くことはない。夜、人のコーヒー林のなかを歩きまわって少しずつ摘んでは自分の倉に入れる。彼に摘まれたコーヒーは実らなくなってしまう。あるとき、まだ夜が明けきらない早朝にコーヒー林を徘徊している姿をひとりの老人によって目撃される。そして精霊 *jinni*<sup>66</sup> のためにヤギを供犠していると噂される。「かれの家には精霊 *jinni* が集まってくる」。

*mortu* だという非難は、たんに人の作物などをだめにするという行為だけに向けられているわけではない。この男性の場合は、急に豊かになったことへの非難のあらわれでもあった。もちろん、彼も貧しい者への喜捨や施しを行っている。しかし、人びとは言う。「あいつからもらっても何にもならない。きれいなカネじゃない」。彼には「人のものをだめにして、不当に豊かになった」という疑念の目も向けられている。しかし、それは *mortu* に限ったことではない。たくさんのひとに作物を分け与えているヤスインも次のように言う。

「ものを与えて助けてあげたのに、あとで仲が悪くなってしまうことがある。悪い噂を流されたり、呪術でこれ以上、豊かにならないようにされたりする。『なぜそんなに豊かになるんだ』と責められ、『どうせ、ちゃんと働いて手にしたものではないだろう。*mortu* や呪術のおかげで豊かになったんだ』と言われてしまう。なんで自分よりも豊かになって恵むようなことをするんだと、それが許せないんだ」

豊かになる。そこには、つねに何らかの嫌疑がかけられてしまう危険が潜んでいる。村で豊かになった者たちの話を聞いていくと、ほとんどすべての者に「呪術をつかって儲けた」といった疑いがかけられていることがわかってきた。「豊かさ」には、つねにネガティブな「まなざし」が向けられている。

## 2. 「豊かさ」へのまなざし

首都のアジスアベバにほど近い場所に有名な呪術師がいる。村で金持ちになった者の多くは、そこに行ってきたのだという。真っ暗な部屋に入ると、地獄絵図のような悪魔がかったおどろおどろしいものを見せられ、儀式をとりおこなう。クルアーンに小便をかけ、薬をもらう。そして、「ハイエナになる」。

## ＜事例10：街のハチミツ酒屋の女主人＞

近くの酒屋が1日に3～5樽しか売れないのに、ある女性のハチミツ酒屋だけは1日9樽も売れる。ある深夜、彼女は真っ白いハイエナの背ののって街を徘徊していたところを警官につかまってしまう。多額の金を賄賂として渡して釈放されるが、彼女とハイエナとのつながりが曝かれる。

## ＜事例11：村一番の成り上がり男＞

何もなかった貧しい男が村一番の金持ちになった。今では村で唯一の製粉所を経営している。帝政期に父親が移住してきたとき、彼らは土地もなく、小作として人の土地を耕していた。この男性も幼いころから人の家で使用人のようにして働きながら、暮らしていた。社会主義時代に集団農場に入り、製粉所の責任者に抜擢された。この仕事で小銭を貯めていたという。集団農場を出てからは、村の小さな商店を購入して、商人として働きはじめる。それから数年後の1994年、コーヒー価格が高騰する。彼はこのとき大量のコーヒーを売却して、大もうけをする。当時、国营農園から不正にコーヒーを摘みとって村の商人に売却する農園労働者が後を絶たなかった。わずか1年のあいだに製粉所を建てるほどにまで豊かになる。

あるとき夫婦ゲンカをして、仲裁者とともに話し合いをもつことになった。激昂した妻が夫に対して口走った言葉が噂を広める。みんな思った。やっぱりそうだったのか、と。「あんたなんて夜な夜なモーと鳴いて（ハイエナの鳴き声）お金をもってこさせてるだけじゃない。それがなくなったら何も残らないくせに……」。

## ＜事例12：商売で成功した若い兄弟＞

貧しかった兄弟は、幼いころから、隣村の農家からオレンジやバナナ、サトウキビなどを買い取っては、村の市で売って小銭を稼いでいた。1993年にある高齢の女性の家を借りて、ふたりで商店をはじめた。そしてその翌年、コーヒー価格が急騰し、彼らも大金を手にする。その後、彼らはそれぞれ別の商店を買い取り、村でもっとも大きなスークを経営するまでになった。

兄弟のひとり、夜中に裸で村のメインストリートに出て、転げまわって体中に土をなすりつけたあと、その土を家に運んでいる。彼のスークには、その土が小瓶に入れて置いてある。呪術師にそうするよう指示されていて、彼らは呪術師に対して、毎年、お金を払っているという。

別の商店で成功した者の例では、呪術師に指示をうけて次のような行動をとる。まだ夜が明けきれない早朝に、裸でジェリカンをたたきながら水場まで行き、水を汲んで家に持

ち帰る。これらの行動は、土の上で仰向けに転げまわったり、ジェリカンを背にのせて水を運ぶ「ロバ」の姿と重なる。

〈事例13：ハイエナで豊かになることを夢見る男〉

刑務所がえりのヤスフは、どうも汗水流して働くのが苦手。まったく働こうとしないために、妻にも逃げられてしまう。そんなある日、「おれは今晚、ハイエナをつかまえてやるんだ」と言い出す。ハイエナを捕まえることで、「金持ちになれる」のだという。夜中、家の外に吊るしたハイエナの皮をつかっておびきよせるつもりらしい。家族の者たちは、そんなヤスフのことを鼻で笑う。次の朝、かれは「昨夜はついにハイエナがあらわれなかった」と残念そうにいう。たぶん、今でもヤスフは働かずして大金を手にすることを夢見ていることだろう。

「金持ちになること」と「ハイエナ」や「ロバ」という忌み嫌われる動物とのつながりが、いたるところで強調される。こうした噂をたてられている豊かな者たちは、いずれも短期間のうちに富を手にした者たちばかりであった。これは、日本のキツネツキなどの憑きものの現象とたいへんよく類似している。吉田[1972]が指摘するように、貨幣経済の流入と新興の富裕層の出現といった憑きものの発生する社会的条件が、このコーヒー栽培農村にもよくあてはまる<sup>67</sup>。とくに1994/95年のコーヒー価格の高騰によって、商店をひらいていた者を中心に大金を稼ぐ者がたくさんでた。これが村のなかに富裕層を出現させる契機となった。豊かになった者のうちで、悪い噂のない者はいないかとたずねてみると、ふたりの名前があげられた。しかし、いずれも隣村の者で、もともとゴンマ王国の王族クランに属していた豊かな家系の者であった。

「ひとが自分よりも豊かにはなるのは許せない」。「豊かになった者は、不当な手段を使っている」。そんな「豊かさ」に向けられるまなざしは、じつはそれだけで「豊かさ」をくつつがえす力をもっている。呪薬など使う必要はない。ただ「いいなあ」と思っただけで見ればよい。

畑仕事をしている人の横を通りかかるとき、みなきまって声をかける。「*rabiisi agarugaru* 神様が買ってくれますように（お恵みくださいますように）」。そう声をかけられた者は、「*aamen* アーメン」と応じる。わたしは日本の感覚から、「今日も精がでますね。たくさん実るといいですね」くらいの言葉だと思っていた。夕暮れどき、水汲みから帰る女性が、鍬をふるっている男性にぺこんと頭を下げて声をかけていく。そんな姿は、まさにのどかな農村の微笑ましい情景だった。しかし、あるときわたしが「畑の横を通るとき、みんな声をかけるんだね」と感心して言うと、ヤスインは次のような意外な言葉を返してきた。

「たとえば、人が牛に犁を引かせてるときなんか、その隣をなにも言わずに黙って通り過ぎでもしたら、『なにを黙ってるんだ！』と牛を打つ鞭でひっぱたかれてしまうよ」。

彼らにとって、「うらやましいな」とか「いいなあ」と思って投げかけられる視線はそれ自体が悪い作用を及ぼすものであった。いわゆる邪視(*budah*)と呼ばれるものである。これには、意識的な邪視と無意識的な邪視の2種類がある。意識的な邪視は、リネージによって、つまり血統によって引き継がれる。「どこそこは*budah*の家系だ」といわれる。母から娘へと引き継がれることが多い。無意識的な邪視には、道端で見てほめることなど日常的な行為が含まれ、たんに「ひとの目 *eja nama*」と呼ばれることもある。

畑の場合であれば、ただじっと見て黙っていると、作物が育たないなどの悪い影響がでてしまう。神に恵みを乞う言葉をかけることで、その害を防ぐことができるのだという。「言葉をかけないと邪視 *budah* の疑いをかけられてしまう」。心のなかでこう怯えながら、みな声をかけることをなかば強いられていたのだ。この話を聞いてからというもの、畑を歩きまわるときは、わたしも忘れず言葉をかけるようになった。

こんなことを意識しはじめると、牧歌的な農村の風景も一変してしまう。種がまかれた畑のなかに50センチほどの棒がたくさん立てられている。先にビニールの切れ端がつけられ、風にふわふわと揺れている。鳥よけの案山子代わりだと思っていたが、それだけではなかった。人の目がじかに作物に向かわないようにそらすために立てられていたのだ。ほかに、畑のそばに牛の頭蓋骨が置かれていることもあった。たしかにどきっとして、思わず目を奪われてしまうのだが、やや気味が悪い。富や豊かさは、お金などの物財だけではない。邪視がもっとも問題になるのは、赤子に対する視線である。こんなことがあった。

#### <事例14：病気になった赤子>

あるとき、ヤシンの妻アバイネシがまだ1歳ほどの長男アッバスを背負って、顔色を変えて帰ってきた。その日は、朝から葬式の準備を手伝いにボルチョ集落まで息子をつれて出かけていた。アッバスは、顔を紅潮させ、ぐったりとしていた。頬を触ると、あきらかに熱があった。ミルクを与えてもすぐに吐いてしまうという。ちょうどそのとき家をおとずれていた、中年の女性が3人ほど部屋に入ってきた。うつろな目をしているアッバスをみると、かなり大げさに顔をしかめながら、「どうしたの？どこに連れて行ってたの？」とアバイネシを問いただした。アバイネシが、「葬式の準備に」と答えると、「そんな人の大勢いるところに連れて行ったらだめじゃない。邪視よ、ぜったい邪視よ」と、口々に言いはじめた。そして、アッバスに向かって、つばを吐きかけた。つばを吐く行為には、祝福を与えるという意味がある。しかし邪視が問題になるとき、それにはもうひとつの意味があるという。邪視者は吐くつばが白く濁っていると考えられている。つまり、つばを吐きかけることで、自分は邪視者ではないことを周囲に示す意味もあるのだ。

隣村に強力な邪視の薬を処方してくれる女性がいるから、そこに行ったほうが良いといった助言を残して、女性たちは帰っていた。結局、わたしが強く主張して農園の医者のところ連れて行くと、扁桃炎であることがわかった。抗生物質入りの注射をして、アッバスは快方に向かった。

人びとは、元気な赤子が生まれると、それが周囲からの妬みの対象になると考えているようだ。赤ん坊をかわいいといってほめることも邪視の疑いをかけられるために避けられることが多い<sup>68</sup>。邪視への対抗薬として、*budah*の毛髪やハイエナの皮を赤ん坊の首にさげたりもする。

急に豊かになった者へは、つねに猜疑の目が向けられている。そして同時に、相手を羨んだり、妬ましく感じたりする思いが、その富を危ういものにする。ときには、赤子を病気にまでしてしまう。そして、人びとは自分が妬ましさを感じていると思われぬように振る舞う。「豊かさ」に向けられるまなざしは、自分自身に対しても投げかけられる。自分は、邪視だと思われていないだろうか。他人が豊かになることが許せないような、けちで強欲な人間と思われはしないだろうか。「豊かさ」に向けられる交錯した視線のなかで、みな「寛容」であることを強いられる。

### 3. 強いられる「寛容さ」

2002年12月、5日間にわたって村で集会が開かれた。町から役人が訪れ、農業政策などについての説明がなされたあと、村人にも自由に発言する機会が与えられた。何人もが手をあげて、村で問題になっていることを訴えた。さまざまなことがとりあげられたが、なかでも多かったのが、他人の家畜が屋敷の中や畑に勝手に入って作物を荒らしてしまうという問題だった。農民の怠慢を責める役人たちの言葉に対して、ある初老の男性は、こう言い放った。

「われわれは働いていないわけじゃない。チャットもサトウキビも屋敷に植えて育てていた。でも、他人のウシやヤギ、ヒツジなどが入ってきて、全部だめにしてしまう。カバレ（行政村）に訴えても、『あとでタタキ（自警団）を送る』と口で言うだけで、なにもしてくれない。これはカバレが怠慢だからだ。最後には、ニワトリが入ってきて、野菜の畑などを掘り返して荒らしてしまう。働かないのではなく、働いても無駄だからやめたのだ」。

ヤシンも同じような被害にあっていた。屋敷の隣の土地で、もう刈り取りを待つだけだったコメを、集落の者の牛が入って食べつくしてしまったのだ。最後には、きれいに実っていた穂が、ほとんどすべてなくなってしまった。それまでも何度となく、牛が入っては荒らされていた。そのたびに、ヤシン（Y）は牛を畑から追い出した。牛の持ち主AZ（60歳前後）とは、次のようなやり取りが続いていた。

Y：「おまえの牛がいつも畑に入って食べてしまう。どうなってるんだ！」

AZ：「朝、ちゃんと子供たちに渡してるんだ。（子供たちに向かって）今日は誰が牛の面倒をみてた？二度と畑に入れさせるなよ。（ヤシンに向かって）悪いのは、こいつらなんだ」

この日は、放牧当番の男が朝からきちんと牛を受け取らなかったために、牛の群れがすべてコメの畑に入ってしまった。ヤスィンは当番の男の家に行き、男の妻に向かって「戻ってきたら、年長者 (*jarsa*) をよんで、(被害額の) 算定をしてくれ」と告げた。他人の家畜が畑を荒らした場合、集落の年長者を呼び、どれだけの作物が被害にあったかを確認して、賠償額 (*afalama*) が算定されることになっている。夕方ごろ、牛の当番だった男が怒鳴りこんできた。わたしもその場に居合わせていた。男は、どっちが悪いのかわからないほど逆上していた。

「おまえは何様なんだ！ありもしない法律をおれに課そうとしてるのか？昨日は、(いなくなった自分の) ウシを探して夜を越した。昨日、(他の場所で自分のウシが) 食べたのはまたこれから払うところだ。今日はおれが当番じゃない。2日間も放牧できるわけない」

ヤスィンは、男の手を引いて畑までつれていき、コメが食い荒らされている様子を見せた。押し問答がつづいたあと、けっきょく男は「明日、来て算定しよう」という言葉を残して帰っていった。しかし、次の日、男があらわれることはなかった。ヤスィンもそれ以上、何もしなかった。その後しばらくして、ヤスィンは、ある集まりのときにこの男性と顔を合わせた。しかし、相手は何事もなかったかのように振る舞い、ヤスィン自身も何も言わなかったという。

「どうせ年長者が *afalama* を算定しても、じっさいにお金を受けとったりはしないんだ。それがこの地域の慣習だ。近所の者からお金を受け取るのはよいとされない。(無理にカネを払わせようとでもしたら) 『なぜ近所の者からとるんだ？明日、自分の家畜がその者の屋敷に入って作物を食べてしまうかもしれないじゃないか』と責められるだけだ」

彼が一生懸命そだてたコメはすべて台無しになった。年長者が仲介に入って被害額を算定するという解決手段が準備されていながら、じっさいにはその賠償が受け取られることはめったにない。それをつきかえすのが、ここでの流儀なのだ。やはり「がめつさ」は忌避される。たとえ育てた作物をすべてだめにされたとしても、寛容であることが求められる。この「寛容さ」の裏には、さまざまな思いが交錯している。けっして最初から「自分だけのものではない、みんなのものだ」と思っているわけではない。

これまで紹介した事例からは、豊かな村人が、周囲の人のさまざまな「思い」にさらされている様子がみえてきた。羨ましいと思われているのではないか、強欲だと思われているのではないか、邪術を使って不当に儲けていると思われているのではないか。豊かな者や富を手にした者は、人から向けられる羨望や嫉妬の眼差しを意識せざるをえない。目に見えないそうした「思い」が、「自分のもの」であっても「他人のもの」にしなければならない圧力

として作用するのではないだろうか。ただし圧力とはいっても、それは富を所有する者のなかに生まれる不安や危惧という「おそれ」を介して作用する。

他人の思いに向けられる「おそれ」は、すべての者に対して一様に感じているわけではない。身近に生活している親族から、少し距離のある村人、まったく見知らぬ者たち、それぞれにやや質の違う「おそれ」を感じているように思える。そうした事例を次の章で紹介して、社会関係の違いによって、どう「自分のもの」を「他人のもの」にする「分配」が行われているのかを考えてみたい。

## 第13章 社会関係の距離とおそれの喚起

第13章では、贈与や分配の相手との社会的関係や心理的要因を、社会的距離の近い「親族」と逆に社会的距離の遠い「異人」というふたつの領域に焦点をあてて、観察した事例などを紹介していく。「分け与える」という行為が社会関係の違いとどのような関連をもっているのか、こうした視点から分配の背景に何があるのかを考えてみたい。

### 1. 「親族」という領域

2000年の9月、ディノが耕しはじめた畑に行ったときのこと。牛に犁をひかせて畑を耕しはじめたディノは、土のなかに何かが埋められているのに気がついた。掘り起こした物体をみながら、兄のヤシンと小声でささやきあっている。のぞいてみると、こぶし大の黒っぽいものが、ちょうど「おひねり」のようなかたちでビニール袋に包まれてあった。

彼らはそれが何なのか、その場では詳しく説明してくれなかった。しばらくしてから、それが「作物が実らないように」という意味の呪物 (*falfala/ moora*) であると打ち明けてくれた。しかも、どうやら親族の者が埋めたものであるらしい。村の呪術師のところにもっていくと、ディノたちが「よく働かないように」あるいは「自分たちよりも豊かにならないように」と願って親族の者が埋めたと説明してくれたという。

呪術師はその民族によってやり方が異なっている<sup>69</sup>。一般的には、腐った卵であるとか、人の爪、髪の毛、草、呪文を書いた紙などがそうした呪物として用いられる。ディノの畑に埋められていた呪物はどうやら「クッコ」の呪術師によってつくられたものだったようだ。

この年(2000年)、ディノは、それまで耕されていなかった隣村の広い土地を借り受け、あらたにトウモロコシとモロコシを栽培しようとしていた。収穫がたくさんあれば、親族の者には分け与えてもらえる可能性もでてくる。ディノの収穫が多くなったからといって、親族の者になんの不利益があるというのだろうか。自分たちよりも豊かになることが、それほど許せないことなのだろうか。「親族」といった身近な領域であっても、「豊かさ」に対するネガティブな感情が作用しているようだ。あるとき、このことをさらに実感させられる場面に出くわした。

2003年10月のこと。ヤシンの隣に住むオジの娘カマルが次のようなことを言ったと、ンママが伝えにきた。

「わたしが病気で具合を悪くしているのに、ヤシンは見舞いにもきてくれない。Rabbii afarduu (神よ裁きを下したまえ)！」

この“*rabbii afarduu*”という言葉は、「悪いのがどっちなのか、神に裁いて罰を下してもらおう」というかなり強烈な言葉である。これを聞いたヤスィンは、とても困惑したような表情をうかべて、つぎのように言った。

「いつも畑仕事に出ているし、病気しているとは聞かなかった。それに、彼女はいつも腹がいたいとか、頭が痛いとか言っっては、寝てばかりいる。いつもそうやって体調が悪いから、ミルクやバターを与えている。今度も、どうせミルクやバターをもってこい、ということなんだ」

ヤスィンはカマルに対する愚痴を並べてたてたものの、けっきょくはカマルのもとに「具合が悪かったなんて聞いてなかった」といって見舞いにたずねた。じっさいにカマルがミルクやバターを欲しくてそうした言葉を吐いたかどうかはわからない。しかし少なくとも、ヤスィン自身が親族であるカマルから「もっと富を分け与えるべきだ」という圧力を感じているのは間違いない。親族という密接な関係であるからこそ、その圧力はいっそう強く作用する。それは、前章でもとりあげたように、よく働く者にあびせられる皮肉の言葉にもあらわれている。

より豊かな者は、富を分配するよう圧力をかけられ、自分たちよりも豊かになっていくことへの嫌悪感＝「妬み」の対象となる。こうした「妬み」やそれにもとづいた「呪術」へのおそれが贈与・分配をうながす要因となるのは、親族や友人、近隣の者など社会的距離の近い関係においてより顕著になる<sup>70</sup>。

これは、テソ社会における災因と社会的範疇との関係についての長島 [1987] の指摘とも重なっている。長島は、父系親族や母方親族、姻族など、特定の範疇によって災いの原因追及のあり方に違いがあることを指摘したうえで、親族や姻族ではない者については、次のように述べている。

「重要なことは、危険は『よく知っている人間』から来るということである。『よそ者』はつねに『邪術者』の疑いをかけられるとはいえ、接触の度合いも、嫉妬や恨みを与える機会も少ないわけだから、それほど危険視はされていない」 [長島 1987:417]

長島は、別の個所で、テソ社会では嫉妬という感情が邪術の動機となっていて、それが「平等にする」ことで解消されると指摘している [長島 1987:136]。テソ社会においても、社会的距離の近い関係において嫉妬という感情がより強く作用し、富が分配される契機となっている。しかし、それでは、「接触の度合い」も、「嫉妬を受ける機会」も少ない人、あるいは顔も知らないような相手に対して、「平等にする／分け与える」ことをどう考えたらいいのだろうか。

## 2. 「異人」という存在

ここでは社会的距離の遠い「異人」という領域と富の分配との関係について考えてみたい。2003年10月のある朝、アッバ・オリの家を見知らぬ男性が訪れたところに居合わせた。男性はアッバ・オリのところに近づいて、ぼそぼそと「食べるものをくれないか」と言った。このときアッバ・オリは「家のなかに入って、妻に食事をもらいなさい」とだけ答えた。男性が出された食事もくもくと食べ終わって立ち去った後、「誰なの?」と問う私に対して、女性たちは声をひそめて次のように言った。

「昨日、隣の家に突然あらわれた。そのときは、ちょうどコーヒーを沸かしていたから、コーヒーを飲むよう招き入れられたの。昨夜はどこか木の下ででも寝てたはずよ。たぶん、どこかで盗みに入って、これからまた別の場所に盗みに行くに違いない」

盗人に違いないと思うあやしい者に対しても、コーヒーを振る舞い、食事を与える。わたしにはよく理解できない出来事だった。しかし、まったく見知らぬ者に食べものを与えたり、歓待するという場面は、村でよく目にする。見知らぬ男性が屋敷の入り口のところに突然あらわれて、農民がトウモロコシなどを分け与えるということもめずらしくない。そこにあるのは何なのだろうか。

村人のあいだでよく耳にする寓話がある。かいつまんで言うと、「薄汚い格好をしてあらわれた者を邪険に追い返したら、じつはそれがムスリムの聖人だった」という筋の話だ。

<事例15：ムスリム聖人・アブドゥルカドゥルの寓話>

昔、あるところに夫婦がいた。男は、水曜になるとコーヒーをわかし、チャットを嚙んで暮らしていた。ある水曜日、彼は祈祷（ドゥアイ）のなかで、「このチャットとコーヒーのお金をください」と願った。その日の夜、夢のなかに聖人があらわれ、「今度の水曜日にお前の家にチャットとコーヒーのお金を払いに行くから、待っていなさい」と告げた。男は家をきれいに整え、コーヒーをわかし、夫婦で水曜日、客人の来るのを待っていた。と、その家の子供が牛のフンにまみれたまま、きれいな家のなかに入ってきて、部屋を汚そうとした。男は「こら！出て行け！」と子供を家から出そうとした。妻は、「やめなさいよ」と止めるが、男は子供を追い払ってしまった。日は暮れ、客人は訪れなかった。男は「なぜ、来なかったのでしょうか」と祈りのなかで問いかけた。その日の夜、男の夢のなかに聖人がまたあらわれた。彼が訪れなかった理由を問うと、「わたしはお前の家をたずねたんだがね」と聖人は言う。夢から覚め、妻にそのことを話すと、妻は「だから止めたではないですか。聖人はわたしたちの子供に姿を変えて訪れたのですよ」と言う。男は頭を抱えて、「もう一度、訪れてください」と願った。すると夢のなかで聖人は「もう一度、訪れよう。水曜に待っていなさい」と告げる。男が水曜日に家を整えて待っていると、泥だらけで破れた長靴を履いた隣人があらわれた。男は「出て行ってくれ」と頼みこんだ。妻は止めるが、隣人は出て行く。その日もそのまま日が暮れる。妻は、「あの隣人ですよ」と言う。男は頭を抱え、ふたたび願い乞う。夢のなかにあらわれた聖人は、「二度も訪れ

たのに、お前は追い出した」と言う。もう一度だけ来てくださいと乞う男に、聖人は「定期市の日、町はずれの大木のところで待っている」と告げる。夫婦で待っていると、大きな杖を持った初老の男性があらわれ、「お前は何でおれの妻と一緒にいるんだ！」と杖を振りかざして怒鳴ってくる。男も「なにを！」と杖で殴りかかる。ふたりは杖で殴りあいになる。妻は夫の足元にすがりつき、「やめてください！」と叫ぶ。結局、男はひどいけがを負ってしまう。気がつく、杖で殴りかかってきた者は姿を消している。あとには、折れた杖が残されていた。頭を抱える夫の横で、妻はその折れた杖を袋に入れる。川で夫の傷を洗い、ふと見ると、袋のなかには黄金が輝いていた。

この話では、何度も間違いを犯す夫と聡明な妻との対比が中心的に描かれているが、汚い格好をした者などに姿を変えてあらわれるムスリム聖人のモチーフがよくあらわれている。じっさいに村を訪れた男性に対する評判もこうした話と重なる。

#### <事例 16：村にあらわれた男性への評価>

突然、村にあらわれて、泥にまみれた格好のまま、村を歩き回りはじめた男性がいた。彼は布切れなどをあつめては袋に詰めて、いつも持ち歩いている。わたしには精神的に病んでいるとしか思えなかったが、村人のあいだでの評判はまったく違うものだった。人びとは「頭がおかしいようにしているが、じつはあの人は偉い聖者 (waliyu<sup>71</sup>) なんだ。そういうことに詳しい人がそう言っている」と真顔で口をそろえている。

同じように、精神的に病んでいる青年が村にはいる。細い布きれを頭に巻きつけ、わけのわからないことを口ばしりながら、村のなかを徘徊したりする。だが、彼は村で生まれ育った青年だった。もちろん村人たちは、彼が家に来たときには食事を与えたり、何か問題を起こしても大目にみてあげたりと、寛容な態度をとっている。しかし、「狂人 *ëbd*(Am.)」だとは言っても、「聖者 *waliyu* だ」とは誰も言わない。突然、姿をあらわした者は、それだけで潜在的な「おそれ」を抱かせる。とりわけ、「汚い格好をしている」とか、「頭がおかしいようにしている」といった、ふつうは侮蔑の対象としてしまうような異質な存在が、対極的な「聖性」と結びつけられることになる。

2003年に調査をしているとき、ほんとうにムスリムの聖人「シェイコタ *sheikota*」だという者があらわれた。「シェイコタ」とは、この地方では、予知能力や超常的な力をもって祈祷を行ったりする者のことを指す言葉として使われている。少し長くなるが、この事例を紹介しておきたい。

#### <事例 17：村を訪れたシェイコタ>

その男性は、2002年ごろ突然あらわれた。隣村のブレッサ集落にある木の下で、何も食べずに座り込んでいた。そして通りすがりの人を呼びとめ、「～(その人の名前)は他人のハチミツ箱を盗んだ」などと言い当てた。彼には人の名前がわかってしまうようだった。ブレッサの人びとは、そういう彼を集落に迎え入れた。しばらくして、彼はチェデロ村に移った。そして同じように、人の名前をあげて、過去の悪行などを言い当てた。チェデロ

の人びとはおそれをなし、彼のために家を建てた。あるとき、ひとりの若者が父親を悪く言われ、「嘘を言っている！」と憤慨した。槍で突き殺そうと、彼がいる木の下に向かった。ところが直前に怖くなって槍をおき、聖人の方に歩み寄った。「なぜ嘘を言うのか？」と若者が問うと、「そういうならば、なぜ槍で突かない。できるものなら、突いてみろ」と言う。若者は、槍で突こうとしたことを看破され、何も言えず引き下がった。しかし、しだいに若者たちのあいだで男への不信感が高まっていった。そして最後には、村人が彼のために建てた家がつぶされてしまう。その後、シェイコタは、コンバに来るようになった。

2003年9月末、わたしが採取植物をはさむ新聞紙を外に干していたとき、モクタルがひとりの痩せた貧相な男性をつれてきた。いきなり、「わたしのためにヤギを買え」と言い出す。適当にあしらっていると、モクタルが「シェイコタだから」と耳打する。彼は何か話をしてしたが、その言葉には聡明さのかけらも感じられなかった。ひととおりの新聞を干し終わり、わたしはほとんど無視して家に戻る。しばらくすると、またモクタルが走ってやってくる。「シェイコタが呼んでる」という。わたしは思いついて、カメラを手にシェイコタのいるというコーヒー林に向かった。すると、シェイコタを囲んで集落の男たちが座っている。彼は村人の名前をあげて、「チャットはないのか?」、「炭をもってこい」などと要求する。名前をあげられた者は、困惑した表情を浮かべながらも、あからさまには拒否できない様子だった。シェイコタはわたしにののために祈り（ドゥアイ）を捧げようという。立ち上がって彼のところに行くと、周りの者が「お金を出せ」とささやく。ちょうどポケットのなかには何も入ってなかった。何もないことを示すと、彼はドゥアイをやめ、わたしに座るよう指示する。そして、ぶつぶつと何かを唱えたあと、手にもっていたチャットの束をわたしに向かって放り投げた。座っている男性たちも早くその場を離れたような顔をしているが、自分から立ち上がることができないでいる。シェイコタが何かをもって来るよう指示した男が立ち上がったとき、数人の者たちも立って、その場を離れた。

それからしばらくしたある昼過ぎ、突然、このシェイコタがアッバ・オリの屋敷地にあらわれる。ヤスィンの名前を大声で叫びながら、家に入ってきて、激しい口調で話しつづける。「アムハラはよい！イスラームはよくない！ムスリムどうして殺しあっている！アムハラは人を殺したりしない！ファレンジ（外人）もよい！人を助ける！神の者だ！」。唸るような、しぼりだすような低い声で、あきらかに様子がおかしい。その後もさまざまなエピソードなどを続けざまに話しつづける。ンママやアバイネシなど家の者たちは、緊張した面持ちで、彼を外の日陰に敷いたござの上に座らせる。ヤスィンには、「煙草を買ってこい！」と指示する。ヤスィンは急いで村の商店のほうに走っていく。そのあともいろいろと話しつづけた後、急に立ち上がったかと思うと、みな座るように制止するのでも聞かず、全速力で坂を駆け下って行ってしまふ。帰ってきたヤスィンは顔色を変えて、彼のあとを追いかける。結局、シェイコタは、ヤスィンとコーヒー林のなかで話したあと、集落のそばの大木の下に座る。そのときちょうど病気がちだったアンバルに対して、シェイコタは鶏を供犠するように言って、みずからの手で屠る。女性たちがその鶏を調理していると、シェイコタは「すぐに戻る」と言い残して、またどこかに行ってしまふ。沸かしていたコーヒーも準備できるが、彼はその日は結局もどってこなかった。

次の朝、また突然、シェイコタがひとりの男性をともなってあらわれる。女性たちは、前日に用意してそのままにしておいた鶏料理を急いで温めなおし、シェイコタに出す。彼は前日より穏やかな口調でヤスフのことをからかったりしながら、みなを笑わせている。知っているはずはないのに、ヤスフがかつて犯した罪についても、ずばり言い当てる。結局、彼自身はほとんど料理に手をつけないうまま、出て行ってしまふ。

村人は、「シェイコタ」として突然あらわれたこの男性に要求されるがまま、いろいろなものを差し出したり振る舞ったりしていた。ただ、シェイコタがそれによって儲けようという魂胆があるようには思えなかった。それから、ときおり道端でシェイコタに出会ったが、正気なのか、狂気なのか、本当のところはよくわからなかった。ただ、その言動が「ふつう」でないことは確かだった。わたしが村を離れる直前、彼は村の若者数人に殴られて流血し、病院に運ばれてしまう。村人の「異質な訪問者」に対するおそれの強さは、一部の若者たちの不信感として暴発したようだった。

村の外からやってくる見知らぬ者たちは、村人に潜在的なおそれを抱かせる。そしてそれは、村に住む異民族、なかでも社会的地位の低い「クッコ」と呼ばれる人びとに対する姿勢にも共通している。

### 3. 異民族の流入と呪術の「力」

これまでも紹介してきたように、コンバ村にはさまざまな民族の者が移り住んできた。そうした民族のあいだには、社会的な地位に違いがある。序論の民族関係についての節でも述べたように、「クッコ」と呼ばれる南部オモ川北岸地方からきた民族（ダウロとコンタ）は、とりわけ低い立場にある。かつて20世紀前半までは、奴隷として買われてきたのも、おもにこの「クッコ」たちだとされる。現在、コンバに定住している「クッコ」の約半数は社会主義時代にコーヒー農園に出稼ぎにきたことをきっかけとして村に定住するようになった。そして、多くはダウロという民族の者で、コンタは少数派である。

表20は、民族ごとの土地所有面積を示している。これによると、「クッコ」やグラゲといった少数派の民族は土地の平均面積が他の民族の半分になっている。これはあとから移住してきた「クッコ」たちが経済的に劣った立場にあることを示している。「クッコ」の男性たちは、土地なしの小作や日当労働者として働いている者が多い。地元の農民たちは、彼らをコーヒーの摘みとりやコーヒー林の草刈、トウモロコシの収穫、屋敷地の柵の設置・補修といった仕事で雇っている。「クッコ」の労働力は、いまやこのコーヒー栽培農村において欠かすことのできない存在になっている。

表20 世帯主の民族別の平均土地保有面積 (n=217 世帯)

民族集団	ゴンマ・オロモ	他地域オロモ	アムハラ	「クッコ」	グラゲ	その他
平均土地面積 (ha)	0.727	0.770	0.989	0.339	0.393	0.723

註 平均土地面積は、行政村の土地税帳簿にもとづいて算出した。なお算定にあたっては、コンバ村・10集落に居住する農民世帯のみを対象にしている。畑などを保有していないコーヒー農園の職員や労働者は含んでいない。

しかし、彼らにはもうひとつの社会的地位がある。コンバでは、男性と女性の2人の呪術師がいる。そのどちらも「クッロ」である。さらに、周辺の農村も含めると、7人の呪術師のうち、4人が「クッロ」、2人がアムハラ、1人がアルシ・オロモとされる（2002年時点）。すべての者が地元のゴンマ地方のオロモではなく、外部から移り住んだ者で占められている。これらの呪術師たちは、病気を治療したり、諍いをおさめたり、ひとの災難や不幸の原因を特定したりと、村で重要な役割を担っている。人びとは、とくに「クッロ」の呪術師が強力だという。遠く離れた土地から来た者は、それだけで脅威を感じさせる存在なのかもしれない。この「クッロ」への潜在的なおそれが村での民族間の緊張関係の根底にある。アッバ・オリは、次のように言う。

「かつては、こんなにたくさんの呪術師はいなかった。クッロたちが来るようになってから、コンバには悪いこと（呪術や邪術）があふれるようになった」。

呪術の興隆が村への多様な民族の流入と何らかの関連をもっていることは、おそらく間違いない。コンバの呪術師である「クッロ」男性について紹介しておこう。

#### <事例18：村の「クッロ」呪術師>

この40代の男性は、社会主義時代の初期にコーヒー農園の労働者としてこの地に移り住んできた。それまで、ダウロのある地区の役所に勤めていたが、政権交代で迫害を受けることをおそれ、その地を離れた。数年間、農園労働者として働いていたが、重労働になじめず、農園の仕事を辞めてしまう。厳しい労働条件のもとで、ほとんど給料がもらえないこともあったという。もともと土地もなかった彼は、村で呪術師として村人の相談にのるようになった。相談を受けると、大きな分厚い本を開き、病気や災いの原因や問題の解決方法を伝える。薬草を調合して渡したり、商売がうまくいくような呪薬をつくることもできる。彼には「悪魔 *sheitan*」の声を聞く能力があり、裏庭のある場所でお告げを聞いて、忠告を伝える。ふつう憑依 (*wokabi*) による呪術師というのは、トランス状態に入って別の人格になり、さまざまなお告げをすることが多い。しかし彼の場合、平常のまま、耳元でささやく悪魔の声にうなずきながら、その言葉を伝えている。

この地域ではかなり有名な呪術師のようで、遠く離れた場所から相談に人が訪れている。彼自身はエチオピア正教徒であるが、ムスリムであっても、彼を頼る者は多い。今ではトタン屋根の大きな家を建て、たくさんの牛を飼い、広い畑も持っている。2002年ごろからは、村の道路沿いの家を借りて、ハチミツ酒屋 (*tiäddi bet*, Am.) まで経営しはじめた。ぎょろっとした威圧感のある目つきに、彫りの深い顔立ち。とても雄弁で、すぐに相手を自分の話のペースに巻き込んでしまう。どこか「策士」の雰囲気漂わせている。その一方で、村人たちのあいだでは、面倒見がよく、誠実さまかねそなえているという評判も耳にする。

こうした村に定住した呪術師がいる一方で、ひょっこりとあらわれる流れ者のような呪術師もめずらしくない。2003年に村にいたときには、少なくとも2人の呪術師が村周辺にあら

たにきていた。アッパ・オリのひとり娘アンバルが長いあいだ原因不明の病気を患っていたときも、夫のアブドが隣村にやってきたという呪術師のもとを訪れた。

<事例19：あらたにやってきた呪術師>

隣のブラド村にきた呪術師は、グマ地方からやってきたという。「よく病気を治してくれて、すごい力をもっているという評判だったから」とアブドは言う。最初にアブドがアンバルの病気について相談に行くと、「悪魔にとり憑かれていて、他にも邪視の影響もある」と言い渡される。そして、二種類の呪薬を処方される。その「呪薬」を見せてもらおうと、ひとつは「干しぶどう」で、もうひとつは「スブリ *subri*」というアラブの民間薬であった。アブドやアンバルたちは、「干しぶどう」については、初めて目にしたようで、「これは貴重な薬だと言われた」という。呪薬の代金として30ブルを要求されるが、持ち合わせがなかったので10ブルだけを払った。「邪視に効く飲み薬があるので、また日曜の朝早く来い。そのときに残りを払ってもらおう」と言われたという。その後、あまりにアンバルの具合が悪そうなので、わたしがお金を出してアガロの病院にやると、寄生虫にやられて貧血状態になっていたようだった。薬局で買ってきた虫下しと貧血の薬を数日飲んでいると、アンバルの体調はみるみる回復していった。

「あたらしくきた呪術師は、きっとすごいに違いない」。人びとは、そんな期待をもって新参の呪術師のもとを訪れる。この根底には、自分たちと異質な者、未知の存在に対するおそれが強く働いていることがうかがえる。「おそれ」を抱かせる対象は、それだけである種の「力」をもつ。

いくつも事例をあげてきたが、そこには社会的距離が遠い存在である見知らぬ者、貧者、狂人、異民族、といった「異人」に対する「おそれ」が共通してみられる。富の分配という現象を考えると、この異人に対する「おそれ」という感情を考慮に入れる必要があるのではないか。身近な関係にある者のあいだで喚起される「妬み」へのおそれ、そして、異人に対する潜在的なおそれ。これらが、富の贈与・分配をうながす一因になっていると考えられる。

## 第14章 考察：「思い」の力学としての富の所有と分配

### 1. 何が贈与・分配をうながしているのか

食物などの富の贈与や分配は、狩猟採集民をはじめ多くの社会でみられる。そうした行為が頻繁に行われる理由について、これまで「平等主義」、「平準化機構」、「互酬性」、「モラル・エコノミー」といったさまざまな用語で概念化がはかられてきた。ここでは人類学のなかで議論が重ねられてきた「互酬性」に関する議論を手がかりにして、考察を加えていきたい。まず、10章(2節・3節)で記述してきたコンバにおける贈与・分配行動について、振り返っておこう。そこにはふたつの特徴があった。ひとつは、多様な相手への贈与・分配が行われているということ。そして、もうひとつは、ほとんど返礼が行われないということである。

村で日常的に行われている贈与・分配について、分け与える相手の社会関係に応じた動機の違いという点から分類すると、次のようにまとめることができた。①「ごく身近な家族に対するもの」は、貧しくて困っている側への日常的な援助といった性質の強いものであった。②「近隣に住む親族」は、身近な存在である親族への義理を果すといった意味合いがうかがえた。③「手伝い・雇用関係にある同年代・年下の者」と④「村の尊敬する人やお世話になっている者」への贈与は、社会的・経済的な上位者から下位者へ、下位者から上位者へと、それぞれ富を与える方向性が異なるものの、その目的は「関係を築いて保つ」ためと要約することができた。これらのものに比べると、⑤「村内や村外の知人、とくに貧しい者」や⑥「見知らぬ物乞い」に対する分与は、返礼もなされなければ、近しい存在でもなく、贈与・分配の事例分析からはあまり明確な動機が見出せなかった。

社会関係の距離と「互酬性(相互性)」との関係を論じたサーリンズは、交換しあう人びとの社会的距離に応じて、親族など親密な関係にある者の間には、愛他的に惜しみなく与える「一般化された互酬性」が、他民族やよそ者との間には、損失なしに相手から最大限に奪おうとする「否定的互酬性」、その中間には、等価物の直接的な交換を意味する「均衡のとれた互酬性」が成り立っていると論じた[サーリンズ 1984(1972)]。しかし調査村の事例では、身近な親族から見知らぬ物乞いまで多様な相手に一方的な贈与・分配がなされており、このサーリンズの図式はあてはまりそうにない。

さらに「社会関係の距離」という表現にも、やや問題がある。たとえば10章でも指摘したように、父母と妹に対する贈与・分配が①の「援助」という性格を帯びていたのに対し、男兄弟に対しては②の「義務」に近いものであった。家族という同じ距離の間柄にあっても、その関係は同質ではない。それは、親族以外の村人というカテゴリーの中にも、③のように「手伝い・雇用関係にある同年代・年下の者」や④「村の尊敬する人やお世話になっている者」、⑥「村内や村外の知人、とくに貧しい者」など多様な相手が含まれ、それぞれ異なる

動機や背景をもって贈与・分配が行われることにもあらわれている。「社会関係の距離」という表現では、その関係の質の違いを含意させることは難しい。それでも、見知らぬ他人が親族の者に比べて社会関係の距離が遠いことは間違いない。なぜそうした日常的に社会関係のない者にまで富が分け与えられているのだろうか。

本論では、まずイスラームの存在が富の分配を支える原理として大きく作用していることを指摘してきた。シュナイダーは、キリスト教の普及がそれまでの共同体的な地縁・血縁の紐帯を解き放ち、普遍的な宗教共同体の枠組みへと転換させたことを指摘している[Schneider 1990]。このシュナイダーの議論にもとづけば、サーリンズの互酬性の図式は、普遍宗教の影響を考慮しておらず、神の介在によって社会的紐帯のあり方が改変された社会には適用できないことになる。調査村における「互酬性」の特質を考えると、このイスラームという宗教の役割を無視することはできない。

大塚[1989: 117-34]は、イスラームにおける贈与行為について、ザカートやサダカといったムスリム同胞への贈与がアッラーや聖者を介して与え手に「現世利益」をもたらすという意味で、互酬的關係にもとづく「交換論」として論じることの意義を強調している。そこでは、「贈与」概念が物質的なものだけでなく、信仰心や善行（喜捨など）といった精神的なものも含めて考察されている。つまり、イスラームの原理にしたがえば、富の与え手は、アッラーや聖者に対して「善行（喜捨）」としての「贈与」を与えているのであって、直接、貧者や物乞いに物質的な贈与をしているわけではないことになる。これはヤスインの「みんなアッラーのために与えてるんであって、かれのために与えてるんじゃない」(p.133)という言葉や、村人が「収穫物の1/10はサルやイノシシが食べても畑にそのまま残しておくものだ」(p.134)と語っていることにもあらわれている。

しかし、これまでも論じてきたように、調査村の分配の事例がこうしたイスラームの原理だけにもとづいているとは考えにくい。キリスト教徒への分配も同じように行われているし、ムスリムだけが富の贈与・分配をしているわけでもない。しかも現実の場面では、「アッラーや聖者に対する贈与」が何の躊躇もなく行われているわけではない。もし、アッラーや聖者が現世利益的な反対給付を保障してくれると誰もが信じて疑わないならば、みな喜んで貧者への喜捨をするだろう。しかし、じっさいには「畑にそのまま残しておく」という言葉が実行に移されることはほとんどないし、つねに人びとは「与えすぎれば自分が困る」という現実的なジレンマにも直面している。物乞いにきた老婆に対して「他人にあげるほどの余裕はないんだからな」(p.132)と声を荒げたり、乞われる前にサトウキビをすべて売却して「贈与」を避けることもある。大塚が人びとの語りから導きだしているイスラームの互酬性原理は、ひとつの理念であって、それだけで現実の贈与・分配の背景を説明しつくすことはできない。イスラームの理念と人びとのじっさいの「思い」との間には矛盾やずれがひそんでおり、むしろどういう文脈で誰によってその理念がもちだされるのか、注意する必要がある。そこに、宗教的枠組みを超えて実践される富の分配という現象の普遍性がある。

ここでもう一度、イスラームを離れて互酬性の議論を検討してみよう。富を与えられた者は、同等のお返しを迫られるか、少なくともその負債感にさいなまれる。モースは、贈与交換に3つの義務（返済の義務、与える義務、受けとる義務）がともなっていることを指摘し、それを「義務的贈答制」と名づけた[Mauss 1990(1925)]。この贈与交換にともなう義務の生成が、互酬的交換論のひとつの中心的原理として論じられてきた。そこには、ブラウ[1974(1964)]が指摘するように、権力関係の生じる萌芽がつねに存在する。

「他の人びとにとって必要なサービスを供給するひとは、彼らにお返しをすることを義務づける。(中略)彼のサービスに対する十分な返礼となるものをほかに何ももたない人びとは、援助への返報として、彼の願望を訊きいれ、その要求に従うように迫られる。彼らがその要求に従うことは、彼らのもつ資源を彼みずからの目的促進のためみずからの判断で利用できる権力を彼に与えることになる」[ブラウ 1974(1964):23]。

富の分配は、当事者の間に負債関係をもたらす。この原理をふまえて、市川[1991]は次のように論じている。富が分配されると、与え手に威信をもたらし、受け手には負い目をもたらす。つまり、物質的な平準化が起きると同時に社会的不均衡が生じ、そこにある種の権威が発生する。ある社会では、この権威を積極的に積みあげて不平等な格差をつくりだす一方で、狩猟採集民社会など平等社会では、さまざまな方法で格差が是正され、分配を社会様式まで高めて全体的な平準化を成し遂げている。大きな獲物をとったハンターは得意になったりせずに控えめな態度をとることが要求され、分配を受ける側も獲物の価値を貶めるような露骨な失望の言葉をハンターに投げかけたりする。こうしたやり取りのなかで、狩猟技術に卓越した者に威信が集中することが妨げられている。この市川の議論のポイントは、互酬性原理が生み出す社会的不均衡や義務的負債関係が、人びとの「働きかけ」によって是正ないし緩和されうるという点にある。

これは、エチオピアの農村社会の事例にもあてはめることができる。たとえば、上で論じたイスラームの理念も、負債関係を生じさせないように受け手側がもちだすひとつの「働きかけ」と捉えることができる。貧しい者が分配を受けとるたびにアッラーへの祝福の言葉を発するとき、与え手は、それが神への贈与であって、受け手そのものに返済の義務があるわけではないことを確認させられる。ここでは、イスラームの理念は、受け手に有利なように提示されるひとつの強力な権威の枠組みとして立ち現れる。

そのほかにも、富を受けとる側には「関係の疎遠化」や「相手の凋落への期待」という手がある。村人の言葉「自分たちが問題ないときは、近寄ってもこない」(p.131)にもあるように、分配を受けた者は、その与え手との頻繁な接触を回避する傾向にあった。もし、負い目を感じたまま与え手との関係をつづければ、受け手はつねに返済と服従の義務を意識せざるをえなくなる。しかし、日常的に顔を合わせる事がなければ、少なくともそうした負債感

の顕在化を避けることができる。つまり、「関係の疎遠化」は、富の分配にともなう負債感と威信の蓄積を是正する消極的な意味での「働きかけ」になっている。

さらに、働き者に向けられる皮肉の言葉「そんなに働いてどうするんだ？」(p.147)や身近な親族からの呪術(作物が実らないように呪物を埋める)、そして豊かな者に向けられた呪術や邪術の嫌疑(邪術者 *mortu* だという非難、ハイエナやロバとの呪術的關係の噂)、これらはどれも、ある者が働いて豊かになることや豊かな者が豊かでありつづけることへの「牽制」ととらえることができる。もし、富を分配している相対的に豊かな与え手が、なんらかの理由で貧しくなり、その与え手としての地位を失墜させれば、与え手と受け手との間に生じていた負債関係や権力関係は帳消しになる可能性がある。つまり、「相手の凋落を期待」すること、あるいはそれを現実のものとするために積極的に働きかけることが、富の分配が引き起こす権威の集中を是正する手立てになっているのである。

もちろん、こうした受け手側からの「働きかけ」に対して、与え手が何もなす術をもたないわけではない。トウモロコシを乞いにきた女性に対する「このまえだって、多すぎたくらいだ」(p.123)という言葉や、「他人にあげるほどの余裕はない」(p.123)という言葉、これらは際限なく与えるわけにはいかないと逆に受け手を牽制する意味合いがある。そして、サトウキビの例にもあるように、分け与える圧力をかけられる前に一度に売却してしまうことで、「贈与」を迫られることを避け、富をなるべく独占しようという隠された試みもなされていた。ただし、これまでもみてきたように、その試みは、つねに受け手側からの執拗な圧力の前で切り崩される可能性がある。

序論で指摘したように、これまでの農村研究では、富の分配が何らかの文化的特質や指向性、モラル的な規範にもとづいてなされていることが強調されてきた。しかし、モラル・エコノミー論に対するポプキンの批判に代表されるように、そうした研究の多くがその規範や文化的特質を所与のものとして想定しており、その規範が何に由来するのか、じっさいにどのようなにして分配が実践され、いかにそれが可能になっているのか、その動態的なプロセスをあきらかにしてこなかった [Popkin 1979:16-17]。本論では、「富をもつこと」をめぐるエピソードや人びとの言葉を手がかりに、「自分のもの」を「他人のもの」にする「分配」という現象のプロセスとそれをめぐる相互行為をとりあげてきた。それは、まさに誰が富を手にするか、という富の所有をめぐる攻防であり、ある種の「交渉」のプロセスであった。ここでは、相手に対する拘束力をもついくつかの「働きかけ」が相互になされていた。しかし、その「働きかけ」という「交渉」が富の分配を促しているというだけでは十分ではない。その「働きかけ」にある種の拘束力をもたせているものは、じつは「働きかけ」を受ける側のなかにもある。

## 2. 富をめぐる交錯する「おそれ」と権威の多元性

富や豊かさをめぐる人びとの「思い」のなかでは、「妬み」という感情がひとつの鍵となっていた。これまでも、妬みが「富の分配」をうながす圧力として作用することはたびたび指摘されている。しかしその作用は、たんに「豊かな者が妬まれる」ということだけで片づけられるものではない。妬みによって富の分配がうながされるとは、どういうことなのか。

ジョージ・フォスターは、「妬み／羨望 *envy*」について論じた論文のなかで、*envy* と *jealousy* のふたつの意味を区別しなければならないと主張している [Foster 1972]。 *envy* が他者によって保有されている何らかのものを獲得したいという欲求にもとづいている一方で、 *jealousy* というのはすでに保有しているものを失ってしまうのではないかとする恐れ *fear* に根ざしている。これらのふたつの感情は、相互に密接な関連をもっている。

「もし(価値物の)保有者が、自分が妬まれていることに気がつき、この妬みを価値ある保有物への現実的な脅威としてみなすならば、彼は *jealousy* を感じるだろう。しかし、感情が二者関係の相手に直接向けられる妬み *envy* とは逆に、 *jealousy* は価値のある保有物を中心にしている。 *jealousy* を感じる者は、妬む者 *envier* について *jealousy* を感じるのではなく、彼は自分が持っているものに *jealousy* を感じており、それを失うかもしれないと恐れる。自分を妬んでいると感じる者に対しては、いらいらしたり、あるいは怒ったり、恐れたり、罪悪感を覚えるかもしれない。もし、われわれが妬みに関する文化的な諸形態によって判断できるとすれば、妬みをもたれた者のもっとも一般的な反応は、妬む者 *envier* ないしその妬み *envy* がもたらす結果について恐れ *fear* を抱くことであろう」 [Foster 1972:168]。

ようするに、「妬む」という行為では、妬みを抱く側だけに何らかの感情が渦巻いているわけではない。それが妬まれる側にも何らかの感情—フォスターはそれを *jealousy* と呼ぶ、を喚起している。これは重要な指摘である。さらにフォスターは、「妬み」という現象にはふたつの区別される軸、「競争性 *competitive* の軸」と「恐れ *fear* の軸」があることを指摘する。産業化された社会では妬みが社会関係における競争の原動力として転化される一方で、農村社会など前産業化社会では、恐れ *fear* にもとづいた文化制度や規範をかたちづくっていると論じている。フォスターはこの後者の文化制度や規範の根底に作用している「思い」について、次のように述べている。

「かなり一般化してしまえば、人は持っているもののために妬まれるのではないかと恐れ、他者の妬みのもたらす結果から自分自身を守りたいと願う。人は、また他者を妬んでいるのではないかと責められることを恐れ、その疑いを晴らそうと願う。そして最後に、人は自分が妬みやすいと認めることを恐れ、彼自身の妬みを否定する論理的な装置をさがしだし、個人的な責任以外の点から説明しようとする。それが個人的な責任になってしまうと、相手に対して劣った立場に立たされてしまうからだ」 [Foster 1972:166]。

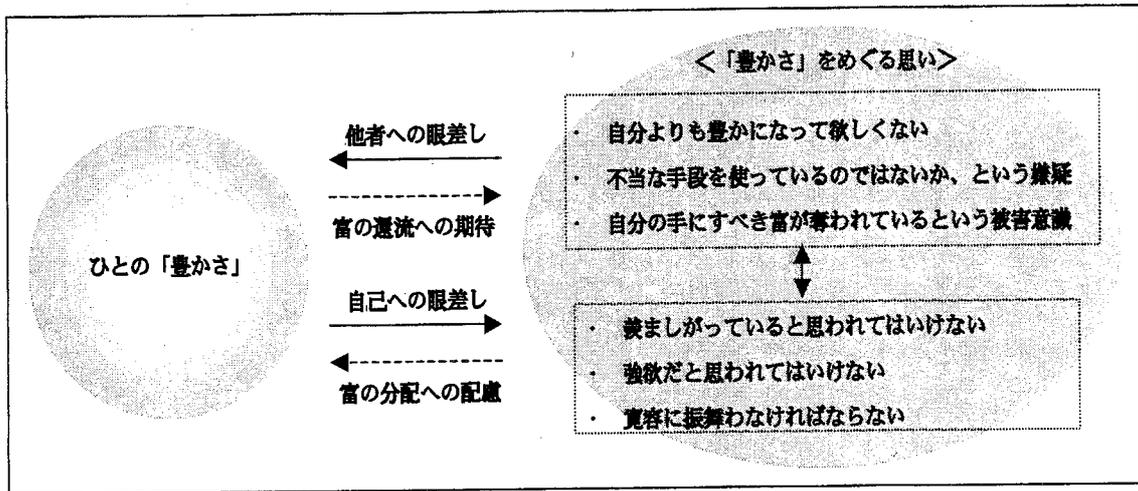


図 41 「豊かさ」をめぐる「思い」の力学

フォスターは、「妬み envy」という現象がさまざまな方向性の「恐れ fear」を含んでいることをくり返し主張している。これまでとりあげてきた事例についても、ある程度までは、こうした「妬み」とそれにかかわる「恐れ」を軸にしてまとめることができるだろう（図 41）。重要なことは、自己の「豊かさ」をめぐる思い、ひいては富の所有そのものが、つねに他者との関係のなかで交渉・構築されている、ということである。

豊かさを手にした者は、つねに周囲の者から不当な手段を用いたと疑いをかけられる（邪術者や呪術師、忌避動物との関係の嫌疑）。他者から投げかけられる猜疑や羨望のまなざしが、いったん手にした富を切り崩してまでも「分け与える」へと向かわせる（妬みやそれにもとづく呪術への恐れ）。一方、他者に投げかけられる羨望の視線は、その富を不毛なものにする（邪視）。それは同時に人の富を羨んだり妬んだりしていると思われたくない、と自分自身にも向けられている（邪視者でないことの明示／強いられる寛容さ）。そのなかでいかに関係の「綱」を操れるかが、「豊かさ」への鍵となる（経済的他人を介した作物の「商品」への転換）。人の「豊かさ」に向けられるまなざしは、同時に自分自身に対しても向けられ、自己／他者の行為を規制している。ここでは「豊かさ／富」の所有のあり方までもが、自己／他者をつなぐ関係の綱の目に左右されているかのようにみえる。

ただし、これまでも述べてきたように、「妬み」をめぐる「恐れ」が強力に作用して「富の分配」へと向かわせるのは、親族など身近な存在との関係においてであった。そこで忘れてはならないのは、宗教的な規律に示される神への「おそれ」、そして異人に対する「おそれ」であった。こうした神や異人への「おそれ」という感情が、かならずしも社会関係のない物乞いや見知らぬ者に対しても富が分け与えられることの根底にある。

日本語の「おそれ」という言葉には、「恐れ fear」という以上の思いが込められている。われわれは、この「豊かさ」をめぐる「思い」をどのようなものとして理解すればよいのだろうか。広辞苑によると、「おそれ」という言葉には、3つの意味がある。ひとつは「恐れをいなく」という「恐怖心」であり、ふたつめは「よくないことが起こるのではないかという心

配や懸念」であり、みつつめは「おそれ敬ってかしこまる」という意味である。この日本語の「おそれ」という言葉の意味の広がり、これまで示したさまざまな事例を理解するうえでの重要な手がかりを与えてくれる。

神への「おそれ」には、たんに神からの制裁への恐怖心だけではなく、神をおそれ敬うという気持ちも含まれている。「異人」に対する「おそれ」には、異質な者に対する潜在的な恐怖心とともに、何かよくないことを起こされるのではないかという不安な気持ちも含まれている。さらにあたらしくやってきた呪術師やシェイコタに対しては、これらの3つすべてが混じりあったような気持ちが喚起されているのかもしれない。この恐れると同時に敬うという態度は、異人論のなかでこれまで指摘されてきた異人への両義的な思い（「恐怖されつつ畏敬される」、「敵視されつつ歓待される」）や、その根底にある浄と不浄、善と悪、正と負とを同時に内包する「聖なるもの」の観念と重なっている[赤坂 1992]。

そして、こうした多義的な「おそれ」の気持ちは、人をある行為へと導く拘束力をもっている。上で指摘したように、アッラーへの言及が「圧力」として作用するのは、富を分け与える者がアッラーへの「おそれ」を抱いているからである。もし、イスラームを信奉しない者に同じ言葉を投げかけても、その「働きかけ」は空振りに終わるだろう。そして、あらたにやってきた呪術師が「すごい力をもっている」と噂され、その呪術師の与える呪薬が「貴重な薬だ」と思わせるのも、人びとのあいだに潜在的な異人への「おそれ」が共有されているからである。そしてこの異人への「おそれ」は、ふらりと村にやってきた巡礼者や資格好の異なる物乞いへの富の分配を促すことにもつながる。

もちろん、これまで指摘したように「分配」が行われる理由はひとつではない。そこには、さまざまな要因が関係しており、じっさいには、その富の性質（作物か、貨幣か、換金されやすいかどうか）や社会的意味（社交上の役割や宗教的な重要性）、そして相互の関係性（過去の恩義の有無、仕事上の付き合いや金銭取引の関係にあるかどうか）にも左右される。ただ、そうした限定条件のなかでも「神への祝福の言葉」や「呪術をかけられる可能性」が富の受け手にとって有利な「資源」になりうるのは、それら「神」や「呪術」が人びとに「おそれ」を抱かせる存在であるからに他ならない。そして与え手が「おそれ」を抱けば抱くほど、その対象が富の分配をうながす拘束力を強め、その権威を高めていく。

調査地である農村社会では、貧しい者や社会的地位の低い異民族など弱者のほうが、妬みや呪術などを通して「おそれ」をより多く喚起する立場にある。彼らは、その「おそれ」を積極的に操りながら、あるいは自然と身にまといながら、拘束力を生み出す権威的立場を手に行っている。豊かな者は、つねにその圧力を感じ、富を吐き出すよう促される。多様な相手に対して一方的な富の分配が行われる背景には、「おそれ」を抱かせる対象が身近な親族から見知らぬ物乞いまで分散し、権威が多元化している社会の姿がある。富の平準化と権威の多元性、そのふたつを「おそれ」という思いがつなげている。

もし、この解釈が正しいければ、20世紀半ば以降、異民族の出稼ぎ民や移住者が大量に流入して村が複合的な社会に変化してきたことで、富の分配がさらに活発化したことが考えられる。分配が量的に増えたかどうかを知ることは難しいが、少なくとも富を分け与える対象が、身近な親族から見知らぬ物乞いまで多岐にわたるようになった可能性はある。これまでの互酬性理論やモラル・エコノミー論は、富の分配の問題を閉じた均質な共同体を前提にして論じてきた。「おそれ」の対象の分散と権威の多元化という視点は、こうした伝統的な農村共同体を超えて、市場経済と接合し、人びとの流動化が進んでいるような社会の「富の所有と分配」を考えるひとつの視点になるかもしれない。今後、さらに調査と分析を深めていきたい。

## 第15章 結論：所有の力学

### 1. 多元的権威社会の土地所有論

本論が一貫して挑戦してきたのは、土地所有をとらえるときのふたつの優勢な枠組みであった。それは、「概念としての土地所有」と「制度としての土地所有」というとらえ方である。そして、それとは異なる視点から土地所有という現象を理解するために、村の土地がたどった歴史や土地の「利用」との関係、そして富の分配をめぐる動態的なプロセスに注目してきた。ここで、これまでの議論を模式図で示しながら、まとめてみたい。

序論の最初で提示したのは、モルガンやエンゲルスにまで遡る所有体制の進化論的な視点である（図42）。もともと財産観念がなく所有というものが存在しなかったところに、共産主義的な観念が発生して、氏族制という社会集団によって支えられた「共同所有」が誕生する。そして、やがて氏族制の崩壊や国家の誕生によって、個別的な所有である私有財産の概念が発達する。その後、この進化論的な枠組みは批判にさらされることになったが、それでもこの議論がもとづいている視点はいまだ強固に残っている。それはなんらかの所有の形態が、ひとつの概念の生成に根ざしているという視点である。現在でもよく耳にする「私的所有概念の浸透」といった言葉には、モルガン以来の「概念としての所有」のとらえ方が如実にあらわれている。

これに関連するものとして序論でもふれたように、西洋社会で発達したとされる私的所有概念とロックの労働所有説との関係をもとに議論を展開する立場がある（図43）。ロックは、身体の自己所有という概念にもとづいて、その自己の身体が労働を投入した対象物への所有が正当化されることを主張した[ロック 1968(1990)]。この議論は、人類学の研究でもよくとりあげられており、とくに非西洋社会には身体・財産をめぐる固有の民俗概念が存在し、西

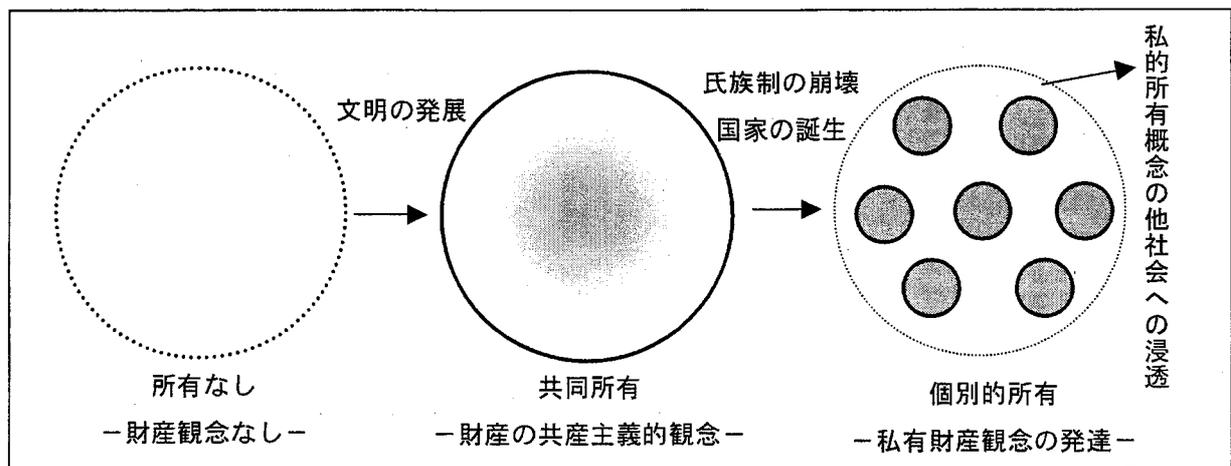


図42 財産観念の進化としての所有

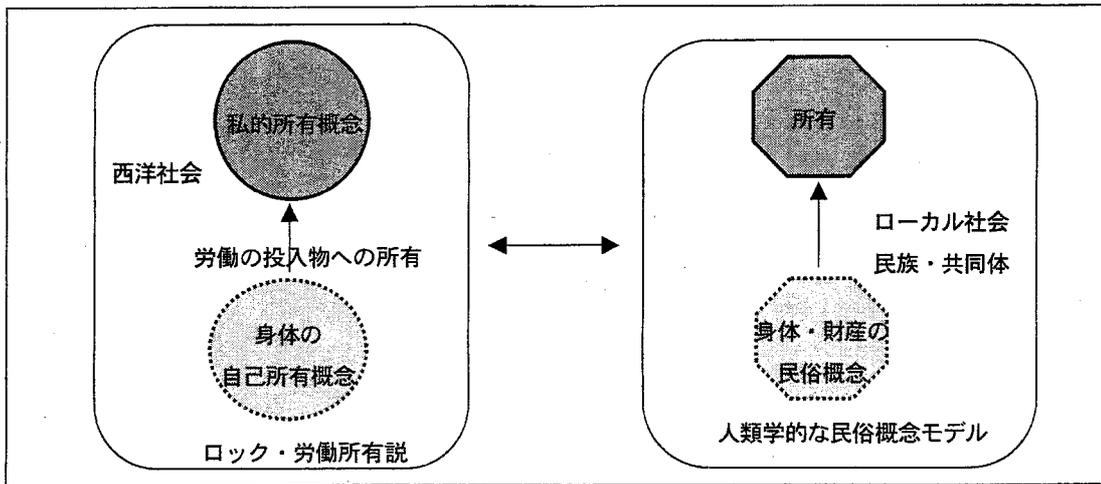


図 43 概念の違いとしての所有

洋独特の私的所有概念とは相容れない「所有」をかたちづくっている、という論理がくり返し提示されてきた [杉島 1999]。この議論は、西洋社会で誕生・発達した私的所有概念が、植民地主義やグローバリゼーションという経験のなかで、しだいに非西洋社会に浸透するようになってきた、という歴史認識につながっている。

本論では、序論における *abba lafa* という概念の検討にはじまり、一貫して「概念としての土地所有」という立場への反論を重ねてきた。とくに土地という財産の所有形態のなかには、土地の利用形態によって大きな違いがあり、作物の所有のあり方も、換金作物と自給作物とでは明白な差異が存在していた。つまり、ひとつの社会が何らかの固有の概念に覆われていて、その概念にもとづく独特な「所有」がみられるという議論は、あまりに雑駁すぎることになる。労働によって獲得されたすべての財産の所有概念が、その社会の身体を含む「所有観」に根ざしているとしたら、なぜこれほど土地や富の所有形態が多様なのか、説明することはできない。「概念としての土地所有」というとらえ方には、大きな限界がある。

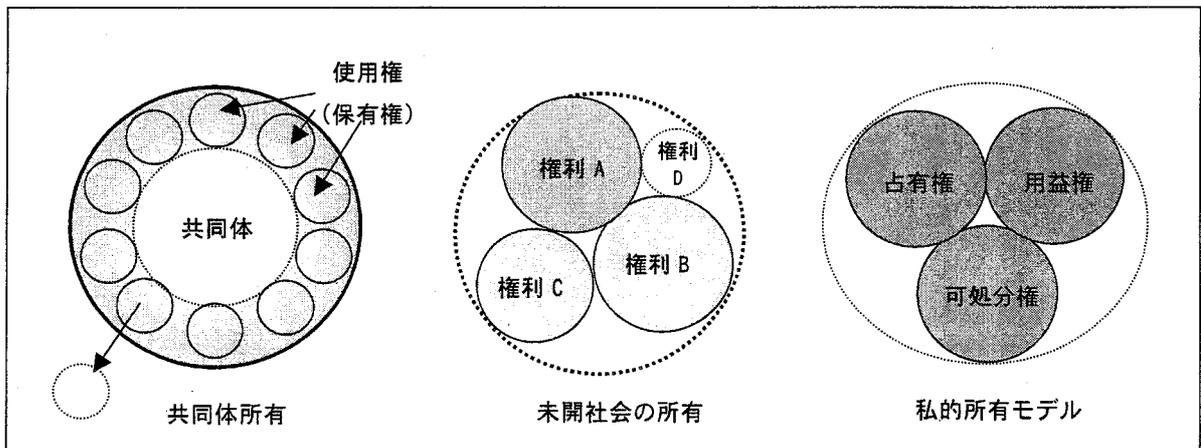


図 44 権利構成の違いとしての所有

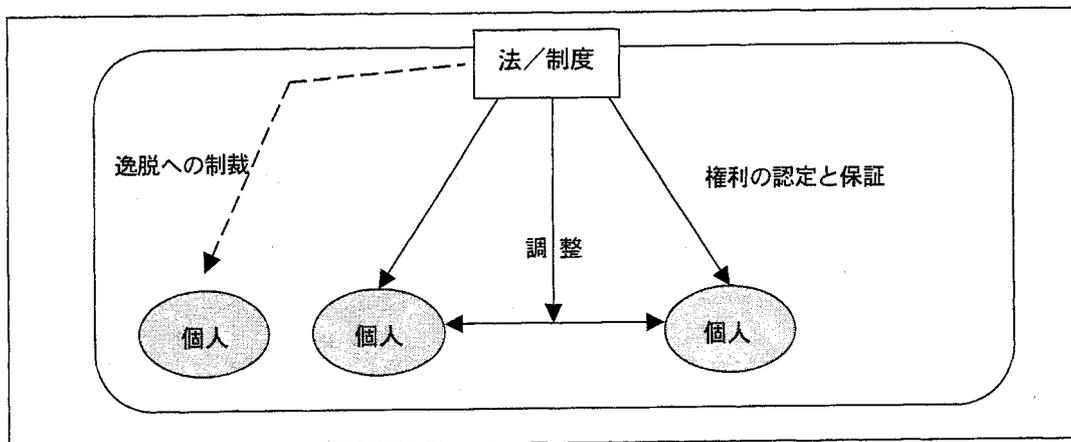


図 45 「国家の法」の一元的支配にもとづく所有

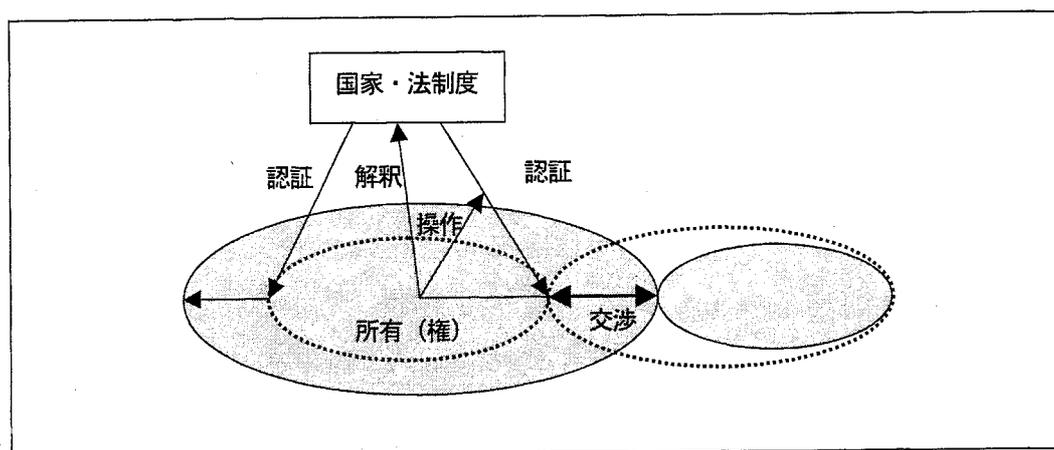


図 46 交渉にねざした所有

また、「制度としての土地所有」というとらえ方についても、乗り越えるべき視点としてとりあげてきた。まず序論で紹介したのは、権利構成の違いとして所有形態をとらえる立場である（図44）。私的所有権が、使用权・用益権・可処分権から構成されているのに対して、非西洋社会における所有は、それとは異なる権利構成にある。たとえば、土地の共同体所有がみられる社会では、成員は土地の用益権はもっているが、可処分権はもたず、最終的な土地の支配権は共同体、あるいはその長に属している、といった議論がなされてきた。

本論では、「権利」が実体として存在するかのように語ることは、その権利を規定した法を定める国家や共同体の支配を本質化することにつながると指摘してきた。この単純な法のパラダイムは、社会のすべての個人が一元的な法のもとで権利の認定と保証を受けており、そこからの逸脱は同じ法の枠組みのなかで制裁を受けて調整されるという理念的な枠組みにすぎない（図45）。第一部でも示してきたように、この立場は、国家の政体が歴史的に交代をくり返し、その法の支配が揺らぎつづけてきたエチオピアの現実を説明するには、あまりに静態的な説明枠組みである。農民の目線に立てば、国家の法にもとづく「権利」も国家権力によるひとつの「主張」にすぎない。本論では、国家が権利として定めた制度が、ローカルな場ではひとつの枠組みに過ぎず、それとは別の枠組みとの関係のなかで土地所有をめぐる

争いが展開していることを示してきた。この土地所有をめぐる「主張」の相対性に着目する視点は、近年の「交渉」を重視する立場と軌を一にしている（図46）。

ただし第二部で論じたように、本論では、土地所有のなかに同じような状態がくり返される規則性と、流動的で予想不可能な結果をもたらす不規則性とが並存していることを指摘して、すべてが交渉の結果であるといった極端な立場をとることを避けてきた。そこで、どこまでが規則性に貫かれている部分で、どこからが交渉が発現する部分なのかを見定めるために、所有者と利用者との関係や土地争いの事例を分析してきた。これまで、ローカルな社会での規則的な土地所有を支えるものとしては、慣習法などの「法のパラダイム」に依拠することが多かった。本論では、それに代わるものとして、「なわばり論」の根底にある領域保護の経済性という視点をとりあげた。何らかの強固な慣習法の枠組みがあるからではなく、土地所有の性質や排他性の度合いが、その利用形態の経済性に大きく依存していることを強調してきた。ところが、じっさいに土地が耕されて、作物という富がもたらされるとき、その土地に関して築かれた所有者と利用者との重層的な関係が、つねに所有の経済性をめぐる利害の対立、いかえれば資源の配分をめぐる交渉を生じさせていた。そこに土地所有の不規則性としての土地争いがくり返される局面が生じていたのである。

この土地争いの過程を記述するときに、注目してきたのが「権威の所在」であった。土地所有をある方向に導く力をもった原則やそれを支える枠組みとしての権威には、いったいどのようなものがあるのか。そして、その複数の権威は、それぞれどのような場面でいかに力を作用させているのか。これらを明らかにすることで、土地争いや富の分配をめぐる「プロセス」を理解する視点を手にすることができた。こうした本論の土地所有をとらえる視点は、次のように要約することができる（図47）。つまり、土地所有のあり方は、いくつかの限定条件のなかで、複数の権威の枠組みがそれぞれの力を相互作用させることでかたちづけられている、というものである。限定条件となる要素には、土地に対する人口圧力（第一部）や

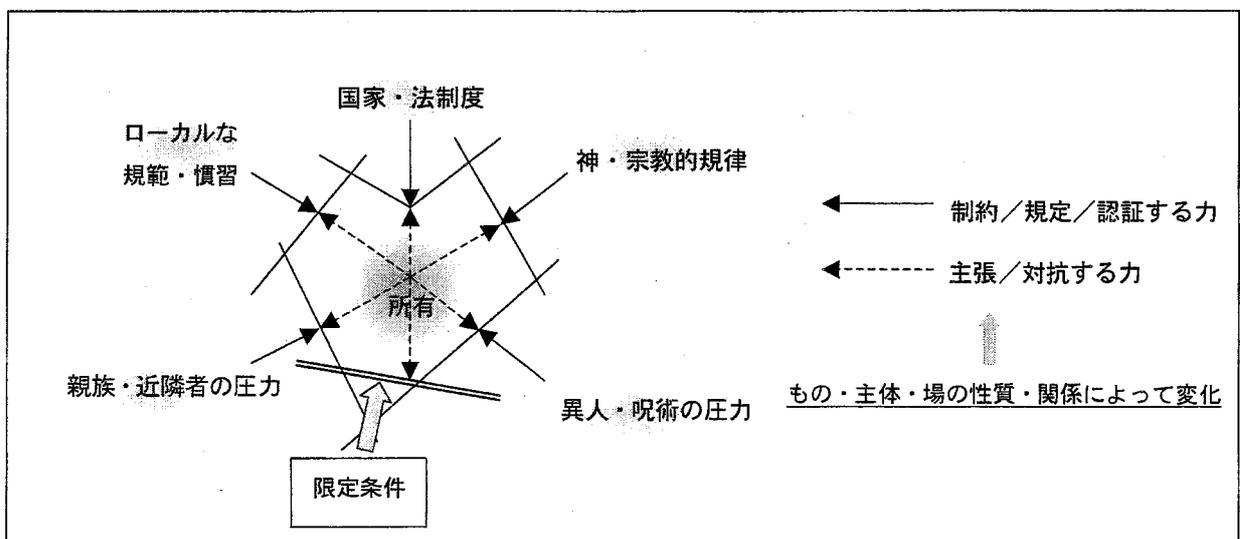


図47 本論の視座：所有の基本モデル

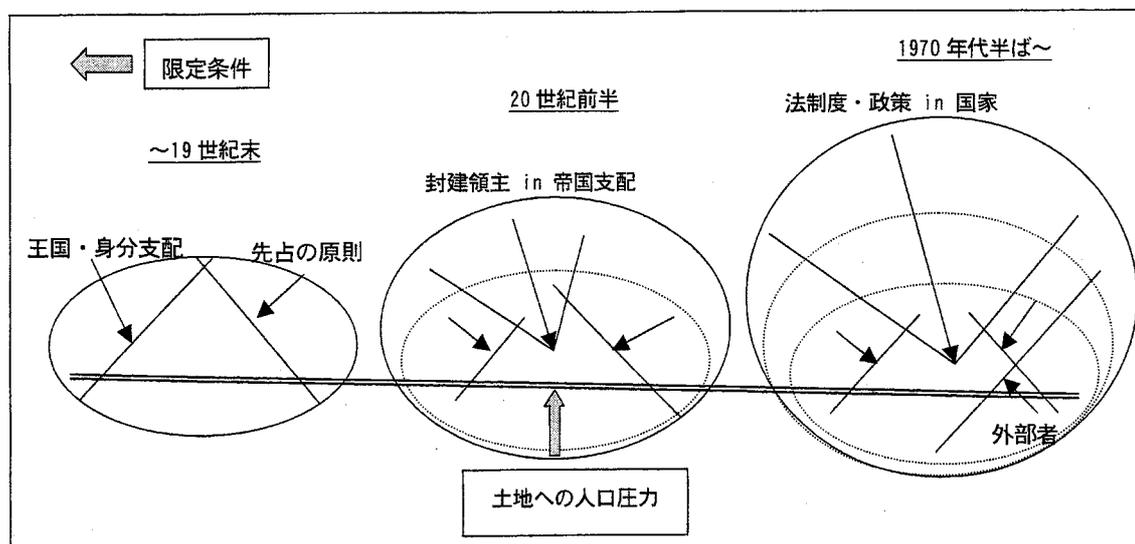


図48 第一部：国家のなかの土地所有

利用形態にもとづく所有の経済性（第二部）、作物という富の性質や相手との関係（第三部）などを指摘してきた。そして、土地所有を決定づける力をもった権威の枠組みには、法を生み出して強制する国家だけでなく、ローカルな社会における規範や慣習、神や宗教的な規律といったさまざまな要素を考慮に入れてきた。それぞれの権威の枠組みはつねに同じように並存しているわけではなく、当事者の社会関係（親族／同一民族／異民族）や参照される場（年長者の調停／行政村の裁定／裁判）によって力をもったり、逆に失ったりする。

この理解にもとづいて、第一部から第三部までの議論を図式化してみよう。まず第一部では、土地への人口圧力という要素が大きな限定条件として存在していることがみえてきた（図48）。さらにそのうえで、19世紀末までのゴンマ王国時代の土地所有は、王国の身支配、先占の原則といった要素が影響力を作用させていた。20世紀前半から帝国支配が本格化すると、中央から派遣された行政官やアムハラ<sup>1</sup>の封建領主が土地所有を規定する新たな権威の枠組みとして介在するようになった。コンバ村では、「森の土地」を自分のものとしたアムハラ貴族や、その後に個人プランテーションを開設した資本家地主層の登場が、それまでオロモの社会関係のなかにあった土地所有を、地方の裁判所から中央政府までを巻き込む問題にした。1974年からのデルグ政権時代は、この中央の国家という存在が、それまでになく大きな権威として、農村部の土地所有に介入を重ねるようになった時代でもあった。村の土地所有を左右する枠組みは、より外部の、より上位の国家という権威にゆだねられるようになり、農民たちはその力に翻弄されてきた。ところが、こうした国家の介入は、村の土地所有を国家政策の思惑どおりに操作できたわけではなかった。国営コーヒー農園の創設とともに増大した労働力の流入と人口密度の急速な高まりは、国家の意図しなかった結果を招くことになった。不安定な小作制が残存しただけでなく、「外部者による土地の商品化」という論理が作用することで宅地の頻繁な売買が促進されていた。このことは、農村部の土地所有が、国家の法制度のあり方だけでなく、他のさまざまな要素との相互作用によって形成されるこ

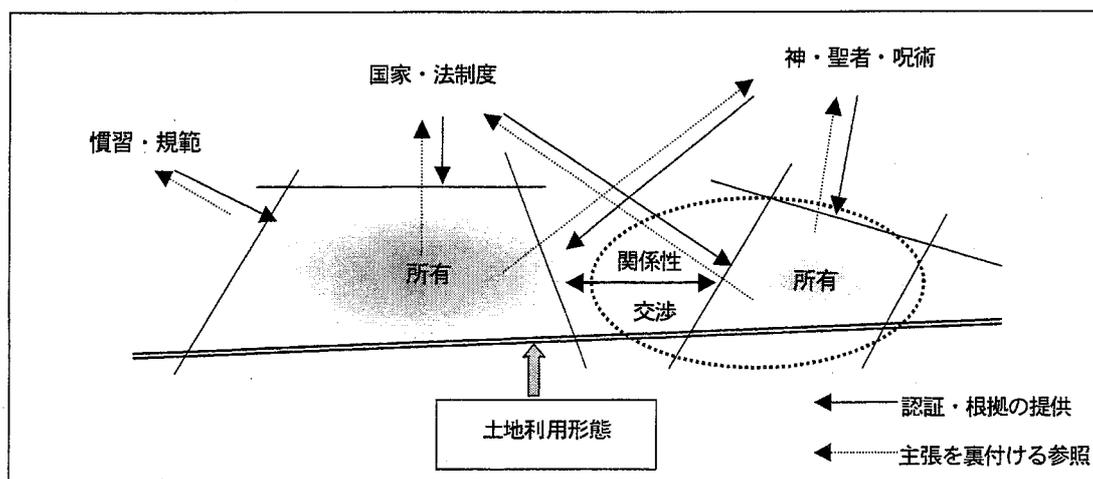


図 49 第二部：コミュニティにおける土地の所有と利用

とを示している。国家との遭遇という歴史過程のなかで、村の土地所有はますます大きな枠組みのなかで決定づけられるアジェンダになってきた。それでも、農民たちにはその大きな力をかいくぐりながら、土地との関係をみずから構築していく余地が残されていた。

その農民たちの能動的な営みが発揮されているのが、村という場においてである。第二部では、このローカルな文脈のなかで土地所有という現象をとらえなおしてきた（図49）。そこで注目したのが、土地の「利用」という側面である。土地の利用形態によって、その領域を保護する経済性が規則的に変動し、それが土地所有の排他性にある一定の変化をもたらす限定条件として作用している。それは、そのまま土地所有の規則性をかたちづくる土台でもあった。ところが、土地をめぐる築かれている所有者と利用者との関係は、つねに利益の配分をめぐる「交渉」を誘発し、土地所有のあり方を不規則なものにした。交渉の場面では、さまざまな権威の枠組みに支えられた複数の原則や論理が顕在化し、その行方を左右していた。どの原則や論理が参照されるのかは、仲介者である年長者や当事者の発言力だけでなく、関係者の不慮の死などの偶然性にも大きく左右されていた。土地争いの結果を有利に進めるために、人びとはさまざまな権威を多元的に参照し、交渉をくりひろげる。それでも、その最終的な結果へと導く過程には、主体的な交渉によっては「操作」できない偶然性も介在する。土地所有をかたちづくっているのは、土地利用の経済性とともに、土地から生み出される富をいかに確保するか、その受益者間の攻防のプロセスであった。ここで示されたのが、「資源の分配としての土地所有」という視点である。

第三部では、焦点をしぼって、おもにひとつの農民世帯を中心に土地から生み出された富がいかに分配されるかに注目してきた（図50）。ここでは、「自分のもの」として独占される富と「他人のもの」として分け与えられる富とのぎりぎりの緊張関係がみられた。土地の利用という側面と同じく、ここでは富の性質や社会的意味、相手との関係といったことが富の所有の行方を左右する限定条件として作用していた。そのうえで、さまざまな相手に対して富を分け与えることが、神の規律や親族からの妬み、貧者や見知らぬ異人といった複数の対

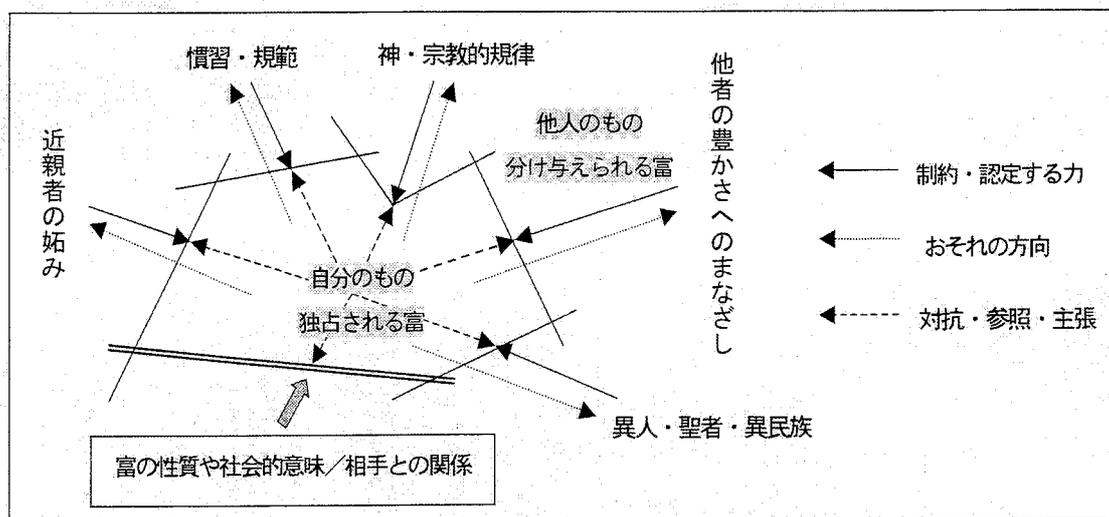


図 50 第三部：土地から生み出される富の所有と分配

象への「おそれ」に起因している可能性が浮き彫りになってきた。富を吐き出させる多元的な力が「おそれ」を通して作用することで、富は土地から獲得した者の手を離れ、他の者へと渡っていた。

ここまでの議論のポイントは、それぞれに異なる方向から力を作用させている多元的権威の存在である。これは、国家との遭遇のなかで巨大な権威の枠組みが登場したというだけでなく、土地争いの事例にもあるように、ムスリム聖者の宗教的権威や異民族の呪術師の呪力をも含みこんだもので、さらにミクロな富の分与の場面では、他者の豊かさへのまなざしそのものが一種の拘束力をもちうる権威として作用することを指している。こうした多元的権威が拮抗している背景には、事例としてきた村がさまざまな民族の生活する複合社会であることが大きく関わっている。ただし、それがたとえ過渡的な形態であったとしても、現代の世界において、永続的に均質な社会を想定することがほとんど不可能である以上、社会内部の権威の多元性が特殊なことであると限定的にとらえることはできない。多様な民族が流入し、さまざまな宗教や呪術が混淆しているコンバという村が、多元的権威社会における所有のあり様をよりわかりやすいかたちで提示してくれたといえるだろう。多元的権威社会の土地所有は、複数の異なる権威の力学によってかたちづくられている。これが本論のたどりついたひとつの結論である。

ここまでの本論の分析では、「制度としての土地所有」というとらえ方への反論を試みてきた。ただし、このことは、国家が土地所有という制度を確立し、運用している現実までを否定しようというものではない。法のパラダイムに支えられた制度としての土地所有は、確かに存在する。しかし、エチオピアの農村社会からみえてきた土地の所有をめぐる動態は、その「制度」が土地所有をかたちづくっているひとつの枠組みに過ぎないことを示してくれた。それでは、法のパラダイムを相対化するためにローカルな場でのミクロな現象に注目してきた本論の試みは、どの程度、現実の政治課題として論じられている「制度としての土地所有」という問いと斬り結ぶことができるのだろうか。最後に考えておきたい。

## 2. エチオピアにおける土地制度問題をめぐって

本論で制度として土地所有をとらえる視点に反論している一方には、まさに土地所有の「制度」が議論の俎上にのせられている現実がある。このことを触れずに本論を終えてしまうことはできない。これまで示してきた土地所有をめぐるデータから指摘できる範囲で問題点を論じてみたい。

たび重なる飢饉に見舞われているエチオピアの農村部は、現在、いかに農業の生産性を高めるか、土地所有の安定性を確保するか、そこからいかに経済発展を達成できるか、という現実的な課題に直面している。この課題への切り口として、土地制度の問題が論争の中心に据えられていることは間違いない。問題を簡単に言ってしまうえば、土地所有の制度を現行の国有体制のままでいくのか、それとも私的所有権を認めるような制度に変更するのか、またはそれらの中間的なコミュニティ所有のような形態やいくつかの所有制度を並存させるかたちがよいのか、といった議論である。とくに近年、西側の援助団体や国連機関の支援を受けた開発関係の研究所などを中心にさまざまなワークショップが開催され、経済学者や開発研究者だけでなく、農村部で調査を行ってきた人類学者も加わって、安定的で効率的な土地制度への方向性がくり返し議論されている [Taye 1999; Tegegene et al. 1999; EEA/EEPRI 2002; Workneh Negatu et al. 2002]。

さまざまな視点から議論が提起されているなかで、最大の課題になっているのは、「所有の安定性」をいかに図るか、そして、どのように「効率性を高める土地の分配」を達成するか、という2点である。ここで、ひとつずつ検討していこう。

「所有の安定性」については、農民がつねに自分たちの土地の所有が侵害される可能性を感じているために、土壌の改良や近代的技術の導入といった投資を行わず、そのことが生産性の向上を妨げている、という議論がなされている。所有の安定性が崩される要因としては、社会主義政権時代からくり返されてきた土地の再分配政策や集村化といった国家による介入が指摘されている。いつか土地が国に接収されるとしたら、その土地に投資を行おうというインセンティブは働かない。そこで、国家の恣意的な介入が起これる現行の国有体制を見直す必要性が論じられているのである。現在では、完全な私的所有体制への移行には懐疑的な論調がつよく、コミュニティと利用者が土地を所有し、その分配や権利保護に責任をもつという「連合所有」を提案するもの [Dessalegn 1994] や、統一的な制度を構築するのではなく、地域の実情に合った複合的な土地所有制度を導入する必要性を訴えるもの [EEA/EEPRI 2002]、農民に対して土地の利用権の移転を認めつつ、土地の所有と管理に関わる権限を、コミュニティを代表する民主的に選ばれた地方行政に与えて自治的なルールを構築させる [Hoben 2002] といった政策提言がなされている。

たしかに、国家の土地への介入が農村内の土地所有を規定する要素を多元化させ、不安定な状態を作り出してきたことは、第一部でも論じてきた。しかし、土地の所有と利用をめぐ

る安定性を損なっているもっとも大きな要因のひとつが、所有者と利用者との関係（地主－小作関係）に内在する利害対立であることを忘れてはならない。第二部で示したように、調査村では、ほとんどの畑地で地主－小作関係が築かれている。土地の所有者が直接、耕作を行うのではなく、第三者（ときに複数の者）が土地の耕起から播種、除草、収穫までの作業にたずさわっている。そのなかで、多くの小作が継続的な畑の耕作を行えず、短期的な貸借関係に終わっていた。そこには、地主と小作との土地の利益配分をめぐる潜在的な緊張関係（地主が小作とのあいだに短期的な「経済的他人」としての関係をとり結ぼうとする傾向）が影響していることは、指摘してきたとおりである。

農民が土地との安定的な関係を築くためには、どういう主体が所有権をもつのか、といった所有体制の改革よりは、むしろこの土地の所有者と利用者との利害関係の調整を行うことが欠かせない。ただし、第一部の考察のなかで論じたように、地主－小作関係の改善は、20世紀前半から社会問題とされて、いまだになし遂げられていないという現実がある。デルグ政権時代以降の土地の再分配によって、事実上、地主－小作関係は解消されたという誤った認識が共有されていたこともあって、ひろく分益耕作が行われてきた実態が指摘されはじめたのは最近のことにすぎない [Yared 2002; Workneh 2002]。「所有の安定性」というキーワードから、所有権の認定やそれを支える所有体制の議論にばかり終始しては、片手落ちといわざるをえない。土地の所有者と利用者との関係をいかに安定させ、その利害対立を調整するか、これが重要な視点になってくる。

もうひとつの「効率性を高める土地の分配」には、なるべく生産性の高い意欲のある者に土地を利用させることで、全体的な食糧の増産と効率的な農地利用をうながすといったねらいがある。現行の憲法では土地の売買が禁止されており、国家主導の土地の再分配を行うことでしか、新たな土地の獲得や移転ができない。ところが、この土地の再分配政策に対しては、いくつもの批判がよせられてきた。土地の再分配政策は、基本的に保有面積の均一化をめざして行われてきたため、効率性を高める分配になってこなかったうえに、所有の安定性と継続性を大きく損ねてきた [Hoben 2002]。また、人口が急増して余剰地がほとんどない現状では、再分配を実施することすら困難である実態も指摘されている [Kifle 1999]。調査村の地域でも、土地不足が顕著なため、今後、大規模な土地の再分配が行われる可能性は少ない<sup>72</sup>。このように土地の再分配政策が手詰まりの状態にあるなかで、多くの論者がある程度までは売買などによる土地移転を可能にすべきだという点で一致している [Kifle 1999; EEA/EEPRI 2002; Hoben 2002]。

調査地の事例から指摘できることは、土地の売買が禁止されている現状でも、道路沿いの居住地を中心に活発な取引が行われている一方で、畑やコーヒー林といった農地については、それほど積極的に売買が行われているわけではないという点である。サンプル調査を行った畑地41例、コーヒー林36例のうち、デルグ政権時代が樹立された1974年以降、売買によって土地の獲得が行われた事例は、畑地で1例、コーヒー林で3例（うち2例は

同一人物からの購入) となっている。同じように法律で禁じられていても、居住地は頻繁に売買され、農地はほとんど売買されていない。つまり、法律による規制によって土地の移転が妨げられているというよりは、そもそも農民たちのあいだに農地を売買することへの忌避感が強いといえる<sup>73</sup>。こうした状況では、土地の売買を「認める」制度を創設するだけでは、ほとんど意味がない。

農民たちは農地を取引する代わりに、むしろ「土地」という資源への関与のあり方を多様化させることで対応してきた。人口密度が増加し、すべての農民が十分な土地をもてない状況では、穀物の畑にしても、コーヒー林にしても、必要な者が必要なだけ土地を所有する状況をつくりだすことは難しい。そこで、土地を貸借して分益耕作するだけでなく、去勢牛をもつ者はそれを提供することで、あるいは雨季に現金を調達できる者はコーヒー林の土地を年単位で買い取ることで、土地が生み出す富へのアクセスを調整していた。それがどれほど「効率的な配分」になっているのか、本論のデータからは知ることができない。ただ、これまでも論じてきたように、現在のエチオピアでは、国家の「制度」がローカルな社会のあり方を一元的に規定するものにはなっていない。国家の法は、農村社会において、つねに別のローカルな論理との相対的な関係におかれている。

こうした本論の立場からすれば、土地所有の「制度」を改変すれば農村社会の問題がうまく解決されるという議論には、疑念を抱かざるをえない。とりわけ、ローカルな実情が十分に理解されないままに、画一的な政策が施行されることは、おそらくエチオピアの農村部をさらなる混乱に陥れるだけであろう。たとえ「所有の安定性」や「効率性を高める土地の分配」がターゲットとして正しかったとしても、ローカルな場の実態をうまく把握できていなければ、それを達成するための最善の方策を見出すことはできない。こうした意味でも、国家の「制度」だけに制約されるわけではない、農村社会における農民と土地との動態的関係を理解することが、きわめて重要なのである<sup>74</sup>。

## おわりに

「権威の所在」という観点からは、これまで考えられてきた「所有」が違ったものに見えてくる。それはどこからか付与された「権利」によって構成されたものではなく、ある特定の権威の枠組みに依拠したひとつの主張にすぎない。たとえ、それが国家の法という権威に支えられたものであったとしても。

それでは、なぜこれほどまで「所有」を語るときに「法のパラダイム」がもちだされてきたのだろうか。それは、あるひとつの「法」の枠組みを絶対化し、そこに由来する「権利」を本質的な実体として語ることが、そのまま「所有者」の正当化の語り口であったからだ。人類学の研究も、その所有者の論理に寄り添って、ときには王国の法を、ときには慣習法という名の「部族」の法を記述してきた。しかし、現象としての「所有」を理解するためには、この「法のパラダイム」から徹底して距離をおき、それらを相対化していく必要がある。法とは、所与の存在として、われわれの上に鎮座してきたような代物ではない。多くの者に、あるいは力をもった者に主張の根拠としてもちだされ続けることで、はじめて法となる。

こうしたことを考えるようになったのは、エチオピアという場に赴いたからこそ可能になったのだと思う。19世紀末からの100年ほどのあいだに、何度となく大きな政治体制の転換を経験してきたエチオピアの歴史をたどっていくと、土地所有の「権利」という代物が「力」を背景にして築かれたひとつの虚構にすぎない、と考えざるをえなくなる。おそらく法の論理のなかにどっぷりと浸かっている日本で生活しては、思い描くことが難しかっただろう。しかし、所有を法のパラダイムから切り離すという試みは、エチオピアにおいてのみ有効というわけではない。エチオピア西南部のひとつの農村という場を通して、われわれが生きている社会の「所有」をも相対化することができるのではないだろうか。

所有という問いをつらつらと考えはじめてから10年あまりがたつ。気がつくと、ずいぶん辺鄙なところまできてしまった。ここはどこなのか。袋小路に迷い込んだのかもしれないし、この先、出口があるのかもしれない。

ここで最初の問いに立ち戻っておこう。わたしはなぜ逸脱してしまったのか。わたしの感じた「所有」をめぐる違和感は、どこから生じたのだろうか。自分の弁当をひとりで平らげてしまったとき、わたしの頭を覆っていたのは「自分の弁当は自分だけで消費してよい」とする私的所有の原則であった。ところが敬老会で集まった中年男性たちのテーブルという場では、私的所有を支える枠組みは後方に退き、「個人のもちよった弁当は、ともに食べるべきもの」という共有の原則を支える枠組みが優勢になっていた。その場によって「所有」をかたちづくる別の枠組みが姿を現していたことに、わたしは気づくことができなかった。なにも、黒島の人びとが、われわれとはまったく異なる「所有観」をもっているというわけで

はない。たとえば、牧場で働いていたとき、昼食として各自に渡される弁当は、ふつうに自分だけで食べていた。敬老会の場でも、老人たちは配られた折り詰めをみな別々に食べていた（わたしはそれを見て自分の弁当に手をつけた）。つまり黒島の人びとが、すべての場や関係において「ものをひとり占めしない」という「所有感」をもっているわけではない。ここでは、私的所有（あるいは排他的所有）の原則が、つねに別の原則の作用する枠組みとの相対的な関係におかれている。所有を支える複数の枠組みが並存していることに、そしてそれが人の関係や場によってさまざまに異なった現れ方をするに、わたしは思いを至らせることができなかつた。それが、わたしの失敗の原因だった。いまでは、そう考えることができる。

わたしたちが暮らしている社会では、自分のものを自分だけで消費することを認める私的所有の原則が生活のなかの隅々まで行き渡っている。この原則を支える法がより大きな権威として、わたしたちを覆い尽くしている。もちろんさまざまな場面で、それとは異なる原理が作用する余地が残されているが、私的所有の原則は、いまやコンテクストを超えて影響力をもつ最上位の枠組みとなっている。そして、わたしたち自身も、ものの性質や人との関係、その場のもつ意味といったことを考えもせず、この私的所有の原則とそれを規定する法を唯一の原則であるかのように参照しつづけている。

これがいいことなのか、悪いことなのかは、よくわからない。ただ、ひとつの原則を支える枠組みだけが拘束力をもつようになると、われわれはその所有が当然のもので、争われるべきものでも、侵害されるべきものでもない、という先入観にとらわれるようになる。エチオピアの人びとからしてみれば、気の遠くなるような富を手にしてきた先進国のわれわれは、自分のものとして所有している富の正当性を信じて疑わない。しかし、ほんとうにそれは「正当」なのか。その「正当性」は、ひとつの力をもった支配的な枠組みのなかだけで有効なのではないのか。多元的な権威が拮抗する社会の「所有」を目の当たりにしてきたことで、その「正当性」の空疎さが透けて見えはじめた気がする。

## 謝辞

本研究は、多くの出会いに支えられてきた。とくに京都大学・総合人間学部に在籍していたころよりご指導いただいてきた福井勝義先生(京都大学)の導きがなければ、黒島にも、エチオピアにも行く機会に恵まれることはなかった。そして、博士論文をこうして最後まで書き上げることができたのも、ひとえに福井先生のさまざまなご配慮とお力添えのおかげである。ここに改めて心からの感謝の意を表したい。

菅原和孝先生(京都大学)、田中雅一先生(京都大学)、山田孝子先生(京都大学)には、学部生のころより、ゼミや学会などの場で多くのご指導を受けてきた。本稿にも詳細に目を通していただき、貴重なコメントを下さったことで、議論の方向性を定め、深めることが可能になった。さらに、杉島敬志先生(京都大学)には、学位論文の審査委員として数多くのご指摘をいただいたことで、今後、乗り越えるべき課題を明確にすることができた。またエチオピアの研究プロジェクトの諸先輩方、石原美奈子氏(南山大学)、佐藤廉也氏(九州大学)、田川玄氏(広島市立大学)、藤本武氏(人間環境大学)、増田研氏(長崎大学)、松田凡氏(京都文教大学)、宮脇幸生氏(大阪府立大学)には、さまざまな場でご指導いただいただけでなく、エチオピアでのフィールドワークの手法から、研究に対する真摯な姿勢まで、学ばせていただくことがたいへん多かった。このほかにも、重田真義先生(京都大学)や栗本英世先生(大阪大学)をはじめ、多くの先生方のご指導を受けてきた。すべてのお名前を挙げることができず心苦しい限りだが、これまでご助力・ご支援いただいた方々に対して、深く御礼申し上げたい。

そして、この論文を書きながらも、つねに心の支えとなってきたのは、黒島やエチオピアで出会うことのできた多くの人びとの生き生きとした姿であった。とくにエチオピアでは、アッバ・オリ一家との出会いがなければ、おそらく調査を続けることすらできなかつただろう。アッバ・オリに約束した通り、この論文をアッバ・オリたち家族に捧げて、心からの感謝の気持ちを示したい。

## 付記

本研究のための現地調査は、平成12年度科学研究費補助金(基盤研究A)「民族と国家/地方と中央における動態的關係:北東アフリカ諸社会の再編成の比較研究」、平成13年度科学研究費補助金(基盤研究A)「国家・開発政策をめぐる環境変化と少数民族の生存戦略:北東アフリカ諸社会の比較研究」(いずれも研究代表者は福井勝義教授)の研究協力者として、平成14年度から16年度までの現地調査と資料整理は、日本学術振興会の特別研究員として行っている。

## 註

- 1 この「100人の村」という話は、朝日新聞でも紹介された話であるが、もともとはスタンフォード大学のフィリップ・ハーター助教授が誰からか受け取ったメールを知人に署名入りで転送したことに端を発するとされる。その後、世界中にハーター氏の名前とともにメールを介して広がった。あげられているほとんどの数値について、人口統計学者などが事実だと確認しているようだ [<http://deva.aleph.to/documents/100village01.html>]。
- 2 「分割地は元来、氏族または部族から個々人にゆだねられたものであったが、いまやそれに対する個々人の占有権が強化されて、これらの分割地は相続財産として彼らのものとなった。彼らがその末期になによりも努力したことは、その分割地にたいする氏族共同体の要求権からの解放であり、この要求権は彼らにとって桎梏となっていた。(中略) 完全な自由な土地所有とは、土地を十全に無制限に占有する可能性を意味しただけではなく、土地を譲渡する可能性をも意味したのである。土地が氏族所有であるかぎり、この可能性は存在しなかった。」 [エンゲルス 1965(1891):220-1]。
- 3 『所有論』を書いたアンドリュー・リーヴ [1989(1986):83] は、マルクスの『ドイツ・イデオロギー』のなかの言葉を引きながら、次のように述べている。「マルクスにとって、未来の共産主義社会の優れている点は、一面では、少なくとも生産手段における個人的所有権の欠如という意味での、その無所有性 (propertylessness) であろう。『より高度な経済的形態をもった社会の立場からみると、各諸個人によるこの地球の私的所有は、人間の人間による私的所有と同じく愚かなものに見えるだろう』。それゆえ、マルクスの歴史理論は、生産様式に関わるものである。ひとつのテーマは、原始共産主義以後の私有の出現であり、将来その私有がすべての形態の階級社会を終結させるプロレタリア革命によって廃止されるだろうという希望である」。モーリス・ブロック [1996(1983):21-3, 124-5] は、マルクスとエンゲルスが、少数の者によって生産手段の所有権が独占される資本主義の出現という歴史的な性格を明らかにするために、私的所有権が存在しない先行段階の存在を強調しなければならず、そこでヨーロッパの資本主義制度と全面的に対立するシステムの存在を示したモルガンの研究に依拠することになった、と指摘している。
- 4 ロックは、所有と民主主義を不可分なものとしてとらえ、自己の労働にねざすものとしての私的所有権の権原をあきらかにした [ロック 1968(1690)]。またケネーのような重農主義者は、18世紀末に次のように私的所有権の正当性を主張した。「土地財産と動産の所有権は法的な所有者に認められるべきである。なぜなら所有権の確保は社会の経済的秩序の本質的な基礎だからである」 [Quesnay 1962(1767): 232]。ハンは、このケネーの言葉を引用して、次のように述べている。「産業革命の前夜までに、私的所有関係はかつてないほど洗練された知的正当化の焦点であった。(上記引用) 地主階級によって稼がれる地代が生産システムへの投資とその改善につながることを実証する難しさにもかかわらず、私的所有の確保は経済的と同時に道徳的に正当だとされた」 [Hann 1998:13-14]。
- 5 マリノフスキー [2002(1926): 27-30] は、『未開社会における犯罪と慣習』のなかで、メラネシアにおけるカヌーの所有が「財産についての共産主義的感情」に支えられているとするリヴァーズの議論を批判し、「カヌーの所有と使用は、一団の人びとを労働仲間と結合する明確な責任と義務との系列から成立している」と論じている。『西太平洋の遠洋航海者』では、そうした「トリ=ワガ」というカヌー所有者のさまざまな権利と義務、社会的機能について記述するなかで、その西洋の所有概念との違いを強調している [マリノフスキー 1980(1922):177-181]。西洋の所有権概念では、ある主体が物を所有している場合、その物に対する権利をもっていることが想定されるが、トロブリアンドでは

- 「カヌーをもつ」ということが、カヌーの建造や航海の日どりを決定したり、呪術を遂行したりすることにくわえ、経済的にも社会的にも特権的な力をもつことを意味することになる。
- 6 ひとつの土地への複数の権利の重なりという人類学者の視点の基礎を与えたのは、ビクトリア朝時代の法律家ヘンリー・メーンであるとされる[Hann 1998:8]。彼は所有を「権利の束」とし、それが「厳密な制限」を否定していると理解した。たとえば、特定のモノを利用する権利は、それを他者に譲り渡す権利と両立しないかもしれないし、よそ者に売る権利とも両立しないかもしれないとした。
  - 7 こうした研究の背景として、1940年代から50年代にかけてアフリカで調査を行った多くの人類学者が、「植民地行政府が特定の民族集団の慣習法を保護、あるいは、しばしばヨーロッパ化するための手助けとして調査した」と指摘されている[Shipton 1994:349]。
  - 8 日本の狩猟採集民研究において、じっさいの分配の過程を詳細に分析することから「所有」という問題を考察しているのが、アカを調査対象としている北西の研究である[北西 1997; 2004]。北西は、アカのあいだでは食物の所有者が明確に定められたうえで分配が行われていることを指摘したうえで、肉の第一次分配が規則にしたがった義務的なものであるのに対し、その後の第二次分配は、「その場その場で分配相手を選択して」行われ、「社会関係を常に表現していく」ものであるとしている。食物の分配がこうした社会関係を表現する役割を果たすためにも、最初にその所有者を明確にすることが求められているのである。しかし、所有者が分配を社会関係構築のための手段として利用していくと、そこには非対称的な社会関係がつけられてしまう可能性がある[市川 1991]。しかし、そうはなっていない。それは、なぜなのか。北西は、「多重な与え手と受け手の関係」の「何重にもなった分配の網の目」がそれを妨げていると論じている[北西 2004:84-86]。
  - 9 なかには、食物の分配が親族関係などの規則や義務にもとづくものではないとし、食物をめぐる人びとの一対一の関係における自立性を強調する研究もある[Ingold 1988]
  - 10 杉村[2004]は、ザイル農村に関する研究において、ハイデンの「情の経済」への理解を示しながら、農民の「共食」原理に支えられた生活様式を、農民経済というトータルな生活の仕組みを内部で支える「ハビトゥス」として描いている。ここでも富を分け与えるという行為が、ある社会に根ざした文化的な現象としてとらえられている。
  - 11 広辞苑では、「自分のものとして持っていること。また、そのもの」という説明がなされている。
  - 12 たとえば、吉田[1999]によるタンザニアの研究などがある。
  - 13 日本のアフリカ研究において、アフリカの土地所有の形態を「共同体的所有」としてとらえる視点は、とくに経済学分野でいまだに影響力をもっている赤羽の議論などに代表される[赤羽 1971]。赤羽は、ブラック・アフリカの土地占取の基本的性格として、土地占取の主体がいずれも血縁団体であることを指摘し、そこには社会関係を規定する原理として血縁関係にもとづく共同団体が形成されていると論じている。
  - 14 1994年に制定されたエチオピアの新憲法では、土地の所有について、次のような規定がある(40条3項)。「地方や都市部の土地の所有権は、すべての自然資源と同様に、まったく国家と国民に属するものである。土地は国家と国権、そしてエチオピア国民に共有の財産であり、売買やその他の交換に付されるべきものではない」[Fasil 1997:230]。
  - 15 エチオピアで広く話されているアムハラ語では、土地の所有者のことを「*balä märet* = 土地の主人」という言い方をする。この *balä* という言葉は、家 *bet* や財産 *habt* といった言葉の前につけることで、「家の主人」あるいは「財産の持ち主」といった意味となる。

- 16 たとえばリーチ [1995(1970): 156-75] は、カチン社会の財産と所有の概念について、カチン語の語彙や具体的な事例をもとに詳細に分析している。そのなかで、世帯主、村の長、小首長、首長、「太ももを食う首長」などの土地に対する権利構成が、さまざまに異なっていると論じている。
- 17 この他にも「所有」の意味内容には、いくつかの「ルール」が付随することが想定される。フランク・スネアーは、日常言語において、財産 *property* と所有権 *ownership* とが意味的に互換可能であるとしたうえで、「A が P を所有 (*own*) する」というとき、①「A が P を使用する権利をもつ」、②「他者は、A が同意するのであれば、そして同意する場合にのみ、P を使用してもよい」、③「A は、同意によって特定の他者にルール①とルール②のもとで諸権利を永久に譲渡してもよい」といったことにくわえ、以下のようなルールが所有権に意味を与える手助けをすることでしている [Snare 1972:202-4]。④「処罰のルール：A の使用を妨害したり、P をみずから不法に使用したりする者がどうなるのかを規定する」。⑤「損害のルール：B が A の同意なしに P に損害を与えるとき、賠償の支払いを求められることを規定する」。⑥「責任のルール：P がある種の損害を引き起こしたとき、A は責任を負われることを規定する」。
- 18 「法」という概念をどのようなものとしてとらえるのか、いかなる社会的秩序も「法」に類するものによって維持されると考えてよいのか、といった問いには、長い論争の歴史がある [Gluckman 1965: 178-83, Bohanan 1967]。コマロフとロバーツは、こうした論争を「規則中心パラダイム」と「プロセッサジュアル・パラダイム」のあいだの対立としてとらえ、他の規範から区別される「法的規則」の存在を重視する前者の立場が、制度や構造よりも社会過程における相互行為に注目する研究によって批判されてきた結果、政治と法との現象的な境界線を引くことがほとんど不可能になったと論じている [Comaroff & Roberts 1981: 3- 21]。
- 19 対象地の設定にあたっては、コンバに居住する農民のこれまでの社会生活や生業の領域、歴史的経緯などを考慮した。コンバは 1974 年の社会主義政権の成立とともにひとつの行政村／カバレ *qäbäle* となったが、その後 96/97 年に隣村コチヨレ村と合併してガバネ・アボ村となった。本稿では、かつてのコンバ・カバレの領域を対象とする。
- 20 世帯主の民族構成については、複数のオロモのインフォーマント [B・C など 5, 6 名] に対する聞き取りによって集計しており、各世帯の民族集団への帰属意識を調査したものではない。
- 21 オロモのクランについては、[石原 1996] が詳細な検討を加えている。
- 22 既婚男女ひとりあたりの平均結婚回数は、男女ともに約 1.7 回であった。これはイル集落の男女 70 人 (男性 32 人・女性 38 人) への聞き取り調査による。男性の場合、複数の妻がいる場合も回数に入れているが、子供がいても正式な「結婚」と認められていないものは回数に含めていない。
- 23 オロモ人の歴史家モハメド・ハサンによると、オロモ・ナショナリズムの運動が一部の都市エリートによってはじめられたのは、1960 年代だとされる [Mohammed 1996]。しかし、1980 年代であっても、オロモ・ナショナリズムが大衆的な運動にはならなかったとされており、農村部のオロモたちがエチオピア最大の民族集団である「オロモ」としてのアイデンティティを意識しはじめたのは、1990 年代の民族自治政策のなかでのことだと考えられる。
- 24 1970 年代ごろまで、現在のオロモは、一般的に「ガッラ」という名称で呼ばれていた。その由来はよくわかっていないが、北部のアムハラなどキリスト教徒にとって「ガッラ」といえば、「野蛮で、汚れた、未開、怠慢な民族」というイメージをもつ蔑称であった [石原 1996]。ただし、ジンマ地域で 1950 年代末から調査を行っていたハーバート・ルイスによれば、「オロモという語は、ジンマではム

- スリム以外のガツラを示すときに使われている」とし、むしろ彼らにとって「オロモ」という名称の方が侮蔑的であったと書いている [Lewis 2001(1965):136]。
- 25 ゴンマ王国の成立時期については諸説ある。モハド・ハサンによると、ゴンマ地方に王国としての政治体制が成立したのは、19世紀初頭、アッバ・マノ (Abba Manno) (c.1810-1840) 王の時代だとされる [Mohammed 1990:109-10]。グルマは、最初の王アッバ・マノの治世が1720年代から1750年代である可能性も示唆している [Guluma 1983: 143; 1984:49-55]。トリミンガムは、オロモがギベ地域に侵攻したのが1700年ごろで、18世紀後半から19世紀初頭にかけてギベ五王国が成立したとしている [Trimingham 1952: 199]。ルイスは19世紀初頭という説をとっている [Lewis 2001(1965): 35-9]。
- 26 ゴンマ王国では、評議員 *qoppo* の数は固定されていなかったものの、60人を超えることはなかった。しかし、1830年代にイスラームの影響が高まるにつれて、有名なムスリム司祭 *sheikh* がその役割を担うようになった [Guluma 1984: 118]。またグルマは、最初に王が選ばれた経緯について、聞き取りを行ったインフォーマントの話を用いている [Guluma 1983: 138]。「この地域を（オロモが）征服して住みついてほしいから、かれらは自分たちが互いに相談したり、問題を解決したりする共通の場所をつくりたいと願うようになった。それでかれらはお互いに話した。『われわれが問題を解決できるような共通の場所をつくらうではないか。われわれの結束と尊厳をまもるような人をひとり選ぼう』と。こうしてジンマでは Abba Faro が、ゴンマでは Abba Mano (Odda Alayo) が、ゲラでは Abba Bosso が選ばれた。こうして王制 *motumma* がつくられたのだ」。
- 27 ルイスは、こうしたオロモ社会の特徴をつぎのように述べている。「18-19世紀にエチオピア西部のオロモ社会で強力な政治的リーダーシップが生まれたのは、交易ルートを支配する機会にめぐまれたことや、より組織化された人びとと戦いつづけなければならなかったことにくわえ、オロモ社会のある特徴に支えられてきたようだ。その特徴のひとつは、政治集団のメンバーやリーダーを外から取り入れることに対する出自集団の制限から自由であったことがある。個々の家族はその居住場所や政治的な盟友関係を自由に決定することができた。世襲のリーダーの地位がなかったために、有能で野心のある男たちは身分による規制や禁止に制限されることなく、親族だけでなく、近隣の者たちや友人、扶養者などから仲間を自由にあつめることができた。(中略)そして、土地は個別に所有することができ、出自集団の男性メンバーと共有する必要もなかったために、リーダーは土地を配下の者たちを支えるために使うことができた」 [Lewis 2001(1965): 34-5]。
- 28 アッバ・レブ王の時代である1840年代から50年代にかけて、ゴンマ地方を通る交易ルートをめぐり、ジンマ王国とのほげしい戦争が国境地帯のゲンベ (Gembe) で起きていたといわれる [Guluma 1984: 86-7]。アッバ・レブ王は王都 Sayo と国境地帯を結ぶ道を建設するとともに、イスラームの普及やコーヒー栽培の奨励をおこなった [Guluma 1984: 85]。
- 29 グルマは、アッバ・コロの土地について、つぎのように指摘している。「アッバ・コロは、耕作地や馬、牛とともに、(罪人や戦争捕虜などとして捕らえられた者のなかから) 奴隷を与えられた。与えられる土地は、その者の行政区とは限らなかった。むしろ、それらは王国中に分散していた。アッバ・コロは、それらの土地に自分の奴隷を住まわせたり、小作人にその土地を耕させたりしたが、いずれもさまざまな義務を課した。なかにはそれらの土地を子供に相続させる者もいたが、役職はかならずしも世襲はされなかった」 [Guluma 1984: 121]。
- 30 第一部 (第3章～第5章) は、おもに歴史的な事柄についての聞き取りにもとづいているため、エチオピアの歴史研究の慣例にしたがって、情報提供者を明示する。以下のインフォーマント・リストを参照のこと。情報のソースは、文末に [A] と表記して示す。[以下、A] は、その段落の最後あるいは

はつぎに情報ソースが明示されるまでを示し、〔以下、すべてA〕は、その節の最後までがインフォーマントAからの情報であることを示している。聞き取り調査の形態は以下のとおり。①アムハラ語による直接インタビュー、②オロモ語による直接インタビュー、③調査助手の通訳によるオロモ語によるインタビューで、テープに記録してアムハラ語に逐語訳をして記録、④調査助手をつかったオロモ語によるインタビュー(テープへの録音なし)。

<主要なインフォーマント・リスト>

記号	年齢	性別	職業	民族(オロモの場合はクラン・地域名)	聞き取り調査の形態*
A	65	M	農民	オロモ (Ilu)	①・②・④
B	28	M	農民(調査助手)	オロモ (Ilu)	①
C	25	M	農民	オロモ (Ilu)	①
D	50代	F	農民・妻	オロモ (Eno)	②・④
E	60	M	農民	オロモ (Ilu)	①・④
F	60前後	M	農民・Sheki	オロモ (Adami)	①・③
G	25前後	F	家事手伝い	オロモ (Garo)	①
H	50代後半	M	GommaII 守衛	オロモ (?)	①・③
I	25前後	M	GommaII・農業専門家	アムハラ(ジンマ出身)	①
J	50代後半	M	GommaII・職員	カファ	①
K	50前後	M	GommaII・技術者	オロモ (Garo)	①
L	30代	F	GommaII・幹部	アムハラ	①
M	50代	F	農民	アムハラ	①
N	40代	M	GommaII・医者	オロモ (Alga)	①
O	60代後半	M	農民	アムハラ	①
P	15	M	学生・季節労働者	オロモ(アガロ南・居住)	①
Q	120	M	農民	オロモ (Babayu)	④
R	60代	M	農民	オロモ (Wacho)	①
S	10代後半	M	農民	コンタ	①
T	20代後半	M	農民	コンタ	①
U	40代	F	農民・呪術師	ダウロ	①
V	20代前半	M	農民・妻	オロモ (Ilu)	①
W	20代前半	M	学生	アムハラ(アガロ在住)	①
X	60代	M	農民	オロモ (Wacho)	①
Y	80代	M	農民	ムスリム・アムハラ	④

31 「ラス*ras*」は「将軍」の意味で王につぐ高位の称号(Am.)。有能な武将や貴族に与えられた。

32 グルマによると、この降伏の過程はやや複雑である[Guluma 1984: 151-60]。1870年代以降、ギベ地域はゴッジャムとショワというふたつの勢力に脅かされるようになった。まず1881年1月にゴッジャムが、有能な将軍ラス・ダラソ(*ras Daraso*)をギベ地域まで遠征させ、最初にジンマ王国が降伏する。グマは抵抗するが一日で敗戦してしまう。ゲラ、ゴンマ、リンムは抵抗することなく貢納を支払うことに合意する。この地域への拡大をねらっていたショワのメネリクは、それを聞いてすぐにオロモの将軍ラス・ゴバナ(*ras Gobana*)をギベ地域に派遣する。1881年の12月にはラス・ゴバナはギベ地域にたどりつき、すべてのギベ五王国をまわって貢納を要求。ラス・ダラソに対して払うことになっていた貢納は、すべてラス・ゴバナにとって代わられる。そして1882年4月には、メネリクとラス・ゴバナはラス・ダラソの軍と戦って勝利し、ギベ地域への支配をさらに強めることになった。

33 「ダジャズマチ *däjazmach*」とは、「門の司令官」という意味の高位の称号(Am.)。貴族や政府高官などに与えられた。

34 この時代には、まだ召使 *ashkarii* や奴隷 *garb* といった搾取される階層の者たちが多数いたことも記しておかなければならない。この地域において、奴隷の使用はかなり一般的なもので、イタリアの占

- 領統治下で禁じられる1930年代ごろまで存続していた。こうした奴隷は、アムハラの大地主だけでなく、オロモの大地主のもとでも働いていたことが聞き取りからもわかっている。召使の多くが西隣のイルバポール地方から来ていたのに対し、奴隷の多くはジンマの奴隷市場を通して、オモ川北岸地帯から供給されていた。
- 35 「フェトラリ*fitawrari*」とは、「前衛の司令官」という意味の称号 (Am.)。ダジャズマチに次ぐ位で、ハイレ=セラシエ時代は、地方の行政官などに与えられていた。
- 36 1950年ごろに、それまで35haから83haまで肥沃度によって大きさに違いがあったガシャ *gasha* という面積単位が、1ガシャ=40haに統一される [Mesfin 1970b: 2-3]。しかし、前世紀末から1936年までに測量された面積は標準化されていない *gasha* が単位とされ、不正確であったと指摘されており [Lawrance 1963a:1-3]、本論ではヘクタールに換算せず、ガシャの単位のまま表記する。
- 37 はやくは17世紀にゴンダールで Iyassu 1世 (在位 1682-1706) の治世に、土地測量がおこなわれたといわれている。メネリク2世 (在位 1889-1913) の治世には、ガシャという面積単位を用いて、征服した南部のオロモ地域でも広範に土地の測量がおこなわれた。この時期につかわれた測量の道具は、去勢牛の皮 (ないしときに植物の繊維) をつかった細長い皮ひも *tēfer* (Am.) であった。その端と端をむすんで、土地を測量するときは、ケラダ *kālad* (Am.) と呼ばれた。のちに、この紐ではかられた土地にもその名前がつかわれ、*kālad māret* ないし *gasha māret* (*māret* はアムハラ語で「土地」という意味) とよばれた [Mesfin 1970b: 2-3]。
- 38 帝政エチオピア政府によって56年に策定された第1次5ヵ年開発計画では、大規模な近代農園の開発奨励の方針が次のように明記されており、この時期に政府が未開拓地を積極的に商業農園に転換することを目指していたことがわかる。「新開地は、慎重な準備の下で、市場に生産供給する大規模な近代的農園の組織によって開発されるべきである。第一段階では、そうした農園は財政的にも技術的にも政府による支援が必要で、長期の融資がみとめられるべきである。61年までに、こうしたあらたな農園は40,000haの耕作可能地を覆うものと期待される。こうしたものは国民経済への多大な利益をもたらすだろう。……近代的な農園の開設を促進するために、政府は借地者への特別税や税免除、長期融資などの支援を行うべき」 [Imperial Ethiopian Government 1956: 70-71]。
- 39 グルマは、1920年代の世界恐慌や1930年代後半のイタリア占領期の混乱、第二次世界大戦後のコーヒー需要の低迷などによって、エチオピアのコーヒー生産が減退していたものの、はやくは1940年代末からコーヒー市場の回復や輸送条件の改善による労働力不足の解消などによって生産が急速に増大しはじめたことを指摘している [Guluma 1994]。
- 40 グルマは、1950年代から60年代にこの地域にあらわれた新たなコーヒー生産者のひとりとして、ガブラ=クリストスについて記している。ガブラ=クリストスは、1960年代半ばまでにコーヒー・プランテーションを利益のなる農園に発展させ、国家やコーヒー商人から生産者の利益を守るために「ゴンマ・コーヒー生産者組合」を設立した [Guluma 1994: 727]。
- 41 「デルグ *dārg*」という言葉は、1974年に政権を掌握した軍・警察・領域警備軍 (Territorial Army) の代表からなる暫定軍事行政評議会 (Provisional Military Administration Council) の「評議会 Council」という言葉をあらわすアムハラ語で、後にその議長となるメンギスツ・ハイレ=マリヤムによる軍事独裁政権のことを指している [Negarit Gazeta, 15th September 1974]。メンギスツは87年に新憲法を制定し、エチオピア人民民主共和国の大統領に就任する [Negarit Gazeta, 12th September 1987]。当初、デルグは国家改革の明確なプログラムを用意していたわけではなく、“Ethiopia Tikdem (エチオピア第一)” というあいまいなスローガンしかなかった。デルグは120人ほどで構成されてい

たが、ほとんどは行政能力に乏しい下級士官で、かつての地下組織が出版物で提唱していた社会プログラムのいくつかを受け継いだとされる [Kidane 1990: 87]。

- 42 3月初旬からはじまったこのラジオ放送では、「すべての農地はエチオピア人民の共有財産となる。今後、いかなる者も、企業も、その他すべての組織も、土地を私的に所有することはできない」と告知される。そのほかにも、個人の土地保有に10haの上限が設定されたこと、賃金労働の禁止によって小作制が廃止されたこと、国営農園と農村組織がつくられること、小作の地主に対する借財や義務が解消されること、地主は現在耕作されている土地に対して平等の権利をもつこと、が伝えられた [Cohen et al., 1976:35]。
- 43 「農地の国有化布告」の正式名は、Proclamation No.31/ 1975, Public Ownership of Rural Lands Proclamation [Negarit Gazeta, 29th April 1975]。
- 44 74年9月に政権を掌握したPMAC / 暫定軍事行政評議会は、大学と高校(11・12年生)の新学期からの再開を見送り、国家労働キャンペーン National Work Campaign の一環として農村部に学生たちを下放するという決定を下す。75年1月末に第一陣が派遣されて以降、3月までに6000人の学生たちが参加した。政府は、首都アジスアベバがまだ情勢不安定なときに、里帰りしていた学生たちが新学期にあわせて首都にもどり、デモや抗議行動を組織することを恐れていたのにくわえ、土地改革と農民の組織化を進めるなかで、事実上崩壊していた地方の行政・警察機構を学生たちが代替することを期待していたとされる [Ottaway 1975:43-44]。一部の地域では75年5月以降、ザマチャのキャンプが閉鎖されはじめ、ザマチャ・キャンペーンは、76年6月に公式に終了となった [Ottaway 1978:86]。
- 45 75年12月の布告は、Proclamation No. 71, A Proclamation to Provide for the Organization and Consolidation of Peasant Associations [Negarit Gazeta, 14th December 1975]。このあと、1982年に農民組合は国家行政機関の末端として強化・統合される (Proclamation No. 223, A Proclamation to Provide for the Consolidation of Peasant Association) [Negarit Gazeta, 24th May 1982]。
- 46 エチオピアの国営農園は、その大部分が67,250ヘクタールの大規模商業農園の国有化によって実現された [Gizachew 1994]。全面積は1980年代で20万ヘクタールをこえる(全耕作地の2%)。1980年代初頭、国営農場が生産しているのは、小麦(全面積の40%)、メイズ(20%)、ソルガム(10%)、綿花(15%)。これらの農場の大部分がつくられたとき、176,708ヘクタールを占めていた90,683人の農民が立ち退きさせられた。また、コーヒーと茶の国営農園については、1993年までに23,937ヘクタールに広がっており、全生産の10%を占めている(コーヒー農園が20,429ヘクタール。茶農園が3,508ヘクタール)。これらの農園も、農民の立ち退きや自然林の伐採によってひらかれた。6,000ヘクタールをしめる2,235世帯が立ち退きさせられた。
- 47 79年12月、デルグはPolitical Commission to Establish a Workers' Party (COPWE)として知られる委員会をつくり、メンギスツが自ら議長となった。そのメンバーの3分の2は軍部からだったとされる。そして84年には、エチオピア労働党 Ethiopian Workers' Party が設立され、一党独裁体制がしかれた [Kidane 1990:135]。
- 48 EPRDF (エチオピア人民革命民主戦線 Ethiopian People's Revolutionary Democratic Front) は、激しい内戦の末、91年5月にデルグ政権のメンギスツ・ハイレ=マリアム大統領を亡命に迫りやり、首都アジスアベバを制圧する。7月に開かれた「エチオピア平和民主暫定会議」で「暫定期間憲章」が承認され、議長であるメレス・ゼナウイ(現首相)を首班とする暫定政府が樹立された [Negarit Gazeta, 22<sup>nd</sup> July 1991]。

49 この布告は、前政権時代の採算性の悪い公営企業を改革・再編成するために出された。

Proclamation No. 25/1992, Public Enterprise Proclamation [*Negarit Gazeta* 27th August 1992]。その後、Council of Ministers Regulation No. 151/1993によって、CPDEが設立された。CPDEは現在、ゴンマ・フラトを含め7つのコーヒー農園と2つのトモロコシ農園を管轄しており、そのうちコーヒー農園の総面積は20,201haにのぼる [CPDE 1994:13]。

50 公営企業 Public Enterprise の売却・民営化についての議論は、90年のデルグ政権による混合経済導入にはじまり、その後EPRDF政権下でも積極的にすすめられてきた。93年2月に「構造調整計画のための国家特別調査会 National Task Force for the Structural Adjustment Program」によって承認された方針では、すべての農業関連の公営企業のうち、短・中期的に売却するものが100で、売却・民営化のプロセスが完了するまで長期にわたって国有の立場にとどめるものは、わずかに5つにすぎない。この5つの中には、CPDEは含まれていない [Itana 1994:61]。

51 この布告 (Proclamation No. 89/1997, Rural Land Administration Proclamation) では、農民がもつことのできる土地の保有権 holding right について、「農業目的のために農地を利用できる権利で、賃借や家族の成員への相続ができ、さらにそこでの生産物ないし財産を取得し、売却・相続することができる権利を含む」とされた。さらにデルグ時代に10haとされていた土地保有面積の上限については規定がない [Yigremew 1999:216-7]。

52 1928年には小作料以外の地主への個人的なサービスの提供が禁止され、30年には一定面積以上の余剰地を小作に供与する勅令が出された [MLRA 1972: i]。さらに、55年には土地をもたない農民への政府有地の分配も決定され、土地をもたないすべての国民が半ガシャの土地を所有できるとされた [MLRA 1972: i]。しかし、Cohen & Weintraub [1975:60-61] は、多くの土地なし民は、土地の給付をうけるための複雑な手続きをとることができず、ほとんどの土地が公務員や兵士、警察官の手に渡ったと指摘している。60年に制定された民法のなかでも小作保護の条項が数多く盛り込まれたが、民法で規定された農民の権利について、「農民はじっさいには無知で効果をあげていない」といわれる [Mann & Lawrance 1963:5-6]。

53 62年に策定された第2次5ヵ年開発計画では、「地主 - 小作関係の改善」が5年間で集中的に取り組むべき4課題のうちの一つにあげられ、とくに「借料 (小作料) の管理」、「安定的な小作制」、「借地契約の法制化」の3つが具体的な問題として提起されていた [Imperial Ethiopian Government 1962:326-7]。しかし、64年に提出された小作法は両院で否決、その後、修正されて71年に議会に上程された農業小作法も審議されないまま、73年には廃案になっている [Cohen & Weintraub 1975:83-5]。

54 60年のクーデタについては、グリーンフィールドが、近衛兵たちの決起の経緯や中心人物であるギルマメ・ネウェイとメンギスツ・ネウェイについて詳細に記述している [Greenfield 1965: 269-452]。

55 60年代からはじまった土地改革に向けた政府機関の研究資料や法令の草案をいくつかあげておく。FAOが派遣した専門家による調査研究の文書には、Lawrance [1963a]、Lawrance [1963b]、Mann & Lawrance [1963]、Lawrance & Mann [1964a]、Lawrance & Mann [1964b]、FAO [1969] などがある。またMLRAによる布告の草案や調査文書には、MLRA [1968a]、MLRA [1968b]、Mesfin [1970a]、Mesfin [1970b]、Mesfin [1970c]、MLRA [1972]、MLRA [1975] などがある。

56 Dunning [1970: 289-293] は、土地改革の政治的障害として、エチオピアの政治システムが土地への権利にもとづくものであったこと、とくにそれがショワ州の優位を維持するのに貢献するものであったこと、南部の地方エリートや広大な土地を所有する教会が土地への既得権を守るために改革に反対し

たこと、などを挙げている。Cohen & Weintraub[1975: 83-92]は、土地改革を妨げた要因として保守的な上院議員や教会の反対の他にも、60年代以降の土地改革への取り組みそのものが、援助国や世銀、海外で教育を受けたリベラルな若手エリートたちをなだめるために行われたもので、政府には改革の意志が欠如していたと述べている。Cohen[1985a: 31-41]は、この時期の土地改革に対して諸外国が与えてきた影響について分析するなかで、援助国や開発機関、世銀、FAOなどが土地改革を進展させるよう圧力をかけながらも、財政的・技術的な面で重い負担を背負うことを躊躇していたことや協調的にコミットできなかったことを指摘している。

57 Cohen[1985a:42]は、公務で改革にかかわる大学卒業生の割合が増加したことや若い軍士官の意識が高まったことにくわえ、「土地を耕作者へ」というスローガンを強力に掲げていた学生たちの意識が革命の素地をつくったと指摘し、次のように述べている。「新政策の策定にかつての学生活動家を取り込んだことが、この（急進的な）土地改革布告につながった。それはエチオピアの都市インテリの産物であった」。また皮肉にも、ソビエトや中国など東側諸国が土地の国有化による急激な改革に否定的であった一方で、アメリカで教育を受けたMLRAの若手官僚たちが革命を急進的な方向へと押し進める推進力になったことを指摘している [Cohen 1985b:4]。

58 78年3月の布告は、Proclamation No.138、Co-operative Societies Proclamation、79年6月の布告は、Proclamation for Establishment of Producers' Cooperatives[Cohen 1985b:15]。こうした布告の作成には、東ドイツのアドバイザーが関わったとされる [Cohen 1985b:7]。

59 アムハラ *rist* system という土地所有や相続については、双系相続という原則のもとで形成されるはずの同族集団が、その成員の定義や系譜的な関係がきわめてあいまいなために、同じ祖先をもつという出自の主張も、たびたび政治的な力や抗争の結果に左右されるものであったことが指摘されている [Hoben 1973]。「リスト・システムは、より離れた集団に対抗するために、経済的・政治的・儀礼的な忠誠心を互いにもたせるような連帯的な協力集団のシステムではない。むしろ、互いに距離をとらせるような構造化されたあいまいさのシステムであり、例外的に一時的な同盟が築かれるのは、率直な自己利益にもとづいているだけである」 [Hoben 1973:237]。

60 この事例の経緯については、2001年と2002年の調査をとおして、たびたび聞き取りを行っていた。おもに、一方の当事者であるヤシンとアバインシから情報を得ている。

61 ダイソン＝ハドソンらは「なわばり territoriality」を、「あきらかな防御をとおした排斥やある種のコミュニケーションといった手段によって、多かれ少なかれ排他的にある個人や集団によって占有された場所である」と定義する [Dyson-Hudson et al. 1978:22]。

62 2000年の収穫期における、収穫作業の日当労働に対する対価は、1日3ブルあるいは、トウモロコシ7本（乾燥実に換算して2.5kg）である。

63 日本語では、一般的に「ザカート」といわれ、豊かな者が貧しい者に与える「定め

の喜捨」を意味する。この1/10という割合は、すでに旧約聖書において規定されている。「あなたは毎年、畑に種をまいてえるすべての産物の10分の1を必ず取り分けなければならない」（申命記14.22）。その後、クルアーンにおいてもとり入れられ、ウマイヤ朝期に地租ハラージュのうちアラブ地主に対して収穫の1/10を徴収するウシュルとして制度化される。キリスト教でも、中世ヨーロッパの教会で *tithe* 10分の1税として制度化されており、エチオピアでは「10分の1税 *asrat* (Am.)」として知られている。

64 イスラームでは、ザカートが経済的な余裕のある者に課された義務であるのに対し、サダカはあらゆる慈善行為を指す。

- 65 村人は、*mortu*を悪意に満ちた個人による道義に反する行為ととらえ、病気を治癒したり災厄の原因を告げたりする職業的な *t'änq'ay*とは区別している。本論では、エヴァンズ=プリチャードの定義を参考にして、*mortu*を「邪術(者)」、*t'änq'ay*を「呪術師」とする[エヴァンズ=プリチャード 2001(1937)]。なお、意図せずに他人に災厄をもたらし、その力が親から子へと受け継がれるという「妖術」に近いものとしては、邪視 *budah*がある。
- 66 精霊 *jinni* (*jin*)への信仰は、アラビア半島から北東アフリカにかけてイスラーム圏を中心にひろがっている。エチオピアのこの地方では、ムスリムだけでなく、キリスト教徒にもその存在が信じられている。特定の大木などに宿り、目に見えない道を通る。祈祷をし、供犠をすると喜んで財をもたらし、怒ると奪ってしまう。動物(とくにヤギ)の血を好んで飲む。骨を焼くと、それを肉のように食べる。偶然、*jinni*に出くわしてしまうと病気になる。
- 67 「江戸中期以降の二期的な入植者が勢力をえてきた場合、しばしば貨幣経済の浸透の流れに乗り、商家を兼ね、あるいは金貸し業を行ない、土着農民の反感をかい、こういう富裕層に対する村びとの嫉妬が憑きもの信仰と結びついて持筋を形成したと思われる」[吉田 1972:81]。
- 68 「褒め称える」という行為が、妬みの表現として忌避されるということは、フォスターによってさまざまな地域の事例から論じられている[Foster 1972]。
- 69 村人は、呪術師には、民族的な背景の違いから4つの種類がいると説明する。①ゴッジャメ(アムハラ)、②オロモ、③ムスリム(アラブ)、④「クッロ」。それぞれ、呪術がしたためられた分厚い本をもっている。①と③は、おもに紙に呪文を書いて渡すことが多いのに対し(③はアラビア語で)、②と④は葉草の調合が主であるという。
- 70 こうした妬みが富の分配の背景となっていることは、これまでの研究でも指摘されているが、それが社会関係によって違いをもっていることは考慮されていない[掛谷 1983; Foster 1972]。
- 71 *waliyu*という言葉は、アラビア語の「聖者」をあらわす *wali*という言葉に由来すると考えられる。
- 72 2002年12月に村で開かれた「農村開発を進める農業政策の方針についての集会」では、余剰地や耕されなくなった土地、相続人のいない土地などについて、あらたな若者の世帯など土地を必要としている者に分与する方針が伝えられた。ただし、土地面積を公平にするための再分配を行うのではなく、何年間も土地を耕さないままにしている者から土地を没収し、利用する意欲のある世帯に分配する方法が説明された。
- 73 農民があまり土地を売りたいがらないという傾向は、ダサレンも指摘しており、私的所有制度の導入に批判的な立場の者が懸念するような、都市の資本家による農地の買収と土地なし小作人の増加が急激に進む可能性を否定している[Dessalegn 1994]。
- 74 土地制度をめぐる議論がくり返されている一方で、政府は土地制度改革に対して消極的な態度をとっている。2002年12月にアジス・アババで開かれた公開政策討論会において、メレス・ゼナウィ首相は、土地制度改革を求める意見に対して、「政府は、土地制度の問題がすでに解決されたものとみなしており、デッド・イシューだと考えている」と述べている。かわりに、現政権が2003年から進めているのが、大規模な農民の移住計画である。これは、人口密度の高い地域から低い地域へと農民を移住させ、人口増加による環境劣化や農業の生産性低下を防ごうという政策で、200万人もの農民の移住が計画されている。調査地があるオロモ州にかぎらず、さまざまな民族集団によって構成される南部州でも、すでに多くの人びとがそれまでの居住地を遠くはなれた土地で新たな生活をはじめている。この移住計画がどのような結果をもたらすのか、まだ未知数であるが、今後エチオピアの農村社会に大きな変化をもたらすことは間違いない。

## 参考文献

(著者がエチオピア人の場合、呼称どおり、〈本人の名前 父親の名前〉の順に表記している。)

- 赤坂 憲夫 1992 『異人論序説』ちくま学芸文庫。
- 赤羽 裕 1971 『低開発経済分析序説』岩波書店。
- 石原 美奈子 1996 「オロモのクランの歴史研究の可能性について」『アフリカ研究』49: 27-52.
- 石原 美奈子 2001 「エチオピアにおける地方分権化と民族政治」『アフリカ研究』59: 85-100.
- 市川 光雄 1991 「平等主義の進化史的考察」田中二郎・掛谷誠編『ヒトの自然誌』平凡社, pp. 11-34.
- エヴァンズ=プリチャード, E. 2001(1937) 『アザンデ人の世界』向井元子訳, みすず書房。
- エンゲルス, F. 1965(1891) 『家族・私有財産・国家の起源』戸原四郎訳, 岩波書店。
- 小倉 充夫 1989 「社会主義エチオピアにおける農業政策と農村社会の再編成」, 林晃史(編), 『アフリカ農村社会の再編成』, アジア経済研究所, pp. 36-65.
- 大塚 和夫 1989 『異文化としてのイスラーム: 社会人類学的視点から』, 同文館。
- 掛谷 誠 1983 「妬みの生態人類学—アフリカの事例を中心に」大塚柳太郎編「現代のエスプリ・生態人類学」至文堂, pp. 229-241.
- 川端正久 1991 「社会主義と革命—タンザニア」, 小田英郎(編), 『アフリカの21世紀第3巻 アフリカの政治と国際関係』, 勁草書房, pp. 60-89.
- ギアツ, クリフォード 2001(1963) 『インボリューション: 内に向かう発展』池本幸生訳, NTT出版
- 北西 功一 1997 「狩猟採集民アカにおける食物分配と居住集団」『アフリカ研究』51:1-28.
- 北西 功一 2004 「狩猟採集社会における食物分配と平等: コンゴ北東部アカ・ピグミーの事例」寺嶋秀明編『平等と不平等をめぐる人類学的研究』ナカニシヤ出版。
- サーリンズ, マーシャル 1984(1972) 『石器時代の経済学』山内昶訳, 法政大学出版会。
- 杉島 敬志 1999 「序論: 土地・身体・文化の所有」杉島敬志編『土地所有の政治史: 人類学的視点』風響社, pp. 11-52.
- 杉島 敬志(編) 1999 『土地所有の政治史: 人類学的視点』風響社。
- 杉村 和彦 2004 『アフリカ農民の経済』世界思想社。
- スコット, ジェームス 1999(1976) 『モーラル・エコノミー: 東南アジアの農民反乱と生存維持』高橋彰訳, 勁草書房。
- 長島 信弘 1987 『死と病の民族誌: ケニア・テソ族の災因論』, 岩波書店。
- ブラウ, ピーター 1974(1964) 『交換と権力: 社会過程の弁証法社会学』, 間場寿一ほか訳, 新曜社。
- ブロック, モーリス 1996(1983) 『マルクス主義と人類学』山内彰訳, 法政大学出版局。

- 松村 圭一郎 2000 「共同放牧をめぐる資源利用と土地所有－沖縄県・黒島の組合牧場の事例から」『エコソフィア』6:100-119.
- マリノフスキー, B. 1980(1922) 「西太平洋の遠洋航海者」泉靖一編『世界の名著71 マリノフスキー／レヴィ＝ストロース』中央公論社.
- マリノウフスキー, B. 2002(1926) 『未開社会における犯罪と慣習』青山道夫訳, 神泉社.
- 宮本 勝 (編) 2003 『くらしの文化人類学6 <もめごと>を処理する』雄山閣.
- モルガン, ルーイス 1961(1877) 『古代社会 (上・下)』青山道夫訳, 岩波書店.
- ロック, ジョン 1968(1990) 『市民政府論』鶴飼信成訳, 岩波書店.
- リーチ, エドモンド 1995(1970) 『高地ビルマの政治体系』関本照夫訳, 弘文堂.
- リーブ, アンドリュー 1989(1986) 『所有論』生越利昭・竹下公視訳, 晃洋書房.
- 吉田 禎吾 1972 『日本の憑きもの』岩波書店.
- 吉田 昌夫 1996 「アフリカ社会主義の矛盾：国家形成過程を中心にして」, 歴史学研究会 (編), 『講座世界史10 第三世界の挑戦：独立後の苦悩』, 東京大学出版会, pp. 109-138.
- 吉田 昌夫 1999 「東アフリカの農村変容と土地制度変革のアクター：タンザニアを中心に」, 池野旬 (編), 『アフリカ農村像の再検討』, アジア経済研究所, pp. 3-58.
- Appadurai, Arjun 1986 Introduction: Commodities and the Politics of Value. In A. Appadurai (eds.), *The Social Life of Things: Commodities in Cultural Perspective*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 3-63.
- Barnard, Alan and James Woodburn 1988 Property, Power and Ideology in Hunter-gathering Societies: An Introduction. In T. Ingold, D. Riches and J. Woodburn (eds.), *Hunter and Gatherers Vol. 2: Property, Power and Ideology*. Oxford: Berg, pp. 4-31.
- Basset, Thomas J. and Donald E. Crummey (eds.) 1993 *African Agrarian Systems*. Madison: The University of Wisconsin Press.
- Berry, Sara 1993 *No condition is Permanent: The Social Dynamics of Agrarian Change in Sub-Saharan Africa*. Madison: The University of Wisconsin Press.
- Berry, Sara 1997 Tomatoes, Land and Hearsay, Property and History in Asante in the Time of Structural Adjustment. *World Development* 25(8):1225-41.
- Bloch, Maurice and Jonathan Parry 1989 Introduction: Money and the Morality of Exchange. In J. Parry & M. Bloch (eds.), *Money and the Morality of Exchange*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.1-32.
- Bohannon, Paul 1967 The Differing Realms of the Law. In P. Bohannon (ed.), *Law & Warfare: Studies in the Anthropology of Conflict*. Austin and London: University of Texas Press, pp.43-56.
- Bohannon, Paul and Laura 1968 *Tiv Economy*. London: Longmans.

- Cancian, Frank 1989 Economic Behavior in Peasant Communities. In Stuart Plattner (ed.), *Economic Anthropology*. Stanford: Stanford University Press, pp. 127-170.
- Carrier, James G. 1998 Property and social relations in Melanesian anthropology. In C. M. Hann (ed.), *Property Relations: Renewing the Anthropological Tradition*. Cambridge: Cambridge University Press. pp. 85-103.
- Cashdan, Elizabeth 1983 Territoriality among Human Foragers: Ecological Models and an Application to Four Bushman Groups. *Current Anthropology* 24(1): 47-66.
- CSA (Central Statistics Authority) 1996 *The 1994 Population and Housing Census of Ethiopia, Results for Oromia Region Volume I: Part VI, Statistical Report on Population Size of Kebeles*. Addis Ababa.
- Clapham, Christopher 1988 *Transformation and Continuity in Revolutionary Ethiopia*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Clapham, Christopher 2002 Controlling Space in Ethiopia. In Wendy James et al. (eds.), *Remapping Ethiopia: Socialism and After*. Oxford: James Currey, pp. 9-30.
- CPDE (Coffee Plantation Development Enterprise) 1994 *Coffee Plantation Development Enterprise*. (leaflet).
- Cohen, John M. 1985a Foreign Involvement in the Formulation of Ethiopia's Land Tenure Policies: Part I. *Northeast African Studies* 7(2): 23-50.
- Cohen, John M. 1985b Foreign Involvement in the Formulation of Ethiopia's Land Tenure Policies: Part II. *Northeast African Studies* 7(3): 1-20.
- Cohen, John M. and Dov Weintraub 1975 *Land and Peasants in Imperial Ethiopia: The Social Background to a Revolution*. Van Gorcum & Comp. B.V.
- Cohen, John M., Arthur A. Goldsmith and John W. Mellor 1976 *Revolution and Land Reform in Ethiopia: Peasant Associations, Local Government and Rural Development*. The Rural Development Committee, Center for International Studies, Cornell University (Rural Development Occasional Paper No. 6).
- Comaroff, John L. and Simon Roberts 1981 *Rule and Processes: The Cultural Logic of Dispute in an African Context*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Demel Teketay 1999 History, Botany and Ecological Requirements of Coffee. *Walia* 20:28-50.
- Dessalegn Rahmato 1992 The Land Question and Reform Policy: Issues for Debate+, *Dialogue* 1(1): 43-57, Addis Ababa.
- Dessalegn Rahmato (ed.) 1994 *Land Tenure and Land Policy in Ethiopia after the Derg*. Proceedings of the Second Workshop of the Land Tenure Project, The University of Trondheim.
- Donham, Donald L. 1986 Old Abyssinia and the new Ethiopian empire: themes in social history. In Donham, D. & W. James (eds.), *The Southern Marches of Imperial Ethiopia: Essays in History and Social Anthropology* Cambridge: Cambridge University Press, pp.3-48.

- Downs, R. E. and Stephen P. Reyna 1988 *Land and Society in Contemporary Africa*. Hanover: University Press of New England.
- Dunning, Harrison C. 1970 Land Reform in Ethiopia: A Case Study in Non-Development, *U.C.L.A. Law Review* 18: 271-307.
- Dyson-Hudson, Rada and Eric Alden Smith 1978 Human Territoriality: An Ecological Reassessment. *American Anthropologist* 80: 21-41.
- EEA(Ethiopia Economic Association) and EEPRI(Ethiopian Economic Policy Research Institute) 2002 *Land Tenure and Agricultural Development in Ethiopia*. Addis Ababa: United Printers.
- Fasil Nahum 1997 *Constitution for a Nation of Nations: The Ethiopia Prospect*. The Red Sea Press.
- FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations) 1969 *Report on the Government of Ethiopia on Land Tenure and Landlord-tenant Relationships*. Rome: FAO.
- Foster, George M. 1972 The Anatomy of Envy: A Study in Symbolic Behavior. *Current Anthropology* 13(2): 165-202.
- Foster, George M. 1988 *Tzintzuntzan: Mexican Peasants in a Changing World*. Illinois: Waveland Press.
- Gizachew Abegaz 1994 Rural land use issues and policy: overview. In Dessalegn Rahmato (ed.), *Land Tenure and Land Policy In Ethiopia After the Derg*. Proceedings of the Second Workshop of the Land Tenure Project. The University of Trondheim, pp.21-34.
- Gluckman, Max 1965 *Politics, Law and Ritual in Tribal Society*. Oxford: Blackwell.
- Greenfield, Richard 1965 *Ethiopia: A New Political History*. London: Pall Mall Press.
- Gregory, Chris 1982 *Gifts and Commodities*. London: Academic Press.
- Guillet, David 1998 Rethinking Legal Pluralism: Local Law and State Law in the Evolution of Water Property Rights in Northwestern Spain. *Comparative Study of Society and History* 40(1): 42-70.
- Guluma Gameda 1983 The Process of State Formation in the Gibe Region: The Case of Gomma and Jimma. In *Proceedings of the Annual Seminar of the Department of History*. Addis Ababa University, pp.129-152.
- Guluma Gameda 1984 Gomma and Limu: The Process of State Formation among the Oromo in the Gibe Region, c. 1750-1889. M. A. thesis, Addis Ababa University.
- Guluma Gameda 1986 Some Notes on food Crop and Coffee Cultivation in Jimma and Limmu *Awarajas*, Kaffa Administrative Region (1959s to 1970s). In *Proceedings of the Third Annual Conference of the Department of History*. Addis Ababa University.
- Guluma Gameda 1994 Some aspects of agrarian change in the Gibe region: the rise and fall of modern coffee farmers, 1948-76. In H.G. Marcus (ed.), *New Trends in Ethiopian Studies*. Proceedings of the 12<sup>th</sup> International Conference of Ethiopian Studies. Michigan State University. Lawrenceville, N.J.: Red Sea Press, Vol. I, pp. 723-736.

- Guluma Gameda 1996 Conquest and Resistance in the Gibe Region, 1810-1990. *The Journal of Oromo Studies* 3(1-2): 53-61.
- Hann, Chris M. 1998 Introduction: the embeddedness of property. In C. M. Hann (ed.), *Property Relations: Renewing the Anthropological Tradition*. Cambridge: Cambridge University Press. pp. 1-47.
- Hultin, Jan 1984 Kinship and Property in Oromo Culture. In S. Rubenson (ed.), *Proceedings of the Seventh International Conference of Ethiopian Studies*. pp.451-7. Institution of Ethiopian Studies, Addis Ababa University.
- Hyden, Goran 1987 Capital Accumulation, Resource Distribution, and Governance in Kenya: The Role of Economy of Affection. In Michael G. Schatzberg (ed.), *The Political Economy of Kenya*. New York: Praeger Publishers, pp.117-136.
- Hoben, Allan 1973 *Land Tenure among the Amhara of Ethiopia*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Hoben, Allan 2002 Ethiopian Land Tenure Revisited: Continuity, Change and Contradictions. In Workneh Negatu, Yared Amare, and Yigremew Adal (eds.), *Current Issues on Land Tenure in Ethiopia: Access, Food Production and Natural Resources Management*. Addis Ababa: Institute of Development Research.
- Imperial Ethiopian Government 1956 *Five Year Development Plan 1957-1961*. Addis Ababa.
- Imperial Ethiopian Government 1962 *Second Five Year Development Plan 1963-1967 (EC1955-1959)*. Addis Ababa.
- Ingold, Tim 1988 Notes on the foraging mode of production. In T. Ingold, D. Riches and J. Woodburn (eds.), *Hunters and Gatherers 1: History, evolution and social change*. Oxford: Berg, pp.269-85.
- Ingold, Tim, David Riches and James Woodburn (eds.) 1988 *Hunter and Gatherers Vol. 2: Property, Power and Ideology*. Oxford: Berg, pp. 4-31.
- Itana Ayana 1994 The State and Performance of Public Enterprise in Ethiopia: The Case of State Farms. Abdulhamid Bedri Kello (ed.), *Privatization and Public Enterprise Reform in Ethiopia*. Addis Ababa: Ethiopian Economic Association, pp.39-65.
- Juul, Kristine and Christian Lund 2002 Negotiation property in Africa: Introduction. In Kristine Juul & Christian Lund (eds.), *Negotiating Property in Africa*. Portsmouth: Heinemann.
- Kebebew Daka 1978 The Role of Co-operative in the Socialist Transformation of Agriculture Introduction. In *Proceedings on the Social Science Seminar*. Institute of Development Research, Addis Ababa University, pp.46-77.
- Kidane Mengisteab 1990 *Ethiopia: Failure of Land Reform and Agricultural Crisis*. New York: Greenwood Press.
- Kifle Lemma Wolde-Semayat 1999 Land Tenure: Legal Aspect and Its Impact on Sustainable Land Use and Food Security. In Taye Assefa (ed.), *Food Security Through Sustainable Land Use: Policy on Institutional, Land Tenure, and Extension Issues in Ethiopia*. (Proceedings of the First National

- Workshop of NOVIB Partners Forum on Sustainable Land Use). Addis Ababa: NOVIB Partners Forum on Sustainable Land Use, pp.133-174.
- Kopytoff, Igor 1986 The cultural biography of things: commodization as process. In A. Appadurai (eds.), *The Social Life of Things: Commodities in Cultural Perspective*. Cambridge: Cambridge University Press, pp.64-90.
- Lawrance, J.C.D. 1963a *Cadastral Survey in Ethiopia*. Addis Ababa: F.A.O.
- Lawrance, J.C.D. 1963b *Land Registration in Ethiopia*. Addis Ababa: F.A.O.
- Lawrance, J.C.D. and H.S. Mann 1964a *Land Taxation in Ethiopia*. Addis Ababa: F.A.O.
- Lawrance, J.C.D. and H.S. Mann 1964b *F.A.O. Land Policy Project (Ethiopia)*. Addis Ababa: F.A.O.
- Lee, Richard B. and De Vore (eds.) 1968 *Man the Hunter*. Chicago: Alding Publishing Company.
- Lewis, Herbert S. 2001(1965) *Jimma Abba Jifar: An Oromo Monarchy*. Asmara: Red Sea Press.
- Mamo Hebo Wabe 2004 Land, Local Custom & State 'Laws': A Study of Land Tenure Systems and Land Disputes Settlements Among the Arsii Oromo, Southern Ethiopia. (unpublished PhD. dissertation, Kyoto University).
- Mann, H.S. and J.C.D. Lawrance 1963 *Tenancy Reform in Ethiopia*. Addis Ababa: F.A.O.
- Mauss, Marcel 1990 (1925) *The Gift: The Form and Reason for Exchange in Archaic Societies*. London: Routledge.
- Meinzen-Dick, Ruth, and Rajendra Pradhan 2002 Legal Pluralism and Dynamic Property Rights. International Food Policy Research Institute (IFPRI), Washington, DC (Series: CAPRI Working Paper, no. 22).
- Mesfin Kinfu 1970a *Analysis of Cultivated Holdings in Ethiopia*. Addis Ababa: MLRA, Land Classification and Taxation Section.
- Mesfin Kinfu 1970b *Land Measurement and Land Classification in Ethiopia*. Addis Ababa: MLRA, Land Classification and Taxation Section.
- Mesfin Kinfu 1970c *The Possibilities of Developing Agriculturally Government Land in Ethiopia*. Addis Ababa: MLRA.
- MLRA (Ministry of Land Reform and Administration) 1968a *A Proclamation to Provide for the Regulation of Agricultural Tenancy Relationships*. Addis Ababa.
- MLRA 1968b *Third Draft: Considerations relating to the desirability of imposing a tax on unutilized private land as a component of land reform in Ethiopia*. Addis Ababa.
- MLRA 1972 *Draft: Policy the Imperial Ethiopian Government on Agricultural Land Tenure*. Addis Ababa.
- MLRA 1975 *A Brief Press Release from the Ministry of Land Reform and Administration*. Addis Ababa
- Mohammed Hassen 1990 *The Oromo of Ethiopia: A history 1570-1860*. Cambridge: Cambridge University Press.

- Mohammed Hassen 1996 Development of Oromo Nationalism. In P.T.Baxter, J. Hultin, and A. Triulzi (eds.), *Being and Becoming Oromo: Historical and Anthropological Enquiries*. Asmara: Red Sea Press, pp. 67-80.
- Moore, Sally Falk 1998 Changing African Land Tenure: Reflections on the Incapacities of the State. *The European Journal of Development Research*. 10(2):33-49.
- Moore, Sally Falk 2000(1978) *Law As Process: An Anthropological Approach*. Oxford: James Currey Publishers.
- Naty, Aleksander 2002 Memory and the Humiliation of Men: The Revolution in Aari. In W. James, D. L. Donham, E. Kurimoto, and A. Triulzi (eds.), *Remapping Ethiopia: Socialism and After*. Oxford: James Currey Publishers, Athens: Ohio University Press,
- Ottaway, Marina 1975 Land Reform and Peasant Associations: A Preliminary Analysis. In John W. Harbeson and Paul H. Brietzke (eds.), *Rural Africana* 28: 39-54.
- Ottaway, Marina 1978 Land Reform in Ethiopia 1974-1977. In A. K. Smith & C. E. Watch (eds.), *Peasants in Africa*. New York: Cross Road Press, pp.79-90.
- Pankhurst, Richard 1966 *State and Land in Ethiopian History*. Addis Ababa: The Institute of Ethiopian Studies and The Faculty of Law, Haile Sellassie I University.
- Popkin, Samuel L. 1979 *The Rational Peasant: The Political Economy of Rural Society in Vietnam*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Pospisil, Leopold 1971 *Anthropology of Law*. New York: Harper & Row.
- Quesnay, François 1662(1767) The General Maxims for the Economic Government of an Agricultural Kingdom. In R.L. Meek, *The Economic of Physiocracy: Essays and Translation*. London: George Allen and Unwin, pp.231-64.
- Robertson, A. F. 1987 *The Dynamics of Productive relationships: African Share Contracts in Comparative Perspective*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Roseberry, William 1989 Peasants and the World. In S. Plattner (ed.), *Economic Anthropology*. Stanford: Stanford University Press, pp. 108-126.
- Schneider, Jane 1990 Spirits and the Spirit of Capitalism. In Ellen Badone (ed.), *Religious Orthodoxy and Popular Faith in European Society*. Princeton: Princeton University Press, pp. 24-54.
- Shipton, Parker 1994 Land and Culture in Tropical Africa: Soils, Symbols, and the Metaphysics of the Mundane. *Annual Review of Anthropology* 23:347-77.
- Shipton, Parker and Mitzi Goheen 1992 Introduction: Understanding African Land-Holding: Power, Wealth, and Meaning. *Africa* 62(3):307-325.
- Snare, Frank 1972 The Concept of Property. *American Philosophical Quarterly* 9:200-6.
- Taye Assefa (ed.) 1999 *Food Security Through Sustainable Land Use: Policy on Institutional, Land Tenure, and Extension Issues in Ethiopia*. (Proceedings of the First National Workshop of NOVIB Partners Forum on Sustainable Land Use). Addis Ababa: NOVIB Partners Forum.

- Tekalign Wolde Mariam 1986 Land, Trade and Political Power Among the Oromo of the Gibe Region, A Hypothesis. In *Proceedings of the Third Annual Seminar of the Department of History*. Addis Ababa University.
- Tegegene Gebre Egziabher, Abdulhamid Bedri, Workneh Negatu and Dilnesaw Asrat (eds.) 1999 *Aspects of Development Issues in Ethiopia*. Institute of Development Research, Addis Ababa University.
- Tilahun Gamta 1989 *Oromo-English Dictionary*. Addis Ababa: Addis Ababa University Printing Press.
- Trimingham, John Spencer 1952 *Islam in Ethiopia*. Oxford: Oxford University Press.
- Workneh Negatu 2002 Land Tenure and Food Production: The Case of Adamitullu-Jidokombolcha Woreda in East Shewa Zone. In Workneh Negatu, Yared Amare, and Yigremew Adal (eds.), *Current Issues on Land Tenure in Ethiopia: Access, Food Production and Natural Resources Management*. Addis Ababa: Institute of Development Research, pp133-157.
- Workneh Negatu, Yared Amare, and Yigremew Adal (eds.) 2002 *Current Issues on Land Tenure in Ethiopia: Access, Food Production and Natural Resources Management*. Addis Ababa: Institute of Development Research.
- Woodburn, James C. 1980 Hunter and Gatherers Today and Reconstruction of their Past. In Ernest Gellner (ed.), *Soviet and western anthropology*. London: Duckworth, pp. 95-117.
- Woodburn, James C. 1998 Sharing is not a Form of Exchange: An Analysis of Property-Sharing in Immediate-Return Hunter-Gatherer Societies. In C. M. Hann (ed.), *Property Relations: Renewing the Anthropological Tradition*. Cambridge: Cambridge University Press, pp.48-63.
- Yared Amare 2002 Land Redistribution and Household Agricultural Production: A Case Study in Wogda, Northern Shewa. In Workneh Negatu, Yared Amare, and Yigremew Adal (eds.), *Current Issues on Land Tenure in Ethiopia: Access, Food Production and Natural Resources Management*. Addis Ababa: Institute of Development Research, pp.39-60.
- Yigremew Adal 1999 The Rural Land Tenure System in Ethiopia Since 1975: Some Observation About Their Impact on Agricultural Production and Sustainable Land Use. In Tegegene Gebre Egziabher et al. (eds.), *Aspects of Development Issues in Ethiopia*. Institute of Development Research, Addis Ababa University, pp.205-225.

<Negarit Gazeta (官報) および新聞>

Negarit Gazeta, 15<sup>th</sup> September 1974.

Addis Zemen, March 19, 1974.

Negarit Gazeta, 29<sup>th</sup> April 1975.

Addis Zemen, March 20, 1974.

Negarit Gazeta 14<sup>th</sup> December, 1975.

Addis Zemen, April 10, 1974.

Negarit Gazeta, 24<sup>th</sup> May 1982.

Addis Zemen, April 12, 197

Negarit Gazeta, 12<sup>th</sup> September 1987.

Negarit Gazeta, 22<sup>nd</sup> July 1991.

Negarit Gazeta, 27<sup>th</sup> 21August 1992.